

東京学芸大学五十年史

通史編



東京学芸大学五十年史

通史編

題
字
関
四
郎



構内の桜



東京学芸大学全景





キャンパス用地にあった旧陸軍技術研究所の給水塔(1953年頃)
『写真でみるわたしたちのまち小金井』より



小金井分校本館と前庭(1960年代)

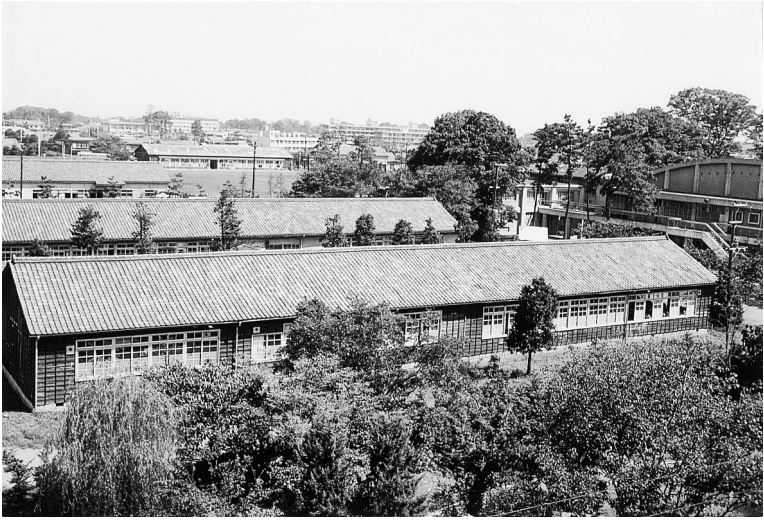


本部（世田谷本校、1956年）



世田谷本校正門（1956年）





旧陸軍技術研究所の建物を利用した教室（1960年代）



武蔵野マラソン（1960年代）



正門への道



正門



1960年代の正門風景



人文科学系研究棟本館
(第二部事務棟)



人文研究棟C号館 (第一部事務棟)

50年を経て



自然科学系研究棟本館 (第三部事務棟)



音楽家庭科研究棟 (第四部事務棟)



事務局



第2むさしのホール、学生センター



東門けやき並木の紅葉



国際交流会館



一般講義棟





芸術館



附属図書館



雪の構内

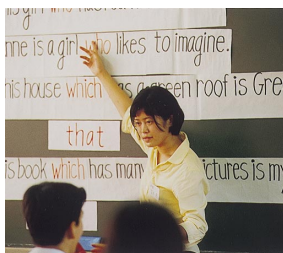


入学期

学生群像



卒業式



教育実習



附属養護学校の生活



日常生活訓練棟

附属幼稚園の生活





松江美希さんを讃えて



小金井祭



武蔵小金井駅前



国分寺駅

創立五十周年を迎えて

東京学芸大学学長 岡本靖正

東京学芸大学は、戦後の学制改革により、国立学校設置法が施行された一九四九（昭和二四）年五月三十一日、他の新制国立大学とともに創立され、一九九九年五月三十一日に創立五十周年を迎える。その母体となったのは、東京第一、第二、第三師範学校と東京青年師範学校である。一九七〇（昭和四五）年に刊行された『東京学芸大学二十年史』は、「創基九十六年史」と副題されているが、それは一八七三（明治六）年の東京府小学教則講習所の設立から数えた歴史で、その意味では、一九九九年は創基二二六年に当たり、本学は一と四半世紀に及ぶ長い教員養成の歴史と伝統を持っていることになる。

『東京学芸大学五十年史』は、しかし、大学の前史を視野に入れつつ、新制大学発足以後の本学の歴史を辿っている。本学はこの間、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特殊教育学校に対応する五つの教員養成課程において、多数の指導的な教員となる人材を育て、教育界に送り出してきた。一方において、少子化に伴う教員需要の低下を背景に、一九八八（昭和六三）年にいわゆるゼロ免制の四つの教養系課程を新設し、学校以外の教育的な場で活躍する人材の養成にも実績をあげてきた。一九六六年には、教育系大学・学部で初めて大学院修士課程が設置され、さらに九六年に、本学（基幹大学）、埼玉大学、千葉大学および横浜国立大学の連合による博士課程が設置された。また九七年には、現職教員に對して在職のまま研修機会を開くことを主たる目的として、修士課程に、専ら夜間に開講する総合教育開発専攻を新設し、同時に既設の専攻に昼夜開講コースを開設した。本学にはこのほか特殊教育特別専

攻科があり、また、附属図書館、九つの施設・センターと二三の附属学校・園がおかれている。

少子化とそれに伴う教員需要の低下はその後さらに進み、政府の財政構造改革の一環として、九八年度から三年間に、全国の国立教育系大学・学部教員養成課程の学生定員を三分の一（五〇〇〇人）削減する計画が始まり、本学はいま、全学をあげて学部の改組・再編に取り組んでいる。その基本的方向は、「有為の教育者」の養成という創立以来の設置目的を確認し直し、二一世紀の社会を見通しつつ、より資質の高い教員の養成を中心に、併せてこれからますます進む生涯学習社会における広義の教育者の養成をめざすところにある。大学院の充実・拡充と合わせて、二一世紀において本学が果たす役割はむしろ一層大きくなると信じている。こうした本学五〇年の歴史は、おのずから戦後日本の初等・中等教育の教員養成の歴史であり、教育系大学・学部のおゆみとなつていらずである。

蓮見首彦前学長のもとで、太田善磨元学長を会長とする東京学芸大学創立五十周年記念会が発足したのは、一九九四（平成六）年一二月のことであつた。その後太田会長のご逝去を承けて阿部猛元学長が会長になられるなど、役員の交代があつたが、記念会において各種記念事業の計画が決まり、記念事業を行うための募金活動には記念事業後援会が当たつて下さつた。関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

記念事業の一環としての創立五十年史刊行については、九六年に編集委員会が組織され、竹内誠教授（現名誉教授）を委員長として、鋭意計画が進められた。委員長と編集委員の方々、刊行事業を献身的に支えた附属図書館のスタッフをはじめ、ご協力いただいた学内外のすべての方々に、心からお礼申し上げます。

一九九九年三月

創立五十周年に思う

東京学芸大学創立五十周年記念会会長 阿部 猛

東京学芸大学は、その前身である師範学校の時代から、わが国教育界の中心的存在として、その役割をこなってきた。つねに社会の牽引力たるべき使命を自覚し、実力ある多数の人材を、教育界をはじめ各界に送り出し、近代日本社会の発展に寄与してきたことは、私どもの誇りとするところである。

しかしながら、明治以来百有余年の間には、幾度か大きな社会的変動を経験し、とくに先の大戦と戦後の混乱を招くに至った「教育の責任」に顧みて、私どもは、つよく期するところがあった。

第二次大戦後、わが国の政治・経済・社会・文化の全般にわたって、著しい変革を経験したが、教育もまた例外ではありえなかった。戦前・戦中の教育のあり様に対する反省にたつて、九年制の義務教育を土台とする新しい学校教育体系が樹立されたが、それに対応する教員の養成について、「教員の養成は大学において行う」という基本理念に基づき、旧師範学校を大学として編成し直すことになったのであった。

昭和二十四年、東京第一、第二、第三師範学校、および東京青年師範学校を母胎として、教員養成を主とする東京学芸大学が発足し、以来半世紀の歴史を刻んできた。顧みれば、それは文字どおり激動の五十年であり、^{うた}転た感慨なきをえない。

草創期の、いわゆる「生みの苦しみ」を経て、多くの障害をのりこえ、大学としてのあるべき姿を模索しつつ、しだいに実質を備え、形を整える努力を重ねてきた先輩の労苦に対して、私どもは心からな

る敬意と感謝の念をあらわすものである。

先人の業績は次つぎに後輩にうつがれ、大学が大学らしい実質と風格を備えるに至った過程は、しかし必ずしも容易な道ではなかった。カリキュラムや教官の人事構成の整備、学寮問題、そしていわゆる学園紛争を経験し、外には卒業生の就職問題を抱えて苦悩した。しかし、待望の大学院の設置は、社会的要求に応えるとともに、また大学の学生・教官の士気をたかめるうえで大きな力となった。

大学は、つねに政治・社会の変動に揺り動かされてきたが、とくに最近における新課程の設置と教員組織の改組、そして入学定員の削減等、大学の土台をゆるがし兼ねない難問が、次つぎに起こっている。創立五十年にして、大学は将来を占う試験に直面しているといえよう。

内外の状況を顧みれば、創立五十周年を祝うよろこびとともに、これから二十一世紀に向けて、大学が歩むべき困難な道を予想せざるをえない。したがって、私どもは、過ぎし五十年を総括し、来るべき二十一世紀への展望を開くために、記念事業の一環として、五十年史を編纂することとしたのである。

本書成るに当たって、記念誌編集委員会委員長竹内誠氏をはじめ委員の方がたの、長期にわたるご努力はもちろんのこと、多くの方がたのご協力に対して、心より感謝の意を表するものである。私は、かつて三十年前、小沢栄一委員長のもとで『東京学芸大学二十年史』の編纂に携わったが、その経験にてらしても、各位のご苦勞のほどは察するに余りあり、記念会としてあつくお礼を申しのべたい。

最後に、この五十年史が、本大学の関係者のみならず、広く社会の多くの方がたに読まれ、わが国の今後の教育問題、教員養成問題を考えるよすがとされることを希望し、序とする。

一九九九年三月

刊行にあたって

編集委員会委員長 竹内 誠

かつては「人生五十年」といわれた。大学という機関・組織も、半世紀を経れば人生のあゆみと同様、大きな画期を迎える。

わが東京学芸大学は、一九四九（昭和二四）年五月三一日に国立の新制大学として発足した。爾来五〇年、その道は決して平坦ではなく、また一筋道ではなかったが、創立以来現在に至るまでの、教官・事務官・学生らすべての本学関係者の英知と努力によって、今日のわが大学を築きあげてきた。

その五〇年の足跡をきちんと記録にとどめておくべく、一九九六（平成八）年三月、「東京学芸大学創立五十周年記念誌編集委員会」が設置された。編集委員会は、それぞれ多忙な委員諸氏の貴重な時間を割いて二〇回にも及んだが、毎回、長時間にわたり熱心な論議が行われた。とくに発足間もない初期の委員会では、編集方針を定めるための討議に、十分な時間を費やした。その討議により定められた主な編集方針は、次のとおりである。

(一)この『東京学芸大学五十年史』は、通史編と資料編の二分冊とし、いずれも単なる東京学芸大学五〇年のあゆみではなく、その背景にある戦後教育史、あるいは戦後教員養成史と関連させつつ記述、ないしは資料を選択する。

(二)一九七〇（昭和四五）年刊行の『東京学芸大学二十年史』は、そのサブタイトルに「創基九十六年史」とあるように、かなりのページを割いて本学の前身の師範学校の歴史を懇切に記している。そ

の重複を避けるため、『東京学芸大学五十年史』では、文字どおり大学となつてからの五〇年のあゆみを詳述し、師範学校時代については、補章において大学前史として略述する。

(三)東京学芸大学の五〇年というあゆみの中には、わが国における戦後教育や社会状況の大きなうねりに揺り動かされつつ、その上に本学なりの固有の事情による移り変わりがあつた。すなわち、一九四九〜六三年の整備・統合期、一九六四〜七五年の拡充・発展期、一九七六〜八六年の展開期、一九八七〜現在の転換期、の四つの画期である(詳細は序章第二節参照)。もちろん、この画期はおまかな動向であり、ここに示した年次も絶対的な数字ではなく、その年次の前後あたりというおよその目安の数字である。

こうした編集方針のもと、編集委員全員がそのまま執筆委員となり、分担執筆して成つたのが本書通史編である。そのうえ資料編も、基本的には通史編の分担執筆者が、それぞれ分担した当該の章・節に照応する資料を選択し解説を加えており、通史の記述と、その裏付けとなる資料とが、明解かつ密接に関連づけられているところに特色がある。通史編と共に、資料編の活用をぜひおすすめてほしい。

とかく歴史編纂が終了すると、編纂過程で収集した資料が散逸するという事例をしばしば聞くことがある。そうしたことのないよう本編集委員会では、収集した資料をとりあえず附属図書館で一括して保存していただくようお願いした。今後こうした資料等をも含めて、東京学芸大学に教育資料館を設置しようという気運が醸成されるならば、望外の喜びである。

いま本学は、他の教員養成系大学と同様、かつてない深刻な事態に直面している。一九九七年度に政府の財政構造改革の一環として打ち出された、国立大学教員養成課程学生定員の五〇〇〇人削減計画への対処である。

創立五〇年を目前にして、本学は歴史の大きな岐路に立たされている。今ほど、教員養成系大学の真のあるべき姿とは何かが、問われている時はない。このような危機的状况なればこそ、われわれは冷静に本学が歩んできたこれまでの道を跡づけ、そこから新たな将来像を構築する必要がある。平凡な言葉であるが、まさに「温故知新」である。本書が、その一助となれば幸いである。

おわりに、終始一貫すばらしいチーム・ワークで執筆いただいた編集委員諸氏、および実質的な監修業務を献身的にしてくださった原聰介副委員長に対し、厚く御礼申しあげると共に、快く題字を揮毫していただいた関四郎元学長、また聞き書きや資料収集等に並々ならぬご協力をいただいた方々、さらには繁雑な編集の事務を誠心誠意担当してくださった附属図書館の関係者に対し、心から感謝の意を表したい。

一九九九年三月

目次

創立五十周年を迎えて

東京学芸大学学長 岡本靖正

創立五十周年に思う

東京学芸大学創立五十周年記念会会長 阿部猛

刊行にあたって

編集委員会委員長 竹内誠

序 章 時代と社会背景

第一節 戦後教育史の風景 1

一 『二十四の瞳』から『人間の壁』まで 1

二 様変わりした高度成長期後の学校社会 3

三 戦後教育史の四段階 5

第二節 東京学芸大学五十年史の時期区分 7

第一章 学部のおゆみ

目次 第一節 教育界と東京学芸大学 13

一 戦後教育改革における教員養成の出發と東京学芸大学	14
(一) 「教員養成を主とする」大学・学部の新設	
(二) 戦後初期の教員養成力リキラム研究と東京学芸大学	
(三) 「学芸大学」構想の展開と師範学校の大学転換	
二 整備・統合期(一九四九～六三年)	19
(一) 東京学芸大学の創設	
(二) 教育職員免許法の公布と日本教育大学協会の設立	
(三) 初代学長が描いた大学像	
(四) 戦後教育改革の推進・普及と東京学芸大学	
(五) 一九五三・一九五四年免許法改正と東京学芸大学	
(六) 一九五八年中教審答申と東京学芸大学	
三 拡充・発展期(一九六四～七五年)	32
(一) 「課程 学科目」制実施と学部名称変更	
(二) 一九六五・一九六六年教養審建議と一九七一年中教審答申	
(三) 本学の拡充・発展と葛藤	
四 展開期(一九七六～八六年)	38
(一) 新構想教育大学の施設と大学院増設	

目次	
(一)	学内におけるカリキュラム弾力化への志向性
(二)	教員養成における質的・量的充実の実績
(三)	教員需要減少のきざしと教員養成をめぐる諸矛盾
(四)	教員需要減少のきざしと教員養成をめぐる諸矛盾
五	転換期（一九八七年）現在）
(一)	大学改革・行政改革・少子化の波
(二)	大学改革と教員養成改革のはざま
(三)	教育を対象とする幅広い学問の研究・教育への期待
第二節	組織・建物・環境
一	教育・研究組織
(一)	大学としての教育研究組織の模索と「課程 学科目制」問題
(二)	二部制教育研究組織から新たな組織原理による三部制へ
(三)	三部制から四部制へ
(四)	新課程設置に伴う教育研究組織の改組
(五)	国立大学教員養成課程の入学定員削減計画への対応
二	管理運営組織
(一)	整備・統合期（一九四九～六三年）
(二)	拡充・発展期（一九六四～七五年）から展開期（一九七六～八六年）
	90
	55
	55
	47

(三) 転換期（一九八七年）現在）	
三 入学試験 選抜単位数の推移について	99
(一) 整備・統合期	
(二) 拡充・発展期	
(三) 展開期	
(四) 転換期	
四 敷地・建物・環境	103
(一) 敷 地	
(二) 建物と環境	
第三節 教育課程	121
一 新制「大学」での教員養成カリキュラムの模索	121
(一) 「東京第一師範学校案」の先見性	
(二) 大学の発足と「東京学芸大学カリキュラム暫定案」	
(三) 『東京学芸大学カリキュラム』の制定	
(四) 『東京学芸大学カリキュラム』の第一次改訂	
二 『東京学芸大学カリキュラム』の第二次改訂	135
三 『東京学芸大学カリキュラム』の第三次改訂	139

目次	
四 教養系設置による多様化とカリキュラム	143
(一) 教養系カリキュラムの策定	
(二) 教養系カリキュラムの全面改訂	
(三) 『東京学芸大学カリキュラム』の第四次改訂	
第四節 学生生活	151
一 東京学芸芸大学生の誕生	151
(一) 教育者になるうとする学生たち、教育研究の伝統	
(二) 学生運動のテイクオフ	
(三) 新制大学コンプレックスからの脱皮と教育実践	
(四) 苦悩する大学	
二 危機意識の中の学生たち	161
(一) 「養護学校と義務制問題」 学生のクライシス感	
(二) 寮 問題	
(三) 第一次教員就職難の時代	
(四) 大学の国際化と外国人留学生	
三 行動を始めた学生たち	171
(一) 「モータリゼーション」	

(一)	大学祭から小金井祭へ	
四	学生生活の新しい展開	175
(一)	交通戦争	
(二)	課外活動共用施設に関する学生と学生部長の調印・概算要求	
(三)	外国人留学生の激増	
(四)	留学生教育研究センターの設置	
(五)	国際交流会館の建設と大学間交流の開始	
(六)	教員就職の冬の時代	
(七)	サークル活動	
(八)	キャンパス生活と学生保険	
(九)	今日の学生	
(一〇)	大学の変身への試み	
第五節	教職員の研究と生活	196
一	教員の研究活動	196
(一)	研究環境の変遷	
(二)	科学研究費補助金の採択	
(三)	奨学寄付金の受け入れ	

	(四)	研究論文頁数	
	(五)	博士号取得者数	
	(六)	東京学芸大学出身教員の数	
	(七)	教員の外国での研修	
	二	教職員の生活	210
	(一)	助手の三年任期制の廃止	
	(二)	宿直・日直の廃止	
	(三)	女性教職員の待遇改善と権利擁護	
	(四)	事務組織の再編と勤務環境	
	(五)	学長選挙	
		第二章 大学院・専攻科のあゆみ	
		第一節 専攻科	219
		第二節 大学院修士課程 教育学研究科	223
次	一	設置までの経緯	223
	二	設置された修士課程の骨格	225
目	三	設置後の経緯	228

四	夜間大学院（修士課程）の創設と大講座編成	229
五	研究科運営組織の変遷	233
六	学生数の推移	235
	第三節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科	237
一	博士課程への願い	237
二	設置準備	240
三	連合学校教育学研究科の骨格	242
四	研究科の運営	244
五	残された課題	244
	第三章 附属図書館施設・センター 附属学校のあゆみ	
	第一節 附属図書館	247
一	附属図書館の発足から小金井本館の完成まで	247
二	附属図書館の統合から新館の完成まで	250
三	新図書館における図書館活動の展開	256

四	より良い図書館をめざして	268
第二節	施設・センター	282
一	省令施設と学内施設	282
二	東京学芸大学教育研究所	283
三	教育学部附属施設・センター	287
(一)	附属特殊教育研究施設	
(二)	附属環境教育実践施設	
(三)	附属教育実践総合センター	
四	大学附置省令施設	305
(一)	海外子女教育センター（全国共同利用施設）	
(二)	保健管理センター	
(三)	留学生センター	
五	学内施設	312
(一)	情報処理センター	
(二)	有害廃棄物処理施設	
(三)	放射性同位元素総合実験施設	

第三節 附属学校

一 附属高等学校	318
(一) 附属高等学校	317
(二) 附属高等学校大泉校舎	318
二 附属養護学校	323
三 附属中学校	325
(一) 附属世田谷中学校	325
(二) 附属小金井中学校	325
(三) 附属大泉中学校	325
(四) 附属竹早中学校	325
四 附属小学校	332
(一) 附属世田谷小学校	332
(二) 附属小金井小学校	332
(三) 附属大泉小学校	332
(四) 附属竹早小学校	332
五 附属幼稚園(小金井園舎・竹早園舎)	342

第四章 同窓会のあゆみ

第一節 師範学校時代の同窓会

一 七杉会の結成

二 東京府師範学校同窓会の誕生

三 東京府女子師範学校同窓会

四 東京府立師範学校同窓会

五 戦時中の同窓会

六 同窓会活動の再開

第二節 東京学芸大学同窓会

一 東京学芸大学同窓会の誕生

二 東京学芸大学同窓会研修の特質と課題

三 東京学芸大学同窓会名簿の発行

四 東京学芸大学教育研究会の発足と『**學藝**』の発刊

五 東京学芸大学学生後援会の誕生

六 新時代の東京学芸大学同窓会

目次

369 368 364 363 361 355 355 353 351 350 348 347 347 347

七	東京学芸大学同窓会の展望	372
	補章 大学前史	
	第一節 戦前期の教育界と師範学校	377
	第二節 東京府における師範学校の成立と発展	383
	第三節 師範学校の生活	398
一	学科課程と生徒	398
二	生徒募集と入学者	403
三	授業と学校行事	411
四	寄宿舎生活と校友会	418
	年表	425
	編集後記	
	編集委員会名簿	
	執筆分担	
	コラム「けやきの碑」	107
	座談会 同窓会活動・学生群像を語る	153

目 次

東京学芸大学学獅会、サークル棟	193
女子バレーボール部	194
大学日本一に！	

序章 時代と社会背景

第一節 戦後教育史の風景

一 『二十四の瞳』から『人間の壁』まで

『二十四の瞳』といえば、本書を手に行っている人に、そのストーリーをいまさら紹介するまでもないだろう。小豆島の岬の先端にある分教場を舞台に、昭和初期から敗戦直後にいたるおよそ二〇年間に及ぶ、一女性教師（大石先生）と二人の島の子どもたちとの心の交流を情感豊かに描いた一大叙情詩である。子どもたち一人ひとりの個別的日常、そのこまごました私生活の内情に心を配り、ときに励まし、ときに喜びをともにし、そしてしばしばその不遇に同情の涙を流す、それこそ聖母マリアをほうふつさせる大石先生、その姿は、人道的教師像の典型として、のちの教師論議で繰り返し振り返られる原点となったものである。

たまたま高松市で開かれる学会に参加するついでに、この岬の分教場を訪ねたことがあった。タクシ一の運転手に案内されて降りたその場所は、「二十四の瞳映画村」といって入材料三五〇円を払って見学する模型の村で、じつは一九八七（昭和六二）年に再映画化されたときにつくられたロケのオープン・セットを修復し保存したものだ。漁師の家や農家など昭和初期の家並みが実物大で再現されたもの

で、今は見学者の休憩所、飲食店、土産物売場として使用されていた。うかつにも、『二十四の瞳』の二度目の映画化のことをすっかり忘れていて、つきりあの木下恵介監督、高峰秀子主演による最初の映画（一九五四年）に描かれていた風景を想像していたので、ミニチュアを見せられた思いでガツカリした。そそくさとひとまわりして、「本物はどこにあるのですか?」と、不満もあらわに運転手に尋ねたほどである。その本物の岬の分教場（一九〇二〔明治三五〕年建築）は、映画村から少し離れた場所に、一九七一年廃校当時の姿そのままに保存してあった。木下作品ではこの分教場、そして付近の家並みや自然の風景がそのまま口々に使えたが、それから三三年後再映画化されるとき、分教場はすでに廃校になっており、地域の風景もすっかり変わってしまい、オープン・セットを設営して当時の村を再現するほかなかった、というのである。木下作品を通じて、われわれの心のふるさととして脳裏に刻み込まれた理想の学校、理想の教師は、人工の模型としてしか見ることができないことを、ウムをいわせぬ生々しさで教えられたのである。三五〇円は思えば安い授業料であった。

小説『二十四の瞳』が発表されて五年後の一九五七年、小説『人間の壁』が朝日新聞朝刊に連載を開始した（これも一九五九年、山本薩夫監督、香川京子主演によって映画化された）。教師としての勤めをひたむきに、かつ誠実に尽くすその主人公尾崎先生の姿には、なるほど大石先生を源流にする聖母のイメージが引きつがれている。しかしその時期は、すでに戦後も一〇年を経て（経済白書が「もはや戦後ではない」と書いたのはその前年五六年のことである）、日本経済が高度成長のスタートラインにいた頃で、当時の政治・経済情勢の激流に呑み込まれ、尾崎先生には、大石先生が享受できたあの師に対する思慕の感情や敬意が報われることはない。

大石先生をとりまく社会は、まだ地域に閉鎖した小さな共同体であった。生活は貧しくとも、その貧しさをテコにした相互の連帯があつた。貧しさに耐える子どもに同情し、貧しさを克服せんとする努力を励ますことで、大石先生は子どもたちの心の支えとなる。大石先生はただひたすら、子どもたちと手をつないでおればそれで十分教師たり得たのである。それにくらべて尾崎先生の苦悶は、大石先生をとりまいていたあの旧世界に別れを告げ、講和条約を締結し、独立国として自力で新世界へと歩み始める時代の軌みに由来する。『人間の壁』に描かれている教育現場は、もはや地域に閉鎖した小世界ではなく、中央の教育行政や教員組合の組織に組み込まれた一支部である。学校はもはや生徒と教師との牧歌的感情共同体ではなく、背後にひかえる各種利害集団の代理戦争の場と化している。

一一 様変わりした高度成長期後の学校社会

一九六〇年二月の「国民所得倍増計画」から、七三年一〇月の第一次オイルショックまでおよそ三年間、日本社会は高度経済成長路線をひた走る。これと並行して、教育機会は爆発的な拡大を示す。高校進学率についてみれば、一九五七年にやっと五一・四%だったのが、以後年率二%増の割合で上昇しつづけ、高度成長期が終わった翌年（一九七四年）九〇%を超えたのである。この間われわれは、つまりまるところ貧困に由来する教育の諸問題から解放される感触を覚えていたはずである。ところが皮肉なことに、その七〇年代後半から種々の新たな学校問題に直面することになる。高校中退、不登校、校内暴力、いじめ、校則問題、体罰などなど、ここ十数年教育世論に話題を欠くことはない。イヴァン・イリツチの「学校化社会」批判が紹介され、その日本の現象ともいふべき「学歴社会」に伴う弊害論が世

間で取り沙汰されるようになるのもこの時期からである。

一九七二年一〇月からおよそ一〇年間、朝日新聞が連載したシリーズ「いま、学校で」は、様変わった学校の実情、子どもたちの生活世界を、主張を加えずクールに、あたかもスナップショットでも見るかのように切り取ってみせ、読者の関心を引いた。連載の始めの部分を収録した単行本『いま、学校で①』のあとがきにはこう記されている。

この本は、教育を論ずるのが目的ではありません。ありのままの学校の姿を見つめること、いま、学校でおこなわれていることを細大もらさず冷静な眼で見つめること、教室や職員室にはいつてじかに取材し、それを報告する、ということに最大の力を注ぎました。

（朝日新聞社『いま、学校で①』一九七三年）

そしてその第一報は、東京多摩地区の小学校に赴任したある若い男子教員（東京学芸大学卒三年目、とある）の体験談である。一年間のクラス担任が終わるのを前にお別れ遠足を計画したところ、教頭にしかられ、中止するわけにいかないなら主催者を母親たちにして、教師がそれに招待された形にしなさい、それなら事故があつても学校に責任がないからと、忠告されたというものである。その若い教師は『二十四の瞳』の大石先生のように、自然の中で、子どもたちと遊び、心を通い合わせる感傷もあつたのだがという。われわれのイメージにあるあの旧世界の学校風景とは様変わりしてしまった教育現場を象徴する出来事である。どうやら回り舞台はここで一八〇度回転したようである。

三 戦後教育史の四段階

一九八四年九月、戦後教育改革期の教育刷新委員会以来初めて、総理大臣の諮問機関として「臨時教育審議会」が設置された。「戦後教育の総決算」を旗印に掲げた同審議会は、八七年七月に最終答申を提出してその任務を終えた。それから十余年、わが国の教育をめぐる状況にはめまぐるしい変革の波が押し寄せている。八九年度から実施に移されている初任者研修制度、九二年九月から始まった学校週五日制、総合学科の新設をはじめとする一連の高校改革、そして大学設置基準の大綱化など、小学校から大学院にいたるまで、戦後教育の基本的性格に変更を加える種々の改革がいま進行中なのである。

以上、戦後教育史の風景を世相史的に点描してきたが、この視点から、わが国の戦後教育五〇年間のあゆみを、以下の四つの段階に整理できるのではないだろうか。敗戦からおよそ一〇年間は、戦前期の教育を反省し、新たな教育理念を掲げ、新しい教育の諸制度のもと、いわゆる教育の民主化への模索が試みられた第一段階（戦前期教育の反省と新教育への「模索期」）。一九五〇年代後半以降七〇年代前半にかけて、わが国の教育は高度経済成長という新たな国家目標に組み込まれ、経済の発展がさらなる教育機会の拡大をもたらすという循環で、その量的・内容的膨張をたどることになる第二段階（新しい制度における教育の急速な「量的拡大期」）。しかし七〇年代後半になると、経済成長は失速して安定成長路線に転換し、また、向上した生活水準、様変わりした生活様式の影響が、学校や教育に対する考え方にも及んで、それ自体を無条件に良しとし、その量的拡大を図ることへの疑問も生じてきた。高校中退、不登校、校内暴力、そしていじめ問題等々さまざまな学校問題が頻発し、それへの対応策が種々論

じられることになった第三段階（量的拡大の見直しが迫られる「停滞期」）。これらの問題に対する論議のひとつの決着が臨時教育審議会の答申であり、これを受けて教育改革の実施にとりかかるのが、九〇年代以降現在にいたる第四段階（質的転換を図り次の時代に向けた改革が進められる「移行期」ということになる）。

第二節 東京学芸大学五十年史の時期区分

以下につづく第一章の各節及び第二章以降において、教育界と東京学芸大学、組織・建物・環境、教育課程、学生生活、教職員の研究と生活、大学院・専攻科、附属図書館施設・センター附属学校、同窓会に分けて、その五〇年間のあゆみが詳しく述べられる。ここでは、その理解に資する一助たらんとを期して、東京学芸大学五十年史を四つの時期に区分し、それぞれの時期ごとに本学の全般的動向を概略しておくことにする。

東京学芸大学のこの五〇年間は、一方でわが国戦後教育の大きなうねりに揺り動かされながら、他方でこの大学固有の事情によって移り変わってきた。したがってその時期区分には、前項で述べた戦後教育史の四段階と、ある部分では重なり、ある部分ではいくらかのタイムラグがみられる。このたびわれわれが設定した時期区分は、以下に提示する四段階である。

- 、一九四九（昭和二四）年から一九六三年までの「整備・統合期」
- 、一九六四（昭和三九）年から一九七五年までの「拡充・発展期」
- 、一九七六（昭和五一）年から一九八六年までの「展開期」
- 、一九八七（昭和六二）年から現在までの「転換期」

以下この時期区分に沿って、本学五〇年のあゆみを概観することにしよ。

「整備・統合期」(一九四九～六三年)

一九四九年五月三十一日、国立学校設置法の施行とともに、新制大学としての本学の歴史はスタートした。その経緯については第一章第一節で詳しく考察されるので触れないが、本学が四つの師範学校、六つの分校・分教場を併合して発足したことは、本学のその後のあゆみに特別の性格を刻印するものとなったことを特記しておきたい。本学五十年史の第一期は、大学発足から、各分校を廃し、小金井地区へのキャンパス統合が完成する一五年間とすることにおそらく異論はないであろう。先の戦後教育史の区分でいえば、「摸索期」を経て、「量的拡大期」もすでに半ばを過ぎた六〇年代の前半まで、本学は「タコの足大学」と呼ばれ、そこには旧師範の寄り合い所帯の様相が色濃く残存していた。この時期本学では、小金井地区へのキャンパス統合と、四年制大学としての学科課程整備が最大の課題であった。「整備・統合期」と名づけたゆえんである。大学発足当初存置されていた三つの師範学校と青年師範学校は、一九五一年三月の卒業生を送り出してその歴史を閉じた。小金井地区以外の分校(追分、大泉、竹早)、分教場(調布)、附属学校(追分、豊島)などが相次いで閉校し、代わって新たな附属学校(高校、幼稚園小金井園舎、養護学校)や施設(言語指導研究施設)が設置されるのもこの時期である。当初は学生数の大半を占めていた二年課程の学生定員を順次削減して、四年課程の学生定員が増やされていった。社会では高度経済成長が始動し、経済発展に資する学校教育の拡充整備、教員需要への対応策を重視した国の教員養成へのテコいれにも後押しされて、本学は教員養成を主たる目的とする大学としての整備を進め、一九六四年三月をもって世田谷分校・小金井分校の分校制を廃し、六四年度から新しい組織・機構のもと、次の第 段階へ向けて再出発することになる。

「拡充・発展期」(一九六四～七五年)

その第 段階「拡充・発展期」は、戦後教育史の「量的拡大期」の後半にほぼ対応して、一九六四年から七五年までの一二年間である。この時期日本社会は経済の高度成長の波にのり(六四年の東京オリピック、六五年から六九年までの「いざなぎ景気」など)、教育機会が飛躍的に拡大すると同時に、国の教育政策が厳しさを増すときでもある。家永教科書訴訟がこの時期に始まることや、大学紛争がちょうどこの時期の間点に起こっていることなどがその事情を示している。しかるに本学の歴史においてこの時期は、小金井へのキャンパス統合を起点にして、学部組織の再編、学生定員の増加、大学院修士課程の設置など、教員養成を主たる目的とする大学としての内容を充実させる発展のときにあたる。まず六四年度には、大学発当初からの学芸部・教育部に代えて、人文科学、自然科学、芸術・体育・家庭などの分野別に、第一部、第二部、第三部の三部制を敷いた。六六年度には、全国の国立教員養成系大学に先がけて大学院修士課程教育学研究科四専攻を開設し、以後年々専攻を増設、七五年には一二専攻を用意し、ほぼすべての分野をカバーした。また学生の定員増に関していえば、六〇年代初頭に特殊教育教員養成課程が開設され、引き続き、特別教科教員養成課程 美術・工芸、音楽、保健体育、理科、数学の諸教科が相次いで設置されるとともに、幼稚園教育教員養成課程が独立した。六六年度にカリキュラムを改訂し、学部の名称を学芸学部に代えて教育学部とし、教員養成の諸課程は A・B・C・D・E 類に再編された。一九七〇年に初等教育教員養成課程の入学定員が一〇〇名増員され、入学定員の合計が一二一五名になった。以後この定員数は変わることなく現在にいたるのである(一九九八年度末現在)。ついでに付言すれば、『東京学芸大学二十年史』が刊行されたのは、ちょうどこの時期の間

点一九七〇年のことである。そのサブタイトルに「創基九十六年史」とあるように、この記念史刊行の意図は、戦前期の師範学校が、いまやつと教員養成の大学に成長したことを報告しておくことにあつたのではないかと思われる。

「展開期」（一九七六～八六年）

第一期の「展開期」は、一九七六年から八六年までの一一年間であるが、学校現場では開成高校生殺害事件、早大学院高校生祖母殺し事件、金属バット殺人事件、中二生いじめ自殺事件などの衝撃的な少事件や、不登校、高校中退、校内暴力など新種の学校問題が続発した。しかし、本学の歴史においてはむしろ目立った動きがない比較的平穩に過ぎた時期である。一九六五年附属大泉中学校の帰国子女学級が開設されたこと、七四年開設の附属高校帰国子女校舎での実績をもとに、全国共同利用施設海外子女教育センターが七八年に設置されたこと、七九年に一三年ぶりにカリキュラムが改訂されたこと、そして同年から国立大学共通一次試験がスタートし、かつての一期校・二期校の区別がなくなり、本学志願者にいくらかの質的变化が起こったこと等が主な出来事である。「平穩に過ぎた」といったが、留意すべきことは、この時期のかなり早い時期すなわち一九八〇年頃から、少子化に伴う児童・生徒数の減少によって教員採用が厳しくなり、本学においても卒業生の就職問題が秘かに進行していたことである。この問題が表面化して、めまぐるしい激動の時代を迎えるのが次の第二期である。

「転換期」(一九八七～現在)

一九八六年七月、文部省の協力者会議「国立の教員養成大学・学部今後の整備に関する調査研究会」が報告書を提出して、今後の教員需要の減少を見越して、教員養成大学・学部の入学定員の一部を他学部に移り替えるか、または教員養成学部の中に教員以外の職業分野への進出を想定した課程を設置することを提案した。翌八七年度には愛知教育大学と山梨大学に、いわゆる「ゼロ免課程」が設置された。そして翌八八年度、本学も教員免許状の取得を条件としない「国際文化教育」「人間科学」「情報環境科学」「芸術」の四つの課程を新設し、入学定員のほぼ三分の一にあたる三八〇名をこれに移り替えたのである。旧来の教員養成課程を「教育系」、新課程を「教養系」と呼んで区別した。第、期を通じて進められてきた「教員養成を主たる目的とする大学」を目指す発展の方向は、ここに大きな「転換期」を迎えたのである。九〇年代に入つて教員就職の状況は一層深刻の度を深め、九三年には教員就職推進プロジェクトを設置し、学生の教員就職に備えるための連続講習会を開いた。その一方で、学部の定員削減は避けられないとして、その分大学院の拡充をめざす方向への動きが近年みられる。九二年には、教養系に対応する修士課程一五講座が設置され、九六年度にはかねてより念願の博士課程が設置され、さらに翌年夜間大学院が開設された。懸念されていた学部の定員削減は、九七年度に入つて急転直下政府の財政構造改革の一環として、二〇〇〇年度までに国立大学教員養成課程学生定員の五〇〇〇人削減という新たな難題として浮上し、再び学部の改組問題に及んでいる。

第一章 学部のおゆみ

第一節 教育界と東京学芸大学

一九四九（昭和二四）年五月、国立学校設置法に基づいて六九の新制国立大学が誕生した。このとき、全国五五校の旧師範学校は旧青年師範学校とともに四六校の大学・学部の中に包摂された。そのうち七校は、「学芸学部」のみから成る「学芸大学」（北海道・東京・愛知・京都・大阪・奈良・福岡）で、本学もその一つとして創設された。他の三九校は複数の学部から成っていたが、それらのうち一九校には「学芸学部」が、残りの二〇校には「教育学部」が、旧師範学校を包摂して設けられた。こうして、全都道府県に教員養成を主とする国立大学・学部が創設されたのである（このほか、旧師範学校を包摂しない「教育学部」が、北海道・東京・名古屋・京都・九州の五つの旧帝大と、東京教育大学に設置された）。

旧師範学校を母体とする新制大学・学部の創設は、戦前の師範教育を廃し、「大学における教員養成」を制度として一挙に実現する画期的な教員養成改革であった。以後五〇年の間、本学はさまざまな意味で、これらの大学・学部、ひいては日本の教員養成において中心的役割をにない続けてきた。

本節はまず、戦後まもなくの「創設前夜」ともいえる時期に立ち戻り、戦後の教員養成が何を課題と

して出発したかを確かめることから始めたい。そして、以後五〇年間にわたる本学の歴史を、広く教員養成政策や関係機関等の動きにできる限り関連づけながら振り返ってみたい。

一 戦後教育改革における教員養成の出発と東京学芸大学

(一) 「教員養成を主とする」大学・学部の創設

戦後教育改革の具体的方向を審議した教育刷新委員会（一九四六年八月設置、一九四九年六月「教育刷新審議会」に改称、一九五二年六月まで存続。以下、教刷委）において、旧師範教育は、学力の低さや閉鎖性、「師範型教員」などの点で完膚なきまでの批判をあびた。こうした師範教育批判は、のちに戦後教員養成の二大原則といわれる「大学における養成」と「免許状授与の開放制」に関する合意形成の強固ないしずえとなった。しかし、新たに育成されるべき教師の「専門性」の内実は何か、それをどんな大学において保証できるかという点について、意見は激しく対立し、議論は錯綜した。そして妥協を積み重ね、難産の末にようやくたどりついたのが、「教育者の育成を主とする学芸大学」構想であった。

教刷委の委員として、その構想の形成に重大な役割を演じた一人が、東京第一師範学校校長の木下一雄である。

教刷委での論点は、いったい師範教育の何を否定し、新たな教員養成のあり方をどう考えるかにあった。とりわけ「教員としての特別な教育」の是非については、見解が大きく分かれた。おおかたの委員は、それを否定した。かれらは師範教育批判の拠り所を、教員養成を目的とする「特別な教育」をして

いた点に求め、「特別な教育」が「学問的教養」と「優れた人間性」の育成を阻害するのだと主張した。

彼は少数派の一人としてこれにまっこうから反論し続けた。教員には特別な教養や技術が必要で、そのため「特別な教育」は不可欠であり、師範教育を刷新してまったく新しい「特別な教育」の構築をこそ考えるべきだと訴えた。教員のための「特別な教育」を行う新しい大学の必要性をねばり強く説き続けたのである。後述するように、彼はこのとき、全国の師範学校を「教育大学」に刷新する準備を進めていたのであった。

審議の最終局面で提案された「教育者の育成を主とする学芸大学」案（一九四七年五月九日、教刷委総会採択）がこの対立を終息させた。そこには、「教員養成を目的とする」大学をあくまでも忌避した教刷委の基本姿勢が貫かれている。同時に、「現在の教員養成諸学校中、適当と認められるものは、学芸大学に改める」という文言が付帯され、師範学校を「大学」として再生させる可能性を開くものでもあった。ともあれ、教員養成を目的とするのではないが、結果としてそこからすぐれた教員が多く育つていくような、一般教養（リベラル・アーツ）中心の大学を、師範学校を母体としてつくりあげていくという改革の基本線が、ここに明示されたといえよう。

小学校教員の養成を大学レベルで行うという制度改革は、世界的にみても画期的なものであった。学問の府たる大学において、教育に関する幅広い学術的研究・教育を推進する制度的端緒を開いたという意味でも、この構想の意義は、日本の教員養成史及び大学史上高く評価されるべきである。義務教育段階を中心とするすぐれた教員を安定的に養成する「教員養成を主とする」大学・学部が、開放制教員養

成制度の一角を占めるかたちで各都道府県に設置され、戦後の学校教育の発展を支える歴史が、そこから始まった。

(二) 戦後初期の教員養成カリキュラム研究と東京学芸大学

木下の一貫した主張は、強固な背景に支えられていた。

その一つは、東京第一師範学校がすでに一九四六年四月に着手していた教員養成カリキュラムの研究である。その成果は「大学に於ける教育学科のカリキュラム 東京第一師範学校案」(東京学芸大学附属図書館所蔵)として一九四六年一月三〇日付けでまとめられている。『米国教育使節団報告書』をはじめ、諸外国の教員養成制度に関する文献等を検討した上で、四年制の「新制大学の教育学科」を想定して作成されたカリキュラム案であった。

彼は教刷委第一〇回総会(一九四六年一月八日)において、作成途上にあつたこの案を紹介した上で、四年間の「特別な教育」の必要性を説いている。また翌一九四七年にかけて、それは東京、東日本(日光)、西日本(大津)でのカリキュラム研究全国集会でも資料として配布された。さらに同年一月八日付け、文部省師範教育課長名で各師範学校長宛送付された通牒「学科課程案の研究について」にも、この案は、教員養成カリキュラムの参考例として添付されていた。

一月二五日には、「教育大学創設準備協会全国大会」が東京第一師範学校で開かれた。北海道から九州まで四一校の師範学校代表者約八〇名のほか、CIE(GHQ民間情報教育局)の担当官及び文部省師範教育課長の玖村敏雄が参加したこの大会では、やがて全国各地に「教育大学」が創設されることを

前提として、その準備のための「地区別協会」設立等を盛り込んだ規約が成立し、「この協会は、…各地教育大学が創設された暁は、教育大学協会（Teachers' College Faculties Association）に発展すべき永続的なものといふ了解」が交わされた。そして、ここでも先のカリキュラム案は配布されている。

当時東京第一師範学校男子部長の任にあつた岩下富蔵の手記によると、五月から一〇月にかけて、全国師範学校長協会（理事長・木下）の総会では、新設の教員養成の大学は四年制で、名称は「教育大学」が望ましい、各府県に必ず一校設置すべき、昭和二四年度から一斉に実施すべき、という決議がくりかえし行われた。そして、その内容を文部省・国会・CIE等へ陳情するなどしていた。

このように木下は、教刷委の審議に並行して、各師範学校及び文部省・CIEと密接な連携をとりながら、新しい教員養成の内容づくりを進めると同時に、「教育大学」の創設に向けて全国の師範学校を束ねていく動きを具体化していたのである。

（三）「学芸大学」構想の展開と師範学校の大学転換

ところで、『米国教育使節団報告書』は、日本の教員養成の最大の弱点は、教員になるための専門的準備教育（professional preparation）の欠如にあり、師範学校でのそれはきわめて貧弱だとする認識を示し、確固たる「教職専門教育」の構築を課題視していた。CIEも同様であつた。文部省もまた、計画的な教員養成と教職的教養の要請などの見地から教員養成を目的とする教育機関を強く求めていたとされる。よって文部省は、「教員養成を目的とする教育」すべてを否定的にとらえようとするとする教刷委に対して、CIEが抱く疑念をくりかえし伝えた。ところが教刷委側は、師範学校は適切で十分な専門職

業教育を行い得なかつたところが問題なのだとする米国側の見方を、最後まで理解するにはいたらなかつた。

しかしながら、「学芸大学」構想は、師範学校の大学転換に伴つて現実対応及び教員資格制度の具体化の過程を通じて、教職専門教育を重視するCIE・文部省の意向を吸収していくことになる。

ところで、一九四八年一月、教刷委第五三回総会で、第一〇特別委員会から、地方委議される大学の条件が示された。それは、「全国にわたつて同種の学校が存在し、その地方出身の学生が多数を占めるもの」とされ、師範学校と青年師範学校がそれに該当すると報告された。CIEの強い意向による案であつた。全国師範学校長協会はすぐこれに反対した。岩下によれば、「刷新委員会における木下校長は、孤軍奮闘」だつたというが、文部省も、大学については国による配置・調整が必要だとしていた。

教刷委総会の審議は、たしかに将来的に適當なものを地方委議してもよいという雰囲気であつたが、反対意見もあつた。中でも注目すべきは、南原繁（東京帝国大学総長）らの次のような発言である。すなわち、師範学校は、大学基準協会による基準に基づいて学芸大学に転換され、特権もなくなるのである。教員養成機関だという理由で特別視される必要はない、とする主旨である。当時にあつては、地方の当事者能力の弱体性と、国家にとつての教員養成刷新の重大性が、地方委議を拒む大きな要因であつた。しかし、新たに誕生する「学芸大学」を、長く中等教育段階にあつた「特別な学校」である師範学校とはまつたくちがう「大学」として認識しようとした帝国大学総長による発言は、「新制大学」の理念の本質をつく重要なものである。

五月以降、教刷委は国立大学の国土計画的配置について審議を進め、文部省は六月に「新制国立大学

実施要綱」を發表するにいたる。同一地域の官立学校を合併して、「一府県一大学」を実現すること、各都道府県に必ず「教養及び教職に関する学部若しくは部」を設置すること等を示す内容であった。一九四八年七月三十一日までに六九国立大学、二四公立大学、一一三私立大学、所管未定三大学、合計二一九大学の設置申請が行われ、九月には大学設置委員会が「教員養成を主とする学芸大学基準」をまとめた。その後実施された大学設置審査の過程で、多くの大学における教授陣の著しい弱体化が問題視され、ここでもまた、師範学校の「四年制大学」転換への疑問が提起されたが、最終的には「四年制大学」を原則とする転換が行われた。

一一 整備・統合期（一九四九〜六三年）

（一） 東京学芸大学の創設

前記岩下の手記によれば、東京学芸大学創設の過程は次のようであった。

当初、第一、第二の各師範学校はそれぞれ単独で大学になろうと準備を進めていた。ところが、一九四八年五月一九日になって文部省から都内三師範学校統合の方針が示され、急転直下、三校統合による東京学芸大学設立が決まった。六月五日とされていた大学設置認可申請書の提出期限にあわせて、連日会議が行われていく。その後、大学の名称・目的、課程・学科組織、カリキュラム等に関する議論をはじめ、青年師範学校を加える決定など、多岐にわたる議論が進められた。申請書の提出期限はしだいに延期され、提出にこぎつけたのは八月一六日とされる。ただし、このときの申請書は「東京教育大学第二教育学部」としてであった。まもなく書類はさしかえられ、「東京学芸大学」に落ち着いた。「当時に

おける動揺の姿」を物語っている。

これ以後も、「ジュニアー」(一〜二年)と「シニアー」(三〜四年)をどの地区に配置するかをめぐって議論は紛糾したが、一二月二七日になってようやく、文部省の意向に基づき、世田谷にシニアーと本部を置くことになった。すでに大学設置委員会による実地審査は目前に迫っていた。実地審査を前に、第一師範学校は同窓会から五六万円の寄付を受けるなどして、それらを図書館の施設設備の整備及び洋書の購入等に充てた。一九四九年一月六日〜一〇日に実施された審査は、「張りつめた気持ちでいたわれわれにとつては、あつけない位」のものだったという。学内では、本学が義務教育の教員を養成する大学としては全国を中心に立つべき大きな使命をになっていること、校長自身が設置委員会の委員の一人であり他の大学の審査に当たっていること、などから設置は当然認められるものと確信していたが、そのとおり「さしたる問題もなく」審査をパスしたという。

しかし、旧師範学校を母体とするほかの大学・学部の状況は厳しく、さまざまな点での不十分さにより、過半数が「条件付可」または「保留」とされた。

こうした審査過程は、東京学芸大学がほかの新制大学にひけをとらない「大学」としての条件を備えていたこと、そのことが教員養成を主とする大学・学部のなかにあつてはむしろ少数派であつたことを示唆している。審査委員の一人であつた木下にとつては、学内での安堵感よりも、旧師範学校を母体とする全国の大学・学部の現状への危機感をいつそう強める審査状況であつたにちがいない。

一九四九年五月三十一日、国立学校設置法の施行により、東京学芸大学は創設された。東京第一・東京第二・東京第三の各師範学校と東京青年師範学校を母体とし、キャンパスも、世田谷分校(第一師範学

校男子部)、小金井分校(第二師範学校男子部)、大泉分校(第三師範学校)、竹早分校(第一師範学校女子部)、追分分校(第二師範学校女子部)、調布分教場(青年師範学校)に分かれての出発であった。文部省は、大量の教員需要に対応するため臨時的・例外的に教員養成を主とする大学・学部に、「二年課程」をおくよう指導し、本学にも一九五五年までそれが置かれた。

三月八日には、学長の選考が行われ、「ほとんど異議なく」木下一雄が推薦されることとなり、開学と同時に発令された。入学試験は六月に行われたが、受験者が少なく、再募集も実施された。けつきよく募集人員一五〇〇名に対して合格者の合計は八二四名であった。入学式は七月一日に、開学式は一月二七日に、いずれも世田谷分校で開かれた。一九五〇年五月に制定された学則第一条は、「本学は、学芸諸般の研究並びに教育の科学的探究にとめると共に、学生の教養を高め、そのめざす専門の学芸と教育に関する理論及び實際を指導して、有為の教育者を養成することを目的とする」と規定した。この年、暫定カリキュラムがつくられ、その実施と並行して正式カリキュラムの検討作業が続けられていった。

(二) 教育職員免許法の公布と日本教育大学協会の設立

本学の創設と同時に教育職員免許法(以下、免許法)が公布され、九月に施行された。

免許法の草案作成から立法の過程に深く関与した文部省の教職員養成課長・玖村敏雄によれば、その立法の精神は、「民主的立法」「専門職制の確立」「学校教育の尊重」「免許の開放性と合理性」「現職教育の尊重」にあった。このうち「学校教育の尊重」とは、学校教育の全体を通して教員を育成するこ

と、したがって大学四年の課程修了を免許状授与の基礎資格とすることを意味している。つまり、この立法の精神には、戦後教員養成の二大原則といわれる「大学における養成」と「免許状授与の開放制」とが明確に示されているといえよう。と同時に、教員の「専門性」保障がそれらを貫く基本原理として位置づいていることを見過ごしてはならない。「教育という仕事のために教育に関係ある学問が十分に発達し、この学問的基礎に立って人間の育成という重要な仕事にたずさわる専門職がなければならぬ」という認識である。「教育に関係ある学問的基礎」の構築と発展への期待が、新制大学とりわけ教員養成を主とする大学・学部にゆだねられたのであった。

この年の一月一日には、日本教育大学協会（以下、教大協）が設立された。

同年七月、全国師範学校長協会の解散の会においてその結成が話題とされ、八月の文部省主催による学芸大学長・教育学部長・学芸学部長会議でその準備委員八名（本学学長を含む）が選ばれた。

一月一日の発会式は本学竹早分校で行われ、会長に木下が選ばれた。以後、事務局は本学に置かれ、本学学長が会長をつとめている。規約には、「本会は教育に関する学術の研究並びに教育者養成を主とする大学および学部を以て組織する」（第二条）、「本会は会員相互の協力によって、大学及び学部の質的向上と、教育に関する学術の発達を図かり、わが国教育の振興に寄与することを目的とする」（第四条）などと規定された。

教大協の発足とその後の活動は、文部省及びCIEとの密接な関係のもとで進められた。その中心人物が前掲の玖村とカーレー（CIE）であった。協会事務局保管資料によると、発会式後、協会はカーレー宛に、「本会の誕生に懇なる御指導を頂きました博士のお顔の見えないことを、一同残念に存しま

す」と記された挨拶状を送っている。翌年二月からとりかかる教職課程通信教育講座の準備に当たっても彼女と密接に連絡をとり、三月のカリキュラム研究全国集会にも彼女と玖村は出席していた。本学初代学長にとって、教大協・CIE・文部省とのこうした関係は、本学の方向性を考える上できわめて重要な影響を及ぼしたのであろう。

教大協は、教員養成系大学・学部の整備充実に関する文部省への陳情を行い、とくに一九五〇年代後半以降は、教員養成の制度・カリキュラムに関する研究に取り組んでいくことになる。

(三) 初代学長が描いた大学像

初代学長はしばしば、学内にむけて、東京学芸大学がめざすべき方向性を熱く語っている。

開学式の式辞では、東京学芸大学は「専門の学芸を究め教員養成を主たる目的とする新しい制度の教養大学」だと述べ、新制大学は人間としての教養を重視する職能大学としての性格をもち、「学芸大学」はその「教養を主体とする大学」なのであり、したがって「本大学はこの点新しい性格をはつきりもつところの日本における典型的な大学である」と説いている。ついで、教養とはなにか、人間は教養によっていかに生きるべきか、を論じた上で、「東京学芸大学が新しい教養大学として、その強い性格、高い学風が打ち立てられる処におのずから新しい性格の教育者が生れ出づるものであることを信ずるのであります」とむすんでいる。

一九五一年五月、カリキュラム再構成委員会の席では、旧師範学校が批判された点を「教養が低かった」と「学力が足りない」とことだと指摘した上で、次のように述べている。

教育者養成の大学は一般教育を基礎とし、主専攻が自由で広い範囲にわたり得ることを特色とする。略 東大の教養学部も学芸学部と名称を変える事を要望されたのであって、教育のあり方は本学とまったく同じ精神である。ただ教職課程がないだけである。この見地から一般・専攻・教職の課程が組合わさるべきである。

(『東京学芸大学カリキュラム』一九五二年四月一日)

また、同年一月には大学祭の式辞の中で、医学部と対比させながら次のように述べた。

学芸大学は何を対象としているか。小学校課程を例にとれば、小学校の生徒の全生活というものが対象でなければならない。うちに講座が仮りに十あるとすると、音楽も図工も研究しなければならない。略 教育や心理はグルントに当る。社会とか理科とかは、内科というものに相当する。ブロードであるというが、子供の全体の生活に合うかどうかという事が、立派な小学校の教師であるか否かという事であって、医学部の如く子供の全生活を対象として研究しなければならない。

略 物理学なら物理学一つを何十単位かやっておれば、後は弱くてもよいというのは東京学芸大学の教育としては当らない。新カリキュラムの大学におけるプロフェッショナル・エジュケーションの精神はかくして児童の全生活を理解し、指導し得る優れた教師をつくることに存する。そしてこの領域から発展した専門研究をなすところにマスターコース・ドクターコースの道が拓けてくるのである。

(同右)

新制大学の理念であり「学芸大学」構想の核とされた「高い教養」を保証し、しかも小学校教員養成に焦点づけた「プロフェッショナル・エジュケーション」のための新しい専門研究をつくりあげるといふ方向へ、本学のあり方を導こうとする学長の意志が明確にみとれよう。教刷委で厳しい批判にさら

され、審査委員として旧師範学校の実状を目の当たりにし、教大協会長として「教育に関する學術の発達」を推し進める責務をになう立場から、相当の覚悟で新しい大学づくりにあたっていったにちがいない。

(四) 戦後教育改革の推進・普及と東京学芸大学

新制大学の発足に先立ち、戦後教育改革の推進・普及にかかわる重要な役割を本学はなっていた。

一九四七年はじめに米国から寄贈された代表的教科書・教育専門書等の資料（一組約三五〇冊で「三組セット」が、文部省、CIEのほか全国の一一機関に「米国教育文庫（American Education Library）」を開設して蔵書され、本学もその中に含まれていた。一九四八年七月にはそれに日本の新しい教科書や学習指導要領等も加え、「教育課程文庫（Textbooks and Curriculum Library）」と改称して、教育課程をはじめとする教育の研究に便宜を供した。

また、一九四八年七月の教育委員会法により教育長・指導主事が設置されることになり、文部省はその人材養成等を目的として「教育指導者講習（I F E L、The Institute For Educational Leadership）」を実施した。八月に発令された準備委員会の委員一二名の中には本学学長も含まれていた。この年度に実施された第一期（一〇月～一二月）には、第一師範学校女子部で小学校指導主事講習が、同男子部で教育学教授講習が、それぞれ開催されている。I F E Lは一九五一年度の第八期まで行われ、その間、第四期（一九四九年度）を除く七期にわたって、総計八三四名が本学（前身校を含む）での講座を受講している。

一九五〇年八月には、免許法施行規則に規定された教員の現職教育の機会としての免許法認定講習及び免許法認定通信教育の定めに基づき、文部省は教員養成を主とする大学等に対して通信教育の現職教育講座を開設するよう求めた。教大協ではすでに実施方針等を具体的に検討していた。本学はそれらの大学の先陣をきつて、都内の小・中学校及び幼稚園教員と校長を対象とする免許法認定通信教育を開設した。九月には小・中学校教員のための通信教育講座が教員養成を主とする国立大学・学部すべてにおいて実施されることになった。

(五) 一九五三・一九五四年免許法改正と東京学芸大学

一九五一年一月、政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」が発表された。同答申は、学芸大学について、高校を併せて五、六年の「教育専修大学」にする案等を示した。この年限短縮論の背景には、深刻な教員不足と学芸大学・学芸学部・教育学部の人的・物的条件の貧困という現実問題がよこたわっていたが、教大協、文部省、日教組、都道府県教育行政当局者らはともに異を唱えた。

一九五〇年一二月の教育職員免許等審議会（一九五二年六月に教育職員養成審議会に改称）答申は、教職課程担当教授数の深刻な不足を指摘し、実状にあわせて教職課程の単位数を軽減することを提言し、翌年三月には暫定的に単位数軽減ができるよう免許法改正も行われた。教職に関する充実した講義を行い得る人材が育成されるまでのやむを得ない措置としてであった。

一九五三年には、「課程認定制度」を盛り込んだ免許法改正が行われた。すなわち、専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会（以下、教養審）に諮問して、免許状授与の所要資格を得させる

ための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならぬことになったのである。改正後の解説書には、教員養成の実態に対する厳しい批判を受けての改正であったことが述べられている。

翌一九五四年、免許法はさらに大幅に改正された。教育長・指導主事・校長の免許状が廃止されたほか、教員養成における最低修得単位数も大きく変化した。教職教養教育を軽減し教科専門教育を増大させるというものである。そこには、一般大学・学部における実施上の困難への配慮という意図があり、開放制のもとで教職課程を設けている大学のさまざまな実態に合わせて教員養成カリキュラムの基準を引き下げるという性格があった。さらに、教科専門教育の内容については、狭い内容にならないよう、小学校においては教科数を増やし、中・高校においても、「一般的包括的内容」にするための条件が付加された。

「課程認定制度」導入は、しばしば、教員養成に対する国家統制の強化として把握され、「開放制」原則の後退であると批判される。たしかにそのような性質を否定できないが、当時の免許法改正の背景を捉えると、人的・物的な条件が不十分の中で、教員の「質」と「量」をともに確保しなければならぬという政策側の苦しい立場がにじみでている。

本学では、一九五二年に正式カリキュラムが発足、一九五五年にはその最初の改訂が行われた。上述の免許法改革案づくりを進めた教養審の副会長であった木下は、免許法改正と本学カリキュラムとの関係について、次のように発言している（一九五四年六月、カリキュラム委員会の席上で）。

本学のカリキュラムは教員養成の目的に従って構成されているので、ミニマムを規定した免許法

など問題にならない筈である。免許法はどこまでもミニマムで、ほかの大学のためのもので、免許法にひきずられるなど是不見識も極まる事である。略くれば之を言っておく。免許法が出たからといって、軽々しくカリキュラムを動かさないようにして貰いたい。

（『東京学芸大学カリキュラム』一九五五年四月一日改訂 一八三頁）

また、改訂された冊子（青表紙本）の冒頭においても、次のように述べている。

本学は義務教育を担当する教育者を養成することを目的とする。本学のカリキュラムがこの目的を達成するために編成されたことはいうまでもない。教育学士の称号は、このカリキュラムを履修することによって取得される特質をもつものである。先般教員免許法の改正が行われたが、それらの改正は教員としての最低限度の基準を示したものであるから、教員養成を目的とする本学のカリキュラムにはほとんど影響するものでないことを付言しておく。

本学の一九五二年カリキュラムは、「新制大学の理念をみたすべき」と「教員養成の使命に徹すべき」を根本理念に掲げている。一九五五年のカリキュラム改訂は、「二年課程」の廃止、「教育・心理」選修の設置などを含めて、初代学長がえがいた大学像に沿ってそれをいちおう完成させたものとみることが出来る。そこで進められたカリキュラム改善の動きは、国家レベルで「基準引き下げ」を余儀なくされた免許法改正とはまったくちがう方向性をもっていたことが明らかだといえよう。

（六）一九五八年中教審答申と東京学芸大学

一九五八年、戦後教員養成政策のターニング・ポイントとして注目された中央教育審議会答申「教員

養成制度の改善方策について」が出された。すでに学長を退いていた木下（都教育長）と第二代学長の村上俊亮は、このときの委員であった。

同答申は、開放的の制度に由来する教員免許基準の低下、教員を育成するという目的の不明確性、教員組織・施設設備の不十分等、教員養成の実態をきびしく批判した。そして、教員は「高い教養を必要とする専門職業」だという認識に立ち、国が教員養成の基準を定め、教員養成を目的とする大学を設置すること等を提案した。

答申は、教員養成への国家統制を強化して「教員養成を目的とする大学」とそれ以外の大学とを「差別」化するという、戦後教員養成のあり方の根幹にかかわる問題をはらんでおり、教育界に大きな波紋をよんだ。しかしながら、先述の免許法改正過程にみられるように、「開放制」のなかで教員養成に責務をになつべき各大学が、教員の「専門性」保障という理念に即した改革を主体的・創造的に行い得なかった事実もみすこしてはならないであろう。

本学では、一九五五年カリキュラム実施後もカリキュラム委員会を設置してカリキュラム再検討を継続し、毎年度末には詳細な『報告書』が作成されていた。教大協も一九五七年頃から本格的に教員養成のカリキュラムに関する研究を進め、一九五八年九月には中教審答申への全面的支持を表明して「教員養成大学学部のカリキュラム試案」をまとめるなどの動きを示している。同試案は、「教育実習」を「教育実地研究」と改称して「教員養成の支柱として重視」する等の基本原則を示しており、本学の『昭和三四年カリキュラム委員会報告書』（一九六〇年三月）にもこれと類似の記述がみられる。

また、『昭和三七年度カリキュラム委員会報告書』（一九六二年一月）は、学則に「教育者の育成を

目的とする」と規定された本学の目的について、「原則として学校教育者養成を目的とする」という意味であると提案している。委員会としては、「ことに本学の使命が義務教育諸学校の教員養成を中心とするものであることを確認」しているが、これは、厳しい教員採用状況を背景にして大学目的の全学合意が困難になっていたことの裏返しと解される。一九五八年二月一日付け『東京学芸大学新聞』は、「憂慮される就職問題」という見出しで、都教員採用の第一次試験で例年八〇%前後だった合格率が六三%にとどまったと報じている。また一九六一年一〇月二五日付け同紙には、一九六二年度の都教員採用予定者数が、小学校五〇、中学校五五〇、高校一五〇で、「本学の現状はあいかわらず暗い」と記されている。記事によれば、前年度、小学校はゼロであった。

このような現実の中で、学生の間にも、当時のカリキュラムや大学のめざす方向性に対する批判的見方が少なくなかった。一九六二年六月に世田谷分校社会調査ゼミと小金井社会学研究部が合同で実施した調査によると、大学のあり方として「教育的職業人の養成」を四八・九%が、「一般大学と同様さらに広く職業人の養成」を四〇・五%が支持し、「学校の教師のみ養成」は八・八%にとどまった。「もつと選択の余地のあるカリキュラム」を求める声は八一・五%にのぼる。「教師志望」は一年次で五〇・四%だが四年次では七九・二%に増え、学年進行にしたがって「教育の原理的・根本的問題を研究すべき」という要求が増している（一九六三年四月二五日付け『東京学芸大学新聞』）。

『昭和三十七年度カリキュラム委員会報告書』は、「教育課程の基本構成案」をまとめあげている。「学部水準の課程」として「初等教育」「中等教育」「教育経営」「幼児教育」「特殊教育」が提示され、「高等学校教員養成課程」については、「義務教育諸学校の教員養成を阻害しない限りにおいて開設する」と

付記されている。また、「本学に修士課程及び博士課程を開設することが望ましい」と明記されている点や、別に「現職教育課程」の項が立てられているのも見逃せない。「社会的・教育的要求に応ずる新科目の導入」として、「児童生徒の福祉・保護・補導に関する科目」と「学校教育以外の教育分野に関する科目」をいずれも「自由科目として全学生が履修できるように方途を講ずる」としている点は、教育を学校教育にとどまらず社会全体の視野からとらえなおして教員養成を考えようとする問題意識のあらわれとも感じられる。

同じ一九六二年一月、教養審は「教員養成制度の改善について」建議した。先の中教審答申と同じく専門職としての教職の確立という主旨から「教員養成の目的、性格を明確にし、それにふさわしい教育課程について国が基準を定める」としたほか、「試補制度」の提案もなされた。この建議も教員養成の国家統制強化として批判を受けたが、それに応えて教養審会長であり本学学長であった高坂正顕は、次のように述べている（一月二六日付『日本教育新聞』）。

国が教育課程の基準をつくるということのねらいは教科相互の関連、わけても「教科」のための専門課程と「教職」のための専門課程を有機的に組織することである。すなわちこれまでの免許制度によると学生は各科目の単位をバラバラにかき集め、それが最低基準に達すればそれであるとされていた。このため「教職のための専門科目」と「教科のための専門科目」がなんら有機的な関連なしに教えられ、さらに同じ「教職科目」のなかでも授業内容がダブる面が出るなどの不合理があった。このムダをなくすために小学教員になろうという者、中学教員を希望する者それぞれに適応した教育の道筋を大まかに示すというのが教育課程作成のねらいである。

当時の動きをみると、文部省・中教審・教養審、教大協、及び本学は、ともに「教員養成を目的とする大学」づくりへむけて同じ歩調をとっていたといえる。本学内におけるカリキュラム委員会の検討作業は、それらをリードしていたともいえよう。同時に、すでに本学は、明確に大学院修士課程及び博士課程を視野にいれた準備を独自に進めていた。他方、学生の間にも、おそらく教職員の間にも、本学のあり方をめぐるさまざまな葛藤があったことも留意されるべきであろう。

三 拡充・発展期（一九六四～七五年）

（一）「課程 学科目」制実施と学部名称変更

一九六四年二月、すべての国立大学の学部における学科または課程と講座または学科目を規定した文部省令「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」が出された。これにより、教員養成系学部はすべて、「課程 学科目」制とされた。すでに一九六三年一月、中教審は「大学教育の改善について」答申において、高等教育機関を種別化し、「大学院大学の学部は講座制に、大学の学部は学科目制によるのが適当」と提案していた。これに基づいて同年三月、国立学校設置法が改正され、国立大学の学部における学科または課程を文部省令によって定める法的根拠がつくられた。

文部省によれば、「学科」とは、「教育研究上の学部の内部組織」であり、「課程」とは、「学部の性格上学科を置くことが適当でない場合における教育上の学部の内部組織」である。よって、「課程 学科目」制として一律に規定されることは、「研究」を除いた「教育」だけのための組織であることを意味する。これには、教員養成系大学・学部への「差別」の制度化だとして反発も少なくなかった。一九六

三年一月に文部省が出した省令案に対して、本学でも厳しい批判が噴出し、翌年一月には、「教員養成関係の大学・学部だけをこの制度によることとするのは、将来大学間の格差を生む懸念が十分あるので、そのようなことを来たさないよう万全の措置を講ぜられたい」とした文言を含む意見書も提出した。しかし、一九六四年二月、この省令によって各大学の学部内部の組織は一律に規定されることとなった。

この直後、一九六四年六月に、教大協は大学設置基準に基づき、「教員養成関係学部・学科および履修課程を設置するに必要な最低の基準の細目を示すもの」として、「教員養成関係学部設置基準要項」を作成した。冒頭に「趣旨」を述べた後、「学部・学科の組織および履修課程」の項を立てて「教員養成関係学部には次の学科をおく」として、「教育学科」「教育心理学科」等一二の「学科」を列挙している。省令に反して「学科をおく」とし、「課程」ではなく「履修課程」の表現を用いている点には、文部省による「教員養成大学」の「差別化」方針に対する強い反発が暗示されている。

ところで、一九六五、六七年、国立学芸大学及び学芸学部は、ほぼ一斉に名称を変更した。一九六五年に東北大学教育学部から教員養成課程を分離独立させて設置された宮城教育大学がその嚆矢であった。翌年には、大阪学芸大学と秋田大学学芸学部以外の学芸大学・学部が教育大学・学部となり、一九六六年には大阪・秋田も名称を変更した。本学の場合、東京教育大学がすでに存在していたこともあり、学部名のみを「教育学部」に変更した。学部名称の一斉変更の背景には、文部省からの強い勧奨があった。それは、教員養成という目的の明確化をめざす一九五八年中教審答申以来の施策の一つの具体化であった。その意味で、上述の「課程 学科目」制実施と軌を一にしている。

けれども、当の学芸大学・学部にとって、この名称変更はかならずしも意に背くものではなかった。もとより大学によって事情は異なるが、全国的にみればあまり強い抵抗なくこれは受け入れられていた。本学についていえば、『東京学芸大学二十年史』では、「課程 学科目」制問題が詳細に紹介されているのに対して学部名称変更はとくに問題としてとりあげられていないことから、それが窺われる。すでに述べたように、教刷委での審議以来、旧師範学校はむしろ教員養成を目的とする「教育大学・学部」の創設をめざしていた。新制大学発足後に設立された教大協の名称が「日本教育大学協会」であったのは、そのような元来の志向性を暗示しているのかもしれない。

もともと旧師範学校は、「大学」として認知されるべく、戦後すぐの時期から「教育大学・学部」をめざした努力を積み重ねていた。しかし、その「教育大学・学部」の実現が「課程 学科目」制による大学「差別」化とセットになって果たされるとき、その意味はまったく正反対の性格を帯びたものとなる。すなわち、ほかの「大学」とは異なる特別な存在としての「教育大学・学部」であることの明確化である。「将来大学間の格差を生む懸念が十分ある」という本学が抱いた危惧は、その後三〇年を経た今いっそう顕著なものとなり、われわれの前に立ち現れているといえよう。

(二) 一九六五・一九六六年教養審議と一九七一年中教審答申

教養審は、一九六二年建議に引き続いて審議を進め、一九六五年に建議「教員養成のための教育課程の基準について」、そして一九六六年にも建議「教育職員免許法の改正について」を提出した。前者は小・中学校教員に要請される高い教養と専門的学力を付与するための教育課程の基準の基本構想を示し

たもので、後者は、一連の建議の内容を法制化するための免許制度改正提案であった。小学校教員養成における教科教育の充実と「専修」制を意図した教科専門科目の位置づけ、あるいは大学院修士課程における現職教育のための措置などが盛り込まれたが、これに基づき改正法案は廃案となり、改正は実施されなかった。

一九七一年、中教審は答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を発表した。これは明治維新、戦後に次ぐ「第三の教育改革」を唱えた、文字どおり学校教育の全般にかかわる改革を提案する内容で、「高度の専門性を備えた教員が教職に自信と誇りをもつていきいきと活動できるようにするため、総合的かつ抜本的な施策を講ずる必要がある」という認識に基づき、教員の養成、採用、研修、再教育、給与等に関して包括的な提言を示した。初等教育の教員養成は「そのための特別の教育課程をもつ教員養成大学」で行われるべきこと、国がその飛躍的な充実に力を注ぐべきこと、教職の最初の段階で「特別な身分」を設けて「徹底した実地修練」を行うべきこと、「教育に関する高度の研究と現職の教員研修を目的とする高等教育機関」として大学院を設けることなど、それまでの教員養成制度を抜本的に再編成する内容であった。またこれ以後、教員の質を問う論議は、養成段階から現職段階の全過程を連続的にとらえる方向へと推移していくことになった。

翌一九七二年七月の教養審建議「教員養成の改善方策について」は、前記答申の具体化をめざす内容であった。建議は、「教員養成大学」が教員養成の中心として学問的、教育的に魅力ある大学として発展する必要性を説き、初等・中等それぞれの教員養成のためののぞましい教育課程のあり方を論ずる中で、とりわけ初等教育教員養成の独自性に注目している。さらに、免許基準の改善案のほか、教員資格

認定制度の拡充、教員の研修体制の整備、「現職教員の研修を目的とする新構想の大学院」の創設も提案されている。この建議における提案は、一九七〇～八〇年代の教員養成政策を通じて具体化されていくことになる。

(三) 本学の拡充・発展と葛藤

一九六六年は、本学の歴史において大きなエポックを画する年となった。

一九六四年に小金井キャンパスへの統合が実現し、一九六六年五月には大学院修士課程が発足した。本学の大学院設置は、教員養成を主とする大学・学部にとって画期的であった。一九四九年の免許法公布に際して文部省の玖村敏雄が述べたように「教育に関係ある学問的基礎」の構築・発展を土台として初めて教員の「専門性」保障が可能だとすれば、教員養成を目的にかかげる大学・学部での学問研究の充実はまずもって課題とされるべきである。しかし、新制大学発足時の現実は、「教育に關係ある学問的状況にみられるように、それを可能とするものではなかった。大学院設置は、「教育に關係ある学問的基礎」を当該大学独自に創造していく組織基盤の整備を意味するものであり、その歴史的意義は大きい。

また、「教育学部」への名称変更と一九五五年以来のカリキュラム改訂も、一九六六年に同時に行われた。改訂カリキュラムは、一九五七年以来、周到な注意を払いながら、「研究と教育は不可分のもの」という認識に立って続けられてきたカリキュラム再検討の集約であった。学長・鎌田正宣は冊子の「序」において、「一般教育と専門教育との関連に強い関心を示し、また総合された学問としての教養教育の提起をも含めていることは教員養成大学の教育課程として特筆すべき」と述べ、さらに、「学

科制移行に際しても変更の要はないであろう」と付記している(『東京学芸大学カリキュラム』一九六六年四月一日改訂)。また「カリキュラム編成の基本的立場」に挙げられた、「教職に対する社会的、教育的な信頼にこたえ、教職の専門性の確立と向上を目標として」、「わが国における教員養成制度および教員養成機関のうちにおいて果たすべき独自の使命に基づいて」、「実教育ならびに教職の行政制度に寄与し、それを方向づけるものとして」などの文言は、九年間に及ぶ再検討とその間における教員養成政策への主体的かかわりの実績をよりどころとした自負を示すものといえよう。

ところで、この年の四月に「東京学芸大学教育文化刊行会」が学内に発足し、雑誌『教育文化』を発売している。創刊号巻頭には、「①日本教員養成の理念を総合的に捉えて検討する」、「②教員養成の理念を科学的、歴史的に考察する中で、学芸大学文化を我々のものとして総合的に創り上げたい」という発刊趣旨が掲げられ、「学芸大学のあり方を全学のものとして追求する先頭に立ち、私たちのものとして学芸大学を発展させてゆきたい」と述べられている。

同号には、インタビューを通じて初代学長・木下が大学発足期を回顧しつつ現状への「思い」を語っていて興味深い。彼によれば、もともと本学は小学校教員養成を基本とし、「小学校教育をピークとする」大学である。つまり「社会全体の指導者として決してヒケをとらない教養と学力を身につけた小学校教員を目ざそう」とした。そして新たに発足した大学院についても、「小学校教師」の養成を基本におかないとその存在理由がなくなる」という。これに対してインタビューは「理念と現実の谷間に苦悶する学芸大学」と題して次のように解説している。

だがしかし当時の新制大学の理念と現在の学芸大学がおよそ違うということは、主観的にせよ客

観的にせよ私達のみならずほとんどの学芸大学関係者が認めざるを得ないことだろうと思う。

略 教員養成大学と一般大学という大学の二本立が歴然とし東京学芸大学はその教員養成大学の雄たる存在を社会に誇っているのが現在ではないだろうか。略 極端にいうなら研究は一般大学で、教育は教員養成大学という枠付けが不可能なこともない。だが大学における教育とは研究成果の教育であり、研究と教育が一体化しているところに他の教育機関とは異なつた大学教育の特殊性があり本質がある。

(『教育文化』一九六六年創刊号)

大学院設置に象徴されるこの時期の本学の「拡充と発展」は、一方で「教員養成大学」特化を志向する政策との間に葛藤状況をもかかえつつあつたといわねばならない。

四 展開期(一九七六〜八六年)

(一) 新構想教育大学の新設と大学院増設

教養審が示した「現職教員の研修を目的とする新構想の大学院」は、一九七四年五月、文部省の新構想の教員養成大学等に関する調査会の報告書「教員のための新しい大学・大学院の構想」においてその具体像をあらわした。大学院レベルには「学校教育研究科」修士課程を置き、将来、博士課程の設置も考慮する。学部レベルには「初等教育課程」を置き、「初等教育教員となるために必要な総合的な学力の啓培」をする一方、「特定の分野についての専門性を深めるため」の「専修コース」を設ける。大学院では一年または半年単位による断続的履修、教職に従事しながらの修士論文作成、夏期・夜間における履修等への配慮による新しい方式の必要性が強調されている。また学部では、小学校と幼稚園にまた

がる初等教育全体についての理解を重視した教育課程編成、四年間にわたる段階的な教育実習などがうたわれている。

当時、既存の教員養成系教育学部のうち大学院が設置されていたのは本学（一九六六年）と大阪教育大学（一九六八年）のみであった。前記報告書は、既設の教員養成系大学・学部における教育・研究の自主的な改善・向上のための努力への配慮の必要性を説き、「現に置かれている大学院」に対しては、設置趣旨が実現されるよう、なお改善充実が期待されると述べている。そして、既設の大学・学部の中で内容が充実し体制の整ったものとの連携のもとに、上記の新しい構想の趣旨を取り入れた大学院を設置することも示唆し、それらは上記の報告書が示した構想に準じた性格の大学院になるという方針が示されている。

その後、国立大学協会教員養成制度特別委員会は「教育系大学・学部における大学院の問題（案）」を六月までにまとめ、国立大学からの意見を聴取した上で、一九七四年一月、「教育系大学・学部における大学院の問題」を発表した。ここでは、任命権者の推薦を必須入学資格とする点や、「教員のための新しい大学・大学院」が「特別の位置」を獲得して既設の教育系大学・学部が「下部機構」と位置づけられることへの危惧など、先の構想についてさまざまな問題点が指摘されている。

しかしながら、新構想教育大学創設に向けた準備は着々と進められ、一九七八年一月には兵庫教育大学（一九八〇年に大学院生、八二年に学部生受け入れ開始）と上越教育大学（一九八一年に学部生、八三年に大学院生受け入れ開始）が、一九八一年一月には鳴門教育大学（一九八四年に大学院生、八六年に学部生受け入れ開始）が、それぞれ開学した。いずれも大学院は「学校教育研究科」、学部は

「学校教育学部」であった。なお、一九七八年六月に広島大学教育学部のうち東雲分校（義務教育教員養成課程部局）が「学校教育学部」の名称で独立していた。他の既設大学・学部では、同じ年に愛知教育大学、一九七九年に横浜国立大学、一九八〇年に岡山大学そして広島大学と、大学院修士課程の設置が次々に進んでいった。

教大協は、教員養成系大学・学部の大学院修士課程設置を拡大する方向で検討を進め、一九七五年六月に「教育関係学部大学院設置基準要項（案）」、一九七八年一月に「教員養成大学・学部」に設置される大学院の基本構想」をまとめている。同年六月には「教育系大学・学部への大学院設置促進に関する要望書」を文部大臣に提出、同年八月には「教員養成大学・学部」に設置される大学院の基本構想について」をまとめている。「要望書」は、大学院を修了した高い資質・能力をもつ教員が全国津々浦々の学校に万遍なく配置される必要性などから、全国の教育系大学・学部のすべてに大学院を設置するように求めている。一九七八年二月には、教大協による検討に即して、大学設置審議会大学設置分科会「教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針について」が改正され、これに基づき、新設の大学院設置審査が行われていった。この「審査方針」はもともと本学大学院設置の際に作られていたもので、その後の新設大学院の目的や組織などをみても、本学大学院は、後発の大学院のモデル的位置にあつたことは確かである。

(二) 学内におけるカリキュラム弾力化への志向性

一九七八年六月、中教審答申「教員の資質能力の向上について」が提出された。同答申は、「教員免

許状を取得する者と実際に教職に就く者との数に著しい開きが生じ、教育実習その他実際の指導力を養うための教育に不十分な面がみられる」と指摘して「実際の指導面に関する教育の充実に留意して教育課程の改善を図ること」などを提言している。

また教養審教育実習に関する専門委員会は同年九月、「教育実習の改善充実について」報告をまとめている。そこでは教育実習の実態調査から、とくに「一般大学」においてその内容・方法が十分ではない実態を指摘し、教員養成系大学・学部においても積極的に改善充実にとめるよう求めている。

翌一九七九年四月には、一三年ぶりのカリキュラム改訂が実施された。一九七三年に改訂カリキュラム委員会を設置、一九七五年には改訂カリキュラム実施検討委員会を設置して検討を続け、大学設置基準一部改正や高等学校学習指導要領改訂を踏まえた改訂が行われた。『東京学芸大学カリキュラム』（一九七九年四月一日改訂）によれば、最低習得単位数を一律一四〇単位から類・選修別で一二四～一三二単位に引き下げ、全体として選択履修の幅を広げるなど、この改訂は、「拘束性や硬直性をできるだけ少なくして、カリキュラムを弾力的に運用」しようと思図されたものである。

ところで、教大協教員養成制度委員会は一九七八年八月に「小学校教員養成のカリキュラムに関する実態調査」を実施して小学校教員養成の改善課題について審議を進め、一九七九年六月に「小学校教員養成のための教育課程等について（中間まとめ）」を公表した。そこでは、教員養成系大学・学部の入学生定員総数の六割近くを占める小学校教員養成課程について、「広く浅く資格要件を履修させることにとどまりがち」で、多くの場合、「多様な教科の様々な知識・技能を断片的に履修させることを余儀なくされ、小学校教員の資質能力を形成することに関して必要かつ十分な配慮がなされてきたとはいえない

い」という認識を示している。実態調査の結果を詳細に報告しながら各大学の履修単位数と単位履修の実態に言及し、単位履修の実態は多くの大学で一六〇〜一八〇に集中し、一八〇を超える者も相当数おり、「こまぎれ単位の大量授受」「過密カリキュラム」になっていると指摘している。おそらく本学におけるカリキュラム改訂の背景にも、こうした実態認識があったのであろう。

(三) 教員養成における質的・量的充実の実績

この時期までの本学の歴史をふりかえるとき、教員養成機関として果たした着実な役割をみすごすことはできない。昭和二〇年代には慢性的な教員不足に対応して二年課程が置かれ、教員養成力も研究途上にあるなど、どちらかといえば教員養成の質的改善よりも量的な供給に追われざるを得ない現実があった。しかしながら、昭和三〇年代には、一転して停滞する教員需要の中でも教員養成力もキュラムの改善にむけて地道な取り組みを続け、一九六六年カリキュラム改訂を実施した。

その後、教員需要が好転する中で、毎年数多くのすぐれた教育者を確実に教育界へ輩出していった。もとよりその範囲は広く全都道府県に及ぶが、とりわけ東京都の教員養成における本学の役割の大きさは注目されなければならない。学生の進路に関するデータはかならずしも十分に整理されていないので系統的に示すことは難しい。しかし、『教務補導部だより』および『東学大キャンパス通信』から次のような数字をひろい上げることができる。そのことよって、この時期における本学の教員養成の実績を窺い知ることができよう。

・一九七一年三月の卒業生九三三五名中、就職者数は七六六名。このうち教職関係就職者が六四六名で、

うち東京都の公立学校教員は五二三名（小〓四〇〇、中〓八七、高〓一四、幼〓一二、養・盲・ろう
〓一〇）であつた。その前後も多少の変動はあるものの、昭和四〇年代にはほぼ同水準を保つてい
る。

・一九七五年実施の都教員採用試験では、本学から一二四〇名が出願して七五六名が合格している（小
全科〓七七六名中五八九名、中小共通専科〓八二名中四六名、中〓二七一名中八四名、高〓八一名中
一八名、幼〓三〇名中一九名）。

・一九七七年実施の都教員採用試験では、本学から一五〇〇名が出願して七七四名が合格している（小
全科〓八四二名中六〇七名、中小共通専科〓九三名中三六名、中〓四四九名中九〇名、高〓八八名中
二五名、幼〓二七名中一五名、養〓一名中一名）。

とくに開学から一貫して本学の使命の中心に置かれてきた小学校教員養成に関して、本学は東京都に
おいて重要な役割をになつていた。それを象徴するのが「配当制」である。それは「小学校全科」の教
員に限つて、「本学と都との長い歴史的な関係（教員確保の需給関係）から生れた」次のような採用の方
式である。都採用試験に合格した本学の就職希望者数を都へ通告すると、都はその人員数を各地区に割
り振る。その数にしたがつて本学の就職委員会が就職希望者を各地区に割り当て、その表を都へ提出す
る。都はそれを参考にして採用候補者を各地区へ割り振っていく。

教員採用試験は厳密には「採用候補者の選考試験」であつて「合格」即ち「採用」ではない。しかしこ
の「配当制」では「合格」は限りなく「採用」に近くなる。すでに一九六九年に、「この方法は東京都
と東京学芸大学の特殊な関係によつて長い間採られてきている」（『教務補導部だより』第三号、一九六

九年一月一四日」と記されているが、いつ、どのようなかたちでこうした方式がとられはじめたかは定かでない。一九七六年当時の就職委員長が「好況で教員志望者が減少する時期には、都にとって有利となり、現在のように不況の時期には、本学にとって有利となる」（『教務補導部だより』第四四号、一九七六年一月二〇日）と述べているように、たしかに量的な側面での教員需給関係がこうした特殊な関係を支える主要な要因であったことは疑いない。だが、それは、本学を卒業して教壇に立っていた各教員の地道な教育実践が高く評価され、揺るぎない信頼を得ていたことによつてこそ成り立ち得た関係である点を見過ごしてはならない。

(四) 教員需要減少のきざしと教員養成をめぐる諸矛盾

一九七八年頃を境にして、教員需要はしだいに厳しい状況へと転じ始めた。『東学大キャンパス通信』第六三号（一九七八年二月一日）は都教員採用試験の合格者数の「激減」を伝え、就職委員長は「合格即採用という従来の線が危うくなって来た」と述べている。「昭和五十五年就職委員会事業計画（案）」（一九八〇年四月二三日、同委員会資料）によれば、都は昭和五四（一九七九）年度、大幅に教員定数を削減し、「多数の小全合格者を決定した」にもかかわらず、四月一六日現在、合格者の約三分の一しか本採用になっていない。「本学卒業生小全合格者四二一名のうち、その三分の一に当たる二〇（女子のみ）が、三月三十一日現在不採用になるといふ、大学始まって以来の危機に見舞われることになった」という記述は、大学にとつての事態の深刻さを物語っている。

『東学大キャンパス通信』第七一号（一九八〇年一月一六日）では、都の公立学校の児童生徒数が、

小学校では一九七九年、中学校では一九八二年にそれぞれピークとなり、その後激減して一九八四年には一〇万人強の児童数が減ることになり、教員採用も減少すると推察している。実際、文部省が毎年実施する『学校基本調査』によると、一九六八年以降増え続けていた小学校児童数は、一九八二年度に一・九〇万一五二〇名でピークを迎えた。それ以後減り続けて一九九七年度現在、七八万五三三八名となっている。やがて迫り来る「少子化」に伴う教員需要の長期的停滞の兆候が、一九八〇年前後において、学内でも意識され始めていたのである。

教員を採用する教育委員会側にとつて、このような事態は「買い手市場」を意味し、質の高い教員の確保をより容易にする望ましい状況だと理解できる。ところが、必ずしもそうではなかったようである。一九八一年二月五日付『読売新聞』は、都教委が一九八二年度採用試験から、合格者を成績によつて「A合格」と「B合格」とに分けて発表することを決めたと報じた。「A」は事実上の内定を意味し、かならず採用されるが、「B」はその後の欠員補充等に備えてのもので、採用される確約はない。

この方式がとりいれられる背景には、採用確定時期が遅いため、合格していても私学・他府県や民間企業などへ流れていく成績上位者が多いという実態があった。教員採用数の減少は、試験に「合格」しても「採用」されるとは限らないという学生の不安を増幅させる。採用数が減少すればするほど、早めに採用を確定してくれる他の就職先に流れる合格者が増えても不思議ではない。都としては、成績上位者の採用をとりあえず「確約」することによってそれをくいとめようとしたのである。このとき、長年続いてきた「小学校全科」についての本学による「配当」は、「A合格」については廃止された（一九八一年二月七日付け就職委員宛配布資料）。そして「B」を通知された者は三月あるいは四月に入

てもなお不安な日々を過ごすという実態は、現在も続いている。

ところで、既述の一九七二年教養審査申が提言した教員資格認定制度の拡充は、一九七三年の教員免許法改正により小学校及び特殊教育諸学校の教員資格において具体化された。これは、教員としての資質能力を備えた人材を一般社会人の中から幅広く教職に確保するため、国が資格認定試験を実施して合格者に教諭資格を授与する制度である。これをつけて本学は、小学校教員資格認定試験の実施を委嘱された。しかしながら、上述のような教員採用の停滞状況において、小学校教員養成課程をもつ教育学部が「教員免許状取得のバイパス」ともいえるこの試験の実施を請け負うことには少なからぬ矛盾があった。

ちなみに、一九七九年度、本学で実施されたこの試験の応募者は二六七六名で、合格者は九五名だったが、応募者中一四三七名、合格者中五六名は大学等在学者であった。つまり、「社会人の導入」というよりも、私立大学など他大学の現役学生が教員養成の正規課程を履修せずに教員免許状を取得する手段としての性格を色濃くしていたのである。学内では当然に、「小学校教員免許状取得者はそれほど不足しているのか?」「認定試験合格者は教職に就いているのか?」といった疑問が噴出していった。そして、一九八一年三月一七日、教授会で提案された「昭和五十六年度小学校教員資格認定試験の実施について」は、二三七名中、賛成一一七で過半数を割り、否決された。以後、本学は実施を委嘱されていない。戦後教員養成政策が生み出し、また抱え込んできた多くの矛盾の一端が象徴的に現れたできごとであった。

五 転換期（一九八七年）現在

(一) 大学改革・行政改革・少子化の波

一九八四年八月に首相直属の諮問機関として設置された臨時教育審議会（以下、臨教審）は一九八七年八月に第四次答申を出して役目を終えた。その審議過程で大学改革と教員の資質向上がいずれも重要課題とされ、以後今日まで大規模な改革施策が展開されてきたのは周知のとおりである。大学改革についていえば、一九八七年九月に設置された大学審議会が翌一九八八年一二月を皮切りに、次々と答申を出していくことになる。一九九一（平成三）年七月には大学設置基準等の改正が行われ、全国すべての大学においてカリキュラムをはじめとする改革への動きが活発化していった。それは、設置基準の「大綱化」による各大学の自己責任の強化を志向するものといえる。また、臨教審が提起した「生涯学習体系への移行」を射程に置いて履修形態の柔軟化を進めるものでもある。

ところが、国立教員養成系大学・学部には、このような大学改革の論理とはまったく異なる行政改革の文脈での改革が、他の大学に先んじて強く求められていた。

一九八六年六月、臨時行政改革推進審議会はその答申の中で国立大学の再編成推進について触れ、「特に、最近の需給状況にかんがみ、医・歯学部及び教員養成学部等の入学定員については、速やかに見直しを行う」と記した。すでに文部省に設置されていた「国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会」は翌七月に報告をまとめている。同報告は、教員需要の長期的な減少と将来的な変動に対応するべく、国立教員養成系大学・学部の再編成のあり方を示した。すなわち、①教員養成系

大学・学部の入学定員の一部を他学部・学科等へ振り替える、②教員養成課程の定員の一部を教員以外の職業分野へも進出することを想定した課程等を設置して振り替える、というものである。

先述のように教員需要減少のきざしがみえ始めていた一九八〇年度、公立学校教員の採用者数は全国で四万五六五一名、そのうち小学校は二万二七二〇名、中学校は一万一六七九名であった（東京都では、小学校で一八〇八名、中学校で七三〇名）。ところが、一〇年後の一九九〇年度には総数が三万三三六四名、うち小学校一万四〇三九名、中学校九五〇九名まで減少している（東京都では、小学校で六四二名、中学校で四一三名）。さらに一九九七年度になると、総数一万七二七七名、小学校が五七七二名、中学校が五七五九名にまで落ち込んでいる（東京都では、小学校で一一五名、中学校で二二六名）。

国立教員養成系大学・学部の再編成への取り組みは、前述の「大学改革」ではなく、このような背景に基づく教員需給調整の文脈で着手されたのであった。早速一九八七年度には、山梨大学と愛知教育大学の教育学部の中にいわゆる「新課程（ゼロ免課程）」が新設された。本学でも一九八八年四月には「教養系」として「芸術課程（G類）」「情報環境科学課程（J類）」「国際文化教育課程（K類）」「人間科学課程（N類）」を新設し、従来からある五つの教員養成課程を「教育系」と呼称することになった。これに伴い、カリキュラムの改訂が行われた。同じ年に、本学を含めて二一の大学がこのような「新課程（学科）」を設置した。

「新課程」設置においては、「教員養成」という機能のみにとらわれない新たな「教育学部」の構築へむけた積極的な改革姿勢が強く要請された。それは、人間社会における教育営為を現代的・学際的に

幅広く捉え直した上で「教育学部における研究と教育」を再構築しようとする努力であったといえよう。けれども人的・物的な研究・教育条件の整備に十分な措置がなされぬままそれを実現し軌道に乗せることには多くの困難があった(ある)ことを記して置かねばならない。

(二) 大学改革と教員養成改革のはざま

教員養成系大学・学部が対応を迫られたもう一つの独自の文脈は、免許法改正に伴う新たな免許取得基準に沿ったカリキュラム改革であった。

臨教審第二次答申をうけて設置された教養審は一九八七年一二月に答申「教員の資質能力の向上方策について」を提出し、教員養成・免許制度及び現職研修の改善等を提案した。翌年一二月にはこれに基づいて教員免許法が改正された。この改正は、教員免許状の種類及び取得基準要件等を大幅に変えるもので、一九五四年以来の大改正であった。免許状の種類は、大学院修士課程修了程度を基礎資格とする「専修」を設け、学部卒業程度を「一種」、短大卒業程度を「二種」とする三種別となった。免許基準においては、教職専門科目の内容細分化と単位数増大、「生徒指導」の科目の必修化、教育実習の「事前及び事後指導」の付加などがなされた。

臨教審第二次答申は、大学における教員養成の使命を「実践的指導力の基礎の修得」に置いている。その審議過程では、さまざまな教育病理の深刻化とともに「問題教員」の存在がクローズアップされるなど「教員の資質向上」が関心を集めた。とくに学校教育が抱える具体的な諸問題に対処する力量の必要性が強調され、上述の教養審がこれを引きついで免許法改正にいった。同時に提案され一九八九年

度から実施された初任者研修制度もその線に沿ったものであった。

新免許法の基準に基づいて、本学では一九九〇年四月、「教育系」のカリキュラム改訂が実施された。

他方、翌一九九一年七月には、大学設置基準等が改正され、「一般教育」枠の撤廃など、カリキュラムの抜本的な改革が求められることになる。こうして一九九五年度に、『東京学芸大学カリキュラム』は大幅に改訂されることになった。

このとき教員養成系大学は、まったく対照的な二つの原理に基づくカリキュラム改訂に取り組むことになった。一つは大学設置基準の「大綱化」に沿う、いわば「自由化」ないし「自己責任化」である。教員養成機能にとられない「新課程」のカリキュラムはこの原理に拠って立つところが大きかった。ところが、教員養成課程はそれにあてはまらない。改正された免許基準が従来にもまして大きな制約をもち、改訂の「他律性」は否定できないものだったといえよう。教員養成課程においても従来の「一般教育」枠部分については「自由度」が増したといえるが、「大学における教養教育」の主體的構築がそのことによって果たされたかどうか、さらに吟味が必要であろう。『大学』における「教員養成」が一筋縄では成り立ちがたい様相の一端がみえ隠れする。

(三) 教育を対象とする幅広い学問の研究・教育への期待

「少子化」に伴う近年の教員需要の低下・停滞は、教員養成系大学・学部の存在意義それ自体に対する疑問を招来している。一九九七年四月には国立大学教員養成課程の入学定員のうち五〇〇〇人を削減

する方針が打ち出され、これにどう対処して組織再編を図るかが、本学にとつても喫緊の課題となっている。たしかに将来的に教員需要の増大が見込めないとすれば、教員養成を目的に掲げる大学・学部の入学者数削減は、行政施策としてやむを得ないところがある。しかし、それが、教育を対象とした学問の研究・教育の場としての「教育学部」の否定論につなげられることがあってはならない。

本学で一九九六年度から始まった「教師のための電話相談」には、教育実践上のさまざまな問題や悩みについて、現職教員からの相談が数多く寄せられている。また一九九七年度には大学院修士課程における「昼夜開講制」と、新規四コースから成る「夜間大学院」を発足させたが、前者には二九名（すべて現職教員）の志願者があり、後者においては志願者八二名中四九名の現職者がいた。「少子化」が進む一方で、子どもたちの生活や教育をとりまく問題状況は複雑化・深刻化している。そうした事態に日々直面し、苦悩する現職教員が「教育学部」に寄せる期待がけつして小さくない事実がみてとれよう。「教育学部」における研究と教育は、新任教師を送り出すことにとどまらず、学校で生起する具体的な教育現実を解明し、その成果を現職教員と共有しあうという点において、なお開拓されていくべき余地を大きく残しているといえよう。

「教育改革」へ向けた動きは賑々しいばかりである。「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむ」を掲げた第一五期中教審（第一次答申・一九九六年）、「一人一人の能力・適性に応じた教育」（第二次答申・一九九七年）と、「心の教育」（答申・一九九八年）、「地方分権」（答申・一九九八年）を提言した第一六期中教審、「教員養成カリキュラムの基本構造の転換」（第一次答申・一九九七年）と、「修士課程での教員研修」（第二次答申・一九九八年）を推進しようとする教養審、「競争」と「個性」を打ち出した

大学審(答申・一九九八年)、「豊かな人間性」と「心の教育」を掲げる「教育改革プログラム」(一九九七年一月発表、同年八月及び一九九八年四月改訂)、「教育内容の「厳選」と「授業時数の「縮減」」を掲げつつ国際化・情報化さらに環境・福祉問題にも関心を広げる教育課程審議会(答申・一九九八年)、「そして告示された新学習指導要領(一九九八年)……」。

その一方で、一九九三年度から進められてきた第六次教職員配置改善計画(ティーム・ティーチング等の指導形態のくふうを行う学校に教員を加配する措置等)は繰り延べになるなど、マイナスイヤムも少なくない。財政改革と並行して進められる教育改革が多くの矛盾を抱えていることは明らかである。これらを全体としていかに整合的に取りむすび、未来社会の構築へとつなげていくべきか、表面的な動きに惑わされることなくマクロな視野から把握することが必要とされている。

おりしも、一九九七年に神戸で起きた小学生殺傷事件は、日本の教育現実が暗く深い「病理」に苛まれていることを印象つけた。家族や地域社会の変容、マスコミをはじめとするメディアとそれが伝えるさまざまな情報の威力、現代社会における義務教育の様相、個人と社会との関係態様、学校における教員と児童・生徒、家庭における親と子、社会におけるおとなと子ども、あるいは子どもどうしの関係など、あらゆる問題状況を多角的にとらえ直し、学校教育を相対化しつつ教育現実を見つめ直す必要性が認識されるべきである。また、高齢化社会の進行と生涯学習ニーズの拡大は、学校教育がもつ目標と内容、時間と空間、対象年齢等の制約を超えて人間の教育のあり方を問い直す必要をもちたしている。

これらさまざまな教育の現実と課題に目をむけると、教員養成という限られた機能にとどまらず、幅広い視野や斬新な視角から人間社会における教育のあり方を追究する研究機能の充実がいつそう要請

されることが明らかである。そして、そこでの成果は、教員志願者や現職教員にとどまらず、今日の社会を構成するさまざまな立場の、より多くの人々によって広く共有される必要がある。

既述のように、旧師範学校を母体として誕生した学芸大学・学部及び教育学部は、その創設時にあって、「教員養成」大学・学部であることを宿命づけられていた。そのことを誰よりも熟知し、教員養成「大学」の構築をめざした初代学長・木下の啓発を出発点として、本学は「大学」における「教員養成」の実現に取り組んできた。戦後新制度の発足に力を尽くした文部省の玖村が「教育に関係ある学問的基礎」の構築・発展こそが「大学における教員養成」の必須要件だと説いていたことは、こうした各大学における研究・教育の努力を支える拠り所であったといえよう。

しかしながら、大学院設置の遅れや、教員採用試験の合格率のみが注目されがちな近年の状況を限り、教員養成を「大学」で行うことの意義や、教員養成を目的に掲げた「大学」における研究の重要性についての理解は、いまだ十分には社会共通のものになり得ていないようである。

このような最中にあつて、一九九六年四月、三大学（埼玉、千葉、横浜国立）との連合による「連合学校教育学研究科博士課程」が発足する運びとなつた。そこで掲げられている「広域科学としての教科教育学」が真に構築され、教員の養成・研修における研究の意義が十分に広められていくことを期待せずにはいられない。

一九九五年、本学はオーストラリアのキャンベラ大学との間で大学間交流協定を締結した。一九九八年二月現在では七か国・一六大学との交流協定をむすぶにいたっている。近年のこのような国際化への積極的な姿勢は、本学の研究と教育における国際交流をいっそう活性化し、そこに新たな地平を拓い

ていくものとなる。

さらに、創設後五〇年を経て、広く人間の教育のあり方に社会的関心が注がれている今日、「教育学部」は、「教員養成」を超えた幅広い研究と教育の成果を積極的に生み出し、発信していくことを求められている。いま進められている組織再編が、単なる枠組みの変更にとどまることなく、新たな時代の「教育学部」における研究と教育のさらなる開拓へと発展していくよう、行政的・社会的支援がなされていくことを願ってやまない。

〈引用・参考文献〉

- 岩下富蔵「東京学芸大学発足の経緯」一九五一年 東京学芸大学附属図書館所蔵（元東京第一師範学校男子部長・元東京学芸大学世田谷分校主事の岩下による手記）
- 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育 戦後日本の教育改革第九巻』 東京大学出版会 一九六九年
- 海後宗臣編『教員養成 戦後日本の教育改革第八巻』 東京大学出版会 一九七一年
- 玖村敏雄編著『教育職員免許法同法施行法解説（法律篇）』 学芸図書 一九四九年
- 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』 風間書房 一九九五年
- 東京学芸大学創立二十周年記念会『東京学芸大学二十年史 創基九十六年史』 一九七〇年
- 山田昇『戦後日本教員養成史研究』 風間書房 一九九三年

第二節 組織・建物・環境

一九四九（昭和二四）年五月に、国立大学設置法に基づいて誕生した本学は、旧師範学校における教員養成のあり方の反省の上に、「大学における養成」を具体的に確立し進めるために、大学としての教育研究を支え、展開するのにふさわしい広い意味での環境を整えていくことになる。本章では、教育研究ならびに管理運営にかかわる組織の改組・改革、及び学内の敷地や建物、植栽計画などの狭義の環境の変遷について述べる。また、大学周辺の社会的環境もこの五〇年間に大きく変化したが、この点についても触れる。

一 教育・研究組織

(一) 大学としての教育研究組織の模索と「課程 学科目制」問題

一九四八年八月一六日に、東京第一師範学校長、同第二師範学校長、同第三師範学校長、東京青年師範学校長の連名をもって「東京学芸大学設置認可申請書」提出時、東京教育大学第二教育学部設置認可申請書」が文部省に提出された。同申請書に記載された「第一 東京学芸大学設置要項」によると、当初構想された教育研究組織は概要次のようであった。一九四九年九月に授業が開始されて以来、初年度の授業は四校ともこの教育・研究組織に基づいて行われた。

○一部＝四年課程（甲類 小学校教諭志願の者、乙類 中学校教諭志願の者）

表1 1 最初の学科組織

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
教育学科	商学科	工業科	農学科	家政学科	体育学科	美術科	音楽科	地学科	生物学科	化学科	物理学科	数学科	外国語学科	国語学科	史学科	地理学科	哲学科	社会学科	学科名	
			農業	家政	体育	芸術	芸術	地学	生物学	化学	物理学	数学	外国語	国語	歴史	人文地理	哲学・倫理学・宗教学	社会学・政治学・経済学・法学	一般教養	
			家庭	健康	体育	工図	音楽				理科	算数	国語					社会	甲類	
	商業	工業	農業	被服・家政	理論・実技・管理・生理衛生	絵画・工芸・書道 美学 美術史	声楽・器楽・理論	地学	生物学	化学	物理学	数学・測量又八計測	英語・英文学・独語・仏語	国語・国文・漢文	国史・史学・東洋史・西洋史	人文地理	哲学・倫理・宗教	政治・社会・法律・経済		専門教養
					学校衛生														教職教養	
教育学・心理学 教育実習・職業指導																				

一部＝二年課程（甲類 小学校教諭志願の者、乙類 中学校教諭志願の者、丙類 幼稚園教諭志願の者）

○学科組織

（表1 1「最初の学科組織」のとおり）

師範教育の反省に立ち、大学で教員養成が行われることになった。これを「目的及使命」では、「本学は小学校、中学校並びに幼稚園の教員を志望する者に対して、高い教養を与え専門の学芸を修めさせると共に、特に教育に関する理論及び実際の研究に当たることを、その目的とする。」と表現している。教員養成を直接ねらうのではなく、教養を身につけ専門の学芸を修めた結果として、教員としての力量が育つていくという教員養成についての考え方、そして教育に関する研究も目的及び使命に位置づくという考え方である。学長木下は第一回入学式における式辞の最後を、「そして東京学芸大学が新しい教養大学として、その強い性格、高い学風が打ち立てられる処におのづから新しい性格の教育者が生まれ出づるものであることを信ずるのであります。」と締めくくっているが、ここに大学で教員を養成することへの強い信念が読みとれる。

この「目的及使命」を達成するために大学の学部（学芸学部）としての教育研究組織をどう組織するかはもつとも困難な課題であった。国立大学の設置に関する基準に沿いながら、本学の教育研究諸資源の活用を配慮して、目的と使命を達成するにふさわしい教育研究組織が検討された。「設置認可申請書」の「第一 東京学芸大学設置要項 七、学部及び学科の組織並びに附属施設」に「教員養成を使命とする関係上、免許基準や免許科目の制限を受けて、一般の大学のような学科を立てることは困難であ

るが、便宜上次の一九学科をおき、各学科所属の教官が左表のように、一般教養、専門教養、教職教養の講座を分担する。なお一部後期にあつては、できるだけ学科専攻の色彩を濃くする。」と述べられているが、この記述の中に、また最初の学科組織に、あくまでも学部、学科、講座という大学の一般的な教育研究組織を設けて（併せて教育組織としての課程を置いて）教員養成を行うという意思が強く表明されている。なお、最初の学科組織の中には、教科教育関係が載っていないことを指摘しておくべきであろう。

一九五〇年五月二日には「東京学芸大学学則」が制定され、一九四九年七月一日にさかのぼって適用された。第四章の講座組織を次に引用する。

第一七条 学芸学部を分つて、学芸部及び教育部とし、学芸部に属する講座は、一般教養科目及び専門科目を、教育部に属する講座は主として教職科目を分担する。

第一八条 学芸部に属する講座を、人文科学関係、社会科学関係、自然科学関係、家政及び産業関係、芸術及び体育関係の五講座群に、教育部に属する講座を、教育科学関係、各科教育関係の二講座群に分ける。

第一九条 各講座群に次の講座を置く。

部	講座群	所屬	講座名
学芸部	人文科学関係	哲学	国語国文学
	社会科学関係	法社会学	漢文学 外国語外国文学 芸術学
教育部	教育科学関係	教育学	経済学 国史学 東洋史学及西洋史学
		地理学	

自然科学関係 数学 物理学 化学 生物学 地学
 家政及産業関係 家政学 農学 工学 商学
 美術及体育関係 音楽 美術 書道 体育学
 教育部 教育科学関係 教育学 教育心理学
 各科教育関係 国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育
 音楽教育 美術教育 体育指導 家庭科教育 職業教育
 外国語教育 学校図書館学

このように、教育研究組織は学芸部と教育部の二部制をとり、各部に講座が配置されている。学芸部と教育部の両部の設置については、教育刷新委員会とCIEの協議（一九四八）の中でCIEが主張した、新制国立大学には教育学部と学芸学部を置くという主張にかかわって、単科大学の東京学芸大学には教育部と学芸部を置くことになったと考えられる。教科教育関係については、教育部・各科教育関係群に講座としての位置が与えられることになる。一九五三年一〇月には、学則が一部改正になり、講座群名と講座名に若干の変更がみられる。講座名について、人文科学関係の外国語外国文学が、英語英文学、独逸語、仏蘭西語に変わり、また、社会科学関係の国史学、東洋史学及西洋史学が史学に変わっている。この人文科学関係と社会科学関係においては、名称の変更だけでなく、この当時、教育及び研究の組織をめぐっていくつかの問題があり、ここにいたるまでの経緯はけっして単純、安易なものではなかったと、『東京学芸大学二十年史』に記述されている。

とここで開放制を基本原則とする新しい教員養成制度の発足後まもない頃から、教員養成制度に対す

る批判とそれに対する対応が出始める。一九五二年に設置された教育職員養成審議会の審議を経て、翌年に教育職員免許法が改正され、いわゆる課程認定制度が発足する。また、一九五五年に入ると再編に関する見解が各方面から出てくる。これらの意見にみられる共通の問題意識は、教師の資質に関するものと、需給関係であったといわれる。文部省はこうした状況を受けて、大学における形式的な単位制度及び免許法の開放主義に問題があるとし、国家試験制度や教員養成を行う大学の統制などを検討する。

一九五七年四月の第二六国会の衆議院においては、「教員養成機関の改善と充実」が決議される。翌月には全国国立大学学芸学部長協議会が「決議文」を採択し「教員養成大学学部の施設設備の整備充実並びに研究費の増額」などを要望する。中央教育審議会も、一九五八年に「教員養成制度の改善方策について」を答申する。この「答申」は日本教育大学協会をはじめとして関係各方面から批判を受け、実施をみるにいたらなかったが再編への動きは続き、一九六二年一月には教育職員養成審議会が「教員養成制度の改善について」を建議する。この建議は、国が教育課程の編成及び実施に関する基本事項及び教育課程の実施に必要な人的・物的諸条件について、基準を明確にすること、という内容を含んでいた。

このような状況の中で、文部省は、一九六三年三月に、国立学校設置法の改正に当たり国立大学の講座または学科目の種類を文部省令で定めることとし、五月各大学に「講座、学科目調査」の通達を發した。さらに七月には全国四六の教員養成を主とする大学、学部にも調査を依頼した。それらによって、一月二六日、文部省原案を各大学に送付して回答を求めた。この「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（仮称）」の制定について（依頼）は、次のようなものであった。

「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（仮称）の制定について（依頼）」
このことについては、本年四月以来種々御協力いただいておりますが、このたび貴学における学科・課程及び講座・学科目について別添案のとおり省令原案がまとまりましたのでお知らせします。

なお、省令規定事項ではありませんが、事務処理上必要がありますので、別添案に示す講座・学科目について、別紙様式に従い、定員（一般教育等学科目ならびに学芸学部、教育学部または教育学科を置いていない大学で教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けている大学の「教育学」及び「教育心理学」の学科目については定員及び兼任〔学内非常勤を含む。〕教員数）を付した表を二〇部作成し、至急折返し、大学学術局大学課宛送付願います。

おつて、貴学において別添案についてなお意見があれば、関係部分を別紙様式に準じて作成し、理由書を付して、昭和三八年二月一五日までに、大学学術局大学課宛提出願います。

東京学芸大学

学芸学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・聾学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・特別教科（音楽）教員養成課程・特別教科（美術・工芸）教員養成課程・特別教科（書道）教員養成課程

国語学 国文学 漢文学 国語科教育 歴史学 地理学 法律学 政治学 社会学 経済学
哲学 倫理学 社会科教育 代数学及び幾何学 解析学及び応用数学 数学科教育 物理学

化学 生物学 地学 理科教育 声楽 合唱 鍵盤楽器 管楽器 弦楽器 打楽器 合奏
 作曲 指揮法 音楽理論・音楽史 音楽科教育 日本画 東洋画 西洋画 木工 染織 金
 工 陶芸 彫塑 写真 構成 美術理論・美術史 美術・工芸科教育 書道史 書道 体育
 実技 生理学及び衛生学 学校保健 体育理論・体育史 保健体育科教育 木材加工 金属
 加工 電気 機械 食物学 被服学 家庭管理 保育 家庭科教育 農業 商業 職業科教
 育 英語学 英米文学 英語科教育 聾教育 聴覚音声生理・病理 異常児教育 異常児の
 病理 教育学 教育史 教育制度 教育社会学 教育心理学 発達心理学 社会教育
 『東京学芸大学二十年史』によると、この依頼に対しては、「大学の十分な了解なしに」、「貴学におけ
 る学科・課程を」、「お知らせ」されたものであって、これを受け取った大学では、このような「原案」
 はとうていこれを容認することはできないとする意見が高まった。諸地方の大学の学芸学部や教育学部
 の教授会から「訴え」や問い合わせも本学教授会に届けられた。本学では、教授会の委託を受けた代議
 員会の議決によって、一九六三年一月二八日付け本学学長の名をもって、文部省大学学術局長宛に次
 のような文書を発した。

「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（仮称）の制定について（回答）」
 本年一月二六日付けご紹介があった「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する
 省令案」については、別紙意見書に示す理由により、今回直ちに課程並びに学科目を省令化される
 ことに対しては強い不満をいだくものでありますが、速急に省令化を行わざるを得ない場合には、
 別紙の案によられることを切望いたします。

意見書

一、省令原案に示された本学の学科目は、教職員免許法施行規則に示された「教科」並びに「教科に関する専門科目」の表わし方に、僅少の改訂を加えてそのまま大学の学科目におきかえたもので、これは大学の学科目設置の基準としては適当と考えられない。原案は、従つて学科目の示し方に甚だしい不均衡を生じ、学科目相互に質的なたよりをあらわすことになっている。本学としては、これをそのまま認容することは到底できないが、第二項により改訂することを条件として、一応省令化することを認める。

二、本学においては、カリキュラム委員会においてカリキュラムの検討を行い、まさに結論を得る段階に達しつつある。また教員養成関係の大学・学部在全国組織である日本教育大学協会においては専門委員会を設けて「教員養成関係学部設置基準案」を作成中である。従つて、今日の省令化はこれらの成案を得た上、これに基づき大学との話し合いを経て直ちに改訂されるべきである。

三、別紙大学案は、本学において、従来、事実上、学科(目)と見なしてきたものであり、また、すでに十数年來実施してきたものであるから、万やむをえない場合には、決して満足なものではないが、これが本学の学科目として省令案とせられたい。

四、なお、東京学芸大学の学科目省令化にあつて、原案では課程制・学科目制をとらうとしているが、教員養成関係の大学・学部だけをこの制度によることとするのは、将来大学間の格差を生む懸念が十分あるので、そのようなことを来さないよう万全の措置を講ぜられたい。

しかし文部省は、先に触れた中央教育審議会の「答申」と教育職員養成審議会(会長は、本学学長高

坂正顕)の「建議」に基づき、目的大学の設置の方向をさらに進め、一九六四年二月二五日に「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」を定めた。東京学芸大学に関連する部分を中心に引用する。

「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」

一、国立大学の学部に学科又は課程を、国立大学の学部又は学科に講座を、国立大学の学部、教養部又は学科に学科目を、別表一から別表七二までのとおり置く。

別表二〇

東京学芸大学

学芸学部

小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 聾学校教員養成課程 養護学校教員養成課程 特別教科(音楽) 教員養成課程 特別教科(美術・工芸) 教員養成課程 特別教科(書道) 教員養成課程

国語学	国文学	漢文学	国語科教育	歴史学	地理学	法学	政治学
社会学	経済学	哲学	倫理学	社会科教育	生理学及び衛生学	学校保健	
体育理論・体育史	保健体育科教育	電気	機械	食物学	被服学	家庭管理	
保育	代数学及び幾何学	解析学及び応用数学	数学科教育	物理学	化学		
生物学	地学	理科教育	音楽理論・音楽史	美術理論・美術史	演劇理論・演		
劇史	声楽	合唱	家庭科教育	農業	商業	職業科教育	英語学 英米

文学 英語科教育 聾教育 聴覚音声生理・病理 異常児教育 鍵盤楽器 作
 曲 音楽科教育 日本画 西洋画 木工 金工 彫塑 構成 美術・工芸
 科教育 書道 書道史 体育実技 異常児心理 教育学 教育史 教育制度
 教育社会学 教育心理学 発達心理学 学校図書館学 社会教育
 (一般教育等)

哲学 文学 史学 美術学 法学 経済学 社会学 地理学 家政学 数学 物理学 化学
 生物学 地学 心理学 英語 ドイツ語 フランス語 保健体育

この表にみるように、本学の「意見」は受け入れられていない。このような「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」の制定をめぐる激しいやりとりは、東京学芸大学やその他の教員養成系大学・学部を、「課程 学科目」制と規定することをめぐってなされたのである。「課程 学科目」制は教育上の制度、「学科 講座」制は教育及び研究上の制度とされ、前者からは研究が外されているのである。本来大学の目的は、教育と研究である。またその教育は研究に裏付けられたものでなくてはならない。とすれば、目的から研究を外された「課程 学科目」制は、大学とはいえない。そしてまた、教員の配置、予算等に関して、「学科 講座」制と同じ扱いにはならず、差別化されることになる。大学での教員養成を真に確立すべく懸命な努力を積み重ねてきた本学にとって、事態はきわめて深刻であったのである。

「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令(仮称)」の制定について(依頼)を契機として高まった「課程 学科目」制問題への関心は、一九六七年二月二日に「本学の学科制移行

に伴う学内運営等に関する基本的事項」の審議を目的として設置された第一企画委員会が、一年間にわたる審議ののち一九六八年一月二四日の教授会に参考資料として「学科及び学科目編成表」を提出するなど、その後も継続している。しかし、一九六六年以降大学院修士課程の講座が次々に増設されるに伴い、その関心は基本的に薄れていった。これは、修士課程の設置によって、学部の学科目が講座に組み入れられ、予算等の格差が解消されていくとの見方が強まったからである。ちなみに、一九六八年四月一日、文部省令第八号によって一部修正された東京学芸大学教育学部の課程と学科目における修士講座（印）は次のようになっている。

東京学芸大学

教育学部

小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 聾学校教員養成課程 養護学校教員養成課程 言語障害児教育教員養成課程 幼稚園教員養成課程 特別教科（理科）教員養成課程 特別教科（音楽）教員養成課程 特別教科（美術・工芸）教員養成課程 特別教科（書道）教員養成課程 特別教科（保健体育）教員養成課程

- | | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 国語学第一 | 国語学第二 | 国文学第一 | 国文学第二 | 国文学第三 | 漢文学 | 国 |
| 語科教育第一 | 国語科教育第二 | 歴史学第一 | 歴史学第二 | 歴史学第三 | 地理学 | |
| 第一 | 地理学第一 | 地理学第二 | 法学第一 | 法学第二 | 社会学第一 | 社会学第二 |
| 経済学第一 | 経済学第二 | 哲学 | 倫理学 | 社会科教育第一 | 社会科教育第二 | 数学 |
| 第一 | 数学第一 | 数学第二 | 数学第三 | 数学第四 | 数学科教育第一 | 数学科教育第二 |
| | | | | | | 物 |

- 理学第一 物理学第二 物理学第三 化学第一 化学第二 化学第三 生物学
 第一 生物学第二 生物学第三 地学第一 地学第二 地学第三 理科教育第一
 一 理科教育第二 音楽学 演劇理論・演劇史 声楽第一 声楽第二 声楽第三
 器学第一 器学第二 作曲・指揮法第一 作曲・指揮法第二 音楽科教育第一 音
 楽科教育第二 絵画第一 絵画第二 彫刻 デザイン第一 デザイン第二 工
 芸第一 工芸第二 造形芸術学 美術科教育第一 美術科教育第二 書道 書道史
 体育学 体育心理学 体育管理 運動学第一 運動学第二 学校保健学 生理学及
 び衛生学 保健体育科教育 電気 機械 食物学 被服学 児童学 家政
 一般第一 家政一般第二 家庭科教育 農業 商業 職業科教育 英語第一 英
 語第二 英語第三 英語科教育 聾教育 聴覚音声・病理 異常児教育 異常児心理
 () 言語障害児教育 幼児教育 幼児心理 教育学第一 教育学第二 教育史第一
 教育史第二 学校経営第一 学校経営第二 教育社会学 教育心理学第一 教育心理
 学第二 発達心理学 道德教育 学校図書館学 社会教育
 (一般教育等)
 哲学 文学 史学 芸術学 法学 経済学 社会学 地理学 家政学 数学 物理学 化学
 生物学 地学 心理学 英語 ドイツ語 フランス語 保健体育
 (注) 印は修士講座 (「言語障害児」は、一九六八年六月二日に追加され、一九六八年四月
 一日から適用)

学科目の講座への組入れは、一九七九年度の修士課程の大講座制への再編によつて進み（一般教育等と職業科関係は外される）、さらに一九九一（平成三）年の大学設置基準大綱化に伴う科目の再編成によつてすべての学科目を講座化し、完了することになる。

（二） 二部制教育研究組織から新たな組織原理による三部制へ

最初の「学則」以来、学芸部と教育部の二部制をとつてきた本学の講座組織は、一九六四年度からの世田谷分校と小金井分校の統合を控えて改組されることになる。新たな三部制講座は、教育部独立の要求（この点には後で触れる）などさまざまな問題にぶつかりながらも、一九六三年度いっぱいを費やし一九六四年三月九日の教授会で改組委員会の提議を一部修正し、一九六四年三月二九日の教授会で決定をみた。新たに定められた学則第二一条に「第四条に定める各部に次の講座を置く」として、講座が以下のように示された。

第一部

国語国文学、漢文学、英語国文学、ドイツ語、フランス語、教育学、教育心理学、学校図書館学、聾教育、養護学校教育、幼稚園教育、国語教育、英語教育、哲学、法学、経済学、社会学、史学、地理学、社会科学教育

第二部

数学、物理学、化学、生物学、地学、数学教育、理科教育

第三部

音楽、美術、書道、芸術学、音楽教育、美術教育、家政学、農学、工学、商学、体育学、体育科教育、家庭教育、職業教育

ところで、一九六四年四月一日からの小金井への統合決定が契機となって、教育研究組織、管理運営組織等の大学全般にわたる改組が一九六二、六三年度に検討されることになる。三部制への移行もそのなかに位置づいていたのである（本章 管理運営組織参照）。この三部制への移行については、「改組にあつての当面の方針」（誰が、いつ出したかは、記載されていないため不明である）及び常任委員会委員長による「改組委員会の経過報告について」（一九六三年六月一九日）における「部の設置及び組織」では、「部は次の三部とする。第一部 人文・社会に関する学科の部、第二部 自然科学に関する学科の部、第三部 主として実技・実習を伴う学科の部」と記載されている。しかし、決定までの過程には、四部制案もあつた。例えば、一九六四年二月一九日の教授会の議題の一つに「部の分け方について」があり、ここでは三部制案と次に示す四部制案が比較検討されている。四部制は、第一部（文科）、第二部（理科）、第三部（技能科）、第四部（教育科）となっていた。第四部（教育科）の講座をみると、教育学、教育心理学、聾教育、養護学校教育、幼稚園教育、国語教育、社会科学教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、体育科教育、家庭教育、職業教育、英語教育である。前述した教育部の独立問題というのは、この第四部構想と関連した事柄だったのである。この案については、各教科教育がいわゆるプロパーな学問から切り離されて、同一の部の構成単位として位置づけられるところも興味深い。ところで、四部制はこの教授会で否決され、三部制が確定することになる。

(三) 三部制から四部制へ

一九七三年一〇月に三部制は四部制に移行する。学則第二条に定められた学科等は次のようである。

第一部

国語教育学科、英語教育学科

第二部

社会科学教育学科、学校教育学科、特殊教育学科

第三部

数学教育学科、理科教育学科

第四部

音楽教育学科、美術教育学科、保健体育学科、家庭科教育学科、技術科教育学科、特別教科(書道) 教員養成課程、職業科教育教員養成課程

審議の経過をみると、一九七三年四月一八日の教授会で、「四部制実施に関する準備委員会」が設置され、この委員会の審議を経て、九月一日の教授会で一部を二つに分ける四部制が決定されたが、新たな部の名称については代議員会で決定することになった。九月一九日の代議員会では、新たな部を第一部と第四部とする意見も出されたが、最終的には先に示したところに落ち着いた。この四部制は、原則的には、研究体制ならびに管理運営体制の整備を意図して従来の第一部を二分させたものであるが、これによって、現実的には、他部に比較して多かつた第一部の教官人数が平均化され、部を増やすことに伴う部長及び事務長の増員がもたらされることになった。

(四) 新課程設置に伴う教育研究組織の改組

一九八八年に教員免許状の取得を卒業要件にしない教養系の課程が発足した。この新課程の設置の背景は、一九八六年一〇月八日の教授会で決定した「本学の今後の整備・転換について」に添付された次の文章(「これまでの経過」)に明確に示されている。

「これまでの経過」

一、人口の変動、出生率の低下によって、全国の児童・生徒数は昭和五七年の一七二二万五〇〇〇人をピークに下降し、昭和七四年には一二三三万二〇〇〇人まで落ち込むと推定される。

二、東京都の場合も児童は昭和五四年の一〇三万三九七人をピークに減少しはじめ、昭和七一年には六七万二〇〇〇人まで落ち込む。また、中学校生徒は、昭和六〇年の四六万七二〇七人をピークに昭和七四年には二九万八五〇〇人まで落ち込むと推定される。

三、以上からすると、公立小・中学校の教員採用見込み数は、全国推計で昭和六〇年二万四四〇〇人、昭和六一年度から六六年度まではおよそ二万人台の二分の一ないし三分の一になると推定される。これは、国立教員養成大学・学部現在の学生定員二万一〇五〇人のおよそ半数以下である。

四、本学の場合も、最近の卒業生の教職への就職率は、昭和六〇年三月卒の四一・三%、昭和六一年三月卒三八・八%で、有為の教育者を養成する大学として学生の期待にこたえることが極めて困難になってきている。

五、以上のような状況から、さる四月一七日には参議院文教委員会で「教員養成大学・学部の在り

方等について検討すること」を要請する附帯決議が出された。

六、六月一七日には臨時行政改革推進審議会の「今後における行政改革の基本方向に関する対処方針について」が閣議決定され、この中で「国立大学についても既存組織の転換改組に努めつつ社会経済情勢の変化に即した再編成を推進するものとする」とされ、かつ、「特に、最近の需給状況にかんがみ医・歯学部及び教員養成学部等の入学定員については速やかに見直しを行う」とされた。

七、七月二九日には、「国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議」から「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について」と題する報告が出され、同日付けで文部省の高等教育局長から、国立の教員養成学部を置く大学学長宛に通知が出された。

主として出生率の低下によつて、児童・生徒の数が長期にわたり減少していくが、このことによつて教員採用見込み数は急速に低下する。このような社会的な状況に対応するために教員養成大学・学部は整備されなくてはならない。というように整備・転換の基本的な背景をとらえることができるだろう。政府も国会も行政改革との関連で、国立の教員養成大学・学部の整備に強い関心を示し、それを受けて文部省が、該当する大学に通知を出したのである。

教授会はこのような状況を深刻に受け止めて次に示す「本学の今後の整備・転換について」を決めた。

「本学の今後の整備・転換について」

(一) 整備・転換の基本方針

今後本学に、学生定員の一部を振り替えて教員免許状の取得を必須としない課程等を設置する。このため、今後従来より教員養成課程の学生定員は少なくなるが、同課程の一層の充実、改善をはかる。

(二) 特別委員会の設置

前項を推進するために、本学に東京学芸大学整備・転換特別委員会（仮称）を設ける。

構成

学長、各部部长、学生部長、附属図書館長、附属学校部長、附属特殊教育研究施設長
教授会構成員のうちから選出された者

第一部三名、第二部三名、第三部二名、第四部三名、施設・センター一名

カリキュラム改訂委員会委員長

学長委嘱 若干名

審議内容

新課程等についての具体的方針の策定

イ、学生定員の振替数とその方法

ロ、振替後の新課程等の設置案

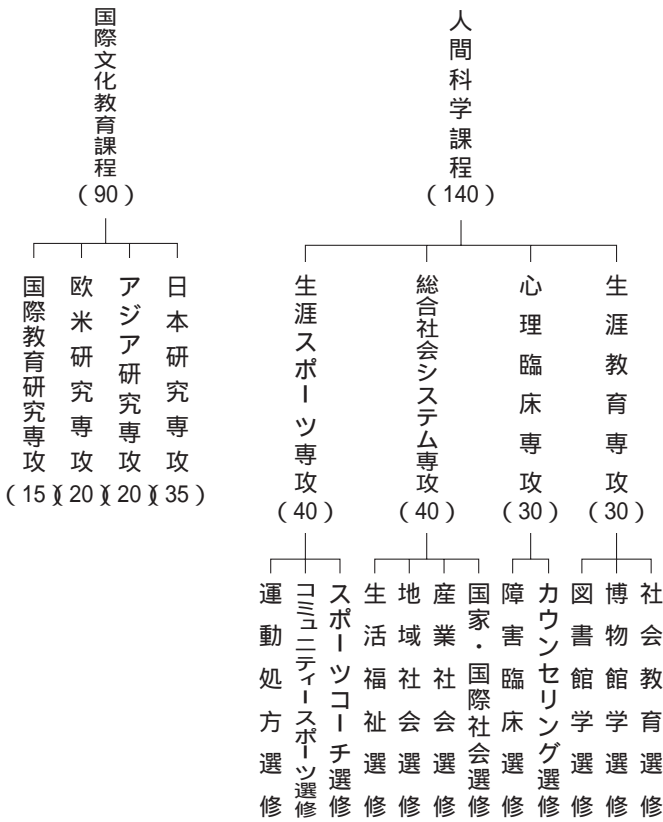
ハ、新課程の設置に伴う教育体制と教官配置

教員養成課程の充実の方策

新課程等への転換移行措置

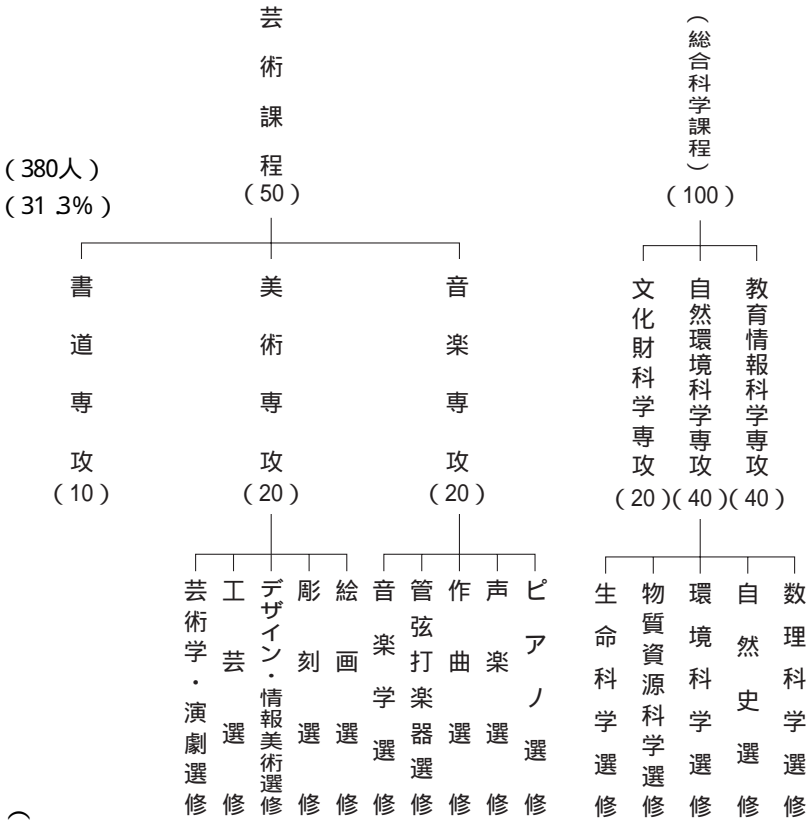
この決定に従って「整備・転換特別委員会」（委員長は学長関四郎）は、学生定員の一部を振り替えて、教員免許状の取得を必須としない課程等の設置を中心テーマに、集中的な検討を行っていったのである。他の教員養成系大学・学部の取り組み状況、「将来構想検討委員会」の審議、そして「カリキュラム改定委員会」の審議などを確認しつつ、検討に入った。審議の過程では、教育学部のほかに新たな学部を起すべきである、あるいは、課程制ではなく学科制でいくべきであるなどの提案もあったが、課程制との整合性などの観点から、文部省の承諾を得ることが難しく、教育学部の中に課程を増設するという方向が決定された。また、学則に明記されている教育者という言葉は、広く解釈することができるので、学則を改定する必要はないという合意も成立した。新課程設置の枠組みについては、各学科・教室等からさまざまな提案や要望が出されたが、国際教育・文化課程、学芸課程、情報科学課程、社会教育・福祉課程の四課程案は代表的なものであった。その後学内の意見等を考慮し、応用教育課程（教育情報科学専攻、社会教育専攻、社会福祉専攻、発達臨床（カウンセリング）専攻）と学芸課程（国際教育・文化専攻、社会科学専攻、発達科学専攻、自然・環境科学専攻、生活科学専攻、健康・スポーツ科学専攻、芸術専攻）による二課程——専攻が委員会でも浮上し教授会で提案され一応この方向でいくことが決定された。これをもとに、各専攻についてより具体化させるために、関連のある学科・教室の代表者によるワーキンググループがつけられた。そこからの提案などを踏まえた委員会の審議の中で、社会福祉課程、国際文化課程、科学・芸術課程による三課程案も出されたが、とくに科学・芸術課程に対して疑問が多く出され、再度委員会で検討されることになる。そして一九八七年五月一八日の「整備転換特別委員会」で次の「新課程・専攻設置（案）」が承認される。

新課程・専攻設置(案)



一九八七・六・三
教授会資料

第1章 学部のおゆみ



() 内は入学定員

引き続き、文部省との折衝を重ね、また詳細についての検討が行われた。新課程及び「現行課程」の全体をそれぞれくる名称については、学位との関連で、教養系、教育系となり、また各課程の類名（通称）についてはそれぞれのイニシャルをとって国際文化教育課程（K類）、人間科学課程（N類）、情報環境科学課程（J類）、芸術課程（G類）と定まった。課程認定についても検討され、新課程はそもそも「ゼロ免制」なのだから課程認定はすべきではない、あるいはするとしても安易にはならぬなどの意見があつたが、最終的には全課程を課程認定することになった。この判断は「開放制教員養成制度」のもとでは当然であり賢明であつたといつてよからう。しかし、実際に課程認定を受け学生が教職課程を履修できるようになつたのは、一九九〇年四月からである（第三節 教育課程参照）。新課程（教養系）の発足が一九八八年四月であるから、二年遅れたことになる。

教育組織としての新課程の設置に伴つて、新課程の各専攻あるいは選修と教育研究組織としての「部 学科 講座・学科目」との関係をもとに考え、「部 学科 講座・学科目」をどのように再編するかが大きな課題として残された。新課程発足後二年間は「現行」体制に新課程の各専攻あるいは選修を次に示すように、そのまま、あるいは、修正して貼付することで暫定的に対応した。こうしたいわば教育系へ間借りしているような教養系の位置づけに対して、学生からも教官からも、教養系軽視であるという批判が強く出された。

「新課程（教養系）」設置に伴つて各部・学科に新設された講座

第一部＝日本語教育（国語教育学科）、欧米研究（英語教育学科）

第二部＝日本文化、アジア研究、社会システム（以上、社会科学教育学科）、生涯教育、心理臨床

第1章 学部のおゆみ

表1 2 1991年度以降の研究組織と教育組織

研究組織		部 等	教育組織				
学科(研究室)			教育系		教養系		備 考
		群	教室	類・専攻等	教室	類・専攻等	
<ul style="list-style-type: none"> 言語文学第一学科 (国語学、日本語教育、国文学、 国語科教育学、中国語学中国文学) 言語文学第二学科 (英語学英米文学、英語科教育学、 独語学独文学、仏語学仏文学) 人文学科 (歴史学、地理学、哲学、 社会科教育学) 地域研究学科 (地域) 	第一部	第一 社 会 科	国語科	AB国語 500	日本語教育 日本文化	K日本研究 140	1,352
			英語科	B英語 72			
			歴史学 地理学 哲学 社会科教育学 法学・政治学 経済学 社会学	420	アジア研究	Kアジア研究 80	
					欧米研究	K欧米研究 80	
					国際教育	K国際教育研究 60	
<ul style="list-style-type: none"> 教育学科 (教育学、国際教育、生涯教育、図書館学) 心理学科 (教育心理学、心理臨床) 幼児教育学科 (幼児教育学) 障害児教育学科 (障害児教育) 社会科学学科 (法学・政治学、経済学、社会学、 総合社会システム) 生活科学学科 (生活科学学、家庭科教育学) 	第二部	第二 群	教育学	A学校教育 180	総合社会システム N総合社会システム 160	940	
			教育心理学				
			幼稚園科	E幼稚園 80	生涯教育 N生涯教育 120		
			障害児教育	C障害児教育 160			
			家庭科	AB家庭 120	心理臨床 N心理臨床 120		
<ul style="list-style-type: none"> 数学・情報科学科 (数学、数学科教育学、情報科学) 物理学科(物理学) 化学科(化学) 生物学科(生物学) 地学科(地学) 理科教育学科(理科教育学) 地球環境科学科 (地球環境科学) 物質生命科学科 (物質生命科学) 文化財科学科(文化財科学) 	第三部	第三 群	数学科	ABD数学 480	教育情報科学 J教育情報科学 160	1,340	
			物理学 化学 生物学 地学 理科教育学	460	自然環境科学		J自然環境科学 160
					文化財科学		J文化財科学 80
			<ul style="list-style-type: none"> 音楽学科 (音楽学、声楽、器楽、作曲・ 指揮法、総合音楽 音楽科教育学) 美術学科 (絵画、彫刻、デザイン、工芸、 造形芸術学、演劇学 造形美術、美術科教育学) 書道学科 (書道、書芸) 健康・スポーツ科学学科 (体育学、運動学、生涯スポーツ 保健学、保健体育科教育学) 技術科学科 (技術学、技術科教育学) 	第四部	第四 群		音楽科
美術科	ABD美術 200	造形美術 G美術 80					
書道科	D書道 80	書芸 G書道 40					
保健体育科	ABD保健体育 340						
技術科	B技術 48	生涯スポーツ N生涯スポーツ 160					
計			3,340		1,520	4,860	

注・ は1991年度以降の学部学生総定員。
 ・「施設・センター」には、他に情報処理センター、有害廃棄物処理施設及び放射性同位元素総合実験施設がある。

(以上、学校教育学科)

第三部Ⅱ教育情報科学(数学教育学科)、物質生命科学、文化財科学、地球環境科学(以上、理科教育学科)

第四部Ⅱ総合音楽(音楽教育学科)、造形美術(美術教育学科)、生涯スポーツ(保健体育学科)、書芸(特別教科(書道)教員養成課程)

この課題に対しては学科制委員会を設置して対処することになる。学科制委員会では、「現行」での対応可能性と新たな体制での対応の両面から懸念な検討がなされたが、結局「現行」のままでは対応不可能であるとの判断に立ち、「現行」に新たな考え方(組織論)を導入し、あるいは「現行」を表12のように一部手直しして対処することになる。

(五) 国立大学教員養成課程の入学定員削減計画への対応

文部省は一九九七年四月に財政改革の一環として国立大学教員養成課程の入学定員三分の一(五〇〇人)削減を提示した。本学では既設の将来計画委員会がこの事態への対応を検討し、「入学定員の削減に対応する学部改革案」(以後、「学部改革案」と省略する)を九月一〇日の各部教官会へ資料として示した。その後は新たに設置された東京学芸大学学部改組委員会が中心になって集中的な審議を行ってきた。同委員会は一九九八年一〇月二九日に学部改組案をほぼまとめ上げ、教授会に提出した。そしてこの学部改組案は、二〇〇〇年度の概算要求をめざした「文部省交渉に際しての出発点に当たる案」として、一一月四日の教授会で承認され、学長はこれを手がかりにして、一二月から文部省との折衝に入

る。ここでは、これまでの議論の基礎になつた将来計画委員会の「学部改革案」、学部改組委員会の「中間まとめ」、及び「文部省交渉に際しての出発点に当たる案」の概要を中心に述べる。

「学部改革案」は、学部改革の基本方針を概要次の七つの視点から示した。①二一世紀の社会で求められる教員の資質を育てられる教員養成のあり方を實現する。②教員需給の変動を予測し、本学は全国的な需給調整の役割を演じる必要から弾力的なシステムを用意する。③学部改革は将来の大学院重点化と結びつく形で考える。④教育学部にふさわしい内容の新課程あるいは新学科を構想し、広義の教育者を養成できるようにする。⑤行財政改革の圧力が一層高まった場合を考慮し、教養系をこの機会に教育学部にとつて必要不可欠なものとして、教員養成の組織と密接不可分な形に再編成する。⑥二〇〇〇年度入学生から新免許法による養成に入ると予測されること、また、教員養成については規制緩和措置がとられること、これらを前提にして改革する。⑦文部省が示す基準に当てはめると、削減数は教育系八三五名の三分の一にあたる二七〇ないし二八〇名、純減は七〇名前後と推量される。七〇名を純減して残りをすべて教養系に移すと、教育系五六〇名、教養系五八五名になり、学部の性格を変更したことになる、学部名の変更を求められることになる。別途の改革案を検討し学部の性格を維持しつつ今回の事態に対応すべきである。

以上を踏まえ新たな学部組織案を「学部改革案」は次のように提案している。

A案(学科制)＝現行の課程制を廃止して学科制に移行させる。各学科の内部に学問分野等に応じた専修を置く。各学科は課程認定を受け、教員免許の取得を卒業要件とする教職コースと、卒業要件としない一般コースを置く。

B案（縦割課程制）＝学科制を採る場合には、教官は学科に所属することになるが、学際的な授業科目等の開設を容易にする意味で、学科を置かず、課程制を採用し、研究組織と教育組織を分離し、A案における学科を課程として組織する。

C案（現行課程制による課程・専攻の再編成）＝A案・B案は、教養審査申請に基づき制度改正を前提とするものであり、現行制度を前提とする場合には、学校種別に応じた課程制が前提になる。現行制度を前提に、教育系・教養系の課程・専攻を再編し、教員養成課程を統合し、規模を縮小する。

学部の改組に伴って、また予測される教育職員免許法の改正（二〇〇〇年入学生から適用）を考慮して、カリキュラムを仮定する必要がある。このことについても、本「学部改革案」は、コアとしての共通基礎科目の全学生の履修、教職科目の重視等に特徴がみられる案を提案し、さらには学生定員の移行についても基本的な考え方を示した。

概略以上のような「学部改革案」を手がかりに、学部改組委員会は学部改組分科会とカリキュラム改訂分科会の二分科会を設けて、一九九九年年度実施を目的に精力的な検討に入ったのである。新たに構想された「環境教育」「情報教育」「教育政策」「表現・コミュニケーション」に関する議論、その他の専攻の内容についての提案と議論など、活発な集中審議を重ね、一九九八年二月二二日に「入学定員の削減に対応する学部改組について（中間まとめ）」を各部教官会に提示した。

学部改組委員会はその審議の過程で、先にみたA案、B案、C案について、学科制を導入するA案は教育学部としての本学にはなじまないと判断し、縦割り課程制としてのB案を中心に検討を行い、必要に応じてC案の検討を行うことにした。「中間まとめ」はB案の「縦割り課程制」に基づくものであつ

表1 3 各案における学科・課程・専攻・コースの開設・新設等の概要

A案・B案		コース		C案													
学 科 ・ 課 程	専 攻	教職	一般	系	課 程	専 攻											
総合教育系教育	教育学・心理学	*		教育	学校教育教員 養成	学校教育	*										
	障害児教育	*				国語	*										
	幼児教育	*				外国語	*										
	国際教育		*			社会科	*										
	生涯教育		*			数学	*										
	心理臨床		*			理科	*										
	環境教育					音楽	*										
	情報教育					美術	*										
	教育政策					書道	*										
	表現・コミュニケーション					保健体育	*										
言語文化系教育	国語教育	*		総合教育開発	国際教育	家庭科	*										
	外国語教育	*				技術教育	*										
社会系教育	社会科教育	*				総合社会システム	国際教育	幼児教育	*								
	家庭科教育	*						障害児教育	*								
	総合社会システム		*					国際教育	*								
自然系教育	地域研究		*			心理臨床	環境教育	心理臨床	*								
	数学教育	*						環境教育	情報教育	環境教育	*						
	理科教育	*								教育政策	生涯教育	情報教育	*				
	技術教育	*										生涯教育	地域研究	教育政策	*		
	教育情報科学		*											国際文化教育	地域研究	生涯教育	*
	自然環境科学		*	人間科学	日本語教育											地域研究	*
	文化財科学		*													総合社会システム	表現・コミュニケーション
表現系教育	音楽教育	*	*			総合社会システム	表現・コミュニケーション										
	美術教育	*	*					生涯スポーツ	生涯スポーツ								
	書道・書芸教育	*	*							情報環境科学	教育情報科学						
生涯スポーツ系教育	保健体育	*	*			情報環境科学	自然環境科学					自然環境科学	*				
								文化財科学	文化財科学			文化財科学	*				
				芸術	総合音楽					総合音楽	*						
						造形美術	造形美術			造形美術	*						
								書芸	書芸	書芸	*						

注 は、当該コースを設置しない専攻
 *は、既設の課程・専攻等の移行分
 は、専攻・コースを新設するもの

た。ここでは「縦割り課程制」に関して、「縦割り型の課程はA案の学科制と同じく、新しい教員養成制度によって設置の可能性の生じるものである。従来の課程制は学問分野を横断して学校種別に構成されている教員養成課程であるが、こうした横断型の課程制に代えて学問分野等に応じて編成する縦割り型の課程制に移行する。」というように説明され、課程の編成についても次のように解説している。

課程に系・専攻をおく。系は、広領域にわたる分野を表現するもので、比較的共同内容を包含する分野であり、同時に構成する分野が互いに結合・接触・融合して、生涯学習における多様な教育ニーズに対応できる新たな学問領域や教育方法の開発のためのものである。系とコースは現行の学校教育における教科や教養系の専攻にとられることなく、広領域にわたる分野で構成する。系には、教職コースと一般コースを置く。教職コースは、従来の教科名を踏襲した専攻となるが、一般コースは教科の枠を超えて現代の教育課題のみならず二一世紀の社会を見通した教科横断的内容の専攻である。すなわち、一般コースは新しいタイプの学校教員養成と広義の社会・生涯教育をなす人材育成を目的とし、教育系と二一世紀の教育内容・方法を共有し、相互補完的關係にある。

また、各系が教職コースと一般コースによって編成されることで、学生定員の弾力化が可能となり、また、履修指導等も加わって、教員需要の変動に対応でき、地域的ないしは全国的な拠点校としての役割をになうことができるとしている。各コースの教育目標については、教職コースは、卒業要件として小学校・中学校・高校の一種免許の取得を課し、教員養成を目的とする、一般コースは教員免許状の取得を卒業要件として課さず、選択によって教員免許状を取得できるコースであり、教員を含めて社会のさまざまな領域において教育的活動に従事する広義の教育者を養成する、と説明している。

系（課程）としてあがったのは、総合教育系、言語・文化系、社会・生活系、自然系、芸術系、健康・スポーツ系の六つである。そして各系に置かれた専攻は表1-4のとおりである。この表の中で、原則として現行の学校教育の教科に当たるものが教職コース、それ以外のものが一般コースとなる。

「中間まとめ」には、その他、教育組織の編成（系・専攻の募集定員と教官配置、課程認定・資格取得の方法）、カリキュラムの編成についても基本的な考え方が提示されていた。

学部改組委員会は以上のような「中間まとめ」を基にさらに審議を進め、文部省折衝に入ったが、五月一日の折衝と五月十一日の文部省からの連絡で、次の二点を文部省から提示されることになる。一つは、本学の学部改組の視点と基本的方針は理解できるが、教員養成課程の名称がなくなること強い懸念を抱いていること、もう一つは、本学の教員養成課程の入学定員は五九〇名（二四五名減）で検討すること、であった。また、五月二十五日と二十六日で行われた「平成一〇年度全国国立教育系大学学長・事務局長会議」においては、教員養成課程の学生定員減は純減であり、新課程の増は新課程の編成に盛り込まれた教育目的や内容の工夫に応じて新規に査定されること、そして、既設の新課程をそのまま削減数の受け皿としないこと、の二点が教育大学室長から説明された。

学長はこのような新たな事態を深刻に受け止め学部改組の方針転換を決断する。これを受けて学部改組委員会も、第二〇回委員会（六月一日）で方針を転換し、C案（横割り課程制）における新課程と新専攻のあり方の検討に入ったのである。その後（六月八日）同委員会は、「学科・研究室・教室等代表者会議」を開催し、学科、研究室、教室等で新たに考えられる新専攻、及びその位置づけと内容について議論を進めるよう依頼する。その際学長は、新専攻について①社会的ニーズに対応しているか、②高

第2節 組織・建物・環境

表1 4 「中間まとめ」における学部改組案

大学院修士課程

教育学部 系・専攻いずれも検討中で設定されていない。1998.2.12

専攻	大講座	教官配置数	学科・課程	専攻	現学生定員	現教官配置数	1教官当たり学生数	新学生定員	
								教職	一般
学校教育	学校教育	20	総合教育系教育	教育学・心理学	45	20	2.3		
				国際教育	15	4	3.6		
				生涯教育	30	6	5.0		
	心理学	16							
	教育政策	0		0					
	心理臨床	30		5	3.8				
	幼児教育	4							
	幼児教育	20		4	5.0				
	障害児教育	12							
	障害児教育	12							
国語教育	国語教育	24	言語・文化系教育	国語教育	125	19	6.6		
外国語教育	外国語教育	26	日本語教育	15	5	3.0			
			外国語教育	18	25	0.7			
			多言語多文化	0	0				
社会科教育	社会科教育	27	社会・生活系教育	社会科教育	105	33	3.2		
				社会システム	16				
	比較地域研究	17		総合社会システム	40	12	3.3		
				生活福祉	0	0			
				日本研究	20	4	5.0		
				アジア研究	20	5	4.0		
家政教育	家政教育	13	欧米研究	20	7	2.9			
家庭科教育	30	11	2.7						
数学教育	数学・情報教育	25	自然系教育	数学教育	120	18	6.7		
理科教育	基礎自然科学	26	教育情報科学	40	6	6.7			
			理科教育	115	32	3.6			
	広域自然科学	22	自然環境科学	40	11	3.6			
			文化財科学	20	5	4.0			
技術教育	技術教育	9	技術教育	12	9	1.3			
音楽教育	音楽教育	24	芸術系教育	音楽教育	50	19	2.6		
美術教育	美術教育	25	総合音楽	20	4	5.0			
			美術教育	50	15	3.3			
			造形美術	20	5	4.0			
			書道教育	20	2	10.0			
			書芸	10	2	5.0			
保健体育	保健体育	28	健康・スポーツ系教育	保健体育	85	18	4.7		
			生涯スポーツ	40	10	4.0			
		334			1,215	329	3.7	560	555

教育系 835
 教養系 380

560 555
 純減 100

校生からのニーズがあるか、③二一世紀において人材需要の見通しがたつか、という条件を満たすものであることを強く要請した。

学部改組委員会は新専攻に関して、①本学が行うべき教育目的を持った専攻、②現代の教育課題に答え得る専攻、③二一世紀の教育を見据えた専攻、④高校生から見て魅力のある専攻、⑤卒業後の進路がある専攻、⑥横断的な教育課題に対応する専攻、⑦新領域の教育課題に対応する専攻(⑥と⑦は、①との関連でさらに具体的条件として後に加えられたもの)、という七つの条件を設定し、これを物差しにし、また環境、情報、カウンセリング、福祉、教育システム、表現といったキーワードに基づいて、委員会案及び学科、研究室、教室等から提出された案の検討を進めた。この検討の過程では、新専攻案を出した学科、研究室、教室等との調整を繰り返した。そして最終的には、教育カウンセリング、コミュニケーション教育、環境教育、情報教育、表現教育、多言語比較文化、そして総合科学技術による七専攻でまとまった。また、教員養成課程に関しては、五課程案(小学校、中学校、高等学校、障害児、幼稚園)、三課程案(初等教育、中等教育、障害児教育)、四課程案(小学校教育、中学校教育、障害児教育、幼稚園教育)が検討された。しかし、文部省との折衝を通じて、学内に存続への要望の強い現行のD類(特別教科教員養成課程 高等学校教員養成課程)のような独立した高等学校教員養成課程の設置が不可能であるとの認識に立ち、また、他大学の概算要求等を参考に現行の幼稚園教員養成課程を初等教育教員養成課程に含めることを合意し、最終的には、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、そして障害児教育教員養成課程による三課程案に決定した。

併せて学部改組検討委員会は、教員養成課程の入学定員について小委員会を設けて検討し、学長と各

部部長の協議を経て最終案をまとめた。その際の原則・基準が表1 5にある一九九八年一月四日教授会資料別表1に示された①⑤である。

以上のような経過を経て、学部改組委員会は一月四日の教授会に二〇〇〇年度概算要求をめざした「文部省交渉に際しての出発点に当たる案」（一九九八年一月四日教授会資料・表1 5及び表1 6）を提示し、承認を求めた。教授会はそれを承認し、学長はこの案をもって文部省交渉に入ることになったのである。ここにいたるまでに、学部改組委員会は昨年一月一日の第一回委員会以来三六回の委員会を開催し、本年五月に方針を転換した後、合同教官会を二回（七月八日、一〇月七日）開催したことも記しておかなくてはなるまい。

表1 6 教授会資料「教養系課程の概念と構造図」について若干説明を加える。案は、教養系を一つの課程として構想したものである。この案は共通科目の編成を中心にしてカリキュラム編成上問題があることが指摘されている。案は教養系を二課程とする案であるが、そのうち案は総合教育課程を課程の性格から見て教員養成系の課程と生涯教育課程の中間に位置づけたものである。案は生涯教育課程の専攻をカリキュラム内容を配慮して四つのカテゴリー（群あるいは系）に分けたものである。案は案の各カテゴリーを課程として編成したものである。

学部改組委員会は一月四日の教授会の後、新しいカリキュラムを構想するための分科会と、教育・研究組織を検討するための分科会を組織し、一月末現在新たな審議に入っている。また、中等教育教員養成課程を構想したことに伴い、附属学校に中高一貫教育を設ける必要性が生じ、この課題について本年度末を目途に検討するための新たな組織がつくられることになった。

表1 5 「文部省交渉に際しての出発点にあたる案」

(1998年11月4日教授会資料 別表1「教員養成系」)

	初等教育教員養成課程			中等教育教員養成課程			
	現A・E類	新学生数	削減率	現B類	現D類	新学生数	削減率
学校教育	45	40	11.1%	0	0	0	
国語	105	72	31.4%	20	0	14	30.0%
社会	85	58	31.8%	20	0	14	30.0%
数学	85	62	27.1%	15	20	18	48.6%
理科	80	60	25.0%	15	20	18	48.6%
音楽	20	18	10.0%	10	20	14	53.3%
美術(・工芸)	20	18	10.0%	10	20	14	53.3%
保健体育	50	38	24.0%	15	20	18	48.6%
家庭	20	15	25.0%	10	0	10	0.0%
幼稚園	20	19	5.0%	0	0	0	
技術	0	0		12	0	10	16.7%
英語	0	0		18	0	15	16.7%
書道	0	0		0	20	10	50.0%
障害児教育	0	0		0	0	0	
合計	530	400	24.5%	145	120	155	41.5%

障害児教育教員養成課程			教員養成系合計		
現C類	新学生数	削減率	現学生数計	新学生数計	削減率
0	0		45	40	11.1%
0	0		125	86	31.2%
0	0		105	72	31.4%
0	0		120	80	33.3%
0	0		115	78	32.2%
0	0		50	32	36.0%
0	0		50	32	36.0%
0	0		85	56	34.1%
0	0		30	25	16.7%
0	0		20	19	5.0%
0	0		12	10	16.7%
0	0		18	15	16.7%
0	0		20	10	50.0%
40	35	12.5%	40	35	12.5%
40	35	12.5%	835	590	29.3%

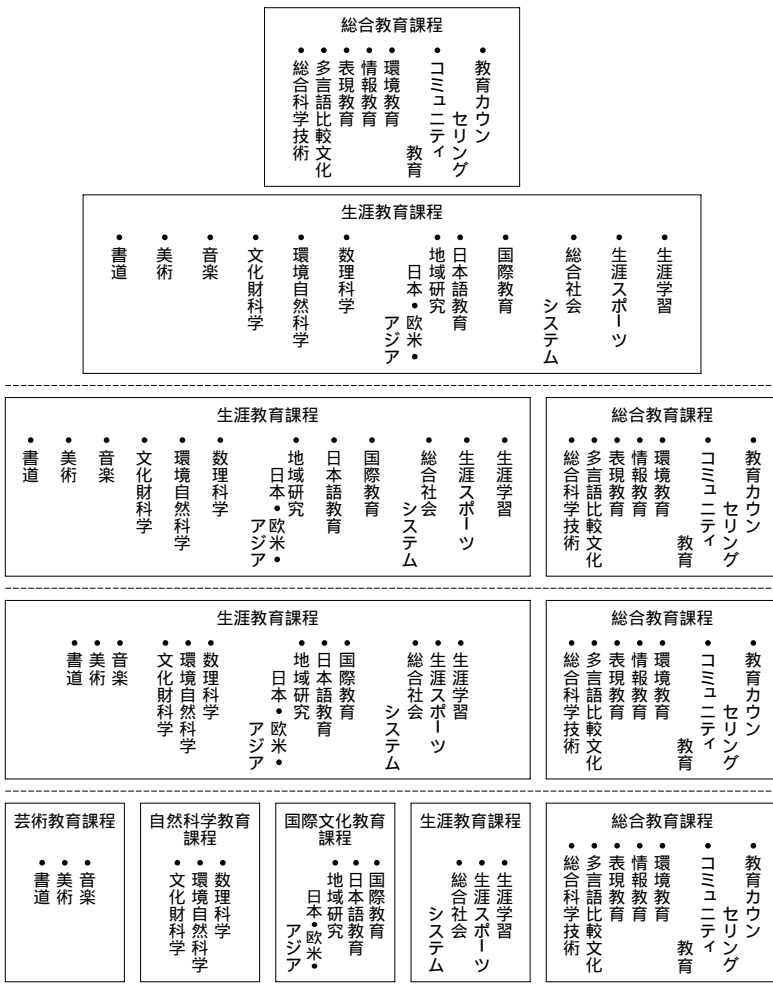
削減率は小数点第2位以下を四捨五入

- ①学生数全体の削減率は3分の1であり、内B・D類からの削減率は60%を原則とする。
- ②基本的な考え方は、1998年9月9日教会会資料で示したように
 - ・学生数は、改組後の教員養成課程全体で590名とする。
 - ・学生数の削減は、現行教育系のすべての課程を対象とする。
 - その場合の削減割合は、原則としてD類>B類>A類とする。
 - ・専攻の最小の学生数は10名とする。
- ③文部省との交渉によっては、この希望の範囲を超える場合も予想される。
- ④文部省との交渉によっては、課程別学生数は5の倍数で整理されることが予想される。
- ⑤学生数の削減率と教官移動の比率は必ずしも連動するものではない。

第2節 組織・建物・環境

表1 6 「教養系課程の概念と構造図」

教養系課程のすべての専攻が入る。



一 管理運営組織

(一) 整備・統合期(一九四九～六三年)

中等教育機関であった旧師範学校から、高等教育機関である大学に移行するに伴い、本学の管理運営組織の確立は教授会を中心とする自治を巡る問題になった。教授会と代議員会を中心とする体制は、当然ではあるが、最初の東京学芸大学学則及び東京学芸大学運営規程によって確立していた。しかし、学長木下が一九五三年一〇月二二日の教授会で、「昭和二十七年新学年を迎えて以来、大学は新しい運営機構を制定し、代議員会、専門委員会の発足を見、一〇月二二日学長選挙が行われ、相次いで分校主事、教務補導部長、附属学校部長、附属学校長の各選考規程によりそれぞれ決定を見るにいたった。このように大学は機構の面においても徐々に整備され、これに伴って大学の施設についても一歩、一歩拡充整備する気運に向かいつつある。」と述べているように、管理運営組織(機構)が整備されたのは、初めて全学年が揃い、いわゆる完成年度を迎えた一九五二年であった。

ちなみに教授会の構成員が、教授、助教授、専任講師の全員になったのも(それまでは、助教授、専任講師で教授会に参加できたのは、三〇名であった)、このときであった。また、専門委員会制度と附属学校部が発足した。

統合期には改組委員会が設置され、小金井統合後の管理運営組織が検討されたが、その際に評議員会の設置と、それに伴う教授会及び代議員会の役割の見直しも行われた。しかし、評議員会の新設を中心とするこの構想は、成立にはいたらなかった。しかしこの時期に、その後約四半世紀続く管理運営組織(図1-1、1-2)が基本的に確立したことになる。

第 2 節 組織・建物・環境



図 1 1 事務機構図

第1章 学部のおゆみ

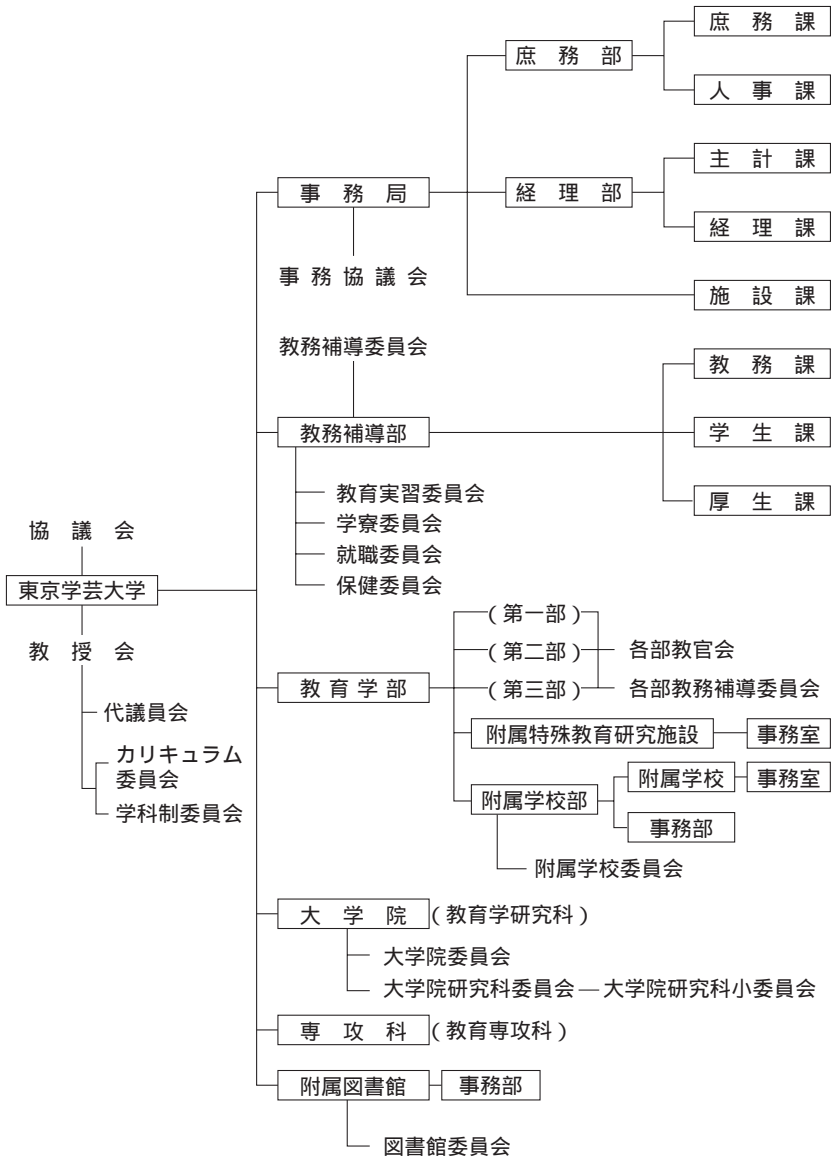


図1 2 運営機構図

(二) 拡充・発展期（一九六四～七五年）から展開期（一九七六～八六年）

拡充・発展期になり、組織・機構上の部分的な手直しが行われた。一九七〇年代を中心に变化した部分について、説明を加える。協議会（正式には、東京学芸大学協議会）は、学長の選挙を教育公務員特例法第四条の規定によつて行うために設置されていたが、一九七三年一月一日から、学長選挙の実施は教授会に移されるに伴いなくなる。委員会制度については、一九七四年一月一六日の教授会において教授会に常置委員会の設置が認められる。その際に設置された常置委員会は制度委員会と人事委員会である。また、教務補導部が学生部に変わったのは、一九七九年四月からであり、それと同時に教務補導部長は学生部長に名称変更された。三部制が四部制に変わったのは、すでに触れたように一九七三年一月からである。大学院の設置は、一九六六年四月である。展開期については、組織・機構上の变化はほとんど見られない。

(三) 転換期（一九八七年～現在）

この期はほぼ平成の時期にあたる。経済でいえば、バブル隆盛からバブルの崩壊という激動の時代であるが、本学の組織・機構も激変期に入る。これに影響した主たる要因を挙げると、行政改革からくる事務職員の定員削減、コンピュータの普及に伴う事務の電算化・合理化、そして管理運営組織の合理化・充実である。

事務職員の定員削減についていえば、一九八三年の三三六名（現員）が、一九八八年には三〇七名に、一九九三年に二八三名、一九九八年に二五七名へと、この一五年間に七九名（二三・五％）、つま

り四分の一削減されている。この人数分がコンピュータに置き換わったことになる。これを機構図（一九九五～一九九八年度）で見ると、一九九五年度まで各部に存在した学務係が翌年度には学生部教務課（一九九七年度には、学生課及び厚生課とともに学生センターを構成することになる）の修学指導係に、また、一九九七年度まで同じく各部にあった会計係が、一九九八年度には経理部契約室に、それぞれ統合され小金井統合以来の部単位の事務組織がいわゆる一元的な組織に変わった。この変更に伴い各部の事務部は各部事務係に変わり、各部に配置されていた事務長が一人の教育学部事務長に変わった。

数年来文部省は、学長の権限を強化する方向で方針を打ち出してきた。これを本学では、激しい社会変化を予測し、あるいはそれに対応して、適切かつ速やかに大学改革を進めるために、管理運営組織を充実させるという観点からとらえ直し、いくつかの改革を行っている。一九九八年度の機構図で見ると、副学長制度の設置と、事務局から独立していた学生部の事務局への位置づけ、そして庶務課と人事課で構成されていた庶務部の総務部への移行である。このことよって従来教官が担当していた学生部長が学務部長となり、事務官が担当することになった。また、総務部には総務課、広報調査課、人事課、学外連携推進室が設置され従来の庶務部の役割を吸収するだけでなく、役割を拡大している。当然であるが庶務部長が総務部長に名称変更された。なお、機構図には表現されていないが、学長補佐室も同時に設置された。ほかには、教授会、代議員会、各部教官会の権限や役割の見直しが続行審議されている。

第2節 組織・建物・環境

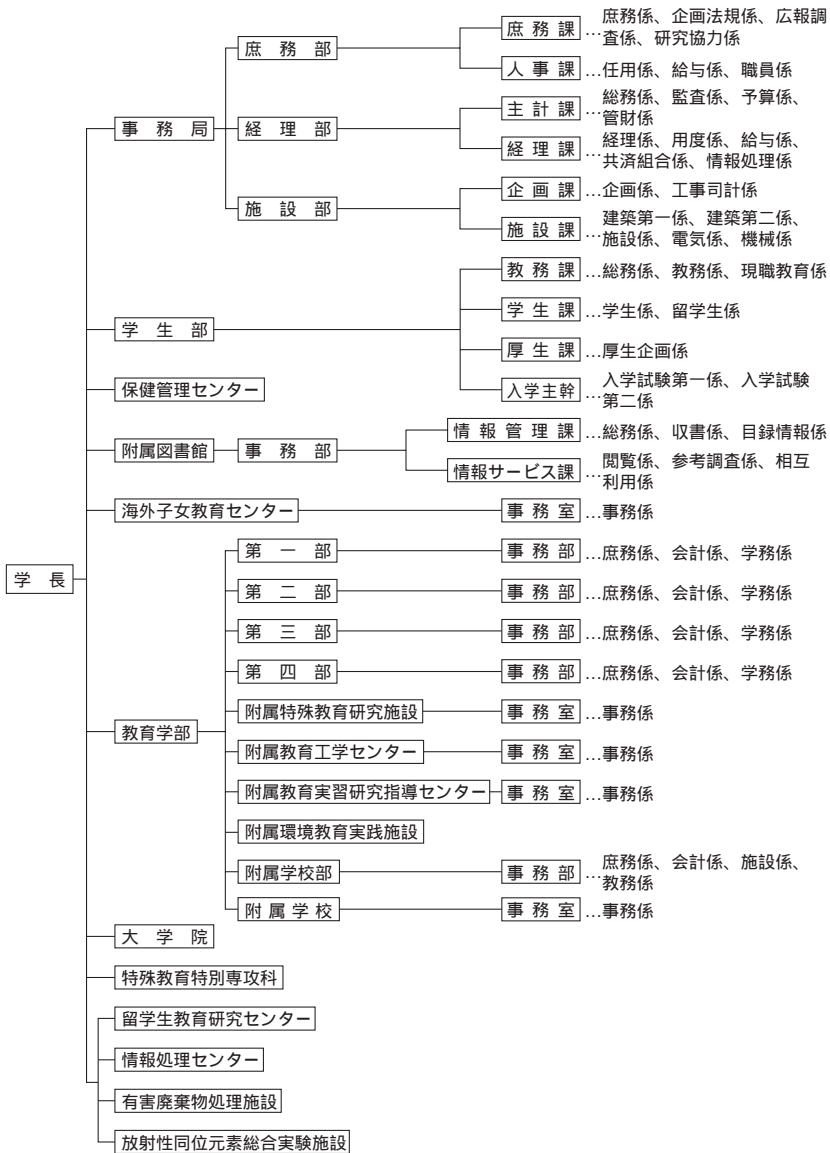


図1 3 機構図(1995)

第1章 学部のおゆみ

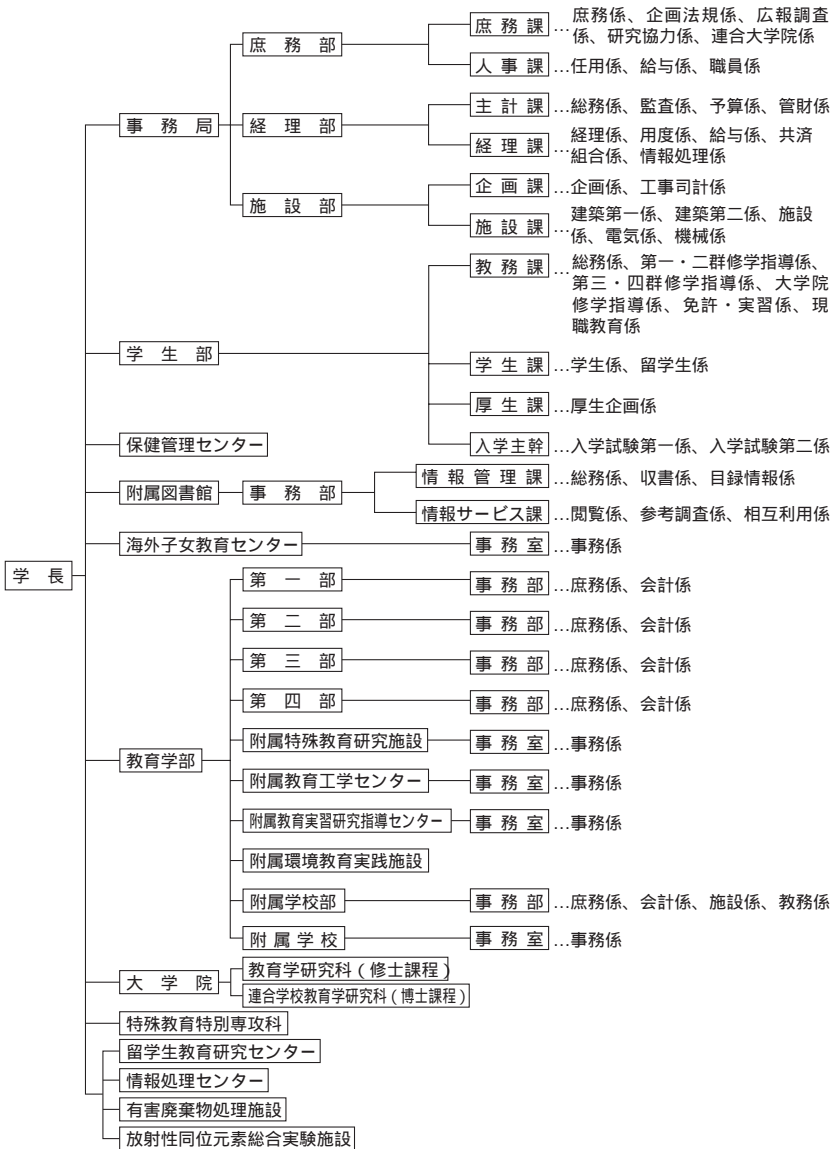


図1 4 機構図(1996)

第2節 組織・建物・環境

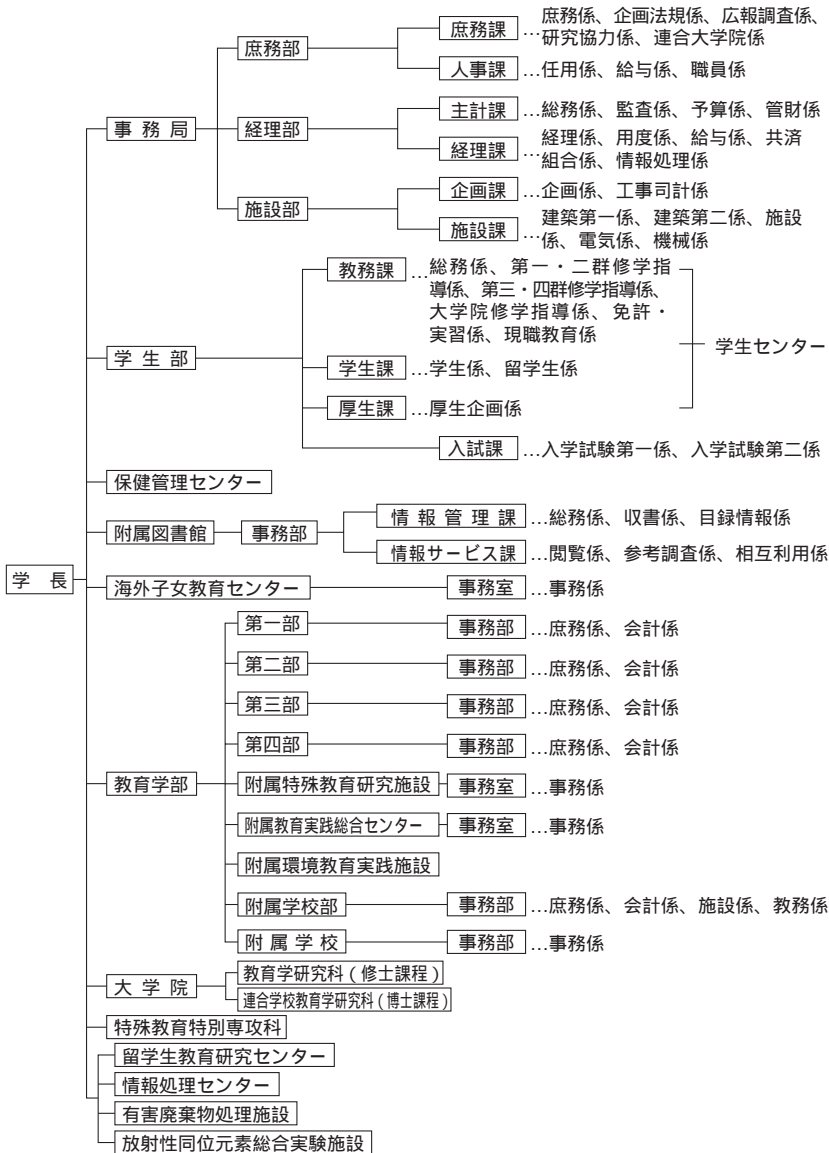


図1 5 機 構 図 (1997)

第1章 学部のおゆみ

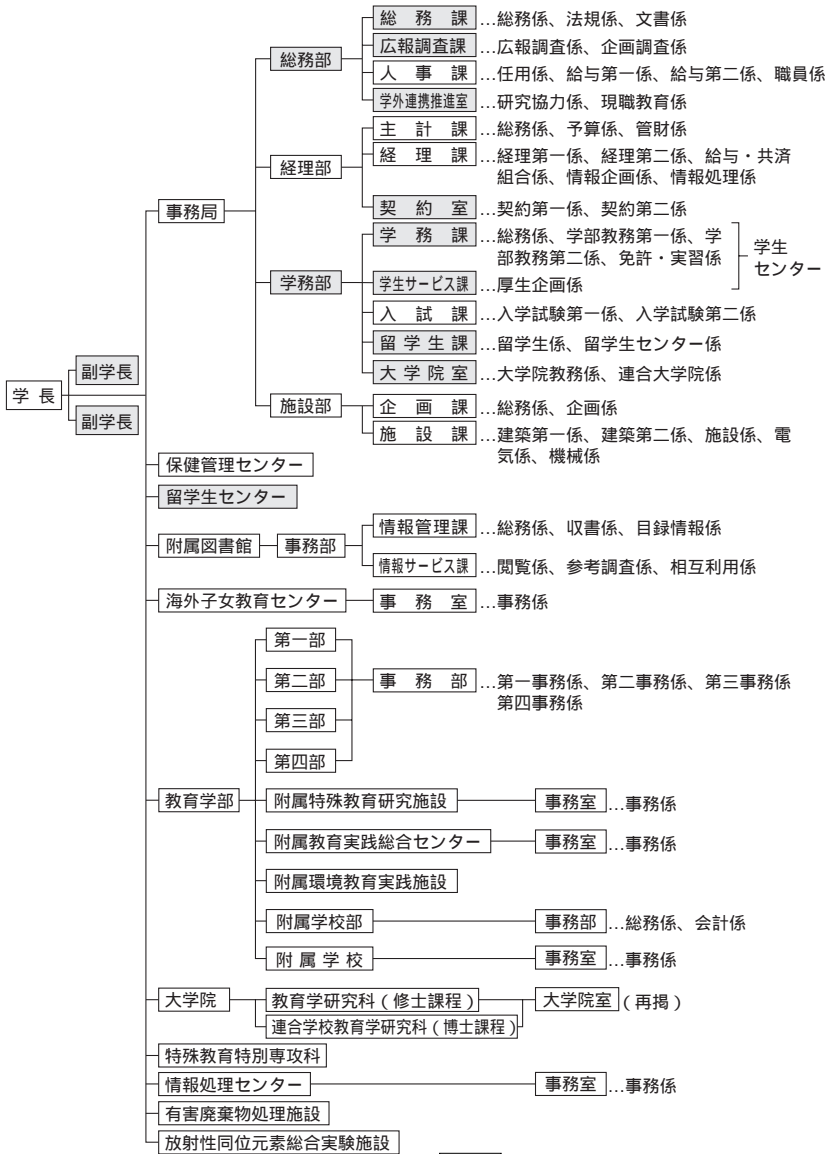


図1 6 機構図(1998)

三 入学試験 選抜単位数の推移について

入学試験のあり方については、選抜単位数が増大し、入試の事務が煩雑になり、誤りのない入試の実施の観点から、選抜単位数の見直しが現在の重要課題になっている。そこで、ここでは選抜単位数の推移に視点を絞って、入学試験の変遷をみることにする。

(一) 整備・統合期

選抜単位の視点からみると、この時期は一部（四年課程）・二部（二年課程）体制をとっていた前半と、四年課程のみの後半に分けることができるが、前半期については、甲類（小学校教諭養成を主とする課程）におけるピーク制の確立との関連が重要である。後期については、二部の廃止後に登場してくる特別教科教員養成課程との関連が目される。また、前・後期を通してみると、選抜単位数が本学の歴史的な課程のなかで最も少ない時期であることにも留意して置きたい。ちなみに、この整備・統合期の選抜単位数は、二二から二七で、現在（一九九八年一月）の六四と比較すると半分以下である。

ピーク制との関連にまず触れると、ピーク制が確立するのは一九五二年度である。一九四九年度においては、甲類は一部二部ともに甲類全体を一選抜単位としていた。もちろん、乙類（中学校教諭養成を主とする課程）は、初年度に限らずすべて原則として教科別に選抜単位が構成されている。一九五〇年度と五一年度は、一・二部とも同様に教科別に選抜単位を採用しているが、甲と乙の教科別定員を設けていない。つまり、教科別定員には甲と乙が混在していると理解されるのである。この一九五〇・五一

年度はピーク制への過渡期ともいえるかも知れない。一九五二年度になつて、甲類は一・二部とも、完全に教科別選抜単位制に移行する。甲類の一選抜単位として教育・心理が位置づけられるのは一九五五年度からである。ところで一・二部制は、一九五五年度に二部の廃止をもつて入試制度から消える。しかし、幼稚園教諭養成科は一九五五年度まで、聾学校教諭養成科は一九五九年度まで二年課程として選抜単位をなしていた（両者ともその後は四年課程へ移行）。

後半期については、一九六一年度に特殊教育教員養成課程が聾教育専攻と養護学校教育専攻の二専攻で登場する。また、特別教科教員養成課程が初めて入試の要項に登場するのは一九六二年度で、教科は美術科と書道科であつた。そして、一九六三年度には音楽科が登場する。その後は拡充・発展期にさらに同課程が増設されることになる。したがつて、この時期に甲、乙、丙、丁の四課程が揃うことになる（幼稚園教育教員養成課程は一九六八年度から登場）。本期各年度の選抜単位数を示すと次のようになる。

一九四九年度	二七	五〇年度	？	五一年度	？	五二年度	二八	五三年度	二四	五四年度	二
五五年度	二二	五六年度	二二	五七年度	二二	五八年度	二二	五九年度	二二	六〇年度	二
六一年度	二三	六二年度	二七	六三年度	二七						

(二) 拡充・発展期

この時期に、前半期の後半から登場する特別教科教員養成課程が拡充され、また、初等教員養成課程（甲類）に位置づいていた幼稚園選修が幼稚園教員養成課程として独立するなど、本学創立以来目標とされた教育課程がほぼ完成する。そして、甲乙丙丁に変わつてA類（初等教育教員養成課程）、B類

(中等教育教員養成課程)、C類(特殊教育教員養成課程)、D類(特別教科教員養成課程)、E類(幼稚園教育教員養成課程)と表現されるようになるのもこの時期(一九六八年度)である。選抜単位にはこのような教育課程をめぐる動きが反映されている。

D類の拡充発展については、一九六五年度保健体育科、一九六六年度理科、一九六九年度数学と続き、それぞれは選抜単位を構成する。理科については、物理、化学、生物、地学の各選修ごとに選抜単位が構成された。すでに取り上げた音楽は、声楽、ピアノ、作曲、管弦打楽器、音楽学の五選修、美術は美術と工芸の二選修である。C類に関しても発展がみてとれる。一九六九年度に言語障害児教育専攻が選抜単位に加わったのである。B類職業では、一九七一年度から農学と商学の二選修が選抜単位となった。

現在の教育系の選抜単位は三五であるが、この時期の選抜単位がその後の選抜枠組の基礎となつたといえる。

(三) 展 開 期

この時期は、選抜単位には拡充・発展期に確立された枠組みを終始維持している(ただし、C類《特殊教育教員養成課程》は、一九七九年度より聾教育、養護学校教育、言語障害児教育の三専攻を一括募集している)。

第1章 学部のおゆみ

表1 6 学生募集選抜単位の見直し(試案)

〔教育系〕				〔教養系〕							
現行の選抜単位			見直し選抜単位(試案)			現行の選抜単位			見直し選抜単位(試案)		
課程	選修・専攻	募集人員	類・専攻・募集人員			課程	選修・専攻	募集人員	類・専攻・募集人員		
小学校教員養成課程(A類)	国社数理音楽美術保健体育家庭学	語会学 科楽術育庭育	105	A類	国語	105	K類	日本研究	35	日本研究 アジア研究 欧米研究 [75]	
			85	B類	国語	2Q [125]		アジア研究	20		
			85	A類	社会	85	欧米研究	20			
			20	B類	数学	85	国際教育研究	15	国際教育研究	15	
			20	D類	数学	15	生涯教育	30	生涯教育	30	
中学校教員養成課程(B類)	国社数理音楽美術保健体育家庭学	語会学 科楽術育庭育	20	A類	理科	80	N類	心理臨床	30	総合社会システム40 生涯スポーツ 40	
			20	B類	理科	15		総合社会システム	40		
			15	D類	理科	2Q [115]		生涯スポーツ	40		
			15	A類	音楽	20		教育情報科学	40	教育情報科学	40
			10	B類	音楽	10		自然環境科学	40	自然環境科学	40
特別教科教員養成課程(D類)	数	学	20	D類	美術・ 美術・ 工芸	20	J類	文化財科学	20	文化財科学 20	
			20	A類	保健体育	50		自然環境科学	40		
	理科	物化生 地	理学 物学	20	B類	保健体育		15	文化財科学	20	音楽 20
				20	D類	保健体育		2Q [85]		音楽	
	音楽	声ビ 作管音	楽ノ 曲打学	20	A類	家庭		20	G類	美術	20
				20	B類	家庭		1Q [30]			
	美術・ 工芸	美 工	術 芸	20	A類	学校教育		4Q [45]	書道	10	
				20	B類	技術		1Q [12]			
	保健体育	保 健 体 育	道	20	B類	英語		1R [18]	書道	10	
				20	C類	障害児教育		40			
C類	障害児教育	40	C類	障害児教育	40	(小計)	(29)	(12)			
E類	幼稚園教育	20	E類	幼稚園教育	20	(合計)	[64]	[25]			

上記の選抜単位の見直し試案の考え方について(説明)

1. 教育系については、課程(類)の区分を越えて、A・B・D類における同一教科を一つの選抜単位に統合した試案である。
2. 類の区別は、受験生の選択(第1志望、第2志望など)により選抜時に区分を行うことが考えられる。
3. 教養系については、可能な限り行くとすればという一つの例として、K類の中で統合してみたものである。
4. D類の理科、音楽、美術、N類の心理臨床、生涯スポーツ、J類の自然環境科学、G類の音楽、美術など専攻の下でさらに選修別に募集しているところについては、それらを一括して行うこととしてみたものである。
5. 募集人員数については、実際には推薦入学を行っているところで当該数を除いた数となるが、この表ではこのことは含めていない。

(四) 転換期

一九八八年度に新課程の設置が決定した。これによつて四〇年間続いた教員養成課程のみにかかわる選抜単位の枠組みが大きく変更されることになった。正確に表現するならば、教員養成課程（教育系）の選抜単位枠組みはそのまま残し、新たに新課程（教養系）の枠組みが加わることになったといつてよい。一九九四年度の選抜単位枠組みは表1-6（現行の選抜単位）のとおりである。これによつて、選抜単位は六四に増大したことになる。

一九九二年度頃より、選抜単位がふくれ上がったことによる弊害（受験生にとつては理解しづらい等、大学にとつては、質の高い学生をとりづらい、正確、安全、迅速に入試及びその処理を行うのに困難が伴うなど）が指摘されはじめ、入学試験検討委員会は学長の諮問を受けて、入学試験の選抜単位の見直し作業に入った。表中の見直し選抜単位は同委員会の試案である。

四 敷地・建物・環境

本学は四分校制で発足するが、一九五五年に竹早分校と大泉分校を小金井地区に統合して世田谷分校と小金井分校による二分校制となり、さらに一九六四年三月に世田谷分校と小金井分校を廃止して小金井地区に統合される。ここでは、現在の大学所在地である小金井地区に絞つて、その敷地と建物の変遷をみることにする。敷地については、その確保ならびに拡大等の経過が、『二十年史』に当事者のあつてい思い入れを伝えつつ詳細に述べられているので、新たに知り得た事柄も加えてそれを主として紹介する。また、大学の内部的な環境及び大学周辺の地域的な環境の変化についても触れる。

(一) 敷地

小金井地区と本学との結びつきは、東京第二師範学校が一九四五年四月一三日の空襲で火災に遭い附属小学校を残すほかはことごとく焼失し、種々の経緯はあったが一九四六年五月七日に小金井移転を決定した時に始まる。この土地は、一九四〇年の第一回強制買収(二五万坪)によってできた陸軍技術研究所がさらに一九四二年の第二回強制買収(四五万坪)によって拡張されたものであった。一九四五年の終戦によって接収、解体され大蔵省関東財務局が管理していた。『二十年史』に当時の小金井の地に関する次の文章(「豊島学園復興のあしどり」から引用されたもの)が載っている。

そもそもこの陸軍第三研究所は七〇万坪の構内の一角を占め、その敷地も六万坪に近く、一面の畑地に雑木林の点綴する昔ながらの「武蔵野」の面影をとどめた一大平原であります。この大平原のあちこちに五〇余棟の建物をまき散らした光景は寔に外国の一大学府を想像いたさせます。しかもこの地は歴史的に見て武蔵野文化発祥の故地であり、近くに商科大学、津田塾大学、学習院を始めとしてあらゆる学園の点在する学園としてまことに相応しい閑寂境であります。この得がたい理想境を眼前にしてわたし達の考え方は一変したのです。今迄もっぱら一時的な仮住居を主として探していましたわたし達は、突然此処を永久の校地と決定し、ここに一大学園の建設を進めることに一決、あらゆる行きがかりを一擲して昭和二十一年五月七日この地に移転したのであります。

建物も勿論貴重であります。しかし建物なら将来平和になりさえすれば、鉄筋の大校舎を夢見ることも不可能ではありません。だがこの広大な土地の集積と、この理想的な教育環境だけは到底望むことは至難であります。由来学校経営にとつてもっとも困難とされてきたのは「土地」の問題で

第2節 組織・建物・環境

あります。大東京の発展とともに早晚移転の憂き目に遭うことをわが池袋の当然来たるべき運命であるとすれば、この時こそむしろ天与の一大好機でなければなりません。

『二十年史』は、「窮余の移転とはいいいながら、先見の気宇おおうべくもない。東京学芸大学の将来は、ここに決定されたのである。」とむすんでいるが、「二一世紀を目前にした現在、都心の多くの大学が八王子市やつくば市などへ移転している状況を見るにつけ、少なくとも人々がその感をさらに強くしているはずである。」

ところで、移転当時の東京第二師範学校の敷地は、現在とは大きく異なっていた。南北の境界線はほぼ現在と同じであるが(図1 7参照)、東側は市立本町小学校の西側にある道路(現在の東側道路よりさらに三〇〇m位東側に

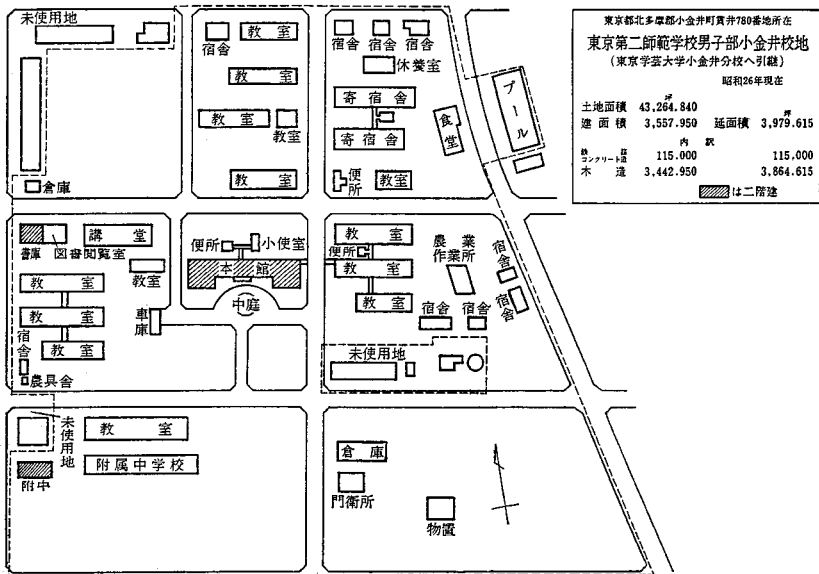


図1 7 東京第二師範学校校地(仮)

位置する)の線、西側は附属中学及び大学体育館の西側道路の線にほぼあたる範囲で、約五万坪であったとされる。正門は現在の国際交流会館前の信号を武蔵小金井駅へ向かって一〇〇m程行ったところにあった(門柱は一九九七年春まで存在した)。しかし、移転後一年程で、現在の東門以東の土地は没収されてしまった。その間の事情が『二十年史』に詳しく載っている。

それによると、一九四七年五月二七日夜一〇時頃、現在の東門近くの小国医院から出火し全焼してしまったことが原因であった。この医院はつい一か月程まえに市の産院施設として師範学校から市に貸与したもので、管理する関東財務局からすると内分の又貸しであった。加えて、師範学校から財務局に対しては、アメリカ軍の指示により、どのような事情にせよ失火のあった場合には土地を没収されるという契約書が入れてあった。危うく全校地没収ということになりかけたが、百方手を尽くした結果、東側半分は没収されたが、現在の東門以西の土地をどうにか確保できたのであった。その際、プールの帰属が問題になる。このプール(バス停として今なお名を残している)は、陸軍技術研究所時代に舟艇実験場としてつくられたものであったが、学校が必需の教育施設として没収対象から除外するようアメリカ側や関東財務局に懇請し、学校の保有が認められた。大学の新プールがつくられるまで(一九六四年)大いに役立ったのである。

当時の敷地内の状況などについても『二十年史』は興味ある文章を残している。その概要を記す。もともと陸軍技術研究所の構内は、往時の貫井新田開拓以来の農家の所有地であった。現在でもそびえる一群の大櫓もそこに存在した農家を囲む武蔵野特有の防風林だった(コラム「けやきの碑」一〇七頁参照)。そのような土地を戦争中に陸軍がとりあげて研究所にしてしまった。農民は先祖伝来の土

「けやきの碑」

保健体育研究棟の北側に、七本の大樫がそびえたついている。この樫は、一六五三（承応二）年に玉川上水が完成し、武蔵野台地上に新田開発が進み、入植した農家が享保年間（一七一六から一七三五）に植えた屋敷林ではないかと、いわれている。同研究棟と陸上競技場の間を通る道際には「けやきの碑」がある。この碑は、東京第二師範学校の移転により立ち退いた元の所有者によって、一九八二（昭和五七）年に建てられたものである。



碑文

ここに林立する七本のけやきは、白樺、松、竹、などとともに、もと農家の屋敷森を構成していたものである。
武蔵野の農家は防風のため、一般に屋敷森にかこまれ、その森の中心をなしていた木がけやきであった。現在都市化が急速に進み昔のすがたが失われつつある中において、けやき群が大学の構内にこのような形で現存していることはきわめて価値高いものである。

地に強い執着をもっている。そのような事情もあって、現在の附属小学校・中学校・国際交流会館の付近に、八戸の農家が侵入して、無断で家建て畑を開いたのは困ったことだったが、同情すべき点もある。しかし放置できず校長大野毅は辛抱強く交渉説得の努力を重ね、不法侵入に表向き補償はできな

いので「復興部」の益金等をやりくりして費用を捻出し、大学転換の頃までにこれらの農家に立ちのいてもらうことに成功した。

「復興部」について触れておくと、陸軍技術研究所を引きついだ構内は教育研究にはきわめて不向きであったが、政府の力のみ待つまでもなくなるとか自力で解決すべく、一九四七年六月に復興の推進本部ともいえる「復興部」が、校長大野の指導で設置された。この「復興部」は復興事業の母体の性格をもつ「豊島学園復興会」となり、のちにはそれが外郭団体として独立して「豊島学園復興後援会」となる。この「復興会」「後援会」はさまざまな事業を展開して利益をあげ、構内の整備等に役立てたのであったが、学校がかかわっている事業という問題もあり、大学への移行を機に幕を閉じることになる。東門以東の土地が没収されてもなお約五万坪が残った。それが現在の一〇万坪に拡大されるまでの経緯にも、校長大野ら当事者の大変な努力があった。『二十年史』の記述からその部分を要約すると次のようである。

大学を統合するための第九特別委員会は、一九五二年に次の内容を含む決定をする。「大学の前期一・二年学生は小金井に収容する。このために小金井分校を西側隣接地に拡張し、校地一〇万坪・建物七〇〇〇坪を接収確保し、旧軍用施設を補修使用しながら将来の新建設計画を樹立し新嘗を行う。」この決定に基づき小金井分校は校地一〇万坪を確保しなければならなかった。

現在の附属中学と大学体育館に沿う道路の線から西側の五万坪は、陸軍第三技術研究所の一部と同第八技術研究所の全部であった。既述のように大蔵省関東財務局（直接には立川主張所小金井分室）が管理していた。この土地には東側同様に終戦直後の混乱にまぎれたり、払下げを受けたたりで、農家二世

帯、居住者二世帯、工場等一一団体がすでに入り込んでいた（小金井市農業委員会編『ふるさと・小金井・農業』一九八九年には、「敷地の約半分が創設農地となつて開拓者が二戸入植し、残りの一部には第二師範学校が豊島区から移転してきた。」とある）。これらに退去してもらわねばならない。しかしこれは生活権等にかかわることであり、社会問題化あるいは政治問題化しかねない。

一九五二年以降、財務局を通じて居住者等への土地・建物の変換や転居を勧告してもらうこと、新聞や小金井町議会を通じて大学統合計画をPRし世論を喚起すること、文部省・大蔵省・会計検査院・法務庁・駐留軍・特別調達庁等関係所管庁に対し接収の手順や補償について指導を求めたり了解をとりつけること、などの活動が開始された。本学も事務局長、施設課長のもとに現地に施設係長を置き実務に当たらせるなど態勢を強化した。

これに対して、居住者側も反対運動を起こした。しかも、以前に現在の附属小・中学校を接収した際に、将来西方に土地を拡大しないという誓約書が主事大野から入れているという難問もあり、それが問題になるも、主事大野の退官後であつたため大事にいらすにすんだ。しかし、反対運動者は運動資金を集め、地元の代議士や都議会議員にも働きかけ、各関係筋へ陳情するなど、その激しさは直接その折衝に当たっていた係長をつけ回し危害を加えんばかりのありさまであつた。係長は対策に腐心して小建物に事務官を住み込ませ反対者の動向に注意させ、係長以下が日参して反対者を個別に説得することに努力した。大学側の誠意は反対者の間にしだいに浸透し、さしも激しかった反対運動は漸次静まつていった。誠意の一端は、補償費、サレジオ学園近くの農家を改造した移転先の提供、本学職員としての採用などで示された。補償費については、一九五三年二月頃反あたり四万二〇〇〇円で受結した。ここま

で、目的の五万坪の半分二万五〇〇〇坪が確保されたが、建物の付加施設費、動産移転費、休業補償費等を計算し補償し、移転先を物色するなど、多くの努力が払われたのである。

医薬資源研究所、武蔵工業KK、藤巻研究所、アマネ醸造KKの四団体の移転はしばらく長引いた。このうち医薬資源研究所、武蔵工業KKは、協力的で移転先が見つかることもに一九五四年いっぱい立退いた。当初協力的でなかったSS製薬の研究所・藤巻研究所は、周囲の状況が変化するにつれ、移転先が見つかる一九五六年三月に立ち退く。最後に残ったのはアマネであるが、元農林官僚や都議会議員が役員をしていた会社で手ごわく、五七年頃には訴訟問題化する状況にあったが、文部省、大蔵省、関東財務局を含めた両者の会談の末一九五八年に最終的な妥結をみた。以上によって、小金井分校一〇万坪の校地が確保されたのである。

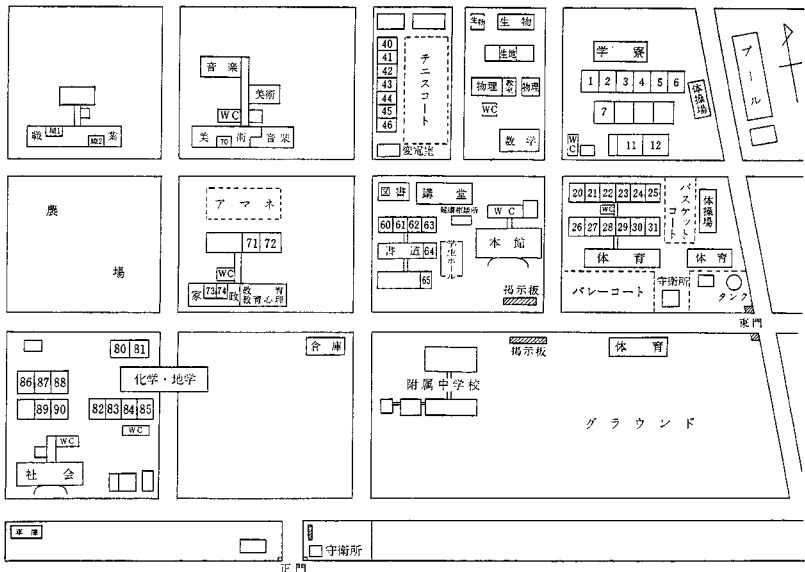


図1 8 東京学芸大学小金井分校見取図(1956年3月末現在)

第2節 組織・建物・環境

表1 7 団地整備計画記録

用地の取得

金額：千円

取得年月日	所在地名	面積	金額	備考
昭26.5.22	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	43,264.84坪 (143,024㎡)	301.1	大蔵省より無償所管換
昭29.9.10	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	47,311.05坪 (156,400㎡)	329.3	大蔵省より所管換
昭32.7.30	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	896.06坪 (2,962㎡)	1792.1	大蔵省より所管換
昭34.11.4	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	2,730.00坪 (9,025㎡)	5460.1	大蔵省より所管換
昭57.9.10	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	1,318㎡	39,721.0	用途変更
	〔面積減少の経緯〕			
昭29.1.19	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	689.71坪	4.8	用途廃止 大蔵省へ引継
昭32.6.9	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	669,097坪	1,338.2	用途廃止 大蔵省へ引継
昭35.11.1	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	410.00坪	820.0	用途変更 公務員宿舎へ
昭43.10.16	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	131㎡	542.3	用途廃止
昭53.11.14	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	345㎡	6,275.1	用途廃止 大蔵省へ引継
昭55.12.5	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	2,092㎡ 0.14坪 3㎡	37,985.9	用途廃止 大蔵省へ引継
	端末整理等			

校地一〇万坪の確保は、一九四六年以来の東京第二師範学校及び東京学芸大学小金井分校の関係者を中心とする人々の血のにじむような努力によって実現できたことを、将来にわたって伝えていくことが大切であろう。またその裏には、東京学芸大学の創立及び統合によって、移転を余儀なくされた住民や企業、想い出深い母校や職場の敷地・建物などを失ってしまった卒業生や旧教職員がたくさんいることも忘れてはなるまい。

なお、本学事務局の「団地整備計画記録」には、東京学芸大学に関して表1-7のような記録が残されている。

(二) 建物と環境

東京第二師範学校が池袋から小金井に移転してきた一九四六年頃の建物と環境は、「六万坪に近い一面の畑地に雑木林の点綴する一大平原のあちこちに、点在する五十余棟の建物をまき散らした光景」と表現されたものであった。また、『二十年史』は入学志望者の激減と関連して、「池袋校舎が灰になり、創立以来の由緒ある豊島の地から姿を消して、東京第二師範学校はどこへいつてしまったのか、ぐらいに世間は思っていたのだろう。たまたまその名を聞き伝えて入学を志望する者も、新宿から小一時間かかる小金井まで来て、畑の中に散在するボロ校舎をながめながら、これが学校なのかとあきれて志望を断念したかも知れない。」、また、「少しでも手をゆるめると雑草と盗賊に侵入せられ、またこの広大な土地と、空き家同然の建物をねらってくる団体も数多くありました。……筆者略……机もなければ腰掛けもなく、黒板さえもないガラソとした吹きさらしのこの部屋で、座って授業を受けている生徒の姿は

「みじめ」と言つよりむしろ悲壮そのものでした。」と述べている。

このような劣悪な環境は主として自助努力によつて改善されていったが、大学への移行後もさして変化はなかつた。一九五三年一〇月二二日の教授会で学長木下一雄は発言の一部に「小金井分校の本建築については、相当の日時と予算とを要するため大学は暫定措置として、現有施設を効果的に利用しなくてはならない。それと並行して本建築についても本年度内に、一本の柱でもよいかたてたいと念願したのである。そこで文部省は本年度内に一〇坪余を鉄筋コンクリートで作ることとなつた。」と述べている。したがつて、小金井の本格的な建築は一九五三年から始まつたといえる。さらに木下はこの発言の中で建設計画に触れて「第一期の建設計画は、一万五〇〇〇坪、文部省としては一大学につき三〇〇坪というのが原則であるが、本字は年五〇〇坪を見越している。このため第一期が完成するには三〇年を要するため、現有施設の整備が重要な意味を持つてくるのである。さしあたり自然科学の研究室を着工したい、音楽研究室、芸能研究室、人文科学研究室などは本字の特色をもつたものを作りたいと考えている。」と加えている。

一九五三年以降の施設整備の状況は、「団地整備計画記録 施設設備等」(表1 8)のとおりであるが、現在にいたるまで毎年なんらかの施設整備が行われてきたことがわかる(図1 9参照)。そうした経過を敢えて時期区分するなら、一九七五年頃を境にして、それ以前を、一般講義棟、研究室棟、管理棟、附属図書館、体育・スポーツ施設などの教育研究に関する基本的な施設がほぼ整つた時期として整備期、それ以後を教育工学センター、芸術館、学生会館、合同棟、国際交流会館、情報ネットワークなど、社会変化に対応するために必要な施設等が整備されつつあるところから拡充・発展期と呼ぶこ

とができるかも知れない。とすれば、木下が予測した三〇年を一〇年程も早く施設の整備が進んでいるといえよう。なおこの「団地整備計画」に載っていない施設をあげると、陸上競技場が附属小学校の場所から現在の所へ移転したのは一九五八年であり、現在のプールができたのが一九六四年である。とくに、五年の陸上競技場の移転は団地整備計画の根幹にかかわることとして重要である。つまり、これをもって、五八年には団地整備計画が固まっていたといえるのである。

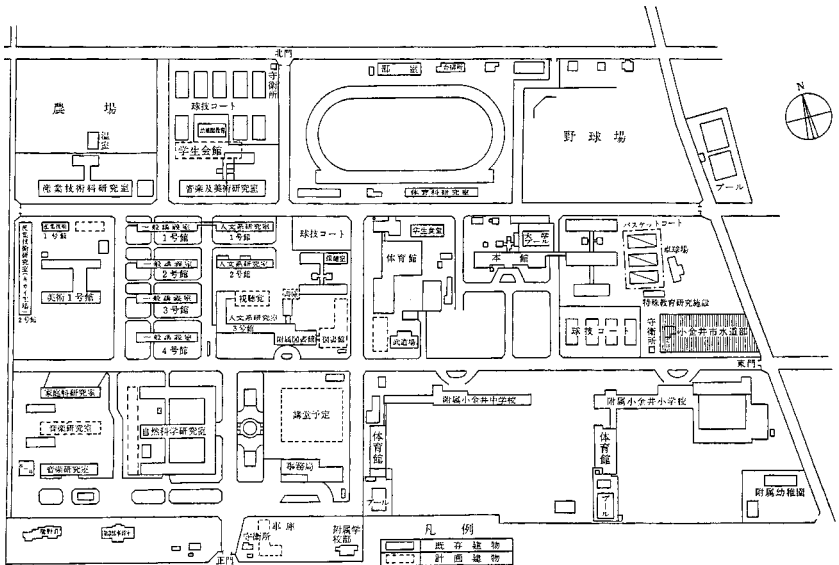


図1 - 9 東京学芸大学小金井地区配置図(1969年3月末現在)

第2節 組織・建物・環境

表 1 8 団地整備計画記録

施設整備等

面積：㎡ 金額：千円

年	建物等名称	面積	金額	着工年月日	竣工年月日	使用開始時期	備 考
昭28～29	自然科学教室	350	8,413	29.3.12	29.6.30		
29	自然科学教室	612	14,734	29.7.29	30.3.30		
30	自然科学教室	648	16,323	30.9.8	31.3.30		
31～32	自然科学教室	730	16,544	31.12.18	32.6.30		
32	自然科学教室	757	18,592	32.9.5	33.3.25		
33	自然科学教室	972	22,050	33.10.29	34.3.25		
34	自然科学教室	1,360	28,178	34.10.7	35.3.25		
34	小金井小学校教室	1,744	35,000	34.1.14	34.11.1		東京都寄 付工事
35	自然科学教室	1,298	29,866	35.9.10	36.3.31	完	
35	小金井小学校教室	4,626	85,562	35.10.13	36.3.30		
35	小金井中学校教室	686	13,624	35.11.23	36.3.30	成	
35	一般講義室3号館	1,613	32,300	35.10.4	36.3.30		49年度か ら人文C 号館とし て使用
35	附属図書館	1,821	40,640	35.11.2	36.3.31	後	
36	小金井中学校教室	1,961	32,959	36.6.21	37.2.15		
36	一般講義室2号館	1,613	43,840	36.7.13	37.3.25	た	
	自然科学棟	453					
36	小金井中学校教室	1,961	39,908	36.9.20	37.3.30		
36	体育館	2,130	51,147	36.10.7	37.3.20	だ	
36～37	人文研究室	1,297	34,475	37.2.28	37.9.20		書庫は49 年度から 研究室と して使用
	C号館書庫	810				ち	
37	一般講義室1号館	1,613	76,130	37.5.31	38.2.5		
	一般講義室2号館	1,613				に	
37	人文研究室C号館	821	21,819	37.8.7	38.2.15		
37	家庭科実験室	1,176	31,058	37.8.16	38.3.29		
37	小金井中学校	2,022	61,148	37.7.21	38.3.28	使	
37	小金井小学校体育館	165	4,816	37.6.12	37.10.20		
37	小金井小学校調理室	112	3,240	37.11.25	38.3.27	用	
38	人文研究室A号館	1,149	60,522	38.8.3	39.3.20		
	人文研究室B号館	1,162				開	
39	産業技術研究室1号館	874	51,596	39.10.27	40.3.27		
	産業技術研究室2号館	756				始	
39	音楽研究室	1,413	47,573	39.11.5	40.3.27		
39	家庭科研究室(増築)	272	9,546	39.9.23	39.12.25		
40	美術・技術研究室						
	(美術)	2,097	58,430	40.7.28	41.1.31		
	(技術)	168					
41	自然科学研究室	1,512	56,480	41.5.15	41.10.31		
41	美術研究室(増築)	1,951	64,950	41.7.25	42.2.20		
43	管理棟	3,104	117,230	43.9.11	44.3.20		

第1章 学部のおゆみ

年	建物等名称	面積	金額	着工年月日	竣工年月日	使用開始時期	備 考
昭43	小体育館(舞踊場)	672	26,070	44.1.11	44.3.31		
44	基幹整備(暖房1期) 〔ボイラ室〕	一式 509	181,870	44.10.12	45.3.30		
45	学 生 食 堂	1,751	77,200	45.11.22	46.3.30		
45	特殊教育研究施設	1,595	85,550	45.10.28	46.3.30		
45	一般講義室5号館	909	52,730	45.11.6	46.3.25		
45	特殊実験実習室	339	23,080	46.1.21	46.3.31		工学センター
45	基幹整備(暖房2期)	一式	161,970	45.7.31	46.3.30	完	
46	保健管理センター	473	31,161	46.9.9	47.3.20		
46	附 属 幼 稚 園	254	53,246	46.7.4	47.2.10	成	
	小 金 井 園 舎	147					
		154				後	
		154					
		215				た	
47	体育科研究室	660	60,047	47.8.6	48.2.15		
47	音楽家庭科研究棟	1,558	112,730	47.9.6	48.3.30		第四部事務棟
47~48	附 属 図 書 館	6,242	416,422	48.3.28	49.3.30	だ	
49	多チャンネル 同時教育センター	349	46,677	49.8.23	50.2.28	ち	
50	教育学部校舎改修	810	23,622	51.2.8	51.3.31		旧書庫
50	基 幹 整 備 (電 気)	一式	192,335	50.10.4	51.3.30	に	
	(受変電室)	360					
52	教育工学センター	529	64,367	52.7.21	53.1.31	使	
52	基幹整備(電気)	一式	98,112	52.8.12	53.3.31		
52	美術工芸教室	504	59,617	52.11.17	53.3.30	用	
52	R I 総合実験室	306	85,849	52.12.29	53.3.31		
52~53	一般講義棟新3号館	1,046	124,900	53.3.17	53.10.11	開	
53	自然科学系研究棟	2,903	381,900	53.8.17	54.3.24		
53	芸 術 館	2,577	370,000	53.10.17	54.5.31	始	明許繰越
53~54	人文科学系研究棟	4,124	548,600	54.3.12	55.3.25		第2むさしのホール
53~54	学 生 会 館	1,960	236,430	54.3.3	54.10.31		
54	芸術技術系校舎						
	[一般講義棟5号館]	549	141,980	54.10.9	55.3.31		
	[第四部事務棟]	744					
54	農 場 管 理 棟	488	65,380	54.10.9	55.3.15		
54	有害廃棄物処理施設	300	141,700	54.10.16	55.3.29		
54	体育科研究棟3号館	604	78,400	54.1.11	55.5.31		
55	柔 道 場	411	47,000	55.9.9	56.3.30	56.5末	下請者倒産のため使用開始が遅れた
55	校 舎 改 修		416,100	55.11.7	56.3.31		
	自然科学系研究棟	4,432					

第2節 組織・建物・環境

年	建物等名称	面積	金額	着工年月日	竣工年月日	使用開始時期	備 考
昭56	人文研究棟B号館	1,162				完 成 後	
	人文研究棟C号館	2,143					
56	データステーション	459	101,000	56.9.30	57.2.19	た だ ち に 使 用 開 始	
	校舎改修						
56	自然科学系研究棟	4,260	422,500	56.9.30	57.3.25	た だ ち に 使 用 開 始	
	人文科学系研究棟	1,149		56.9.29	57.3.5		
58	人文科学系C号館	1,795				た だ ち に 使 用 開 始	
	排水基幹整備(期)	一式	139,500	56.8.28	57.3.30		
58~59	附属小金井中学校					使 用 開 始	
	校舎改修(期)	2,369	154,500	58.9.24	59.2.20		
59	排水基幹整備(期)	一式	250,000	58.9.30	59.3.30	61.4.1	
	附属小金井中学校						
60	校舎改修(期)	2,300	204,000	59.2.14	59.9.20	完 成 後	
	体育館改修	775					
61	合 同 棟	1,588	270,000	59.9.29	60.3.29	た だ ち に 使 用 開 始	
	附属小金井小学校	1,926	272,500	60.10.31	61.3.26		
62	低 学 年 棟					完 成 後	
	附属小金井小学校						
62	校舎改修(期)	3,201	285,000	61.9.27	62.3.31	た だ ち に 使 用 開 始	
	体育館改修	744	55,300	62.1.28	62.3.31		
62	附属小金井小学校					完 成 後	
	校舎改修(期)	1,695	135,000	62.9.29	63.3.31		
62	校舎西側改修(期)	1,108	110,560	63.1.26	63.6.20	た だ ち に 使 用 開 始	
	保健体育学科研究棟3号館	756	124,400	63.1.26	63.6.30		
平元	基 幹 整 備 (共同溝、給排水他)	一式	291,000	63.1.21	63.6.29	た だ ち に 使 用 開 始	
	課外活動共用施設	2,193	298,896	2.2.1	2.12.27		
3	大 体 育 館	2,130	123,600	3.8.29	4.3.25	完 成 後	
	小体育館改修						
3	講義棟新3号館増築	998	235,653	3.8.29	4.6.30	に 使 用 開 始	
	附属小金井中学校	434	85,490	5.1.30	5.6.30		
5	武 道 場 新 営					に 使 用 開 始	
	講義棟北棟・南棟	3,888	863,140	5.6.23	6.6.30		
5	国際交流会館	1,993	536,630	5.6.16	6.6.20	完 成 後	
	(小金井)基幹整備	一式	172,010	5.9.17	6.3.30		
5	情報ネットワーク	一式	112,270	6.3.1	6.4.25	完 成 後	
	(小金井)基幹整備	一式	118,450	6.2.1	6.3.31		
7	運 動 施 設	一式	507,790	6.3.9	6.11.10	に 使 用 開 始	
	講義棟北棟・南棟	3,340	909,490	7.7.10	8.3.28		
	音 楽 棟 改 修	413	15,450	7.9.29	8.3.15		

次に本学の内部的及び外部的な環境の変化について簡単に述べる。一九五〇年代の環境はすでに述べたとおりであるが、そのような状況が大きく変化するのは、一九六〇年代に入ってからのものである。

『東京学芸大学学報』五三号（一九五九年二月一〇日）に小金井の敷地の整備状況に関して「従来、冬期や雨期には泥土と化する校庭だったが、構内の主要道路は二年余を費やして幅員二メートル、長さ一二〇〇メートルにわたって、完全な舗装道路が完成した。さらに数年後には建築も完了し、すべての道路も整備するので、構内を修飾し、美化し、りっぱな学園としての雰囲気を作成すべく、造園計画を実施中で、既に百余種、数千本の樹木が増植されている現状である。」と書かれているからである。現在の校内は、東京にある大学とは思えないほど豊かな樹木に恵まれているが、屋敷林だった大きな樹木などは別にして、ほとんどが造園計画に沿って植えられたものである。この造園計画にかかわって、重要な役割を果たしたのは、田代良一であった。田代は東京帝国大学附属農業教員養成所（のちに、東京農業教育専門学校と改称）を卒業し、一九四七年に東京第一師範学校教授、一九五一年に東京学芸大学講師、一九六〇年に東京学芸大学附属小金井中学校教諭併任、そして一九六二年には本学施設課専門職員になった。文部教官から文部技官に敢えて配置換えをしてまで、造園に関して情熱を傾けたと言われている。万葉池についても万葉学者太田善磨と協力して作り上げたと言われている。

本学は小金井市、国分寺市、小平市の三市に囲まれ、これら地域社会の戦後の発展とともに、発展してきたといってよい。ここでは本学と関わりの深い事柄を中心に、三市の発展の状況に少々触れておくことにする。

本学の創立当時の小金井町（一九三七年町制施行）は人口約二万人で、なお農村地域の性格を残して

いた。本格的な住宅地化が進展し、住宅都市としての性格を強めていくのは、一九五八年の市制施行と、翌年の国鉄武蔵小金井電車区の開設以降である。「電車区」の開設によって、快速電車で東京駅まで約四五分で通勤可能になり、これがサラリーマン向けの住宅地の増加を促す一つの契機になった。一九六〇年から六三年にかけて大規模団地が続々と建設されたが、本学に近い東京都住宅供給公社本町住宅（六一一年）、国家公務員住宅（六三年）もそのなかに含まれている。こうした大規模な団地の建設に伴って、その周りに商店ができ、バスが運行されるなど便利になり、さらに周辺には、一戸建ての住宅やアパートなども建ち始め市街地化が進んでいったのである。そして学校も増設された。市立本町小学校の創立は六六年、中央大学附属高校は六三年である。この時代はわが国の経済の高度成長期に当たっており、小金井市の発展も高度成長がもたらした一つの社会現象であったといえよう。現在は人口一〇万人を超え、自然豊かな住宅都市として東京都における魅力ある地域になっている。大学周辺には植木畑や苗木畑が多く目を楽しませてくれるが、これは関東大震災以降のことといわれている。

小金井市にとって本学はどのように意味づけられているかについては、次の文章に一端を知ることができる。「住宅以外で小金井市の最近の都市化に大きく貢献してきたのは学校である。とくに市の北西端、かつての陸軍技術研究所に建設された東京学芸大学は重要な地位を占める。これは、東京農工大学繊維学部、法政大学工学部とともに小金井市を代表する高等教育機関であり、土地利用の点からみても、きわめて大きな地位を占めている。……略……このように、便利で静かな環境を生かし、東京学芸大学をはじめ教育・文化施設が多く、それらが占める面積は、小金井市の都市土地利用を大きく特徴づけている。」（小金井市誌編さん委員会編『小金井市誌 地理編』、一九六八年）創立五十周年のこ

の機に、期待の大きさを本学はしつかり再認識し、小金井市との協力関係を具体的に確立すべきではないか。

本学創立当時の国分寺町は人口二万人弱の豊かな歴史を有する近郊農村地域であった。市街地化が急速に進むのは一九六〇年から七〇年にかけての高度経済成長期である。市制施行は六四年であった。その後、七三年の国鉄武蔵野線開通・西国分寺駅開設、とくに八八年の国分寺駅への中央線特別快速の停車、一九八九年の国分寺駅ビルオープン・国分寺しホール開設は、市の活性化を大きく促したと考えられる。学生も生活の拠点を国分寺に求める傾向をしいに強め、教職員の会合も国分寺駅界隈が多くなりつつある。一九九一年には、人口が一〇万人を超えている。

小平市は高度成長期の一九五六年から六八年の間に日立製作所武蔵工場、ブリヂストンタイヤ東京工場、日立電子、シルバー精工など一〇〇〇から三〇〇〇人以上の工場を含め、従業員五〇人以上の工場が二四社も進出するなど、近郊農村から近郊産業都市へ変化する。本学との関連では、一九六五年に日本住宅公団小平団地が建設され、文化女子大学小平校舎が八五年に開校され、本学の西側の地域が市街地化する。そして本学学生の生活の場の一つとなった。文化女子大学の進出によって、小平団地行きのバスが華やかさを増したともいわれる。本学創立当時二万人弱だった人口は現在一五万人を超えている。

第三節 教育課程

教育課程は、その大学の設置の目的、建学の理念を具現化したもの、といわれる。本学は、学則第二条に明記するように「有為の教育者を養成することを目的とする」大学である。この目的をみたすために、どのような教育課程を編成するか。教育の営みが学ぶ者と学びを促す者として成り立つからには、その変容に応じて、その時点その時点での最良の教育課程を求めなければならない。

開学以来、本学の教育課程は四次にわたる大きな改訂を経てきている。本学のこれまでを併せ考えると、教育課程の変遷の姿は、次の四期に分けてみることができよう。一九五二（昭和二七）年の東京学芸大学カリキュラムの制定から一九五五年の第一次改訂までが整備・統合期、一九六六年の第二次改訂までが拡充・発展期、一九七九年の第三次改訂までが展開期、一九八八年の教養系設置を機に転換期を迎え、一九九五（平成七）年の第四次改訂にいたっている。

以下、それぞれの時期の教育課程のあらましを紹介し、編成・改訂をもたらしたものが何であつたのか、何が課題となつたのかを追うことにする。

一 新制「大学」での教員養成カリキュラムの模索

（一）「東京第一師範学校案」の先見性

本学のカリキュラムの制定は一九五二年であるが、それに先立って一九四六年頃から本学の母胎をな

す各師範学校にカリキュラム研究委員会などが設けられ、CIEの指導助言や資料の提供を受けてカリキュラムの研究と構成が進められていた。なかでも、「大學における教育學科のカリキュラム 教育大學の學科課程」(東京第一師範学校案、一九四六年二月)には、六・三・三・四制の新學制に位置づけられる教育大學における小・中学校教員養成の教育課程として表1-9のような案が提出されており、これを一九四七年四月から実施することが目途とされていた。

この第一師範学校案の基本構造は、①一・二年次の教養課程に配当された一般教養科目三六単位・外国語科目一〇単位、②三・四年次の専門課程に配当された教科専門科目三〇単位、③各学年を通しての保健体育科目七単位・技能実習科目七単位・教職専門科目三〇単位(三年次前期の教育実習一二単位を含む)より成り、農業実習四単位・選択科目一〇単位を含めて一三四単位の履修を求めている。また、専門課程の教科専門科目は、社会学(政治学及び法学を含む)・経済学・歴史学・地理学・哲学・外国語(英語)・国語国文学(漢文を含む)・数学・自然科学・生物学・農学・音楽・美術・家政・体育・幼稚園教育・地学の二七専攻に分かれている。

一年次と三年次前期には自由選択の機会がないなど、かなり過密な構造になつてはいるが、一年次の外枠の農業実習、三年次前期に集中しての教育実習、四年間を通しての保健体育科目・技能実習科目の履修などには、当時の「大學における教員養成」の理想と先見性が如実に示されている。

この教育課程案は、一九四六年一二月末に開催された関東地区師範学校カリキュラム研究協議会に資料として提出され、また一九四六年から四七年にかけて、東京・東日本(日光)・西日本(大津)で開催されたカリキュラム研究全国集会においても研究資料とされた。こうして、この案が日本における大

第3節 教育課程

表 1 9 第一師範学校案

TIME SCHEDULE FOR TEACHERS COLLEGE
at the Tokyo 1st Normal School

Course	Survey Course				Specialization Course				Total Credits in Four Year for Graduation		
	Grade(year)										
	Semester	1	2	3	4	5	6	7			8
Liberal Arts										Surv.	Spec.
Social Sciences	3	3	3	3	Teaching Practice	10	10	10	12	} 30	
Humanities	3	3	3	3					12		
Natural Sciences	3	3	3	3					12		
Foreign Languages	3	3	2	2		10					
Physical Training	1	1	1	1		7					
Practical Art Training	1	1	1	1		7					
Professional Preparation	3	3	3	3	12	2	2	2	30		
Elective	×	×	2	2	×	2	2	2	10		
Total Hours per Week	17	2	17	2	18	18	12	16	16	16	(130) (4)

Notes : 1. Semester 1 & 2 , (2) ... Agricultural Work

Remarks :

- | | |
|---|---|
| . Four Year Course of 130 Credits for Graduation | (7) Literature & Language (including Chinese Classics) |
| a. Liberal Arts60 50% | (8) Mathematics |
| b. Specialization30 25% | (9) Physical Sciences |
| c. Professional Preparation30 25% | (10) Biology |
| d. <u>Elective10</u> | (11) Agriculture |
| 130 | (12) Music |
| Agricultural Work1(4) | (13) Fine Arts |
| . Graduation Thesis | (14) Domestic Economy & Sewing |
| . Specialization | (15) Physical Education |
| (1) Sociology (including Political Sciences & Laws) | (16) Nursery Education |
| (2) Economics (3) History | (17) Earth Sciences |
| (4) Geography (5) Philosophy | Students must belong to any one of these Divisions, their hours being 10 10 10 in 6th to 8th Semesters , 30 hours in all. |
| (6) Foreign Language (English) | |

表1 10 東京学芸大学カリキュラム暫定案(1950年4月)

履修基準

	一部甲類	一部乙類	二部甲類	二部乙類	二部丙類
一般教育科目	40	40	20	20	20
専門科目	55	60	20	25	20
教職科目	25	20	20	15	20
計	120	120	60	60	60
体育	4	4	2	2	2

学レベルの教員養成カリキュラムの研究と構成に大きな影響を及ぼしただけでなく、本学の教育課程編成の有力な基礎となった。

(二) 大学の発足と「東京学芸大学カリキュラム暫定案」

一九四九年五月、本学は国立学校設置法に基づき新制国立大学六九校の1校として開校した。学芸学部のみから成る「東京学芸大学」の誕生である。開校当時のカリキュラムがどんなものであったのかは明らかではない。翌一九五〇年五月から施行されたカリキュラムは、「各課程の履修方法に関する細則」に示されている。「東京学芸大学カリキュラム暫定案」と称されたものである。開校当時の入学生もこれにならつて履修されたものとされている。

暫定案によると、各課程の履修基準は表1 10のとおりである。一部は四年課程、二部は二年課程、甲類は小学校教員養成課程、乙類は中学校教員養成課程、丙類は幼稚園教員養成課程である。専攻には、国語・社会・数学・理科・音楽・図画工作・保健体育・家庭・職業(乙類)・英語(乙類)を置き、選修には、国語国文学・漢文書道・哲学・一般社会・史学・地理学、物理学・化学・生物学・地学、農学・工学・商学を置いている。

第3節 教育課程

表1 11 東京学芸大学カリキュラム暫定案 一部甲類

	1年		2年		3年		4年		合 計
	前	後	前	後	前	後	前	後	
一般教育科目	8	8	6	6	4	4	2	2	40
専門科目	5	5	5	5	8	8	8	11	55
教職科目	2	2	4	4	3	3	(5)	2	25
計	15	15	15	15	15	15	15	15	120
体 育	1		1		1		1		4

の必然であったのかもしれない。

簡略にまとめてしまったので表1 10からは読み取れないが、すべての科目が一部にあっては一年次から四年次まで、二部にあっては一・二年次を通して履修することになっている。表1 11の一部甲類の例にみるとおりである。この点に関しては、一九七〇年代後半になって大学のカリキュラム論で盛んに論議されるようになった教養と専門の相互乗り入れの先取りにもなっているわけである。

暫定案というものの、第一師範学校案で示された教員養成の理想と比べると、少なくとも教育実習については、大きな後退であった。

表1 11の四年次前期にかっこつきで示された五単位がそれである。第一師範学校案では三年次前期のすべてをあて、一二単位が考えられていた。その半分の単位すらあてられていない。卒業基準単位が二分の一の二部（二年課程）にあっても、二年次後期に同じ五単位があてられている。「大学」で教員養成をするというのだから、大学設置基準によらなければならない。教職科目の圧縮は「大学」での教員養成

(三) 『東京学芸大学カリキュラム』の制定

大学発足後間もない一九四九年末に、カリキュラム再構成委員会が設けられ、教育課程編成作業が開

始された。

暫定案による実施の結果、①一部（四年課程）の前期二年と二部（二年課程）が混交して、四年制大
 学本来の姿がほとんど埋没しようとしている、②二年間で三種の教員免許状取得に必要な科目を自由に
 履修できるようにしているため、教員免許法に準拠する免許授与学校に墮するおそれがある、等の問
 題がはつきりし始めていた。カリキュラム再構成委員会は、三か年近い時間をかけて作業に取り組み、
 一九五二年四月に『東京学芸大学カリキュラム』が制定・実施された（茶表紙本）。「序」に学長木下一
 雄はこう記している。

大学の教育目標に向つて、忠実に一步一步をすすめて行くため、このたび本学のカリキュラムを
 創ることができた。このことに当られた本学教授は、ほとんど敬虔といえるようなきびしい倫理感
 覚をもつて、この課題の正しい根をおろそうとした。鋭い究明がカリキュラム構造の本質をかちえ
 るためにつづけられた。単位の一つの数字を決するにも、数週間の論議と探究とが行われたことが
 あつた。こうしてカリキュラムの一字一字に、大学のたましいがこもつているようにも思われる。
 そしてこのようなカリキュラムの主体性から、われわれはわれわれの眞理探究の自由を享受しえる
 のである。

もちろん、われわれはこれからもこのカリキュラムを、さらによきものにならうとする謙虚さを
 もつものである。

この『東京学芸大学カリキュラム』第一編 総説 一、カリキュラムの根本理念と方針」には、「旧
 いボケーシヨナルな教員養成に対して、新しいプロフェツシヨナルな大学が生まれた理念は、実に日本

国民の輿望を担つたものである事を大学自体は意識し、その責に任じなければならぬ」とし、次の三つの基本理念がたてられている。

一、新制大学としての理念をみたすべき事。
二、教員養成の使命に徹すべき事。

三、新しい制度による新しい教員養成大学として、創造的であると共に、将来に対する大いなる展望と希望とを有すべき事。

こうした基本理念のもとに、カリキュラム構成にあたって、次の基本方針がたてられている。

一、大学基準を重視する。

(1) 単位はクレジットといわれるその名に値した重さを有しなければならない。

(2) 外国語は軽視さるべきではない。

二、一般教育の徹底を期する。

三、コースの目標に応じたカリキュラムを組む。

(1) 四年課程は四年課程として、二年課程は二年課程として、それぞれの目標に応じたカリキュラムを組む。

(2) 初等教育・中等教育・幼稚園教育の教諭夫々の目標に応じたカリキュラムを組む。

注目されるのは、「本カリキュラムは前述の通りの高い理念を持ち、専攻課程・大学院課程を指向しつつも、一挙に理想に走る事は警戒し、右の三方針に徹底し、整備する事を主眼にしたものである」と明記されていることである。大学設置基準の中で教員養成のカリキュラムを編成しようとすると、この

時点にあつても、大学院課程までを見通す必要があつた。

右の基本方針を具現化するために、次のように教育課程編成上の要点を定めている。単位の空洞化を避けるための履修制限、クラスサイズ、教養と専門の配置、いわゆるピーク制など、その後のカリキュラムをめぐる論議で課題にされる点が明らかになっている。

一、(1) 単位重視の為に、講義・演習によるものは総て一・五時間で授業を実施する事。
最高履修単位に対する規定を設けた事。総て八十人以下の組編成で授業を行う事。

(2) 一般外国語は従来の四単位を十二単位に増加し、四十人乃至五十人の組別授業を行う事。

二、一般教育は原則として四十人乃至五十人の組編成によつて授業を行い、主として一・二年次に置いたこと。

三、(1) 四年課程と二年課程とは別々の課程としてカリキュラムを構成したこと。

(2) 初等教育課程は、之を幾つかの専攻課程に分けることなく一つの専攻課程とし、小学校の八教科の一を単に選択履修せしめる事にした事。

教材研究科目を重視し、更に技能実習科目を置いた事。

(3) 中等教育課程は主として中学校の教科に従つて専攻課程に分け、各専攻課程に対しては必修単位を相当に配当し、教科を構成する専門科目の偏らない履修組織を作つた事。学生の将来の研究の拠点を与えるものとして、教科を構成する専門科目を選択必修せしめ、之を三・四年に置いた事。

(4) 幼稚園教育課程は、一つの専攻課程とし、幼稚園教育に関する独自の保育科目を設けた

事。

四、夫々の職能的な教育としては、上の如き特色を持たせ、職能的な専門科目を主として三・四年に配当した一方に於て、四年課程に於ては、初めの一・二年間は実質的には、小・中両課程の區別を設けず、等しく新制大学としての基礎的教養を与える事を期し、一般教育・一般体育・一般外国語・専門教科の基礎科目を置いた事。なお、最初の一・二年間には必修科目を多く配当し、教官と学生との接触を密にして教育の徹底を期し、学生の成長を見とけた上で、三・四年に於て自由選択科目を多く配当した事。

右の一の(1)に関しては、注釈が必要であろう。当時であっても、授業及び自習による毎週三時間、一五週にわたる学習活動をもって一単位とするものであった。今日と同じ四五時間の学習活動である。ふつうは、一時間の授業に二時間の自習、一五週で一単位である。ところが、毎週一・五時間の一五週の授業を行うというのである。その理由は、「現下諸般の事情から、二時間の自学自習は困難であると認めなければならない」という。諸般の事情とは、図書館・自習室などの設備が不十分であり、住宅にあつても勉強に必要な空間を確保することがむずかしいということなどであつたという。「従つて、一・五時間は、授業内容の増加を意味するのではなく、授業内容の消化の為に、教官が一部学生の自学自習に助力する事を意味するのである。従つて、〇・五時間は、討議・質疑応答・その他適宜の方法により、講義の消化が期さるべきものである」としている。

また、最高履修単位については、「学習負担の上から、一学期間の履修単位数は、二〇単位以内」と規定している。

表1 12 東京学芸大学カリキュラム (1952年4月)

履修基準

		一 部		二 部			
		初等教育 学 科	中等教育学科		初等教育 学 科	中等教育 学 科	幼 稚 園 教 育 学 科
			甲教科	乙教科			
一 般 教 養 科 目		36	36		18	18	18
一 般 体 育 科 目		4	4		2	2	2
専 門 科 目	一般外国語科目	12	12		4	4	4
	教 職 科 目	25	20		20	23	20
	専攻必修科目	24	40	36	12	24	27
	選択必修科目	30	10	8	12	4	
自 由 選 択		5	14	20			
計		136	136		68	75	71

表1 13 東京学芸大学カリキュラム 一部初等教育学科

										計	
一 般 教 養 科 目		8	8	8	8	2	2			36	
一 般 体 育 科 目		1	1	1	1					4	
専 門 科 目	一般外国語科目	3	3	3	3					12	
	教 職 科 目	2	2	2	2	2	2	4	5(4)	25	
	専攻必修 科 目	教材研究					8	8	1	1	18
		技能実習							3	3	6
選 択 必 修 科 目		5	5	5	5	4	4	2		30	
自 由 選 択		5								5	
計		19	19	19	19	16	16	10	9(4)	136	

第3節 教育課程

履修基準は表1-12に示したとおりである。学期配当単位数は表1-13に例として一部初等教育学科のものを掲げた。なお、一部中等教育学科に甲教科とあるのは、社会・理科・家庭・職業、乙教科とあるのは、国語・書道・数学・音楽・図画工作・保健体育・英語の各科のことである。暫定案に比べると、次の点が顕著である。

- ① 一般教育科目が一般教養科目と名称を変え、単位数は四単位減少した。
 - ② 外枠にあった体育が一般体育科目として位置づけられた。
 - ③ 専門科目・教職科目が専門科目に統合され、専門科目の中に、一般外国語科目・教職科目・専攻必修科目・選択必修科目が置かれた。
 - ④ 新たに自由選択の枠が設けられた。
 - ⑤ 教育実習は四年前期から四年後期に移され、単位数は一単位減少した。
- ⑥ 総単位数が、一部では体育を含む一四単位から一三六単位に、二部では体育を含む六二単位から六八、七五、七一単位に増加した。

大学設置基準を遵守しつつ、ヴォケーショナルでなくプロフェッショナルな教員養成をめざす苦悩が見てとれよう。専門科目の中に専攻必修科目と選択必修科目を置いたのは、開放制の原則に従った他大学卒業の教員志願者に劣らぬ力のある卒業生を送り出したいとの意図であった。初等教育学科には、社会・理科・家庭・国語・数学・音楽・図画工作・保健体育の選択必修科目を置いて「選択必修科目は入学の際に選択せしめる」とし、中等教育学科には、次に示すように、上欄の専攻必修科目に下欄の選択必修科目を置いて「選択必修科目は第三学年に進む際に選択せしめる」とした。

甲教科群 社会学、法学、経済学、社会学、地理学、史学、哲学・倫理学

理科 物理学、化学、生物学、地学

家庭科 家政学

職業 農業、工学、商業

乙教科群 国語 国語国文学、漢文学

書道 「書道・漢文学」

数学 数学

音楽 音楽

図画工作 図画、工作

保健体育 保健体育

英語 英語英文学

カリキュラム編成上の文言ではあったが、この科目名がやがて「選修」「専攻」の略称で、学生の所属意識にむすびつくことにもなっていた。

(四) 『東京学芸大学カリキュラム』の第二次改訂

一九五二年制定の『東京学芸大学カリキュラム』が実施されてからも、カリキュラム再構成委員会で教育課程の構造や実施に関する問題の検討が続けられてきた。一九五五年度に二部(二年過程)が廃止されることになり、また、初等教育学科に教育・心理選修が加設されることになった。これを機に同

第3節 教育課程

表1 14 東京学芸大学カリキュラム(1955年4月)

履修基準

	初等教育学科		中等教育学科	
	教科選修	教育・心理選修	甲教科	乙教科
一般教養科目	36	36	36	36
一般体育科目	4	4	4	4
専門科目	一般外国語科目	12	12	12
	共通教職科目	25	25	20
	専攻必修科目	24	42	40
	選択必修科目	30	12	10
自由選択	5	5	14	20
計	136	136	136	136

年四月、次のような第一次のカリキュラム改訂が行われた(青表紙本)。

- 一、二年課程を廃止する。
 - 二、外国語は必修単位のほかに、自由選択の単位を各組毎に用意し、前期二年の間に十八単位まで履修することができるようにする。
 - 三、初等教育学科の教科選修の外に、あらたに教育・心理選修を加設する。
 - 四、教育実習は六週間を付属学校と協力学校とで行うことに変りはないが、三年次に三週間、四年次に三週間を、二年にわたって実施するようにする。
 - 五、以上四件を実施するとともに、さらに教育課程全体にわたって科目の配置を整備し、とくに自由選択科目については、その履修目的を考慮し、成果をおさめるよう配置する。
- 注意されるのは、右の五項目を含む「カリキュラムの改訂について」と題する学長木下一雄の文章の末尾に「先般教員免許法の改正が行われたが、それらの改正は

教員としての最低限度の基準を示したものであるから、教員養成を目的とする本学のカリキュラムには、ほとんど影響するものではないことを付言しておく」とあることである。

この改訂による履修基準は表1-14に示したとおりである。なお、次のような備考が付されている。

(1) 『自由選択』は科目の名称でなく、学生が自由に履修する単位を示す。学生が自由に選択履修し得る科目は、自由選択科目及び中等教育学科で用意される選択(必修)科目である。

(2) 中等教育学科の自由選択の単位のうち、甲教科においては二単位、乙教科においては八単位は、専門科目の単位でなければならない。

中等教育学科の自由選択の単位のうちには、社会科に於ては哲学(又は倫理学)二単位、職業科に於ては職業指導二単位を含まなければならない。

(3) 初等教育学科の自由選択の単位のうち、社会選択においては二科目(各二単位、計四単位)、その他の教科選択においては二科目(二単位)は、専攻必修科目及び選択必修科目で履修しない教科の科目を履修しなければならない。

(4) 専攻必修科目又は選択必修科目において、講座の受持単位内において論文を課する事は、各講座の自由とするが、課する場合の単位数は四単位を標準とする。

(5) 各科目の履修単位の内訳及びその学期配当は別に示す。

右にみるように、一九五五年四月改訂の『東京学芸大学カリキュラム』は、改訂というより、一九五二年制定カリキュラムの整備・充実という性格のものである。ただし、①教育実習四単位の内実が附属校での三週間と協力校での三週間の併せて六週間であったこと、②「選修」の語が教育組織を意味して

用いられていること、③この時期になっても卒業論文が必修ではなかったこと、などが明確になっている。

二 『東京学芸大学カリキュラム』の第二次改訂

一九五五年四月の『東京学芸大学カリキュラム』第一次改訂の翌一九五六年度には早くもカリキュラム委員会が設けられ、本学教育課程の再検討が開始された。当初の検討の方向は、履修基準総単位数及び単位の授業時間を軽減して自由な学習の機会と課外活動の余裕を与え、各課程の独自性の発揮と授業科目相互間の関連・統合を図り、教科に関する専門科目の履修を強化することなどであった。

一九五九年度には右の委員会に継続して新たなカリキュラム委員会が設けられ、本学教育課程の現状及び問題を分析するとともに、将来の方向を探求しながら、本学教育課程の改訂を実施するための基本案を構成する任務が与えられた。

作業開始以来ほぼ四年、一九六二年一月になって、基本構想である「教育課程の基本構成案」がまとめられた。翌年には各講座及び附属学校の意見を反映させた修正案がまとめられ、一九六四年六月、本学の教育課程改善に関する基本案が教授会で承認された。この承認を受けて同年九月に改訂カリキュラム委員会が設けられた。委員会では基本案の具体化と実施上の検討が行われ、その作業成果と別に設けられていた一般教育委員会の報告とを基礎に、一九六六年四月、『東京学芸大学カリキュラム』第二次改訂が行われた（赤表紙本）。九年の歳月を費やした改訂であった。

改訂にあたっての「本学カリキュラム編成の基本的立場」は次のとおりである。

- 1 教員養成制度の刷新改善は、高等教育機関として、大学制度全般の刷新改善との関連においてなされるべきである。
 - 2 本学のカリキュラムは、わが国における戦前・戦後の教員養成制度に内在する諸問題、教職の制度および活動に関する問題、教職の専門的、社会的な課題の検討と海外諸国における教員養成制度の比較的な考察とに基づいて編成されるべきである。
 - 3 本学のカリキュラムは、教職に対する社会的、教育的な信頼にこたえ、教職の専門性の確立と向上を目標として編成されるべきである。
 - 4 本学のカリキュラムは、わが国における教員養成制度および教員養成機関のうちにおいて果たすべき独自の使命に基づいて編成されるべきである。
 - 5 本学のカリキュラムは、上記の諸課題や諸要求に応ずる力動的なものであるべきである。
 - 6 本学のカリキュラムは、実際教育ならびに教職の行政制度に寄与し、それを方向づけるものとして編成されるべきである。
- 右の「基本的立場」のもとに、次の点が根本方針とされた。
- 1 履修基準を従来の一三六単位から一四〇単位にする。
 - 2 一般教育科目の中に基礎教育科目を開設する。
 - 3 教科教育学を教職科目から独立した位置づけにする。
 - 4 各専攻・選修教科に傾斜をもたせるピーク方式をとる。
 - 5 枠外の自由科目を開設する。

第3節 教育課程

表1 15 東京学芸大学カリキュラム(1966年4月)

履修基準

	初等教育		中等教育	特殊教育		特別教科		幼稚園教育
	教科 必修	学校 教育		聾・ 養護	言語 障害児	音楽 ほか	理科	
一般教育科目	人文	12	12	12	12	12		12
	社会	12	12	12	12	12		12
	自然	12	12	12	12	12		12
保健体育科目	実技	2	2	2	2	2		2
	理論	2	2	2	2	2		2
外国語科目	英語	8	8	8	8	8		8
	独語または仏語	4	4	4	4	4		4
専門教育科目								
教育科学	16	16	16	18		10		18
教科教育学	28	32	4	14	32	6		
道德教育の研究	2	2	2	2		2		2
教育実地研究	4	4	4	4		4		4
基礎科学				24	6			16(必修)
教科専門 必修	32	28	40	12		40	32	30*
選択必修			16	8		20	28	12
自由選択	6	6	6	6		6		6
計	140	140	140	140		140		140

*幼稚園は、必修に教科専門16、幼児教育16、領域教育学14をおく。

6 一般教育科目を前期二か年で履修させる。

7 専門科目を強化するうえで、一免許主義をとる。

8 以上のことを実施するとともに、さらにカリキュラム全体にわたって整備し、より有機的な学習効果が得られるように配慮する。

この改訂による履修基準は表1 15に示したとおりである。一九五五年四月の履修基準に比べる

と、次のようなことが目につく。

①課程（専攻・選修）では、初等教育教員養成課程の教育・心理選修が学校教育選修になっているだけでなく、新たに、特殊教育教員養成課程（聾教育・養護学校教育・言語障害児教育）、特別教科教員養成課程（音楽・美術・保健体育・書道、理科）、幼稚園教育教員養成課程の三課程が加わっていること。

②一般教養科目が一般教育科目になり、人文・社会・自然の三系列に分けられたこと。また、基礎教育科目を設け、「各選修・各専攻教科別に一般教育科目における代替科目を指定して、人文科学・社会科学・自然科学の各系列にわたって四〇八単位まで開設できる」ようにしたこと。

③保健体育科目が実技と理論に分けられたこと。

④専門科目に位置していた一般外国語科目が別枠となり、英語（必修）、ドイツ語またはフランス語（選択必修）に分けられたこと。

⑤専門科目が専門教育科目になり、教育科学・教科教育学・道徳教育の研究・教育実地研究・基礎科学に分けられたこと。基礎科学の中に、教科専門・必修・選択必修・自由選択を置いたこと。

⑥卒業基準単位数が一三六単位から一四〇単位に増加したこと。

一九六四年三月末をもって本学は小金井キャンパスへの統合を完了した。開学以来初めて、一年次生から四年次生までの全学生が同じキャンパスで学ぶことになったのである。やっと四年制大学であることが実感できることとなった。この第二次改訂の作業には、当時の「大学づくり」に寄せる教官の熱気が感じられる。何が大学での教員養成の中心になるのか。教育科学か教科教育学か基礎科学か。力のあ

る教員を養成しようとの思いは同じでも、どんな力のある教員なのかは共通理解が得られない。右にもふれたように、第二次改訂の出発点では、履修基準総単位数及び一単位の授業時間を軽減して自由な学習の機会と課外活動の余裕を与え、各課程の独自性の発揮と授業科目相互間の関連・統合を図り、教科に関する専門科目の履修を強化することがめざされたはずであった。結果はどうであったか。履修基準総単位数は四単位の増加であり、一単位の授業時間は次のように定められた。

- 1 講義は、毎週一〇分一五週をもつて二単位とする。
- 2 演習は、毎週一〇分一五週をもつて一単位とする。
- 3 実験・実習および実技は、毎週一〇分または一六分一五週をもつて一単位とする。

教育学・教科教育学・基礎科学それぞれに充実しようとするあまり、少なくとも「自由な学習の機会と課外活動の余裕を与え」ることのできないカリキュラムになった。

三 『東京学芸大学カリキュラム』の第三次改訂

一九六六年四月の『東京学芸大学カリキュラム』第二次改訂後、一九六八年には全国大学一六校で学園紛争が発生した。本学も例外ではない。紛争当時は、その対応に追われ、問題の本質に迫つての改革には至らなかつた。

カリキュラムに関していえば、一九七三年五月に改訂カリキュラム委員会が設けられ、翌一九七四年七月からは改訂カリキュラム実施検討委員会に引きつがれてカリキュラムの諸問題を検討するということになった。学生の声を聞く「カリキュラム検討会」が開かれたが、この会の性格が確定したのは一九

七四年三月になってからである。「カリキュラム検討会合意事項」には、こつある。

カリキュラム検討会の合意事項は、カリキュラム改訂委員会に直接提案することを認めないこととし、次の申し合せ事項を承認した。

カリキュラム検討会設置申し合せ事項

1 名称

本会をカリキュラム検討会と称する。

2 目的

A カリキュラムに関する種々の問題を調査し、改善の方策を協議する。

B 本会で合意に達した内容については、教務補導委員会を通じてその実施のために努力する。

3 構成

教官・学生ともに六名ずつ計一二名で構成する。(各部二名ずつ)

4 運営

A 本会の設置と維持に関しては、教務補導委員会と学生自治会とが共同でこれにあたる。

B 本会の直接の運営は構成員がこれに当る。

C 本会は原則として月に一度開催し、必要に応じて臨時会を持つことができる。

改訂カリキュラム実施検討委員会では、「根本理念や基本構造は現行カリキュラムをふまえつつも、拘束性や硬直性をできるだけ少なくして、カリキュラムを弾力的に運用し、有機的に学習効果があげられるようにする立場」で、次の方針をたて、これに基づいて改訂した(青表紙本)。

第3節 教育課程

表1 16 東京学芸大学カリキュラム(1979年4月)

履修基準

	初等教育			中等教育	特殊教育		特別教科	幼稚園
	甲教科	乙教科	学校教育		小免	中免		
一般教育科目	人 文	8	8	8	8	8	8	8
	社 会	8	8	8	8	8	8	8
	自 然	8	8	8	8	8	8	8
	基礎教育	8	8	8	8	8	8	8
保健体育科目	実 技	2	2	2	2	2	2	2
	理 論	2	2	2	2	2	2	2
外国語科目	英 語	8	8	8	8	8	8	8
	独または仏	4	4	4	4	4	4	4
専門教育科目								
	教育科学 必修	12	12	12	12	12	8	12
	選択	2	4	4	2	4	2	4
	教育実地研究	4	4	4	3	6	2	4
	教科教育学	27	27	32	3	20	5	
	教科専門					(20)	16	
	道德教育の研究	2	2	2	2	2	2	
	基礎科学 必修	24~26	24~26	20	28~34	12	12	28~34
	選択	10~8	10~8	9	30~24	24	24	34~28
計		129	131	131	127	128(128)	124	129

- 1 卒業基準単位数は、類により異なり、現行の一四〇単位より一二四〜一三一単位に引き下げる。
- 2 一般教育科目では一部を除いて全学生が自主的に選択履修できるように開設する。また、社会、人文、自然の三分野のうち、二分野以上にわたるもの、或いは一分野でも総合科目的な性格をもつ科目を開設する。
- 3 基礎科学では現行よりも必修科目を減らし、選択科目を多く開設する。また、類、専攻、選修を超え、且つ、学料を超えて履修することも一定程度で可能にする。さらに、卒業研究を基礎科学に位置づける。
- 4 教育科学では、必修科目と選択科目とに分けて開設する。
- 5 道德教育の研究では、新たに地理学

的領域からの開設を加える。

- 6 教育実地研究では、B、D類の協力校における実習に自主的に参加できるよう選択科目を開設する。また、病気・障害等のため教育実地研究が不可能となった者の特例事項を設ける。
- 7 枠外自由科目では、本学免許状資格取得の許された範囲で取得できるように開設する。また、新たに社会教育主事および学芸員（一部授業科目が認められれば）資格取得のための開設をする。

この改訂による履修基準は、表1 16にみるとおりである。

総じていえば、「序」に学長太田善磨が「委員会が教授会の意思を尊重してたてた方針は、根本理念や基本構造においては従来のカリキュラムをふまえながら、拘束性や硬直性をできるだけときほぐして、学生の自主的な学習研究活動の充実をはかろうというものであった」と記したように、第二次改訂では教官側の意向で一四〇単位にまでふくれあがった卒業基準単位数を、学生からの声に押されて、大学習設置基準に近づけようとする改訂であった。

単位の計算についても、次のように改められた。

- 1 講義は、毎週一〇〇分一五週をもって二単位とする。
- 2 演習は、毎週一〇〇分一五週をもって一単位とする。
- 3 実験・実習および実技は、毎週一〇〇分または一五〇分一五週をもって一単位とする。

四 教養系設置による多様化とカリキュラム

一九七九年四月の第三次改訂以後、一九九五年四月まで一五年間の長きにわたって、カリキュラム原本と称される『東京学芸大学カリキュラム』は作られていない。この間、本学カリキュラムに動きがなかったというわけではない。原本が作れないほどに、めまぐるしく教育課程の手直しがなされていたのである。

(一) 教養系カリキュラムの策定

一九八八年四月には、教員免許状取得を卒業要件としない課程が発足した。次の四課程、一四専攻、二七選修(ニブーク)である。

国際文化教育 日 本 研 究 日 本 語 教 育 () 、 日 本 文 化 ()
課 程 ア ジ ア 研 究

欧 米 研 究

国 際 教 育 研 究

人 間 科 学 課 程

生 涯 教 育 社 会 教 育 、 博 物 館 学 、 図 書 館 学

心 理 臨 床 カ ウ ン セ リ ン グ 、 障 害 臨 床

総 合 社 会 シ ス テ ム 国 家 ・ 国 際 社 会 、 産 業 社 会 、 地 域 社 会 、 生 活 福 祉

生 涯 ス ポ ー ツ ス ポ ー ツ コ ー チ 、 コ ミ ュ ニ テ ィ ス ポ ー ツ 、 運 動 処 方

情報環境科学 教育情報科学

課程 自然環境科学 数理学、自然史、環境科学、物質資源科学、生命科学

文化財科学

芸術課程 音楽 楽 声楽、ピアノ、作曲、管弦打楽器、音楽学

美術 美術 絵画、彫刻、デザイン・情報美術、工芸、芸術学・演劇

書道

この四課程、一四専攻、二七選修（二ピーク）のカリキュラムは、設置の概算要求に併せて、短時間で編成しなければならなかった。妙なことだが、まだ設置の認められていない課程のカリキュラムを編成するのだから、常置のカリキュラム委員会では対応することができない。一九八七年六月に、「新課程」設置に向けての専門委員が学長委嘱を受けて、実務作業のとりまとめに当たった。作業の過程で、「新課程」を「教養系」と称することとなった。

教養系の四課程は、「現代社会が高等教育にもとめる新しい教育内容を備え、ここに学ぶ学生たちが、時代の要請に応える専門的な能力をはぐくみ、高度な技術を身につけて人類社会の多面的な発展に寄与する有意な人材になることをめざす」とされた。従って、教養系のカリキュラムの作成に当たっては、「斬新かつ創造的な教育が行える」ことがめざされた。教養系カリキュラムの構造上の特徴は次の三点にまとめられている。

1 第一の特徴は、教養系の各課程が時代の要請に見合う新しい教育内容を備えていることにある。そのため、各課程・専攻・選修にふさわしい授業科目が開設されている。課程基礎科目や専

第3節 教育課程

攻科目は、各課程や専攻の特徴をカリキュラムの中に反映した代表的な科目であり、学生が履修上特に重視しなければならないものである。(以下略)

2 第二に、教養系の授業科目の相当数のものが既存の教員養成系(これを「教育系」という)の授業科目と合併されている。これは、教養系と教育系の諸課程が同一学部の中に置かれているという教育体制とも関連しているが、すでに教育系の課程に開設されている相当数の授業科目が東京学芸大学の多年にわたる研究体制・教育体制の整備・充実の結果、教養系の授業科目としてもふさわしい内容をもっていると判断されたからである。

3 第三の特徴は、学生に大幅な授業科目の選択の自由が認められていることである。これは、社会の要請や学生の将来の進路がますます多様化し、多面的になることが予想されるとともに、学生の学問・研究の姿勢に自主的・自律性が期待されるからである。各専攻・選修に開設されている専門科目を専門選択科目および自由選択科目として選択できるほか、他の課程の科目も自由選択科目として選択することができる。

(一) 教育系カリキュラムの全面改訂

教養系課程発足の翌年、一九八九年には、教養系の各課程が「課程認定」を受けるためにカリキュラムの手直しをする必要が生じた。すでに新課程の設置に当たっては課程認定を受けるものとするとの教授会決定がなされていたのだが、設置のための概算要求の時点では、カリキュラム上の手当てが間に合わなかったのである。教養系の第一回入学生は、教員免許状も取得できるとした『入学案内』の文言を

盾に、その実施を迫った。あわただしい改訂作業が開始された。

三八〇名の学生定員を割いて教養系を設置したのだが、教官の純増分はわずかに七名であった。新たに課程認定を受けるにしても、授業担当者が大幅に不足する。同じ教育学部にあるという利点が生かせないか。できたばかりの教養系カリキュラムをいじらずに対応するとすれば、残された道は教育系カリキュラムの見直しである。

「専門職としての資質と能力の向上を図るとともに、教育者としての使命感を持たせる。また、社会情勢の変化にも対応し得る個性豊かな教員を養成する。そのために、学生の個性を伸ばし、主体的に学習や研究が深められるように、カリキュラムの充実を図る」との目的を掲げ、次の基本方針のもとに、改訂が行われ、一九九〇年四月から実施された。

1 教育実践の場で起こる問題にも対応できる、有為な人材を育成し、広く社会的要請に応えるよう授業科目を充実する。

2 広く豊かな教養と教科等に関する専門的知識を育成するため、「専門教育科目」の各領域で、基礎科学・教科教育学・教育科学の三者が有機的に結びつくような授業科目の開設を目指す。

3 学生の主体的な学習・研究を可能にするため、カリキュラムの弾力化を図り、一定の範囲内で学生個々が、自己のカリキュラムを編成できるようにする。

なお、単位の計算については、次のように改められた。

- 1 講義は、毎週九〇分一五週をもって二単位とする。
- 2 演習は、毎週九〇分一五週をもって一単位とする。

3 実験・実習および実技は、毎週九〇分または一三五分一五週をもって一単位とする。

長年続いて来た教育実習（教育実地研究）の六週間四単位も六週間六単位に計算することになった。

（三）『東京学芸大学カリキュラム』の第四次改訂

一九九一年六月五日、「大学設置基準の一部を改正する省令」が告示され、七月一日から施行されることになった。カリキュラムに関しては、「第六章 授業科目」がそっくりなくなり、新たに「第六章 教育課程」が設けられた。大学設置基準に「教育課程」という語があらわれたのは初めてのことである。この章の冒頭には、こうある。

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

一九八八年の教養系の発足以来、学生に『履修のてびき』を配布してはいるが、いわゆるカリキュラム原本にあたるものは作られていない。大学設置基準改正の動きは早くから知られていたが、当面するカリキュラムの手直しに追われていて、科目区分さえもなくなるといふ事態に対応できないでいた。大

表1 17 東京学芸大学カリキュラム(1995年4月)

履修基準

課 程 科 目	教 育 系					教 養 系				
	小学校 教員 養成	中学校 教員 養成	障害児 教員 養成		特別教 科教員 養成	幼稚園 教員 養成	国際 文化 教育	人間 科学	情報 環境 科学	芸術
			小免	中免						
共 通 科 目										
総合学芸領域	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
健康スポーツ領域	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
語学領域	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小 計*	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
教 職 科 目										
教職基礎科目	12	8	12	8	8	12				
教育課程に関する科目	22	6	22	6	6					
生徒指導に関する科目	2	2	2	2	2					
保育内容に関する科目						18				
教育実習	7	4	8	8	4	7				
小 計	43	20	44	24	20	37				
専 攻 科 目										
教科に関する科目	16~19		19	40		17				
選修に関する科目	22~24									
専攻に関する科目		56・58				24	50・42			
特殊教育に関する科目			38	37						
専攻・選修に関する科目					56・58			74・72	76	70・68
課程共通科目							8			6
外国語科目							16・24			
卒業研究	4・6	4・6	4	4	6・4	4	6	6・8	4	4・6
小 計	45	62	61	81	62	45	80	80	80	80
自 由 選 択	20	20	20	20	20	20	22	22	22	22
合 計	130	124	147	147	124	124	124	124	124	124

* 各領域の最低履修単位を含む小計。

学設置基準改正から二年後の一九九三年にいたり、カリキュラム検討委員会が設けられ、一年間の期限つきで改訂の基本方針づくりが課せられた。ついで翌一九九四年に改訂カリキュラム実施検討委員会が設けられ、次の二点を基本方針として、『東京学芸大学カリキュラム』の第四次改訂がなされ、一九九五年四月から実施された。

- (1) 授業科目は、すべて専門の科目として位置づけ、その構造を共通科目、教職科目および専攻科目の三科目区分とする。
- (2) カリキュラムの枠組みを弾力化し、必修科目を最小限に抑えて、学生の自主的な学習意欲を促す。

この改訂による履修基準は表1 17に掲げたとおりである。

大学設置基準の改正をうけて、総合学芸領域・健康スポーツ領域・語学領域の三領域から成る「共通科目」が置かれたこと、従来的一般教育科目が「社会・文化・教育・環境・情報・自然」の六つの系から成る総合学芸領域に衣替えしていることなどは大きな改訂とみられるが、ほかの点では、一九八八年度から実施されている教養系カリキュラムと一九九〇年に改訂された教養系カリキュラムとを整理・統合したにすぎないともみられよう。

注目されるのは、全学共通に履修すべき科目の見当たらないことである。共通科目といえども、領域ごとに履修単位数のしほりがあるだけである。しかも、併せて一〇単位のしほりであり、残りの一二単位分は領域を超えて履修できるようにしている。「必修科目を最小限に抑えて、学生の自主的な学習意欲を促す」という基本方針のもつとも顕著にあらわれたものであろうか。

この改訂の翌年、一九九六年には教育実習の単位数が改められた。一九九五年の改訂時には積み残しになった部分である。小学校教員養成課程の七単位が六単位に、障害児教育教員養成課程の小免コースの八単位が一〇単位になった。従って、それぞれの合計も、一単位減の一二九単位、二単位増の一四九単位になっている。

本学のカリキュラムは今後も改訂が続けられることであろう。課程・専攻・選修ごとにきわだった特徴のあるカリキュラム構成が求められるようになるのかもしれない。多様化と自由化は時代の要請でもある。だが、教育学部一学部から成る東京学芸大学のカリキュラムの「核」が何かを問われることがないとはいえないだろう。一九五五年四月一日改訂の『東京学芸大学カリキュラム』に「一般教員免許法の改正が行われたが、それらの改正は教員としての最低限度の基準を示したものであるから、教員養成を目的とする本学のカリキュラムには、ほとんど影響するものでないことを付言しておく」と言い切ることができたのは、あの時代だからであったのだろうか。

第四節 学生生活

一 東京学芸大学生の誕生

(一) 教育者になろうとする学生たち、教育研究の伝統

一九四九(昭和二四)年五月三一日、東京学芸大学が誕生した。入学選抜試験は六月八、九、一〇日に実施され、第一回入学式が七月一八日、世田谷分校で挙行され、翌一九日、各分校ごとに改めて入学式が挙行された。しかし大学の授業が開始されたのは夏休み明けの九月五日からであった。

学生たちは小金井分校、大泉分校、竹早分校、追分分校に所属した。世田谷分校には一九四九、五〇年の二年間、第一師範学校の学生が在籍していたので、一九五一年四月に新三年生が入学するまで大学の学生はいなかった。

大学での修業年限は当然四年と定められていたが、二年課程も併置されていた。四年課程を一部、二年課程を二部と称した。一部には甲類(小学校教諭養成課程)、乙類(中学校教諭養成課程)があり、二部には甲類、乙類、そして丙類(幼稚園教諭養成課程)が置かれた。一九五三年三月に追分分校の二部乙類最後の学生が卒業、一九五五年に大泉分校、竹早分校の二部甲類最後の学生が卒業、一九五六年に小金井分校の二部甲類最後の学生が卒業した。その結果、東京学芸大学の教師養成はすべて四年課程となった。なお一九五五年から一、二年生は小金井分校、三、四年生は世田谷分校に分かれて授業を受

けていた。

東京学芸大学は教師養成を主たる目的とする大学であることは今も昔も変わらない。ただ違いがあるとするれば、今の学生のうちで教師になろうと考えて入学してくる学生は約六〇%で、残りの学生は教師以外の社会人となることを目的としたり、入学目的をしばれないまま入学してきている。ところが当時は学生のほとんどが教師になることを夢見て東京学芸大学の門をくぐってきたのである。当時の学生は教師になることを前提として、人間形成と学問の修得をめざして青春の四年間を大学生として送ったのである。

当時の学生生活を語る公的資料はほとんどない。しかし座談会や回想談等の記事を見ると、学問への情熱がいかに高邁であつたかひしひしと伝わってくる。兵舎を改造した木造校舎での授業、また貧困な図書、十分でない食料等がむしる学生生活の貴重な証として生き残っているようだ。彼らは教師になるために与えられた大学という学問研究の場を心から歓迎し、楽しんでいた。

この記念誌を編集するに当たって、特別に企画された卒業生座談会（昭和二〇年、三〇年、四〇年、五〇年、六〇年代の本学卒業生八名と在職教官五名、在職歴別に事務官八名、大学生協元専務等出席のもとに開催。）に出席した第一期、第二期の卒業生は「休日には教官の自宅に伺い、学問研究について一段と深い指導を受けたり、教官の研究についてお話を伺った」と語った。別の卒業生は「夏休みには教官の指導のもとに、藻の採集にでかけた。夜は車座になって、調査・研究の楽しさや地道な精進の大切さを教えてもらった」、またもう一人の卒業生は「休日に何度も発掘に連れていってもらった。実践的な研究の大切さを学んだ」とも語った。これらの証言から、今日の自主ゼミやフィールドでの研究指

座談会 同窓会活動・学生群像を語る

開催日時 一九九七年七月二十五日(金) 一五時～一八時二〇分

場 所 東京学芸大学附属図書館会議室

テーマ 学生は大学の中でどう生活し、大学をどう見ていたか。卒業生、事務官、教官、関連の人たちは学生をどう見ていたか。



導の伝統が建学当初に早くも育まれつつあったと思われる。

(二) 学生運動のテイクオフ

創立期の学生生活を語るために『東京学芸大学二十年史』の記事を要約して掲載する。

世田谷分校に三年生が入校した一九五一年四月末頃から、学生は自治会結成へ向けて準備を始めた。しかし学生の関心が高まらず、第一回総会（学生会議）が開会されたのは九月二六日であった。学生会議総会では、学内・学外の諸情勢を反映して、①全国教育系大学格下げ反対、②全国统一自治組織即時結成、③日本の教育を破壊する政策反対、④東京学芸大学祭を開け、⑤明るく平和で自由な学園のために、などのスローガンを決議して、第二回総会の準備を急いだ。

これより、分校の並立という条件下の活動は各分校の足並みがそろわず、はかばかしい成果を上げ得なかった。世田谷分校を中心に求心力をつけようとしたが、分校間の利害が衝突して、全面的な統一化は進まず、結局小金井分校への一本化を待つよりしかたなかった。だが、全国教育系大学協議会（全教学協）のような対外的問題などに対しては、四分校が共同歩調をとっていたようである。

一九五二年一月一〇日に全学連・都学連・信州大学の各代表者出席のもとに拡大東京学連（東京学芸大学自治会連合）中央執行委員会を開き、本学学生は各分校自治組織ごとに一月二五日から三日間の全国教育系大学協議会結成大会に参加すること、また世田谷分校を大会会場にすることを決定した。

ところが、会場の用意を引き受けた世田谷学生会では、集会届けを大学当局に出さず、このため大学を会場として使用することを大学当局は認めなかった。

しかし学生は大会の準備を進めた。一月二五日は世田谷学生会臨時総会が一時半から開かれ、授業料値上げ反対、九〇分授業反対、授業内容刷新（出欠簿廃止を含む）等を決議して、全国大会を全面的に世田谷で行うことを決議した。翌二六日、大学当局の再三の勧告を退けて会議を強行し、「全国組織規約信州大学教育学部案」を採択して討議した。

第二回の大会は、五月二九日から三一日まで京都学芸大学において開かれた。本学の大会出席者は帰校ののち、以前から問題になっていた破防法問題について数回研究会を開いた。そして六月一二日に学生大会を開き、四時間余の討議の結果、賛成四四九、反対二二、保留一一三で反対を決議し、さらに一七日には、ストライキを行うことを賛成多数で決議した。

以上、再度にわたる学生の不法行為に対しては、大学はそれぞれ責任者を処分したが、大学が認めない全教学協の事務局は、この頃はまだ本学に置かれていなかったようである。ところが一九五二年一月一六、一七、一八日の三日間、神田の教育会館で開かれた「子供を守る運動者会議」に当たり、世田谷分校内全教学協の名義で各大学に招請状を出していることが明らかになった。大学はこのことを重視し、学生手続等規程第二五条によつて責任者二名を三週間の停学処分にした。

しかしこの処分にもかかわらず、学生会は会の事務局を世田谷分校に置き、秘密裡に活動を行つていたようである。全教学協の後援のもとに発足した全国教育学生ゼミナールは、その具体的な現れといつてよい。

このゼミナールの第一回大会は、「教育系大学としての学問的、勉学的態度の確立とともに、全国教育系大学学生相互の交歓を図る」ことを目的とし、一九五四年、神戸大学において開かれた。大学は、

このゼミナールの性格と活動状況について検討を加えた結果、その存在を一応認めることとし、一九五五年一月二日から二二日まで、世田谷・小金井両分校主催で開く予定の第二回ゼミナル大会を許可することにした。この大会には、全国六〇余の教育系大学の学生およそ一〇〇〇名が参加したようである。なお、本ゼミナル大会は、これより会場を変えて毎年一回開くことにし、現在にいたっている。

一方、全教学協と全学連の連携による学生運動は早くから進められていたが、大学としては、全学連の性格にかんがみ、一九五六年六月の言明によっても明らかなく、学生会の全学連参加は認めなかった。しかし、一九五八年五月には、全教学協の解散と同時に、世田谷分校の学生会も、大学当局の意志を無視して全学連に加入した。

この前後から学生の対外活動は急に活発になり、学生会は次にあげることく、しばしば非法のストライキを企画し実施した。

①一九五七年一月、原水爆反対運動の一環としてストライキを実施し、一六名の戒告者を出した。さらに、同月、この処分に反対して五名の学生が五日間ハンストを行った。②一九五八年四月、教員の勤務評定に反対して不許可のまま学生大会を開き、ストライキ及び授業放棄を決議した。このため学生一名が戒告処分を受けた。③一九五八年一〇月、警察官職務執行法に反対するため無許可のまま学生大会を開き、ストライキを実施した。④一九五九年四月から五月にかけ、安保条約の改訂に反対する運動を展開した。⑤一九六〇年五月、安保改訂に反対して無届の学生大会を開催し、大学当局の告示にもかかわらず、ストライキを実施した。⑥一九六〇年七月、附属大泉中学校で開かれた文部省主催の「道徳

教育に関する校長講習会」に反対し、実力によってこれを阻止しようとした。⑦一九六一年一月から二月にかけ、大学全体で退学者一名、停学八名、戒告一四名を出した。⑧一九六一年五月、学生次長制に反対して代議員を軟禁し、またストライキを実施した。⑨一九六二年七月、大学管理法に反対してストライキを実施し、二名の戒告者を出した。

二十年史の記事は以上であるが、ここで六〇年の安保闘争について一言触れておきたい。本学学生の安保闘争の取り組みは多くの大学と同じように、クラスやサークルの討論を重ねながら学生の総意を形成し、国会請願デモへと高められていった。当事者である学生の記録は激白の文体で綴られていて、本学学生固有の姿をとらえることは難しい。むしろ安保闘争後にまとめられた教官サイドの記録の中に、学生に対する客観的な見方が存在する。東京学芸大学教職員組合機関誌『あしなみ』（一九六〇年七月）の中の山崎真秀の論文を借用して要約すると、おおむね以下のような学生像が浮かんでくる。安保闘争にいたるまでの学生運動で学んだ教訓は、大学自治の主体の一部として彼ら自身を位置づけてきたが、彼らの期待や自覚の方向とは相容れない管理・教育体制が用意されていることの発見であった。彼らはみずから行動し、青年たちの将来を規定する問題に対する怒りやオブジェクションを直接社会に表現する道を選択する以外方法がなかった。

山崎は六〇年安保闘争を次のように総括している。「あの五月十九日から二十日未明にかけての危機的事態にいたって、全国民の盛り上がりとともに学者・研究者も一斉に立ち上がり、特に五月三十一日の東大全校教官研究集会を皮切りに、以後の段階で教官・学生の組織的・統一的な運動が發展するや、学生の運動も未曾有の広がりを示し、更にその広がりとは比例して、物理的力による運動の粗暴化は後を絶

ったのであった。「これは全国の学生の安保闘争への取り組みを総評した見方であるが、本学学生の取り組みや学生と教官の連帯も同じように展開されたとみてよからう。

もう一つ、忘れてならない出来事は、この年の二月に本学の大学生協がオープンしたことである。二月一日、設立総会が開催され、ささやかではあったが食堂と書籍・文房具の店が開店した。当時の会員数は二二〇〇人、営業面積は約五〇〇㎡で、現在の五分の一以下であった。

(三) 新制大学コンプレックスからの脱皮と教育実践

学生たちの活発な活動がこのころの学生生活の一つのアスペクトであった。しかし多くの学生は活動する行動力と同時に教育学部の学生として思索する行動力を蓄えていた。『東京学芸大学新聞』（一九五七年二月七日号）では卒業生の座談会を記事にしている。一人の学生は大学生活を振り返って「入学当時の劣等感を指摘したい。考えていたイメージと現実の学芸大学は余りにかけ離れていた」と話している。また別の学生たちは、「学大生タイプというのがあった。愚連隊がいない、超軟派もいない、かと思えば硬派もいない、勉強するでもなし、しないでもない、文化果つるところじゃないかと思う。中庸的な穏健さがあるが、いわゆる先生然としたものから脱皮しなければいけない時期に来ているのじゃないかな。」と話している。

兵舎跡地を活用して講義が行われた当時のキャンパスは、他の大学のアカデミックな雰囲気のカンパスに比べると「文化果つるところ」と映ったとしてもやむを得なかったろう。しかし対談の中で、後輩たちに人間性確立のための勉強をしてもらいたいと抱負を語り、四月から新任教員としてさらに勉強

を続けるつもりだと述べている。ここに建学期の学生の心意気が窺われる。

そのころの開学祭のテーマに学生生活充実への情熱や文化への熱い希求が込められている。開学祭は開学記念日の五月三一日から三日間ほど行われるのが恒例であった。毎年多様な切り口で「教育」というテーマをとりあげ、講演会やクラス討論会を企画した。また何本もの映画が連日上映されたり、クラスやサークルが参加する合唱、演劇が上演された。

五〇年代後半から六〇年代の本学学生が持っていた特筆すべき教育実践活動を紹介しなければなるまい。例えば、児童文化研究部（児研）は毎年いろいろな児童向け上演作品を創り、東京都内、都下、東北地方、八丈島や大島などの子どもたちを訪問し、児童との交流を積極的に行ってきた。それも夏休み期間に、ほぼ三〇日間、全国の子どもたち七万人と交流していたと記録されているが、偉業と呼んでよからう。児研のほかに、演劇サークルや人形劇などのサークルが子どもたちとの交流を求めて地方巡演を行っていた。今日、教員養成大学の学生に欠けると言われる子どもたちとの触れあいの場を、当時の学生たちがみずからの努力で開拓していた。現在、大学は学生が児童たちと触れあう教育実践の機会を「フレンドシップ事業」等を通して進めているが、当時の学生の活動を思えば、九〇年代の学生の教育はいささか過保護すぎるのではないかとさえみえる。

（四） 苦悩する大学

ここに、一九五九年に東京学芸大学・学生生活実態調査委員会の調査報告書『学生生活実態調査報告』と、一九六三から六四年に教育心理学科の学生を中心とした学生生活研究会の調査報告書『教師へ

の道 東京学芸大学における沈滞現象の実証的探求』がある。

両調査とも大学に対する現在の満足度（前者では「講義内容」、後者では「授業」という対象）について尋ねている。一九五九年の調査では、講義内容に対して七六・八%の学生が「非常にわるい」「ややわるい」と言っている。一九六四年の調査では「授業」に対して七六・三%の学生が「まったく不満足」「やや不満足」を表明している。また一九五九年では「講義内容」を「かなりよい」「大変よい」と評価した学生は二・二%なのに対して、一九六四年では「授業」を「非常に満足」「やや満足」と評価した学生は七・四%である。

否定的な答えが両年とも七五%強であるように、この数値はその後もしばらく続く。しかし肯定的な答えは、五九年に二・二%から六四年には七・四%と上昇に転じている。六〇年の安保闘争を乗り越えて、学生も教官も教育研究という大学本来の目的に向かって歩み始めた結果ではなからうか。要因はほかにもあつた。六四年は本学が小金井キャンパスに統合された年でもあり、新たな節目のときでもあつた。なおこの頃、特別教科教員養成課程の整備も一層進み、六二年（音楽科）、六五年（保健体育科）、六六年（理科）、六九年（数学科）と続いて設置された。新課程の誕生は学生たちの勉学意欲に大きな影響をもたらした。この上昇傾向はその後も続き、最近の調査でようやく一五%を超えるようになったのである。

二 危機意識の中の学生たち

(一) 「養護学校と義務制問題」 学生のクライシス感

一九七六年一〇月一五日、『教務補導部だより』の臨時号が発行された。臨時号は「サークル部室の移転計画について」という記事を集めた。長年の懸案であった特殊教育学科研究棟の建設計画が実現に向けて動き始め、文化系サークル部室（通称プール門部室）などが存在する一帯を取り壊し、その跡地に建築する予定であると発表された。発表に先立って、文化系サークルの代替部室の手当も準備され、学生との協議も進行していた。また学生の学内生活や課外活動を支援するための第二食堂、課外活動共用施設の建設計画も協議の席で提示されていた。

一九七七年一月二五日に再度『教務補導部だより』の臨時号が発行された。それは「特殊教育学科研究棟新営に伴うサークル部室の移転は、学生生活に重大な影響があるので、昨年九月以来、教務補導部及び特殊教育学科教官、指導教官、サークル顧問教官等をあげて、あらゆる努力をして学生諸君の理解を得ることに努めてきた」と報じている。

すなわち、現在学生のサークル部室として使用している建物を撤去し、その跡地に研究棟を建設する計画であることから、①当面、代替となる古い建物を用意するが、それは一時的なものである、②なるべく早い時期に学生共用施設を建築する、という条件を中央懇談会等で説明し、学生自治会との合意が成立した。なお、中央懇談会は東京学芸大学学生自治会規約、第六章で大学当局との連絡協議に当たる機関と位置づけていることを尊重し、大学からは学生部長・学生部学生委員会委員がその懇談の場に出

席するのが常であった。

しかしその後の話し合いのプロセスで、新たな問題が生まれてきた。研究棟建築に反対する学生たちは、老朽化したサークル部室の撤去やそのための部室移転に反対しているのではなく、特殊教育学科研究棟新営は一九七九年度から導入される養護学校教育の義務制移行と連動しているから認めたいと主張するようになったからである。こうして問題は新たな展開を見せながら、全学的な問題へと発展していった。

一九七七年五月二五日の『教務補導部だより』に学長太田善麿が「全学的な理解と協力を」という一文を寄せている。その中で「特殊教育学科の教室研究室棟の新営は、本学施設の整備計画の一環として立案されているものです。順を追って老朽木造校舎を建て替えて、研究教育のための条件を改善することとは、既定の基本方針です。そして長い間、不備な施設で様々な不利・不便をしたので教育研究の維持向上につとめて来てくださった特殊教育学科の教官・学生たちみなさんの要望にこたえる運びにまで到ったというのが現段階なのです」と特殊教育学科研究棟の新営計画の経緯を述べ、研究棟の新営は「養護学校教育の義務制移行」と無関係であると説明している。また研究棟の新営を期待する特殊教育学科の教官は、学生や教職員の理解を求めて説明会を開いたり、広報活動を行った。

しかし両者の意見のギャップはますます深まり、一九七七年六月二四日に開催された部局長会において、「特殊教育学科研究棟の新営については本年は概算要求を見送る」ことを決定するにいたった。

このように事態が紛糾の度合いを高めるなかで、養護学校の一九七九年度義務制実施の問題を、義務教育ひいては教育一般にかかわる問題としてとらえ全学的な検討が必要であるとの認識が深まった。六

月に「養護学校と義務制問題」に関する全学ゼミナール発起人会が開かれ、ついで世話人会が生まれた。こうして一九七七年一月二五日に第一回「養護学校と義務制問題に関する全学ゼミナール」が、講師に金沢嘉市氏を招聘して開催された。以後、全学ゼミナールは、この問題をめぐって一九七九年五月一五日の第八回まで積み重ねられた。

なお詳しくは一九七八年一月一七日及び一九七九年一月二五日付け、『東学大キャンパス通信』第五七号及び六四号に掲載されている「新棟問題をめぐる事実経過」を参照願いたい。

(二) 寮問題

「新棟」問題に象徴される学生たちの教育課題への関心は一九七〇年代後半から八〇年代にかけて、大きなうねりを作り出した。純真で、鋭い感性に基づく判断を行動規範とする学生たちの、管理された教育への危機意識が燃焼した最後のエポックであったと言えよう。この問題が解決されないまま時間が過ぎるなかで、学生寮についても大学と雄連寮生との間の相互信頼に甘えることを潔しとしない学生たちのエネルギーの高まりが一九七八年の後期に見られる。

一九七九年度入学者選抜共通一次学力試験の実施に伴い、本学では二次試験を行わない学科があり、それまで、入学試験日に希望者全員に行っていた、入寮希望者への学寮案内、説明会等が二次試験を受けない者に対して行えなくなった。そのため、学生募集要項中の寮に関する記載事項を変える必要が生じた。学寮委員会は、入寮募集方法について検討し、学生募集要項に記載する文案「入学手続き第一日に学寮に関する説明会を開き手続きを行う。各寮の名称、所在地(要旨)」を作成し、四寮生(雄連

寮、大泉寮、若竹寮、小平寮）にこれを示した。これに対して、寮生たちは、①学生募集要項の封筒の中に寮生作成の寮案内を同封してほしい、②学生募集要項の中に寮案内を掲載してほしい、との要求を申し入れた。一〇月一四日、雄迪寮生から、「入寮選考について一〇月二六日（木）午後六時半、雄迪寮において、「団交」すること」の要求があった。しかし学寮委員会は、「寮に関する全ての問題は、四寮生と同時に大学で話し合うのが、平等、公平である」ことを基本方針であるとし、この基本方針に沿って一〇月二六日は四寮生と大学で話し合う旨の回答をした。その後、一〇月二六日、三〇日の二回、四寮生との話し合いを行った。

雄迪寮生は依然として当初の案を主張し、大泉、若竹、小平の三寮生は「入寮希望者には寮の案内書を請求させる」という案を示した。大泉、若竹、小平の三寮生は希望を十分のべたとし、学寮委員会も四寮の意向を十分聞き、承知したので、この話し合いをふまえて、最終文案を作成することとして、会を閉じた。（中略）これを不満とする雄迪寮生は「雄迪寮生作成のパンフレットを公文書に同封することを認めること」と、「一〇月一四日に雄迪寮で「団交」すること」を要求して、教務補導部長、学寮委員に迫り、翌朝五時五〇分まで要求を繰り返した。

一〇月一四日、雄迪寮生は学寮委員会の基本方針を不満として、「パンフレットを学生募集要項に同封すること」「雄迪寮で「団交」すること」を要求して厚生課前で座り込みを始め、翌一五日午後九時頃までこれに応じなかった。

(三) 第一次教員就職難の時代

さて学生たちが自己のアイデンティティを確立しようとする行動選択が学内で激しく燃えていたとき、大学を取り巻く社会の情勢は刻々と変化しつつある時代でもあった。とくに、教員就職の道は児童数の変化や社会経済の変動を反映して徐々に厳しさを増しつつあった。

従来、大学の卒業生は希望すればほとんどの学生が教員に就職できる恵まれた状況に長い間置かれていた。ちなみに一九六九年一月一四日発行の『教務補導部だより』では「就職委員会の大きな仕事は、東京都の各区が必要とする卒業生新採用人員を、各区に割り当てることを行います。これは主な仕事の一つですが、この方法は東京都と東京学芸大学の特殊な関係によって長い間採られてきている就職方法です。」と述べている。

また一九七三年一月一〇日号では就職委員会委員長が学生たちに次のように説明している。

本学の学生は卒業後教職に就く者が圧倒的に多い。たとえば一九七二年三月の卒業生の進路を見ると、約一五%ほどの不就職者（進学者や就職不志望者）を除き、就職した者約七八〇名のうち、ほぼ八四%に当たる六五六名が教職についている。さらに立ち入って教職就職者の内訳をみると、東京都の公立学校への就職者が約五二〇名と大多数を占めている。これは全教職就職者の約八〇%に相当する。（中略）ここで、いわゆる 配当制 とよばれているものについて一言しておこう。

これは、合格者の採用方法に関して、全国で唯一、本学と都との間にだけみられる独特のもので、都の行う選考試験の小学校への就職意志確実なもの就職配当原案の作成を、都が本学に委任しているという関係をいうのである。この 配当制 によって、学生諸君の能力、個性、特殊事情

第1章 学部のおゆみ

表1 18 東京都公立学校教員採用試験候補者選考結果

(1975年度～1999年度採用)

採用年度	本 学		東 京 都	
	出願者数	第 二 次 合格者数	出願者数	第 二 次 合格者数
1975(昭和50)	1,186	691	注1 18,559	5,534
1976	1,240	756		5,286
1977	1,299	768	注2 17,646	5,201
1978	1,500	774	32,260	注3 3,249
1979	1,333	610	32,895	4,257
1980	963	586	23,156	5,480
1981	879	425	22,592	3,592
1982	772	262	19,785	3,060
1983	734	352	21,859	3,188
1984	753	315	20,566	2,935
1985	783	369	19,568	3,575
1986	858	365	19,578	2,846
1987	804	263	18,510	2,055
1988	769	276	18,505	1,888
1989(平成元)	775	304	15,808	2,075
1990	638	220	13,321	1,603
1991	573	216	11,338	1,507
1992	410	171	9,516	1,049
1993	394	155	8,988	827
1994	384	90	9,785	685
1995	406	116	10,867	693
1996	383	65	10,543	417
1997	309	83	9,568	475
1998	323	67	9,161	594
1999	337	75	9,548	490

表のうち1975年度～1979年度は『教務補導部だより』『東学大キャンパス通信』から、1980年度～1999年度は学生サービス課の報告による

第二次合格者数は補欠を含む

注1：第1・2回採用候補者選考 東京都の出願者数は、第1回の出願者数、第2回の受験者数の合計

注2：東京都の出願者数は第一次受験者数

注3：東京都の第二次合格者数は採用者数

等を最もよく承知している大学が、諸君の就職についての希望を考慮しつつ配当原案を作成することができるとともに、他方、大学は東京都の全体的な教育水準の均衡のとれた向上発展を志向して、とくに教員配置面での格差是正に寄与することが可能となるのである。

ところで、一九七五年以降になると、本学の教員就職は厳しい状況に置かれるようになる。ここで一九七五年度以降の東京都の教員採用試験の推移をまとめてみよう。

表1 18から明らかのように、一九七九年度以降、本学の卒業生の教員就職は低下し始めるのである。理由の一つには私立大学が小学校の教員を積極的に養成し始めたことがあげられる。東京都及び近県で小学校教員養成を強力に推進する私立大学で小学校教員免許を取得して卒業する学生数は、本学のA類卒業生数とほぼ同数だと考えてよからう。とくに教員採用数の多い東京都に多くの私立大学卒業生が志願してきたため、一九七七年度まで志願者が一万人台であったものが、一九七八年度には一挙に三万人台に膨張している。しかしその後、一九八二年度には志願者が一時一万人台に下がるが、それは都の教員採用数が低下したことを反映しての現象であり、一九八三・八四年度は志願者は再び二万人台の数値となる。

一九八〇年度採用試験は本学卒業生にとっては受難の年であった。募集人員三三五〇人に対して志願者は二万三二五六人であった。都が財政再建を打ち出している折、しかも教員余りの折でもあり、募集人員三三五〇人という数の採用が可能なのか、当初から疑問視する声が強かった。しかし、教育庁は五四八〇名という多数の二次合格者を発表した。学大合格者は、その約一〇%五八六名に過ぎなかった。発表直後、東京都は教員定数五三三三名の削除を決定したが、とくに小学校教員は三六三三名と大幅な

削減計画であったため、小学校教員の新規採用は、三月末になっても多数の合格者が未内定のままであった。

一九八〇年九月の『東学大キャンパス通信』（第七五号）は非常にセンセーショナルな「もうあなたは教員になれない」という見出しを付けた就職委員会委員長の記事を掲載した。この文章のなかで、①私大生が都の教員採用試験に躍進していること、②前述したように、本学卒業生とほぼ同数の学生が送り出され、都の教員採用に大きな影響力を行使するようになったこと、③都は女性採用志向型を是正し、男性志向型に転換したこと、④本学の教員志望者の男女比は女子学生の方が男子学生より多いため、女性の卒業生が他大学卒業生に市場を奪われる可能性が増大していることを認めざるを得ないこと、と現状をデータに基づいて分析し、本学の危機を訴えている。

しかし、卒業生の教員就職率の低下は留まることはなかった。一九八二年一月一八日の『東学大キャンパス通信』第八三号は「就職委員会がかねてより予想し、警告してきた通り、（各都・県の教員採用試験第二次合格者数は）極めて不本意な数値になってしまった。この原因の一つは、東京都並びに近県の小学校教員採用が大幅に減少し、学芸大学における教員養成課程の主流であり本学卒業生の三分の二を占める小学校教員志望者の合格率が、一挙に三〇%台に落ち込んでしまったからである。（中略）学芸大学が過去の栄光におぼれ、急激な教育環境の変化に対する対応を怠り、自らの変革なしに、就職委員会をはじめとする教官の善意と学生の就職に対する自覚をうながすだけでは、もはや、解決し得ない重大な事態に陥ってしまった」と警告した。続いて、近い将来、東京都の小学校教員採用者数は一〇〇名前後に落ち込み、中学校は一九八六年頃、高等学校は一九八八年頃に生徒数のピークを迎えた

後、下降に転じる見通しを記している。そして、おそらくこのピーク対応として、中学校・高等学校の教員採用は学級数のやや増加か、学級定員増で乗り切ることと考えられるので、今以上に本学の教員就職率は厳しくなるにちがいないと分析している。最後に「就職事情が悪化し卒業生の七〇%近くが、教員に採用されなくなる事態に直面しても、本学の創立の理念である有為なる教育者を目指して努力すべきである。」と訴え、社会教育主事、図書館司書、学芸員、公務員はもとより、教育関連企業等に進出することの重要性を強い調子で訴えている。

ここに今日いうところの教育系を縮小し、教員免許取得を卒業要件としない教養系併置への萌芽がうかがえる。このうち、一九八八年に教養系課程（教員免許取得を卒業要件としない新たな課程、定員三八〇名）を設置し、教員養成大学の新しい一つのあり方に挑戦することになる。このことについては、のちに改めて述べる。

さて一九七五年から八〇年にかけては、学生たちにとつても、大学にとつても教育問題に多くのエネルギーをかけて論じなければならぬ時代であった。しかしながら、卒業生の教員就職が冬の時代を迎えつつあるなかで、多くの学生も教官も冬の寒さを意識する暇のない自己変革に追われていたように思われる。また学生運動の終幕の時期にさしかかり、新しい大学のあり方を主体的に創造する時期の到来を実感する余裕がなかったともいえよう。

(四) 大学の国際化と外国人留学生

一九七〇年代は、また、大学を取り巻く教育環境の変化だけでなく、教育の国際環境の変化が大きな

うねりとなって出現するようになった。大学の国際化、なかんずく学生の国際交流はすでに一九六〇年代後半に始まっていた。一九七〇年四月一五日発行の『教務補導部だより』はフィリピンからの国費留学生を、また、一九七一年四月一五日号では「日系二世の女子留学生が父母の国へ里帰り」と題してベールからの国費留学生を紹介している。このようにして一九七三年以後アジア、ヨーロッパ、南アメリカ等の諸国から国費留学生在が二、三人位在学するようになった。そして一九七七年には外国人留学生在は一〇人に増加した。

外国人留学生の増加に伴って、一九八一年一月に学長主催による第一回「留学生との懇談会」が開催された。当時の記事は「一月二日午後三時、外国人留学生と大学関係者との懇親を深めるため、学長主催による懇談会が事務局第二会議室で開かれた。この懇談会には、外国人留学生一〇名のほかに、学部派遣留学生六名が出席し、また、大学関係者として、学長、学生部長、各部部长、留学生委員長、指導教官など二三名が出席し、盛大に行われた。外国人留学生は、インドネシア、中国、オーストラリアなど一〇か国から来ており、派遣留学生は、イギリス、アメリカ、フランスなど六か国からの帰国学生で、国際色豊かな中でそれぞれの経験談が活発に語られた。さらには、歌などのお国自慢が出て終始なごやかな雰囲気^ごで相互の親睦^がが図られ、国際交流を深める上でも有意義なひと時であった。」と書いている。

他方、国立の教員養成大学・学部^に在籍する学生を国費によって諸外国の大学に派遣することを目的として、「教員養成大学・学部学生海外派遣制度」が実施されたのは一九七三年からである。本学からは、アメリカのブリガムヤング大学とフランスのパリ大学へ二名の学生を初めて派遣することになっ

た。この制度がスタートしたことで、本学の学生の国際化の一ページがようやく開かれたといつてよからう。当時の資料によると、派遣学生には、東京国際空港と派遣先大学最寄りの国際空港間の往復二等航空旅費と、派遣先大学所在の地域ごとに次の月額奨学金が支給されることになっていた。アジア地域の大学五万円、中近東及び中南米地域の大学五万五〇〇〇円、アフリカ地域の大学七万円、オセアニア及びヨーロッパ地域の大学八万円、北米地域の大学一三万五〇〇〇円であった。

一九七五年から八〇年にかけて、本学が特殊教育学科研究棟新営に端を発して、全学を上げて「五四年度養護学校義務化」問題と取り組み、原点に返って教育を問い直した一大作業のうちに、大学の国際化への胎動が鮮明になってくる。『東学大キャンパス通信』には外国人留学生の紹介が毎年大きく取り上げられるとともに、本学が派遣した国費留学生の留学報告が掲載されるようになる。「イギリスとの出会い」「パリに生きる」「西ドイツでの生活」「留学生活で考えたこと」「パリでバスに乗ること」等の外国の大学での授業、学生生活、異文化交流等のエピソードが毎年紙面を飾っている。

三 行動を始めた学生たち

(一)「モーターゼーション」

国際化の動きのほかに、キャンパスに現れたもう一つの現象はモーターゼーションであり、一九七五年以降本学への通勤・通学に使用される自動車とバイクの台数は急激に増加し始めた。とくに学生が通学に使用する自動車やバイクの台数はうなぎ登りに増加（一九八九年七月一五日現在で、自動車五四〇台、バイク二九六台）し、広いキャンパスも都心の道路に似た風景をかもしだした。当時、学生にも教

職員にも本学は交通の便が必ずしもよくないという認識や敷地面積が潤沢であるという先入観があつて、学内の美化・交通安全に対してもかなり寛容であつた。そのため市販の大学案内に車で通学できる大衆として紹介されたとも聞く。ともあれ学内の道路が車やバイクであふれ、かつ運転者のマナーが問われるようになった一九七八年に、交通安全委員会が『東学大キャンパス通信』誌上で次のような呼びかけを行った。

「学内の交通規制に協力を！」

自動車の構内通行等については、教職員各位及び学生諸君の協力をお願いします。

- (1) 正門前道路及び東門からの最初の交差点に至る道路に歩道・車道の区別を設けてありますので厳守すること。
- (2) 自動車（二輪車を含む。以下同じ）で通勤・通学する教職員及び学生は、本学自動車用ステッカーを使用すること。
- (3) 大学構内に自動車で出入りする際には、守衛所前で必ず一旦停車し、ステッカーを提示すること。
- (4) ステッカーの交付を受ける場合は、教職員については、所属する部局、学生は所属する部の学務係に学生証・印鑑を持参してステッカーの交付を受けること。なおステッカーが不要になつた場合には、交付を受けた所に返却すること。
- (5) 構内通行の際の速度は、二〇キロ以下を厳守し、とくにオートバイの走行については、騒音防止につとめること。

(6) 一般講義室一号館から四号館までの間の東側道路は、自動車通行禁止区域になっていましたので通行しないこと。

(7) 自動車で通勤・通学する者が多いため、構内での駐車の際は通行に支障のないように注意すべし。

(8) 最近構内で、自動車の練習をしているのが見受けられますが、事故防止のため絶対にしないこと。

このような穏やかな文面で学内環境の保全と交通安全を維持しようと努力を始めた。一九七九、八〇年にも同じような呼びかけが行われたが、通勤・通学に使用される自動車やバイクの台数は増加し続けるだけでなく、構内を車庫代わりにする車両まで出現した。さらに構内での交通事故が多発するに及んで、ようやく一九八一年に「大学構内における交通事故防止措置要項」が作られた。しかし、これはあくまで規制力のない「要項」であり、大学構成員の、とくに自動車やバイクを使用する人たちの良識を尊重する姿勢で作られた産物である。誠に残念なことに、この「要項」は交通安全やキャンパス環境を保全する大切さが疎んじられていた時代の象徴であった。車社会の弊害と並んで自転車の激増も大きな問題であった。身勝手な自転車の駐輪、盗難等が引き起こすキャンパス環境の劣化を防止する術は大学人が高い授業料と長い時間をかけて学習する課題であった。一つの救いは、学生自治会を中心にして学生たちが交通のルール作りに立ち上がったことである。学生たちはポスターや看板等によって交通安全への呼びかけを開始し、またロープを張ったり、標識を掲げたりしてキャンパス交通戦争に挑戦した。だが、自治会や心ある学生たちの熱意ある行動は大きな運動に発展させることはできなかった。

(二) 大学祭から小金井祭へ

ところで学生生活をシンボライズするもう一つの活動である大学祭は、一九五一年四月頃からその必要性が叫ばれてきたが、一月になってようやく実を結び、第一回統一大学祭が世田谷分校で行われた。『東京学芸大学新聞』の第四号に「『児研・演研を中心とした上演ブロック』、『写真展、社研原爆展を中心とした展示会ブロック』のほか、『運動部のレクリエーション・ブロック』等、予算一五万円で予想外の盛大なものとしたことは、世田谷を中心とした分校学生の情熱と、附属小・中をはじめ大学事務局職員の献身的協力があったからであった。」とあるところからすると、このときには学生・教官・事務官が文字どおり一体になって、大学祭の盛大を期したことが窺われる。

大学祭はこののち、各分校を統合した形、分校独自の形式、あるいは春の文化祭を世田谷で、秋の体育祭を小金井でというように、いろいろな形式で進められたが、年がたつにつれて当初の真剣さが失われ、情性に流れる傾向が強まってきたようである。

大学が小金井地区に統合された四年後の一九六八年の第一六回の小金井祭は一月二〇日から二五日まで行われた。第一日目に合唱コンクール、前夜祭、市内パレードが催された。まだ武蔵小金井駅近辺や大学近辺が開発される前で、道路が空いていた時代であったから、毎年、市内パレードが企画されていた。小金井祭の主な行事は展示のほかに、講演会、体育祭、演劇祭、音楽祭、バザーなどであり、その頃の学生の興味や文化的ニーズが窺える出し物であった。なお今日まで続いている「子どもの広場」の企画が資料の上に初めて登場するのは一九七二年、第二〇回小金井祭からである。第二〇回頃から、映画会が多くなり、最後の夜にはファイアー・ダンスパーティーが催されたりして、かなり趣が変化す

る時代でもあった。いくつかの企画が今日と異なっているが、今も昔も変わらないのは模擬店を中心に運営される小金井祭のあり方である。この風潮に対して学生委員会の委員や学生課の職員、さらに学生の中からも改善すべきだとの声が上がっているが、四半世紀たった今日も同じ反省を繰り返しながら小金井祭はいろいろな思い出を作りつつ進んで行くのだろうか。

だが、最近では小金井祭実行委員会の学生諸君は大学祭らしさを作り出すために、研究室主催の展示や発表を積極的に掘り起こしている。サークル中心の催し物に研究室の催し物を加えて、新しい形態を模索しているようだ。なお、従来、勤労感謝の日を中心にスケジュールが組まれていた小金井祭が、一九九二年から文化の日を中心に開催されるようになった。

四 学生生活の新しい展開

(一) 交通戦争

一九八〇年代後半から一九九四年までは、本学の交通安全と環境保全にかかわる問題解決の時期であった。運転者のマナーが問われるようになった一九七八年に、初めて「学内の交通規制に協力を！」という呼びかけが行われた。一九八一年に「大学構内における交通事故防止措置要項」が作られたが、急速なモーターゼーションは大学と学生の対応のスピードを上回っていた。多くの人たちは車のある程度の必要性を認めた上で、車利用者の良識によって、この問題は解決できるものと信じていた。この頃、同じように急上昇してきた音楽サークルの騒音問題も同じであった。学生の考える安全感覚や騒音感覚と教職員が考えるそれはかなりの距離があったといえよう。車規制は学生たちの車をキャンパスか

ら閉め出そうとしている一方的な規制であると学生たちが受け取り、交通事故防止措置の必要を認めながらも、呼びかけに応ずる学生は少なかった。また呼びかけに対する教職員の反応も鈍く、車の台数は増加の一途をたどった。

一九八九年六月二〇日に行つた調査によると、学内に駐車している自動車は四五〇台、オートバイは二五〇台あったという。この台数が多いか少ないかは判断できないが、東京湾横断道路に設けられた海ほたるパーキング・エリアの駐車台数が同じくらいであることを考えればおのずから答えが出よう。さらにオートバイのエンジンは自動車の比ではないし、学内を巡回する道路を一般道路のように何回も走る学生もあつたことからバイクへの規制を強く望む声が多かつた。広大なキャンパス敷地を自慢している一方で、学内移動や通学・通勤のために自転車利用が激増し、数百台の自転車が学内にあふれた。そのため授業時間帯には教室の周りを自転車取り巻き、入口までもふさがれてしまう現象が何度も起こつた。授業休憩時間には学内の道路に人間と自転車と自動車があふれ、互いに隙間を見つけては通行する混然とした状態が日常的な現象になりつつあつた。このような交通事情の中で、接触事故や出会い頭の事故、一時停止を無視したための事故などが徐々に増加していった。

一九八九年以降、協議を重ねてきた交通安全委員会は一九九三年四月から新要項を実施することを決定した。そのねらいは大学構内の交通安全の確保、教育・研究の場にふさわしい環境の保全、自動車の総量の規制にあつた。その結果、①一九九三年度以降入学の学生の自動車による通学を禁止する、②教職員、学生は自動車による通勤・通学を自粛する、③教職員の自動車による入構は正門・北門とし、学生の入構は北門とする、④新しい自動車乗り入れ禁止区域と駐車禁止区域を設定する、などを盛り込ん

だ。

これを受けて、学生部では一九九二年十一月、一九九三年二月に学生部長フォーラムを芸術館で開催し、学生たちと新しい要項について話し合い、学生たちの理解を求めた。約二百数十人の学生が参加し、サークルの活動や研究への影響等学生たちの立場からの意見を述べた。しかしたび重なる学内の交通事故やトラブルを鑑みて、大筋では理解ある態度を示した。

大学の管理体制の強化への危惧や学生の主体的な取り組みが達成できなかったらだちなど尊重すべき議論もあったが、問題解決への道筋において交通問題の現状を正しく読んで「要項」への対応を前向きに選択した学生自治会のリーダーシップに負うところが多かったといえよう。本学の学生の特質を語るるとき、議論を重ねながら意見の合意を形成する資質にそれを見ることができるとしばしば指摘されているが、交通安全問題への取り組みはその典型的な現れであったと言える。九〇年代は、大学と学生の間で、長い間議論してきたことがかなり発展的に解決した実績が顕著であった。交通安全のための長い議論の収斂だけでなく、雄迎寮生との寮改築のための合意、学内美化を進めるためのポスターなど張り紙の自粛などがあげられる。

一九九六年には通学に使用される自動車は学内から姿を消した。もちろん学生たちは自動車の使用が必要なときは、臨時入構許可をあらかじめ申請しておけば認められるし、特殊な事情がある場合は交通安全委員会の許可をもらって車で通学することも、サークルが活動のために自動車を利用することも不可能ではない。それは当時も今もかわりない。

(二) 課外活動共用施設に関する学生と学生部長の調印・概算要求

本学のサークル数は他大学に比較するとはるかに多い。一九九〇年、スポーツ系サークルが約六七、文化系サークルが約五五ある。その理由は、教員養成を主とする本学の教育研究領域の広さに比例する学生の関心対象の広さから生まれてくるのである。スポーツ系サークルが多いのは、保健体育を勉強する学生だけでなく、一般の学生も将来、学校教員になることを考えているいろいろなスポーツ活動に挑戦するからであると言われている。文化系サークルは教育問題を研究したり、教育実践に挑戦するサークルから、多くの大学で見られる人文、社会、自然科学、芸術関係のサークル、若者文化を代表するサークルなど実に多様な広がりを見せている。

今から一五年前まで、課外活動のサークルが使用するいわゆる「部室」は長い間木造の長屋形式であった。耐用年数を過ぎた部室は、雨漏り、すきま風が当たり前で、しかも天井板がなくなったり床が抜けている部室、入り口の戸が動かないため窓から出入りする部室もあった。毎年、冬が近づくと学生部は暖房器具の点検や火の用心を強く訴えかけるのが恒例となっていた。しかし部室は学生にとつては活動の拠点であり、おそらく学内で一番息抜きのできる、暖かい場所であることは今も昔も変わらない。

さて、学生部ではこの木造バラックを取り壊し、新しいサークル棟を建設したい計画を二〇年来持っていた。一九八六年、八七年と学生たちと話し合い、概算要求のための準備を進めた。しかし計画の細部を詰めるに従って、部室の面積が木造長屋に比べて狭くなることや使用時間など管理面で窮屈な側面があることを知って、一部のサークルから新棟建築に反対する意見が起こった。しかしその当時二四のサークルが部室を持ってない状況であることや新営の時機を失するとバラックが使用不可能になったとき

には代替の建物がないことなどを合わせ考えて、学生たちは新営の方向を選んだ。新棟が完成した一九一一年に一〇四のサークルが入居することが出来た。

現在の課外活動共用施設、いわゆるサークル棟は必ずしも満足すべきスペースや機能を備えていない。全国国立大学の課外活動施設は一律、基準面積に縛られ、狭い空間しか与えられていない。一三²m（八畳間）位の部屋に三〇人の部員が集まって部会を開催するギネスブック並のエピソードもある。また静かに文献を読むサークルとバンド演奏を楽しむサークルが飲食店を詰め込んだ雑居ビルさながらに並んでいる。もちろん学生部と学生たちはサークルの活動内容に応じて階ごとにグルーピングして、互いに迷惑がかからないよう配慮している。しかしながら戦後の大学の管理運営、とくに教育目的からみると課外活動に対する評価がかなり低いのではなからうか。その結果が施設の貧弱さ、狭小さに現れていると言えよう。今まではいろいろやむを得なかつた事情があつたろうが、教育研究施設の質が少し向上した現在、学生たちの課外活動を豊かにするための支援が必要であると考えられる。外国人留学生への支援は大変よくなったが、それに比べると課外活動は一〇年前の待遇に据え置かれたままではなからうか。

(三) 外国人留学生の激増

一九七一年にフィリピンから初めての外国人留学生を迎え、一〇年後の一九八一年に外国人留学生はようやく一〇人になった。

一九八二年以降、東南アジアを中心とする外国人留学生は着実に増加し、一九八七年には三桁の一三

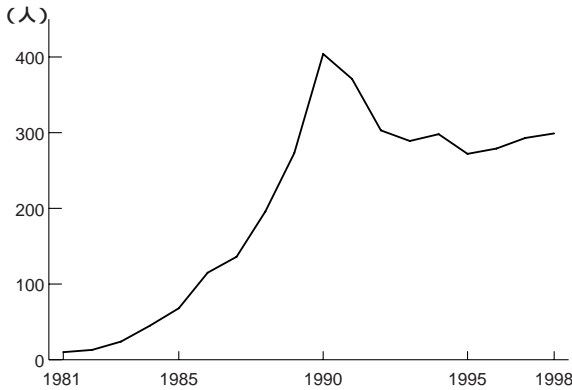


図1 10 外国人留学生数の推移

六名に達した。これを契機に、一九八六年に学生部学生課に留学生係が設置され、留学生の受け入れから教育や生活の面倒を一括して取り扱うことになった。留学生係はまた本学学生の外国の大学への派遣事務も担当した。この年、学生部は留学生相談室を開設し、学生たちの教育・研究の相談、日本での生活にかかわる相談、生計の相談、健康にかかわる相談などを始めた。

一九八八年には大学院生九二名、研究生八六名、教員研修生一〇名、学部生三名、その他五名で、合計一九六名に増加し、翌八九年には大学院生九八名、研究生一四五名、教員研修生七名、学部学生五名、その他一八名で、合計二七三名となった。一九九〇年には本学の収容定員の八%に当たる四〇四名の外国人留学生が在籍するようになった。その内訳は大学院生一一四名、研究生二四二名、教員研修生九名、学部学生一〇名、その他二九名であった。

この数字からわかるように、本学に入学する学生は大半が大学院入学を希望し、多くの学生はまず研究生として入学し、専門学問を改めて勉強するとともに日本語学習を積み重ねて大学院に挑戦するという図式ができあがっていた。そのためどここの研究室も多くの外国人研究生を抱え、教育研究に大きな負担を負うようになった。そのような状況の中で、

二つの問題が早急に解決を迫られていた。一つは多数の外国人研究生の中には学生として滞在ビザを取得し、アルバイトに専念してほとんど大学へ出てこない者も少なくなかった。この現象は本学に限ったことではなく、日本中のほとんどの大学が同じ問題に直面していたのであった。第二の問題は、研究生の入学資格は四年制の大学卒業資格を持つ者、もしくはそれと同等の教育を受けた者ということになっているが、大学卒業を証明する書類や在学中の単位取得表・成績表などに確認がとれないものが少なく、一九九〇年に、研究生の受け入れの方法を改正することにした。

これまで研究生を受け入れる教官が面接や独自の試験等で判断して入学を認めるという比較的穏やかな方法を探っていたが、希望者の増大や学生の資質の問題から、教室・研究室ごとに入学試験を行うことになった。その結果、学期末に研究生希望者からの電話での問い合わせや研究室への訪問、さらに何通もの手紙に追い回されていたが、試験を導入することを決定してからはこの異常現象から解放されるようになった。図1-10にあるように、翌年から研究生の数が減少し始め、一九九二年には外国人留學生の数は三〇〇人になった。この数字は一九九八年の時点から振り返ると、ちょうど底を打った数であるが、当時、文部省の「留學生一〇万人計画」が積極的に推進されていた時期でもあり、留學生担当者たちは留學生受け入れのために大変苦心した。

(四) 留學生教育研究センターの設置

もう一つの国際化現象は短期間の研修・調査を含めた学生の海外旅行の隆盛である。海外旅行熱が高まるにつれて、旅行中の事故が多発した。学生部は旅行中の体験をアンケート形式で調査し、旅行中の

注意事項を『キャンパス通信』などに掲載した。

一九九六年、本学の外国人留学生教育に大きな進展が見られた。学内措置で「留学生教育研究センター」を設置することが教授会で決定され、センターを核に日本語教育、日本事情、留学生専門教育の教官が集結して、留学生教育をシステマティックに編成することや留学生の生活指導に着手した。センターは小金井市、国分寺市、小平市、清瀬市の教育委員会・学校・社会教育関係の部署との連携を図りつつ、また地域のボランティア団体等の協力を得て、留学生が日本での生活を有意義に送れるよう支援体制のネットワーク化を始めた。



キャンベラ大学での協定

(五) 国際交流会館の建設と大学間交流の開始

ところで、留学生のための宿舎を大学として持つていないデメリットが認識されるようになったのもこの頃である。過去十数年にわたって本学の学生はオーストラリアの首都にあるキャンベラ大学に留学しているものが多かった。キャンベラ大学から相互に学生を交換する大学間協定を結びたいという申し出が何度かあったが、宿舎の問題が大きなネックとなつてずる引き延ばしていた経緯がある。一九九二年に、国際交流会館設置準備委員会が設けられ、約半年の審議で附

属小金井小学校の東に五階建て六〇室（单身棟四八室、家族・夫婦棟二二室）の交流会館を建てるプランが完成し、全学の承認を得て概算要求として文部省に提出された。翌年、一〇か月の工事期間を経て現在の国際交流会館が完成した。交流会館建設の計画はそれまで二度にわたり検討されたが、敷地問題や留学生に対する理解の違いなどから実現できなかったが、一九九二年には政治・経済・文化のみならず教育の国際化の重要性が共通の理解になっていくことから、議論から実現までとんとん拍子で進んだのである。なお、一九九七年には雄彦寮が改築されて国際学生宿舎となり、四〇室が外国人留学生のために確保されている。

本学が外国の大学と大学間協定を初めて結んだのは、一九九五年三月二四日、オーストラリアのキャンベラ大学とであった。学生部長と国際交流委員会学生交流部長が本学の協定書を携えてキャンベラ大学を訪問し、キャンベラ大学の学長が協定書に署名して、本学の実質的な国際化の第一歩が踏み出されたのであった。

続いて六月一九日には北京師範大学との間に学術交流協定が締結され、同月二六日には釜山女子大学、六月二八日には南ソウル大学校との間に学生交流協定がむすばれ、他の大学に比べて遅れていた国際化への教育体制が着実に整備されるようになった。表1-19にあるように現在は一六の大学と学生交流協定あるいは学術交流協定を締結している。

一九九〇年から外国人留学生、特に研究生の受け入れの選考を厳しくしたことから、一時留学生数は減少したが、近年の積極的な教育体制や環境の整備が進むにつれて外国人留学生の数は一九九七年以後、緩やかな上昇に転じ、三〇〇人を超えるようになった。一九九八年、懸案であった留学生センター

第1章 学部のおゆみ

表1 19 交流協定締結状況（1998年12月現在）

NO	協定校（国名）	締結年月日	協定内容
1	キャンベラ大学（オーストラリア）	1995年3月24日	学術交流・ <u>学生交流</u>
2	北京師範大学（中華人民共和国）	6月19日	<u>学術交流</u>
3	新羅大学校（大韓民国） （1998年3月1日改称 前釜山女子大学校）	6月26日	学術交流・ <u>学生交流</u>
4	南ソウル大学校（大韓民国） （1998年3月1日改称 前南ソウル産業大学校）	6月28日	学術交流・ <u>学生交流</u>
5	カーセジ大学（アメリカ合衆国）	1996年6月7日	学術交流・ <u>学生交流</u>
6	東北師範大学（中華人民共和国）	9月4日	<u>学術交流</u> ・ <u>学生交流</u>
7	トリア大学第 学部（ドイツ連邦共和国）	1997年4月17日	学術交流・ <u>学生交流</u>
8	西シドニー大学ネピアン校（オーストラリア）	4月18日	学術交流・ <u>学生交流</u>
9	国立東洋言語文化研究院（フランス共和国）	6月3日	学術交流・ <u>学生交流</u>
10	浙江大学（中華人民共和国）	10月24日	<u>学術交流</u>
11	全南大学校（大韓民国）	10月28日	学術交流・ <u>学生交流</u>
12	ラジャバト大学プラナコン（タイ王国）	1998年2月23日	<u>学術交流</u>
13	公州大学校（大韓民国）	3月27日	<u>学術交流</u> ・ <u>学生交流</u>
14	ボールステイト大学（アメリカ合衆国）	10月6日	学術交流・ <u>学生交流</u>
15	北京体育師範学院（中華人民共和国）	11月2日	<u>学術交流</u>
16	ソウル市立大学校（大韓民国）	12月14日	学術交流・ <u>学生交流</u>
17	ハイデルブルグ大学（ドイツ連邦共和国）	締結手続進行中	学術交流・ <u>学生交流</u>
18	蘇州大学（中華人民共和国）	〃	学術交流・ <u>学生交流</u>

下線が主な協定内容を示す。

第4節 学生生活

院で二年間の教育・研究を修めた学生がどついう職業につくか、大学の大きな関心事である。とくに本学のように教員養成を主たる目的とする大学にとっては、教員就職の道をいつの時代も念頭に置いた教育研究を実践しなければならない。

さて図1 11は本学の教員就職率を示したものである。教員就職率とは教員養成課程の学生定員と教



図1 11 本学の教員就職率

と留学生課の設置が認められ、ここに留学生教育体制がひとまず完成した。学長主催の留学生懇談会は一九九八年には第一八回を迎えた。最近では小金井市や近隣の市の関係者やボランティアの方などを含めて三〇〇人を超える参加者が会場を埋め、教官・留学生・学生チューター・事務官・市の関係者やボランティアの人々が一緒になった大小のグループが会場いっぱい広がって懇談する様は、かつてのように「なごやかに懇親する」という雰囲気とはまったく様変わりしている。

(六) 教員就職の冬の時代

学生生活は、社会人として巣立つことでエピソードを迎える。本学で学部四年間、あるいは大学

職に就いた学生数の百分率である。

本学の教員就職率はここ数年、四〇%を上下している。その主な原因は、①少子化に伴う教員採用数の減少、②他大学、とくに私立大学の卒業生の躍進にある。これはデータを正面から読んだ結論である。東京都を例にとれば、都の教員採用者数に対して本学は例年一五%前後の合格者を保持しているといわれてきたが、一九七七年度採用試験において、東京都が五二〇一名の合格者を発表した年の一五%（本学の学生の合格者数は七六八名）と一九九六年度のように四一七人の合格者しか発表しなかった年の一五%（本学の学生の合格者数は六五名）を比較すれば、いかに就職口が狭まってきたか明らかである。

それでも一九八〇年度就職状況は、卒業生二二八七名のうち教員就職は七七九名（六一%）、大学院進学七九名（六・一%）、企業等八〇名（六・二%）であったが、一九八二年度には、小学校教員就職率は四〇%をわり、全体でも五〇%台に落ち込んでしまった。このような状況を鑑みて、八〇年頃から本学の就職指導は教員就職を主にしながらも、教職以外の公務員や一般企業への就職を模索するようになった。

一九八四年一月の『東学大キャンパス通信』で当時の学生部長は、「いま学芸大学は一見平穏である。新春を迎えて、ことのほか穏やかなたずまいだ。しかし率直にいつて大学はまさに「苦悩」の中にあるといふべきであろう。当面する就職問題にどのように対処すべきであるか。あるいはそのことを含めて「有為な教育者」養成のカリキュラムはいかにあるべきか、そして大学の将来進むべき道をどのように見定めていけばよいか。「苦悩」の中で、それを克服するための論議と努力がいま切実にもとめられ

ているのだ。」と語っている。その前年に実施した「学芸大生の学生生活・進路・教職観」アンケートによれば、教職志望は入学してから三年前期まではかなり低下するが、実習後に上昇し、四年次に最高に達すると報告されている。すなわち教職志望は入学時に五六%、二年時は四三%、三年前期は四四%、実習後六五%に跳ね上がり、協力校実習を経て七二%となる。この数値はその後の調査でもあまり動いていないことが確かめられているが、実際に教員採用試験を受験する学生の数はわずかず低下し、かつては九〇〇人台であつた受験生が一九八六年では七〇〇人台に落ち込んでいる。このことは教師になる希望をもっている学生でも、教師になるのが難しいことを知って、教師以外の職業を選択するようになつていったことによるといえよう。

一九八八年四月、教員免許を卒業要件としない教養系・四課程を設置し、学生定員一二一五人のほぼ三分の一の学生定員を新しい課程に移した。その結果、教育系の学生定員は八一五人、教養系は三八〇人となつた。教員需要の減少は、全国の教員養成系大学が抱える共通の課題であつたから、文部省の指導のもとに、ほとんどの大学が学部を改編して新課程を設置するようになった。

教育系の学生定員を三分の二に減らし、スリム化を図つたが、一九九一年度までの卒業生は全員教育系であつたから、教員就職率の低下は継続し、一九九一年度は史上最低の二九・七%となつた。翌一九九二年度、初めて教育系八三五人・新課程三八〇人の学生が卒業した。教育系の学生定員を三分の二に縮小したにもかかわらず、教員就職率は三九・三%に過ぎなかつた。一九九一年一月に就任した学長蓮見音彦はこの問題を深刻に捉え、一九九二年七月、学生部長に問題打開のためのアクション・プログラムを作成、実行するよう命じた。早速学内に「教員就職推進プロジェクト」委員会が設置され、教員

採用試験のための特別講座を授業時間外に開設し、大学と同窓会が共同で講座を運営するという基本方針のもとに、六月で対応策の検討と具体的な組織作り・カリキュラムの作成・講師の選考が行われた。講師は同窓会の研修部を中心に同窓生によって構成された。もちろん大学の教官も参加し、小・中・高等学校別の教員採用試験に対応できるコースが設けられた。翌一九九三年四月一九日には第一回目の講座が開かれ、七月一五日まで計九回開講された。参加学生数は教育系のほぼ半数に当たる四〇四名であった。

一九九四年度に向けてのプロジェクトは秋口から開講され、計一五回、とくに論文指導と面接指導に重点が置かれた。その結果、教員採用試験を突破して就職に就く学生が加率的に増加し、教員就職率は四〇%台後半の数値に戻った。現在でも四〇%台を保持し、大都市圏・大学密集圏という条件下において健闘しているといえよう。

(七) サークル活動

体育系サークル活動に見られる大きな出来事を拾ってみると、一九六二年と一九八四年の「箱根駅伝」への参加、一九八七、八九年全日本大学女子駅伝出場、一九八四年にA類保健体育科卒業生・栗山英樹がプロ野球ヤクルト球団に入団、一九九七年全日本バレーボール大学女子選手権大会で優勝したなどと、多彩で優れた活動がある。中でも最高の快挙は、松江美季が一九九八年パリンピック冬季競技大会（長野で開催）のアイススレッジ・スピードレースで、五〇〇m、一〇〇〇m、一五〇〇mの三種目で金メダル、一〇〇mで銀メダルを獲得したことだ。松江は大学一年生のとき、早朝トレーニング

に行く途中で交通事故に遭い、車椅子の生活を余儀なくされたが、障害を克服し、スポーツ選手として精進した結果世界の頂点に上り詰めた。

体育系サークル活動の中で、特記すべき出来事は一九九二年七月に「学獅会」が結成されたことである。それまで体育系各サークルが個々にスポーツを楽しみ、記録や競技に挑戦してきたが、全サークルが「学獅会」という連合体を結成し、従来の活動を一層向上させるとともに、本学におけるスポーツ文化の普及に寄与することを目的として生まれた。

(八) キャンパス生活と学生保険

一九七六年に「学生教育研究災害傷害保険」が設けられた。これは正課中における不慮の災害事故による傷害に対する救済措置として生まれたものである。前年ある大学で実験の授業中に起きた爆発事故の反省から、学部・大学院の学生を対象に作られた。当時の掛け金は四年間で一一五〇円であった。この保険は補償の対象が拡張され、今日では教育研究活動、正課、学校行事、及び課外活動中の不慮の事故による傷害を補償するものとなっている。また、一九九八年からは「インターシップ・介護体験活動・教育実習等賠償責任保険」が導入された。

(九) 今日の学生

一九九二年は、学内の環境美化運動の年でもあった。長年の交通安全対策が全学的に合意され、翌年から新しいルールで動くことになった。交通安全委員会の努力で学内の放置自動車や自転車は姿を消し

た。同年七月一五日に学長も特別参加して、学生三〇〇人と教職員五〇人が学内の清掃を行った。これと並行して、中央懇談会では二つの課題が議論された。一つはサークル活動のために利用できる新講義棟内の教室数と使用時間の合意作りと、講義棟内の張り紙を自粛することへの合意作りであった。三回の中央懇談会の話し合いの中で、大学と学生自治会との間で取り決めが成立した。その結果、一九九三年、九四年に新築された新講義棟に関しても学生たちはこのルールを守り、今日見られるような快適な教育環境を維持している。

九〇年代は学生たちの新しい価値観や大学観が発揮された時代であると位置づけられよう。体制が激しい勢いで変革する時代であることを学生たちは敏感に察知し、従来の「学生運動」とは異質の「学生たちの運動」が生まれてきた。前述した学獅会や学内クリーン・キャンペーンもその一つであるし、学生の授業評価への試み、小金井祭の質を変革する試みなど、自分たちで問題を発見し、解決を求める運動が顕著になったといつてよい。二〇年前、一〇年前の尺度や観点から学生を見れば、彼らの孤立化、安全主義、無目的性など負のフェイズ（局面）が目立つという評が多いが、九〇年代の学生は学生であることと同時に激しく変貌する社会に生きる行動様式を模索する青年たちであり、不透明な社会の中でアイデンティティを確立するために一人一人が試行錯誤を繰り返している純粹さは今も昔も変わらないと評価すべきだろう。

（一〇） 大学の変身への試み

一九九五年四月に、全国の大学に先駆けて、学生センターが設置された。それまでは学生の修学指導

第4節 学生生活

表1 20 1998年度多摩地区国立5大学単位互換制度に伴う派遣学生数及び入学生数

受入大学 派遣大学	東京外国語大学	東京学芸大学	東京農工大学	電気通信大学	一橋大学	派遣人数合計
東京外国語大学		4	3	0	9	16
東京学芸大学	7		10	2	21	40
東京農工大学	2	10		5	7	24
電気通信大学	0	10	4		5	19
一橋大学	0	8	7	2		17
受入人数合計	9	32	24	9	42	116

を中心とする教務事務が四つの学務係に分担され、密度の濃い指導が行われていたが、均質な指導と変化の激しい時代に即応する指導を実現するための新しい組織をくふうする必要に迫られていた。また、学務系の事務室のつくりが、いわゆる「窓口」を通して学生と対話する構造になっていたことも、学生たちとのコミュニケーションを低下させる一因となっていた。そこで四つの学務係を統合し、修学指導、厚生補導、課外活動支援、就職指導等を一括して行う学生センター構想が生まれた。統合によって事務スタッフの余力を生み出し、就職指導部門を大幅に拡大するとともに、学生生活をサポートする相談セクションを新設しようとするものであった。そして、すべての部門がオープン・スペースのなかに配置され、学生との対話が同じ目の高さで行えるバリア・フリーの空間をもった画期的なセンターが誕生した。

その後、本学の学生センターを手本として、多くの大学が学生センター方式を導入するようになった。惜しむらくは、学生部が使える広いスペースが、事務局から遠い第二むさしのホールの三階にしかなかったために、利用する学生にも教

官にも不便をかけている。しかし、近々、学生センターがキャンパスの中心に建物をもてるようになる
と聞いている。事務局の絶えざる努力の結果である。このような改善は、教官、事務官及び学生たちの
大学改善に対する積極的な支援と管理運営に対する理解があつたからこそ、構想からオープンまで一年
半という短期間で実現できたのである。

学生センターの構想が生まれた頃、多摩地区にある電気通信大学、東京農工大学、一橋大学そして本
学の間で大学間の単位互換を始めようとする話し合いが進められていた。この四大学は学生が比較的短
時間で移動できる場所にあつて、他大学の授業を聴講し易い条件に恵まれている。またそれぞれの大学
の教育内容が個性的であることから、他の大学の授業を受けてその単位が認められれば、学生にとつて
は大きなメリットがある。このようなことで、聴講可能な授業科目を四大学の間で学生に開放し、単位
の互換を可能にしようという斬新な発想が以前からあつた。相互の事務局の間で地道な検討が行われた
のち、四大学の学生部長、さらに学長のもとで協議が重ねられ、この制度を正式に導入することが一九
九五年に確認された。その後東京外国語大学も参加を希望し、五大学の教官代表が集まり具体的な詰め
が行われ、一九九七年二月、五大学単位互換制度がスタートした。この制度は期待されたとおり、五大
学の学生たちから歓迎され、新聞等でも紹介されるところまで成長した。現在単位互換制度を利用して
いる学生数を別表に掲げたが、本学の学生の活用（派遣）が一番高い。この理由については、今後の分
析が待たれるところである。

第4節 学生生活

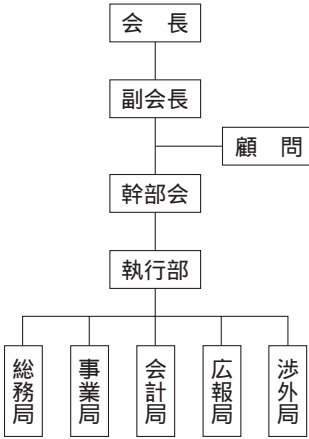
東京学芸大学学獅会

結 成 一九九二年七月一五日

目 的 東京学芸大学に於ける課外スポーツの向上及び振興を図るとともに本会所属の運動部の発展と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

会名の由来 東京学芸大学の「学」及び校章の「獅子」を表す。正午に獅子座が南中する夏に本学が創立されたこと及び四つの師範（四師）を基礎に設置されたことから、

本学の象徴として獅子という言葉が本学にかかわりの深いいくつかの団体に使われている。学獅会もその例にならったものである。



組 織 図



サークル棟（課外活動共用施設）



(『バレーボールマガジン』1998年2月号)

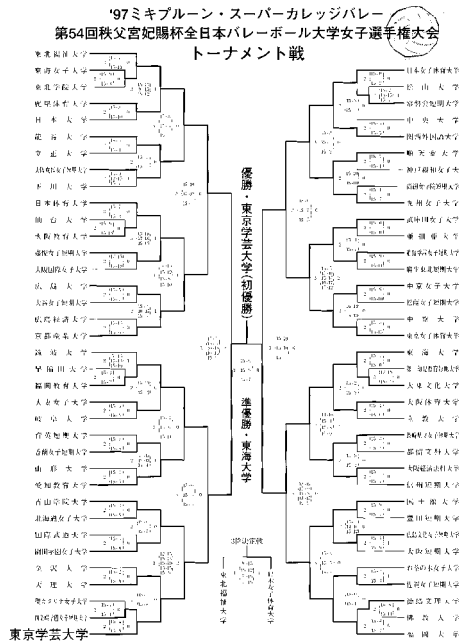
女子バレーボール部 大学日本一に！

永島惇正

第五回秩父宮妃賜杯全日本バレーボール大学女子選手権大会（九七ミキプルーン・スーパークレジットバレー）は、一九九七年一月二八日（予選・大阪）、二月一日（一四日（決勝大会・東京体育館）の日程で開催され、本学女子バレーボール部が見事優勝し、大学日本一の座を勝ちとった。

予選三試合、準々決勝、準決勝を勝ち抜いた我がチームは、東海大学との決勝戦をセットカウント三対〇（第一セット一五対九、第二セット一五対九、第三セット一五対七）で圧勝し、初優勝を飾った。決勝戦には、岡本学長、荒尾学生部長、西澤事務局長をはじめ、多くの教員、職員、学生、卒業生、父兄が駆けつけ、大声援を送った。閉会式後優勝祝賀会が日本青年館で行われ、優勝を祝い喜び合った。メンバーは次のとおりである。

第4節 学生生活



('97ミキプルーンスーパーカレッジバレー大会報告書から流用)

- 顧問 永島惇正 (教授)
- 監督 湯澤芳貴 (修士二年)
- 主将 楠原千秋 (四年)
- 主務 阿部なつき (四年) 稲田芽久美 (四年) 国澤智美 (四年) 鳥羽衣子 (四年) 大久保容子 (三年) 鈴木みどり (三年) 田村真由美 (三年) 濱野礼奈 (三年) 狩野美雪 (二年) 木下小織 (二年) 河野奈歩 (二年) 佐藤純子 (二年) 阿部京子 (一年) 小林玲子 (一年) 鈴木淑子 (一年) 田口恵 (一年) 陳岩 (一年)

第五節 教職員の研究と生活

一 教員の研究活動

(一) 研究環境の変遷

教員の場合には、その研究と生活は表裏一体の切り離せない関係にあると思われる。しかし、本学の創立以降五〇年にわたる教員の研究と生活の軌跡をたどることは容易ではない。なぜなら、本学の研究、教育に携わる教員の分野は実に多岐にわたっており、あたかも学部がいくつもある総合大学の様相を呈し、研究分野も実験系、準実験系、非実験系に分れており、研究費や研究に必要な機器や施設などが研究分野によつて異なるためである。そこで、数人の自然科学分野（主に理科学分野）の教員の回想や資料を基にして本学における教員の研究と生活を振り返つてみた。以下に示す時代区分は本学五十年史における時期区分に従つた（通史編序章第二節の時期区分参照）。また、戦後の日本経済の動向は『日本経済五〇年の歩み』（一杉哲也著、評論社、一九九七年）を参考にした。

本学の「整備・統合期」（一九四九～六三年）の教員の研究生活はどのような状態であつたのだろうか。この時期は、本学が新制大学として創立（一九四九年）され、その後、世田谷、竹早、小金井、追分、大泉、の五つの分校が小金井キャンパスに統合（一九六四年）されるまでの十数年間を指す。

A名誉教授は一九四九年に本学が創立されてまもない一九五一年に助手として採用され、一九八六年三月に教授で停年退官するまで、約三五年間本学に在職した。同名誉教授は当時を次のように回想して

いる。

一九五一年、本学の生物学教室の助手として勤めた当時は、分類学、形態学、動物発生学、組織学、細菌学、昆虫学、遺伝学などの分野でなんとか研究が進められていたが、実験設備はほとんどなく、備品や器具が大変不足していた。教員養成大学の歴史を見ればわかるように、その前身は一九四二年までは当時の中学校と同等の都道府県立の師範学校であった。一九四三年に官立の専門学校へ、さらに一九四九年に大学へと昇格したので、当時は「三段跳び大学」と悪口を言われた。そのため、研究環境は極端に悪く、旧制大学で行われていた生物化学の研究などには取り組めなかった。東京教育大学（現在の筑波大学の前身）の恩師が本学の生物学教室の設備・備品を見にこられ、「君のやろうとしていている酵素化学的研究はできそくない。しかし、現在の設備でも海藻の無機物の分析ならなんとかかなりそうだから、徐々に設備や器具をそろえながら研究を進めなさい」と言われた。研究での苦労の一番は、言うまでもなく研究費が大変少なかったことである。本学の母体となった師範学校は東京第一師範学校男子部（世田谷）、同女子部（竹早）、東京第二師範学校男子部（小金井）、同女子部（追分）、東京第三師範学校（大泉）、東京青年師範学校（調布）の六校であった。これらの六校が大学に昇格して東京学芸大学として統合された（東京青年師範学校は学芸大学発足と同時に他の五校に分散吸収された）。そのため、当時の本学は五分校からなる、いわゆる「タコ足大学」で、本部は第一師範学校男子部が前身となつた世田谷分校であった。学生は世田谷分校以外の分校で二年次まで過ごし、三年次からは世田谷分校で学ぶことになっていた。もともと国から大学に来る予算が少ない上に、経費がさらに五つの分校に分配されたので、研究費は極端に少なくなった。当時の研究費は教授も助手も同額で、一人当り年間二万

円程であつたと思う。その頃、東京教育大学の大学院博士課程の化学科学生は消耗品費として年間六万円が自由に使えたとのことであつた。生物学教室には無機定量分析に必要な電気乾燥器が一台あつたが、これは動物発生や組織学の使うパラフィンの加熱融解などに使われていたため、器内内壁にパラフィンが付着しており、分析用には使えなかつた。当時、電気乾燥器一台が八〇〇〇円していたので、三年がかりでやっと購入できた。それまでの三年間は化学教室へ出かけて使わせてもらつた。その頃、世田谷分校の生物学教室には年配の教授が多く、研究費はあまり使われなかつたので、年度末に残つた研究費を集めて使わせてもらい、研究に必要な備品や器具を一つずつ購入していった。しかし、大きな備品はなかなか購入できなかつた。消耗品のピーカー（ガラス器具の一種）も思うように購入できず、化学教室から借りたり、醤油瓶や牛乳瓶を底から約二〇cmのところまで熱したニクロム線で輪切りにしてピーカー代りに使つた。あるときには、湯のみ茶碗を使ったこともあつた。海藻に含まれる有機酸の定量分析にも苦労した。直径約二cm、長さ約三五cmの特製のガラス管（カラム）にシリカゲルをつめ、これを垂直に立て、管の上方から海藻から抽出した有機酸を含む試料を流入させると、カラムの下端から個々の有機酸が分離して流出してくる。そこで、流出してくる有機酸を数分毎に試験管に採取する。すべての有機酸を集めるには約一〇時間程かかつた。流出液を自動的に分取する装置（フラクションコレクター）が市販されていたが、一台六万円はしたので、到底購入することはできず、卒業研究の学生に手伝つてもらい徹夜で流出液を採取した。この操作は、中断することが許されないので、昼間の人が訪れてくる時間帯を避けて夜間に行わなければならなかつた。海藻の呼吸に関する酵素の活性（働き）を調べるためには藻体から低温で酵素を抽出し、低温で保存しなければならぬ。そのため、冷蔵庫が必

要であつたがこれもなく、家庭科教室の電気冷蔵庫を使わせてもらわなければならなかつた。あるとき、酵素液に防腐剤としてトルエンとよばれるいやな臭いのする試薬を少量加えて一夜保存させてもらった。翌日酵素液を取りに行ったところ、年配の女性の教授に「この冷蔵庫は薬品戸棚ではありませぬ。今後の使用は禁止します」と大変叱られた。家庭科の実習で造つたケーキにトルエンの臭いがつき食べられなくなつたと言つたのだ。そこで、大小二つの木箱を造り、大きな箱の中に小さな箱を入れ、箱と箱の隙間に鋸屑おがくずを詰め、氷で冷やす手製の冷蔵庫を作り研究を続けた。その後何年かして、特別の予算がつき、生物学教室に一台の電気冷蔵庫が購入でき大喜びしたことを思い出す。

このような貧弱な研究環境のもとでは他大学の研究室の協力を仰ぐことが多かつた。例えば、東京教育大学の植物学教室や都立大学の地学教室にお世話になつた。当時、東京教育大学の恩師の研究室で毎週のように開かれていた生理・生化学のゼミナールに参加していたが、その都度必要な薬品、比較的高価なガラス器具などを少しずつ分けてもらい大学に持ち帰つた。また、放射性同位体（アイソトープ）の炭素 14 を研究に使う必要があつたが、当時の学芸大学には放射性物質を取り扱う施設がなく、放射性物質を大学で購入することはできなかつた。そこで、東京教育大学で購入してもらい、これを譲り受け世田谷分校に近い都立大学の地学教室に運び、実験に使えるように調製してもらつた。実験と試料の放射能の測定は東京教育大学で行わせてもらつた。

当時の本学には、自然科学系の外国の文献がほとんどなかつた。そこで、たびたび他大学の図書館に赴き、目的の論文をみつけると、すべてノートに手書きで写した。その後、手軽に携帯できる写真複写機がオリンパスより販売されたので、これを図書室に持ち込み、論文を三五mmフィルムに撮影し、キヤ

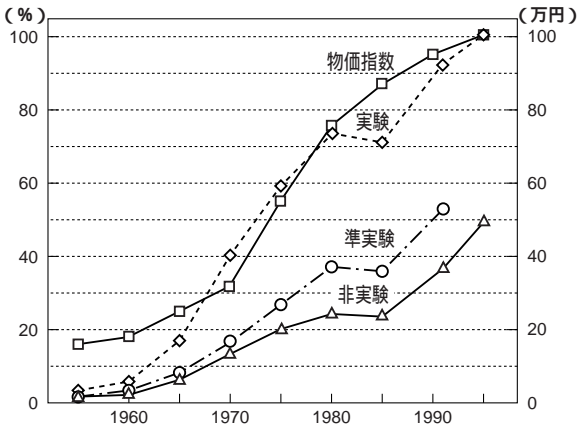


図1 12 教官研究費単価と物価指数の推移

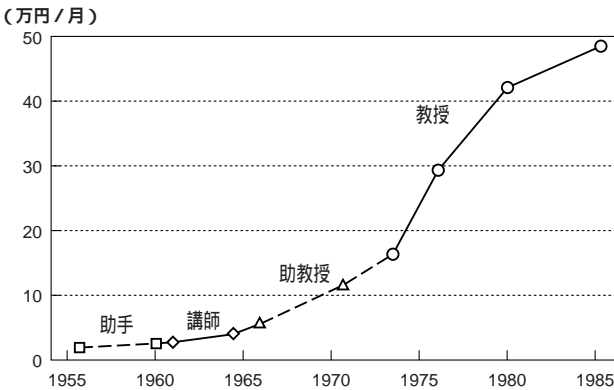


図1 13 教員の給与の推移 (A名誉教授の場合)

ビネ版の印画紙に引き伸ばして読んだ。しても大変な苦勞があった。

この時期の教官研究費の推移を図1

12に示した。A名誉教授が語っているように、

現在のようコピー機がない当時においては、

論文一つ読むに

一九五五年の年間の個人研究費は教授、助教、講師、助手とも同額で、実験系では約二万六〇〇〇円であった(準実験系で、一万四〇〇〇円、非実験系で約一万円)。一九六〇年でも実験系で五万三〇〇〇円にすぎない。資料によると、助手であ

ったA名誉教授の一九五六年当時の給与は月額一万八〇〇〇円程度であり(図1 13)、これでは生活するのがやっとで、給与の一部を研究費に割く余裕などはとてもなかったと思われる。このような研究状況はA名誉教授に限られたことではない。一九五六年に本学を卒業し、同時に助手として研究室に残り、一九九七年三月に停年退職した生活科学科のB名誉教授は、退官に際し『キャンパス通信』(一九九七年二月)の中で次のように当時を回想している。

他大学の家政学部と対等での研究をと常に願いながら、粗末な設備と微々たる研究費で自分は何をなすべきか、如何にしたらこのような環境の中で自分の研究ができるのか、それは私に課せられた大きな課題であり、自分との戦いでもあった。何回となく絶望的な気持ちになり、その都度必死にしがみつき、気負いと頑張りで背伸びしながら精いっぱい努力した日々であった。アイデアで勝負しよう。そして怠けず、休まず、努力しよう、それが、私のモットーとなった。……

それでは、本学の「拡充・発展期」(一九六四～一九七五年)の頃、すなわち昭和四〇年代の大学はどのような状況であつたであろうか。この時期は小金井キャンパスに大学が統合された後、大学院修士課程の専攻数が一二専攻までに増え(一九七五年)、大学院教育の体制がほぼ完成されるまでの約一〇年間を指す。カリキュラムの第二次改訂(一九六六年)により、それまでの師範学校的体質から本格的な四年制大学の教育をめざすカリキュラムとなり、教科に関する専門科目や基礎科目が充実された。

昭和四〇年代前半の教員の研究環境は、先に引用したB名誉教授の回想に一部述べられている。当時、本学の助手の任期は三年ごとに更新されており、自然科学分野では、大学で研究を続けるためには博士の学位が必要とされた。そのため、他大学の修士課程を修了して本学の助手に採用された者にとつ

ては、貧弱な研究環境は大きな悩みであった。設備・備品や研究費において旧制大学とは格段の差があった。当時、生物学の研究室では、アルミフォイルを試験管などの蓋として使い、一度使ったものをもう一度洗って使っていた。ところが、東京教育大学の研究室では、このアルミフォイルを机一杯に広げ、これをテーブルにして懇親パーティーを頻繁に開いていた。それでも、一九七〇年頃になると、本学にも色々な実験設備や装置がそろい始めた。例えば、一九七四年には放射性同位元素実験室が自然館地下につくられた（現在の放射性同位元素総合実験施設とは別のもの）。しかし、放射能測定器としては、ガイガー・ミュウラー管（GM管）とガスフローカウンターしかなく、放射能の弱い試料の測定はできなかつた。学内資料によると、一九七〇年当時の研究費は約三九万八〇〇〇円にまで増加している（準実験系で、一六万六〇〇〇円、非実験系で一三万三〇〇〇円）（助手、助教授、教授による差はない）（図1-12）。実験系の研究費は一九六〇年から一九七〇年までの一〇年間に約七・五倍に増え、著しい伸び率を示している。しかし、これは名目の金額である。各教室に配分された教官研究費は教室の図書費や共通費を差し引いて、改めて各教員に配分されるので、各自が実際に使えた金額は、前述の額の七割程度あるいはそれ以下だったと思われる。一九六五年にはA名誉教授は常勤講師であり、その給与は月額約七万四〇〇〇円であった。この時期は、東京オリンピックが開催され（一九六四年）、国内の経済は第一次高成長時代から第二次の高成長時代に入った時期と一致する。田中角栄の「日本列島改造論」（一九七二年）もこの時期である。

本学の「展開期」は一九七六～八六年の一〇年間に該当する。この時期は前述の昭和四〇年代にはほぼ充実された教育・研究体制を基盤にして、本学が展開した昭和五〇年代を指す。カリキュラムの

第三次改訂（一九七九年）により、卒業基準単位数が減る一方、学生が自主的に学習・研究ができる弾力性に富むカリキュラムとなった。また、海外子女センターの設置（一九七八年）、屋外の現放射線同位元素総合実験施設の建設（一九八四年）など、研究施設が一層充実した。各種実験装置、例えば、高性能の放射線測定装置、超遠心分離機や高性能の電子顕微鏡等もこの時期に購入された。そして、この時期は各教員が他大学の理学部の研究に追いつこうと努力した時期と言えよう。一九八〇年の実験系の年間の研究費は教授から助手まで同額で、教員一人当たり約七四万円が配分されている（すでに説明したように名目研究費で、実際に各自が使用できる金額はこの値よりかなり少ない）（図1・12）。一〇年前、すなわち、「拡充・発展期」の中頃（一九七〇年）の各自の年間研究費は約四〇万円であったから、その伸び率は約一・九倍になる。また、前述のA名誉教授は一九八〇年当時は教授職にあり、給与は月額約四二万円であった（図1・13）。一九七〇年における同教員（当時、助教授）の給与は約一二万円であったから、給与の伸び率は約三・八倍で、研究費の伸び率より高いことがわかる。昭和五〇年代は国の経済は第一次低成長時代であった。生物学教室では、各教員は本学でも研究できるユニークなテーマを選んでいたので、それなりに研究業績を上げ、国内での研究発表はもちろんで、国外での国際学会にも参加する者が多くなり、本学は研究活動においても学外から徐々に認められるようになった。

本学五十年史では、一九八七年（現在（一九九八年）は「転換期」に位置づけられている。一九八〇年代後半に入ると、児童・生徒の減少（少子化）、教員需要の減少が始まり、本学もそれに対処せざるを得なくなった。教養系の新設（一九八九年）がそれである。さらに、社会的要請にこたえて、夜間大学院（総合教育開発専攻）が設置（一九九六年）され、既設の大学院の昼夜開講も実施（一九九七年）さ

れた。また、長年の懸案であつた博士課程構想も連合大学院博士課程の設置（一九九六年）により実現した。しかし、一方では、担当授業数の増加、夜間の講義開設等により、教職員の負担も大幅に増加した。

それでは、現「転換期」における過去一〇年間の教員の研究状況はどのようなものであつただろうか。一九九一年の個人研究費（実験系）は名目で年間約九三万円となつている（図1-12）。一九八〇年のそれと比べると、一・二倍の増である。その前の一〇年間（一九七〇～一九八〇年）の研究費の伸び率一・九倍（前述）に比べて小さい。A名誉教授は一九八六年に停年退職しているが、退職時の給与は月額約四九万円であつた（図1-13）。図1-12が示すように、名目の教官研究費は「拡充・発展期」の始め（一九六四年）から一九九七年まで伸び続けているが、一方物価指数もこれに並行して増大しており、決して潤沢とは言えない。また、一九八九年に導入された消費税は、研究費を目減りさせる一因となつた。国内の景気は、一九八五年頃から第二次低成長期に入り、その後、バブル経済とその崩壊、第三次低成長期を経て現在の大転換期（一九九三年以降）にいたつている。

これまで、本学の創立から今日までの五〇年間を「整備・統合期」、「拡充・発展期」、「展開期」、「転換期」の四期に区分して、教員の研究状況、研究費配分額や教員の給与の推移などを中心に述べてきた。それでは、これまで触れなかつたいくつかの側面をここで取り上げ、各期を越えてその概要を述べてみたい。

第5節 教職員の研究と生活

(二) 科学研究費補助金の採択

教員の研究費を論じる場合、科学研究費補助金(科研費)を無視できない。本学教員の研究活動が活発になるに伴い、科研費の申請やその採択の件数も飛躍的に増加している(図1 14)。一九七一年

「拡充・発展期」の後半)における申請数は四九件、採択件数二一件(採択率二二%)、配分額約九〇〇万円であったが、一九八〇年(「展開期」中期)には、申請数八九件、採択数三四件(採択率三八%)、配分額約五〇〇〇万円に、一九九六年には、申請数一五四件、採択数七一件(採択率四六%)、配分額一億六〇〇万円、一九九八年(図には示していない)には、採択件数七四件、配分額一億二〇〇万円と、過去二七年間に申請件数、採択件数、採択率及び配分額とも飛躍的に増大していることは注目に値する。一九九八年度の採択金額は、本学全教員(約三九〇人)に同年に配分された研究費(約三億三四〇〇万円)の約三〇%にも相当する。本学の教員数は一九七一年から現在までに約一・一倍しか増加していないので(後出の図1 17参照)、申請件数の伸び率(約三・一倍)、配分額の伸び率(約一一・八

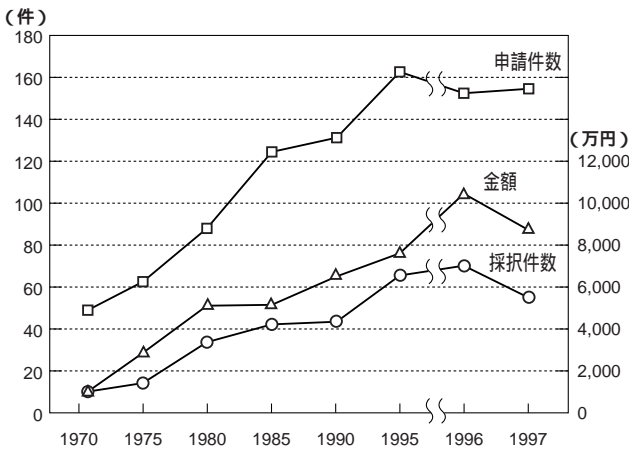


図1 14 科学研究費補助金申請件数・採択率・配分額の推移

倍)とも著しいのは、文部省の科研費予算額が伸びたことのほかに、教員各自の研究活動が活性化したことによると考えられる。一九九八年度の本学の採択件数、配分額とも、全国教育系大学の中では最高で、他の教育系大学との間に大きな差がみられる(「国立学校等機関別採択件数・配分額一覧」、『文教ニュース』による)。

(三) 奨学寄付金の受け入れ

企業等からの奨学寄付金は一九八〇年には二件(約四一〇万円)を受け入れているが、一九八五年には五件(約八一〇万円)、一九九〇年には一六件(約二九〇〇万円)、一九九五年には二四件(約三二〇〇万円)と、展開期後期〜転換期の約一五年間に受入件数は約一二倍、金額は約七・六倍に増加している。

(四) 研究論文頁数

科学研究費の採択件数や奨学寄付金受入れ件数が展開期から現在まで著しく増加し続けているのは、本学教官の研究活動が量、質ともに大きく伸びたことを示す一つの証拠と言えよう。教員の研究活動は発表される論文、著書、作品などから読み取れるが、本学におけるその全容を捉えることは難しい。そこで、研究活動の一つの目安として、本学紀要の年ごとの総頁数の推移に注目してみた。本学紀要は大学創立年(一九四九年)に『東京学芸大学研究報告』として第一集が創刊され、第一七集(一九六五年)まで続くが、第一八集からはその名称を『東京学芸大学紀要』と変え、一九九八年には第五〇集を

第5節 教職員の研究と生活

刊行するにいたっている。その内容をみると、第一六集から、第一部門（第六部門に分かれ、第四三集（一九九一年発行）からは第五部門には芸術・健康スポーツが、第六部門には技術・家庭・野外教育が従来の分野のほかに含まれることとなった。これは一九八八年に教養系が新設され、研究分野が広がったためである。これらの年ごとの総頁数は、一九五〇年には二二二頁、一九六〇年には約四五〇頁に、一九七〇年には一〇五二頁、一九八〇年には一一六五頁、一九九〇年には二二三九頁、一九九五年には一六九二頁とほぼ直線的に増加している（図15）。もちろん、教員は紀要以外にも論文を発表する。とくに自然科学の分野では、研究が国際的であるため、紀要よりもむしろ国際的な専門誌に論文を発表する傾向が強い。本学将来計画委員会自己点検・評価小委員会が一九九五年に刊行した『研究活動一覽』には一九九〇～一九九四年の五年間の教員の研究業績が掲載されている。それによると、一九九〇年に大学紀要以外の専門誌に発表された論文（著書は含まない）の総頁数は四四七三頁、一九九四年には五七七六頁である。これらの頁数は一

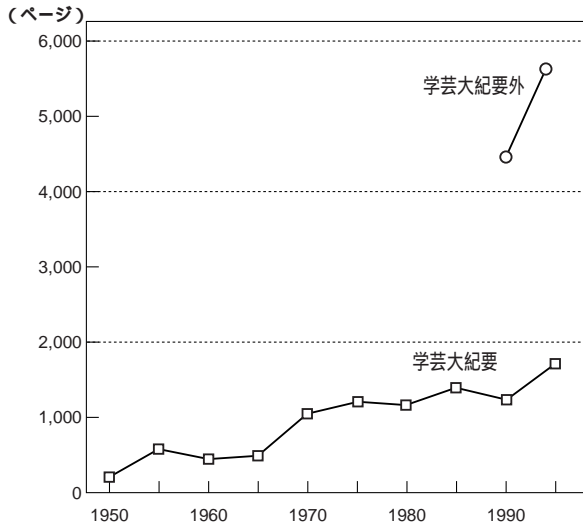


図1 15 東京学芸大学紀要に掲載された論文の総ページ数の推移

一九〇、一九九五年の紀要総頁数の約三・五倍にも及ぶ。この値は全学の平均的値であるから、この割合は自然科学分野ではさらに大きくなると思われる。このように、教員の研究活動は本学の「拡充・展開期」から現在の「転換期」にいたる三〇年間に飛躍的に上昇しており、旧制大学等の他大学に比べて研究環境が恵まれない下にあつて、本学教員はよく努力してきたと言える。

(五) 博士号取得者数

博士の称号をもつ教員は一九五五年では全学でわずか七名であつたが、一九六五年には五二名、一九七六年には七四名、一九八五年には八九名、一九九三年には一二六名と、「拡充・発展期」から「展開期」を経て「転換期」にいたる間、ほぼ直線的に増加している(図1 16)。一九九五年の教員数は約三七〇名なので、全教員数の三人に一人が博士号取得者である。

(六) 東京学芸大学出身教員の数

本学の学部あるいは修士課程を最終学歴とする教員数の推移を示したのが図1 17である。この中には、本学を卒業もしくは修了していても、他大学に進学し、

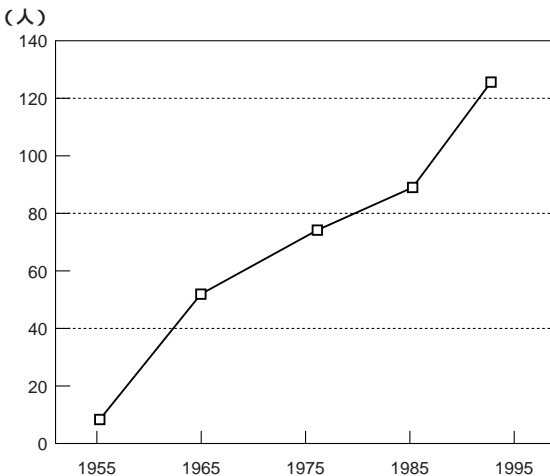


図1 16 博士号の取得者数の推移

第5節 教職員の研究と生活

その大学を最終学歴としている職員は含まれていない。一九五五年には本学を最終学歴とする教員はいない。しかし、一九六五年には二八名を数え、本学教員の約九%を占めるにいたった。そして、一九七六年には三七名(約一%)と著しく増加している。これは、一九六六年に本学に大学院修士課程が設置されたことも大きく影響していると考えられる。こうして、一九八五年には五六名(約一五%)、一九九四年には七〇名(約一九%)にまで増えている。このように、「拡充・発展期」初期(一九六〇年)から最近まで、本学出身者の教員数はほぼ直線的に増加している。本学から他大学に進学して本学の教員に採用された者も含めれば、前述の数はさらに増える。このことは、本学が教員養成のみならず、研究者を育てる機関としても重要な役割をになっていることを示すものである。

(七) 教員の外国での研修

在外研究員制度によって、教員が公務から解放され、外国で研究を発展させる機会が与えられるようになった。外国派遣は長期(一〇か月)と短期(二か月)とがあり、長期の場合には、本学では五〇歳

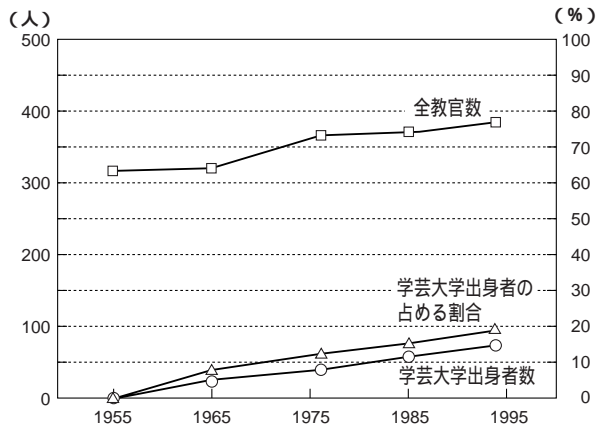


図1 17 東京学芸大学を最終学歴とする教官数の推移

以下と年齢制限がある。また、若手教官（三五歳以下）のための特別枠も用意されている。一九六八年度（「拡充・発展期」初期）より現在まで、長期、短期研究者派遣は毎年各一〜二名、若手研究者派遣は一九八四年度以来、毎年一〜二名で、それらの数に大きな変化はない。

このように、本学は大学創立以来五〇年間にわたって順調に発展し続け、研究や教育環境が充実されてきた。そして、本学は創立当初から今日まで努力してきた「研究する質の高い教師養成」を実現しつつある。しかし、創立五十周年を目前にして、教員需要の激減や政府の行財政改革に基づく大学改革に直面して本学の教育・研究組織は大きな転換を迎えようとしている。これまで努力して築き上げてきたものをどのようにして維持し、発展させるか、本学の教職員に課せられた課題は大きい。

一一 教職員の生活

教職員の大学キャンパス内における生活は、教員と事務職員とではおのずと異なるが、事務職員の間でも、その職務・職種によって異なると思われる。そこで、過去五〇年間の教職員全体の生活の一部を、教員と事務職員の共通の組織であり、教職員の生活や権利擁護などに取り組んできた本学教職員組合の活動を参考にして概観した。ここではとくに、教職員の生活の改善、大学の自治などに関連したものを取り上げてみた。組合活動に関しては、東京学芸大学教職員組合の機関紙『あしなみ』、『学大職組ニュース』、東京地区大学教職員組合連合発行の『大学教組（縮刷版）』（第一〜四巻）などを参考にした。

(一) 助手の三年任期制の廃止

一九六〇年代には助手の任期は、代議員会申し合わせにより、三年制であり、三年ごとに更新されていた。これは、助手にとって大きな精神的負担であった(前述の「一 教員の研究活動」の項参照)。そして、一組合員から組合機関紙『あしなみ』に三年任期制を問題とする記事が投稿された(一九六九年)。さらに、一九七五年に全学的な「助手の会」が結成され、人事院規則に反する代議員会申し合わせ事項が廃止されるにいたった。

(二) 宿直・日直の廃止

一九五七年に新給与法が成立し、試験採用でも高校卒事務職員の初任給本俸(行政職(一))は六三〇〇円であり、一九六〇年代まで調整手当を入れても、標準生計費より低額であった(図1 18)。経済高度成長期に賃金は上昇したが物価も高騰し、事務職員の生活水準は低く抑えられていた。そのため、若い職員の中には、苦しい経済状態を打破するために一か月に一〇回も宿直・日直(以下、宿日直)を担当する者がいた。一九七三年の石油ショックを経て、一九七四年にはインフレと同時にあるが三〇%近くの賃金の上昇があり、職員の物質的困窮感は次第に失われていった。それとともに、宿日直を好んで引き受ける者もいなくなり、組合と局長の話し合い(以下局長懇談)でも宿日直の廃止が取り上げられるようになった。その結果、多数の部に配置されていた宿直箇所が少しずつ減らされていったが、最後に小金井地区と附属高等学校の宿日直が残された。とくに附属高校では、少ない職員で割り振りのために他の職場に比べて著しく公平さを欠く状況であった。組合によって、小金井地区の事

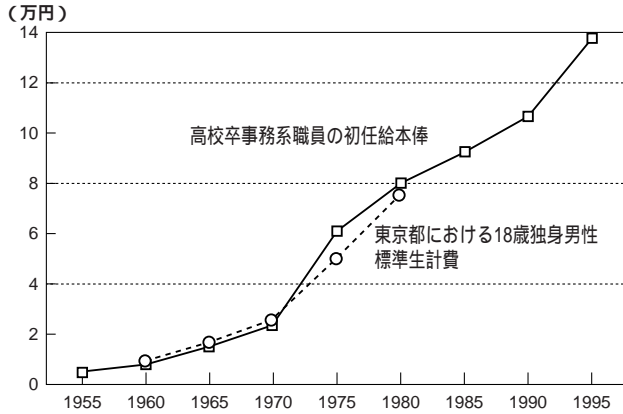


図1 18 高校卒事務系職員の初任給本俸の推移

務職員に対するアンケート調査がなされた結果、学内の圧倒的意見は宿日直廃止に賛成するものであった。局長懇談でもこれは重要課題として、毎回のように取り上げられた。そして、附属高校の大型改修（一九八二～一九八三年）の際に機械警備体制が導入され、一九八三年四月からまず附属高校の宿直が廃止された。同年一二月からは年末年始の宿日直も廃止になった。しかし、小金井地区の宿日直と附属高校の年末年始以外の日直が最後まで残された。社会が豊かになるとともに、職員の宿日直担当への不満はさらに高まり、本学組合も「宿日直を考える会」を発足させるなどして、この問題に積極的に取り組んだ。その結果、一九九一年四月から土・日・祝日の宿日直を廃止することが試行され、一九九二年四月から本学における宿日直は全廃されるにいたった。

(三) 女性教職員の待遇改善と権利擁護

一九五〇年代後半には、教職員の住宅、とくに女性教職員の独身寮がなかった。女性独身寮の新設が無理ならば、他大学で行われたように男性独身寮を女性に開放することが組合から要求されたが実現す

第5節 教職員の研究と生活

ることはなかった。これが実現したのは一九七五年であり、東京都東久留米市に男女独身寮が建設された。また、一九六〇年代には、キャンパス内に女性更衣室・休憩室が設置されている。これも組合の活動によるところが大きい。

女性事務職員の職場における待遇では、これまでに種々な面で男女差があった。本学組合が第一回全国大学婦人集会（一九六三年）に向けて行った実態調査では、女性職員の任官までの勤務所要年数が男子職員の二倍であること、昇格・研修・管外出張などにおいても男女職員の間に差があることが報告された。しかし、この男女差の一部はこれまでに徐々に解消されて来ているが、今でも問題がないとは言えない。例えば、本学における係長以上の女性事務職員の比率を男性職員のそれと比較してみよう。

まず、女性職員が全事務系職員に占める比率であるが、一八五年には二九・〇%（表1 20）、一九七七年には三〇・六%（表1 21）で、この二二年間ではその比率にほとんど差がない。一九七七年の国立大学における女性事務職員の占める平均的割合は二五・五%であり（本学事務局資料）、本学の女性

表1 20 1985年度本学事務系職員の構成比率

職名	事務長 課長補佐	専門員	係長	主任	係員	計
男	15 (6.1%)	1 (0.4%)	60 (24.5%)	15 (6.1%)	83 (33.9%)	174 (71.0%)
女	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	29 (11.9%)	38 (15.5%)	71 (29.0%)
計	15 (6.1%)	1 (0.4%)	64 (26.1%)	44 (18.0%)	121 (49.4%)	245 (100.0%)

局長、部長、次長、課長を除く。
図書館、附属学校・園を含む。

事務職員の比率はかなり高い。そして、全事務系職員中で、係長以上の女性役職者の占める比率は、一九八五年の一・六％から一九九七年の五・六％に上昇しており、幾分改善されている（表1 20、21）。これは、係長以上の男女職員における女性役職者の占める割合からみても明らかで、一九八五年には五・〇％、一九九七年には一三・〇％となっている（事務局資料によると一九九七年の国立大学における平均値は六・二％）。しかし、これを男性役職者の九五・〇％（一九八五年）、八七・〇％（一九九七年）と比較すると、女性職員の全職員に占める割合を考慮した場合、極端に低い値であると言わざるを得ない。加えて、女性職員の昇任が男性職員より一〇年以上遅く、主任になっても昇格しない事例が多いことが指摘されている。

一方、女性の学部教員については、全学教員数に占める割合は一九六三年で一〇・一％で、一九八七年の一〇・三％（表1 22）と同程度であるが、一九九七年には一三・〇％に上昇している（表1 23）。全学の教員数に占める女性教授の比率は、一九六三年では一・二％（音楽科と家庭科に所属する四名のみ）であったが、一九八七年には三・〇％、一九九七年には

表1 21 1997年度本学事務系職員の構成比率

職名	事務長 課長補佐	専門員	専門職員	係長	主任	係員	計
男	14 (6.5%)	4 (1.8%)	10 (4.6%)	52 (24.1%)	15 (6.9%)	55 (25.5%)	150 (69.4%)
女	0 (0.0%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	10 (4.6%)	19 (8.8%)	35 (16.2%)	66 (30.6%)
計	14 (6.5%)	5 (2.3%)	11 (5.1%)	62 (28.7%)	34 (15.7%)	90 (41.7%)	216 (100.0%)

局長、部長、次長、課長、主幹を除く。

図書館、附属学校・園を含む。

第5節 教職員の研究と生活

五・三％と僅かに増える傾向にある。これに対して、男性教授の比率は一九八七年で三六・四％、一九九七年で三七・〇％とほとんど変化がない。

女性教職員にかかわる特別休暇については、一九六三年でも事務系職員、学部教員とも一二週の産前産後休暇（産休）は認められており、一九八六年からは一四週となった。そして、一九六四年に電話交換手の産休補助員の雇用が実現し、一九八五年には学部教員の産休に非常勤講師が雇用されるようになった。附属学校教員の場合

は産休補助員が法制化されている。また、産休後子どもが一歳になるまでの一年間の育児時間（一日二回、各三〇分）は、一九六〇年代にすでに法制化されていた。しかし、本学ではほとんど利用できないのが実情であったが、一九七〇年代になると徐々にこの権利が実行できるようになった。これらの実現

表 1 22 1987年度本学大学教員の構成比率

職名	教 授	助 教 授	講 師	助 手	計
男	134 (36.4%)	141 (38.3%)	23 (6.3%)	32 (8.7%)	330 (89.7%)
女	11 (3.0%)	18 (4.9%)	6 (1.6%)	3 (0.8%)	38 (10.3%)
計	145 (39.4%)	159 (43.2%)	29 (7.9%)	35 (9.5%)	368 (100.0%)

表 1 23 1997年度本学大学教員の構成比率

職名	教 授	助 教 授	講 師	助 手	計
男	139 (37.0%)	134 (35.6%)	31 (8.3%)	23 (6.1%)	327 (87.0%)
女	20 (5.3%)	16 (4.2%)	7 (1.9%)	6 (1.6%)	49 (13.0%)
計	159 (42.3%)	150 (39.8%)	38 (10.2%)	29 (7.7%)	376 (100.0%)

には、本学組合の権利擁護のための活動が大きく貢献したと言えよう。しかし、一九八〇年代から出産後一年間の有給の育児休暇、高齢化社会に向けての有給の介護休暇が要求されてきたが、一九九八年現在まで有給では実現していない。

(四) 事務組織の再編と勤務環境

事務職員の定員の減少は著しく、一九六五年には四一六名の定員であったが、一九八八年には三二五名に減り(一〇一名の減)、さらに一九八八年から第七次定員削減が実施されたことから、事務職員定員の約三分の一が削減されるにいたった。一方、一九八八年に教養系課程が新設されたことから、事務職員、とくに学務系職員の勤務が過重になった。そのため、人事配置の変更を含む事務組織の再編が重要課題となった。そして、一九九四年八月末に、大学の将来計画委員会の報告を受けて「学生センター構想」が大学から提案された。しかし、その案は事務組織の再編とは程遠く、またその設置場所が第二生協(第二むさしのホール)の三階に予定されたことなどから、多くの教職員はいくつかの点を危惧した。例えば、事務局本部から離れていることによる文書決裁などにおける事務効率の低下、階下に学生食堂があることによる火災の危険性、事務空間や収納スペースの狭さ、学生が利用する上での位置的不便さ、身体障害者への対応などがそれであった。しかし、諸事情から、学生センターの建設の概算要求をすることができず、翌年一〇月にやむなく予定の場所にセンターが設置された。また、一八時までの窓口開設に伴う職員の負担過重や身体障害者のことを考慮して、組合の要求どおり、その後エレベーターが設置された。一九九七年には第九次定員削減が実施され、一九九八年四月から事務組織が一元化さ

れたが、再編された事務組織がうまく機能するのか、職場環境・勤務条件はどうか、などを今後見守っていく必要がある。

(五) 学長選挙

学長選挙は、大学の民主的運営や大学の教職員の生活や権利を守る上で重要である。本学の学長選挙は、一九五二年以来、事務職員、附属学校教員による第一次選挙権が認められてきた。しかし、一九六〇年以降、選挙権を教授会構成員に限定するよう文部省の強い行政指導が行われた。そのため、一九七七年九月の教授会でまず事務職員の選挙権が奪われた。そこで、一九七九年の学長選挙以来、第一次選挙で選出された学長候補者に、本学の将来構想、定員削減対策、附属学校・園の問題など、その時々懸案事項について質問し、各候補者の回答をそのまま印刷して全学教職員に配布することが本学の組合によってなされた。一九八四年には附属学校教員の選挙権も奪われたので、このような組合の活動は一段と重要性を増した。この取り組みは現在まで続けられており、本学の民主的運営の一助となっている。

以上本学の教職員の過去五〇年間の生活の一部を組合活動を参考にして振り返った。そして、教職員の生活や権利を守る上で本学の組合が重要な役割を果たしてきたことも明らかになった。これから組合活動に期待するところは大きい。組合の組織率が現在低下の一途をたどっているという問題がある。

第二章 大学院・専攻科のあゆみ

第一節 専攻科

教員養成系大学・学部にて初めての大学院（修士課程）が東京学芸大学に設置されたのは一九六六（昭和四一）年であつたが、その前身として、学部卒業後の継続教育機関としての専攻科があつた。専攻科は、短期大学や高等学校等にもあり、特定の学校段階を示すものであるよりは、それぞれの学校の課程を終えた者がさらにその場で学習を継続するために設けられた制度であると言える。大学の専攻科は、「（大学の卒業者に対して）精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする」と学校教育法に規定されている。それはまたかつての師範学校にも本科終了後に勉学を続けるための課程として置かれていたから、戦後の学芸学部置くことに困難はなかつたようである。

とはいえ、東京学芸大学には、専攻科を設置するに当たつて、単に学部の延長として補習科的な、あるいは簡易な程度の技能教育の課程である別科的な機能にならないように、また以後に設置される教育系大学の範となるようにという気概があつた。入学してくる学生にはテーマの明確さを要求し、論文中心の指導をしたいという意欲的な気構えが当時の議論から窺える。

本学の専攻科は、一九五四年に学芸専攻科として置かれたのが始まりである。設置場所は当時の世田谷分校であつた。文部省に提出した設置要項には、その目的及び使命として次のように記されている。

本学は、教養の高い専門的学芸に秀でた教員の養成を目的とする大学である。すでに四年課程が完成し、昭和二八年三月に第一回の卒業生を教育界に送ったが、本学の使命から特に教職課程及び芸能体育課程の科目については、精深な程度において、特別の専門技能を教授し、一層有為なる教育者の養成を期したい。

学芸専攻科の修業年限は一年で、教育専攻（定員一〇名）及び芸術・書道専攻（定員一〇名）で構成された。申請は教職課程（教育学、教育心理学）と芸能体育課程（音楽、美術、書道、保健体育）であったのに対して、大学設置審議会の承認は教職課程と芸能課程となり、保健体育が見送りになった。構成領域の呼び名は申請時の「教職課程、芸能体育課程」から、「教育学科、芸能学科」、さらに「教育専攻、芸術専攻」を経て上記のようになった。また内容は大学において自主的に考えて差し支えないという学長解釈に基づいて、教育専攻に教科教育学を加え、そこに保健体育を入れるようにし、初年度の募集要項にも記載した。保健体育科教育の志望が高かったようで、次年度には入学者一六名中五名を占めている。

四月一九日に選抜試験、同二二日発表、五月一日入学式の日程であわただしく始まったが、最初のカリキュラムも学生募集と並行して定められるという状況だったようである。それによれば、教育専攻は教育学、教育心理学、教科教育学について、芸術・書道専攻は音楽、美術・工芸、書道について学ばせる内容になっている。また、遅れたのはカリキュラムだけでなく、設置に伴う学則改正も遅れて同年七月となり、さらに規程にいたっては、見送りになっていた保健体育専攻が新たに小金井分校に設置された一九六〇年の制定になった。

一九六六年に学部名称が学芸学部から教育学部へ変更されたことに伴い、専攻科も教育専攻科へ名称が変わった。さらに同年、大学院修士課程が設置されたため、そのうちの教育専攻が廃止となった。一九六九年、芸術・書道専攻を音楽専攻、美術・工芸専攻、書道専攻に分けて改組し、保健体育専攻と合わせて四専攻の構成となった。このうち、音楽、美術・工芸及び保健体育の三専攻は一九七二年に学生募集を停止し、さらに一九七六年に廃止され、書道専攻だけが残されたが、一九八八年に書道専攻の廃止により三四年間続いた専攻科は役目を終えた。その間、約三〇〇名の修了者を送り出し、高度の教員養成の理念にふさわしい研究能力の涵養によって社会的要請に応えてきたと同時に、学部教育に収まりきれない本学の教育能力を示してきたことになる。そのことが次に来る修士課程へのステップとなったことは確かである。

一九七三年には、さらに特殊教育特別専攻科（精神薄弱教育専攻）が全国に先駆けて設置された。これは主として現職教員及び普通免許状所有者を対象として、特殊教育とりわけ養護学校教育の分野における教員の資質向上を図るといふ趣旨のもとに設けられた。特別専攻科は法令上特段の規定はないが、一般の専攻科に比して学生定員も多く、教官定員や設備等にも特別の行政的配慮が伴っている。この場合の措置には、前年に出された教育職員養成審議会の建議「教員養成の改善方策について」における特殊教育教員の養成に関する提案を受けた形で、行政側の強い意向が働いたようである。養護学校教育に対する社会的要求が次第に高まり、これも前年に策定された特殊教育拡充整備計画に基づいてとくに養護学校の増設が急がれていたが、その教員の補充が緊急のこととなっていたのである。最初の一〇年は定員三〇名の充足はかならずしも十分ではなかったが、その後は一九七九年の養護学校教育の義務制施

行のもと一・五倍から二倍の志願者となり、小学校、中学校、高等学校、または幼稚園の普通免許状を有する者で障害児教育に意欲をもつ者に対する教育機関として現在まで存続し、大きな社会的貢献を果たしてきた。現在までの修了者は約五〇〇名に及んでいる。なお、この特別専攻科の前身として、一九六〇年に一年または半年の課程の臨時養護学校教員養成課程が、一九六九年には臨時肢体不自由児教育教員養成課程が設置されていたが、特別専攻科設置時に廃止された。代わって臨時情緒障害児教育教員養成課程が置かれ、一九八三年に廃止されたが、これらの課程に学んだ者の多くが障害児教育に指導的役割を果たしたことは特記されてよい。

第二節 大学院修士課程 教育学研究科

一 設置までの経緯

一九六六（昭和四一）年四月に国立の教員養成系大学に初めての大学院修士課程が本学に設置された。その後間をおきながら順次設置され、約三〇年を経て一九九六（平成八）年度によく同系の全国四九大学・学部の手立てに設置されるにいたったが、その意味で、この間たしかに本学の修士課程は先駆的役割を果たしてきたと言える。だがそれだけに、苦勞も多く、反省も多かった。また、国立大学全体としては後発であっても、教員養成系としては先発であったから、設置に当たって先行事例がなく、大学にとつても行政にとつても困難があった。大学院修士課程設置にかかわる経緯については、『東京学芸大学二十年史』に記述されているところであるが、若干の補正を加えながらここにもその要点を記しておきたい。

一九六四年一月の教授会における当時の学長高坂正顕の所信表明として、教員養成のための学問研究のため教員養成大学に大学院の設置が必要であることが示された。そのことはさらに同年五月の代議員会における学長の要望及び六月の教授会における所信表明にも含まれており、次いで、七月一五日の代議員会で大学院概算要求検討委員会を設け早急に検討することとした。学長提議による「大学院設置要請の理由」をもとに、各部に小委員会を置いて検討を行い、それをまとめる形で、早速同月二九日の代議員会は同委員会からの報告を受け審議している。報告は各部（当時は三部制）から提出された三案が

あつて、それを一本化できないというものであつたが、学長責任でそれを調整し、一九六五年度の概算要求として提出することが承認された。

しかしながら、この要求は文部省の受けるところとならず、本学としても一年間再検討することになり、九月に改めて大学院検討委員会を発足させた。その結果が同年一二月の教授会に報告されたが、ここでは、全学的視野のもとに教育者養成に関する基礎的研究を行うこと、高等学校一級普通免許状への道を開くこと、教育者及び教育研究者養成であることから（教育学修士でなく）教育修士課程が妥当であること、などが示された。これを受けて委員会を大学院設置準備委員会に切り替え、一九六五年二月から具体案の作成に入った。検討委員会の段階では学校教育研究課程と専門教科研究課程の二課程の編成もあり得るとしていたが、それを一本化する方向をとり、さらにこれを教科教育、教育科学、教科専門科目の三領域で構成することが検討され、六月には「東京学芸大学学芸学部教育研究科修士課程（案）」を得、さらに検討しようやく翌一九六六年度の概算要求原案となつた。またこの頃、教員養成大学に大学院を置くことを積極的に検討したいという文部省の意向も伝えられた。大学設置審議会の対応に若干の遅れがあつたが、最終的には年明けの一月に設置計画の提出となり、承認されるにいたる。

大学設置審議会では、本学申請の研究科が従来のもとの性格が異なり、また、その設置基準も決定されていなくところから、特別委員会を設けて、とくにその目的・性格について十分の審議を行うこととし、かつ、教官資格の個人審査については専門委員会のそれぞれの部会と教育関係の部会の双方において審査することとした。そのため作業が遅れたが、やむを得ないことであつた。また本学の計画では学

校教育、社会科教育、数学教育、理科教育、英語教育、の五専攻の設置であったが、そのうち社会科教育専攻については、社会科教育の観点から地・歴のみの構成では不備であり、政・経・社を補うということで保留となった。また、国語教育専攻の設置を急ぐようにという審議会側の要望が示された。

一一 設置された修士課程の骨格

一九六六年四月一八日文部省大学学術局長より通知され、ここに教員養成系の大学に初めての大学院として、東京学芸大学大学院教育学研究科が誕生した。その骨格は以下のとおりである。

名称 名称は「東京学芸大学大学院教育学研究科」となった。本学の計画では教育者養成を主とするという趣旨から当初「教育研究科」であったが、代議員会記録（一九六五年二月二二日）には「やむを得なかった」と記されており、「教育学研究科」が必ずしも本学の意思ではなかったようである。

目的 第一回研究科委員会における資料「大学院について」には、本学大学院の性格について、「本学に設けられた大学院研究科は、教員養成関係学部に初めて設けられた研究科であって、義務教育諸学校の教育に係る者の資質の向上を目的として設けられたものである。しかしこの目的にかなった研究後継者の養成を阻むものではない。」と記されている。

構成 学校教育専攻（八名） 数学教育専攻（八名） 理科教育専攻（一八名） 英語教育専攻（六名）
（ ）内は学生の入学定員

履修方法 学校教育専攻にあつては、教科教育の各専攻が開設する授業科目から八単位及び自講座の科目八単位を含む三〇単位、教科教育の各専攻にあつては、学校教育専攻の開設する授業科目から四

〔六単位及び自講座の八単位を含む三〇単位を履修することとされ、かつ、このうちそれぞれの教科教育学に関する一四単位（英語教育の場合八単位）を選択必修するとなっている。また、修士論文の内容は教育の実験的・実証的研究の内容を含むものとされた。履修単位については合計三〇単位のうち、計画段階では各教科教育の専攻の場合の一般教職・教科教育・教科専門の履修単位数の比が四対六対二〇となっていたのに対して、大学設置審議会の実地調査の際、義務教育学校に関係する者の能力形成という意味から教職（一般教職と教科教育）対教科専門の比ができるだけ一対一になるように改めるという学長の回答があつた。それを受けて設置申請書に追加された説明文書「教育学研究科（修士課程）について」において、「四〇六」対「八〇一四」対「一八〇一〇」の比に修正された。

学位 文部省通知には教育学修士か教育修士か未定になっていた。研究科名称の問題と同じく、このことは学内でも当初から議論があつた。設置計画書にはすでに教育学研究科及び教育学修士となつていたが、今度は大学設置審議会において議論があり、決着がつかなかった。一九五五年の大学院基準の改訂、一九六三年の中央教育審議会答申における博士課程と修士課程との区分論、等を経て職能形成としての修士課程の機能の位置づけが文教行政の中で明確になってきたことがこれらの議論の背景にある。前後の議論の経緯は不明であるが、初年度中に教育学修士とする結論を得ている。

運営 大学院は学部と別個の組織であるという理解から、研究科運営に関する審議機関として、研究科委員会が置かれ、研究科長（学長）及び研究科所属の教授全員（当時、一九名）によって構成された。また、とくに入学者選抜試験の運営のために入学試験委員会があり、研究科委員会委員長（研究科長）及び大学院担当の教授全員、すなわち、研究科所属の教授及び授業担当の教授によって構成され

た。

なお、文部省からの通知には、設置審議会の意見という形で以下の留意事項が付されていた。

- ① 義務教育諸学校に関する研究を主として行うよう配慮すること。
- ② 現職教員にも入学の機会が与えられるよう十分配慮すること。
- ③ 国語教育専攻および社会科教育専攻をなるべくすみやかに設置するよう努力すること。
- ④ 附属学校の効率的な活用について十分配慮すること。
- ⑤ 助手の充実を図ること。
- ⑥ 図書学術雑誌は、教科教育科目に関するものを重点的に充実させるとともに、効率的に活用できよう図書館の管理運営の改善を図ること。
- ⑦ 機械、器具等については、教科教育科目に関するものの充実を図ること。
- ⑧ 教官研究室、演習室等を整備すること。
- ⑨ 授与する学位の種類については、別途、大学設置審議会の議を経て定めること。

初年度の状況を示すために入学者についても述べておきたい。

初年度の入学者選抜は四月一八日に行われ、試験科目は外国語、教職科目、専門科目の三科目でその後の科目構成に共通するが、特徴的には外国語が英語必須のほかドイツ語またはフランス語のいずれかを選択させ、二か国語を課している。当時の大学院入試の通例であったといえるが、残されている選抜資料からみると、語学よりもとくに専門科目についての要求度が高かったようである。志望者二〇名に対し合格者一二名であった。志願者の出身大学は、東京学芸大学一四名のほか、国立大学一名、私立

大学四名、外国の大学一名であり、合格者は東京学芸大学一名、私立大学一名となっている。

三 設置後の経緯

翌一九六七年度には、保留となっていた社会科学教育と大学設置審議会に要望されていた国語教育にさらに音楽教育を加えて三専攻が増設され、またその翌年度に美術教育、保健体育教育、家政教育、の三専攻の増設となつて、たちまちにしてほぼ今日の姿になつたが、このことは、本学において大学院を担当する人的資産がすでに蓄積されていたことを物語っているだろう。しばらくして、一九七四年度に障害児教育専攻が、その翌年度に技術教育専攻が設置され、一二専攻の体制が整つた。

こうして、設置以来の数次にわたる整備の結果一二専攻が揃い、過半数（一九七五年時点で六一％）の教官が大学院の授業を担当するにいたつた。そのような実情から、一九七九年度には学部教育組織としての学科目を修士講座に包括して、学部と大学院を通じて責任のもてる教育研究組織に改めるため、一般教育等と職業科関係を除く学科目五八と従来の修士講座七〇を合わせて修士講座六三に再編した。そのことによつて統合される従来の講座は「分野」の名で残された。もつとも、このときの編成方式は、学内的には大講座制と称されていたけれども、学第一、第二等とナンバーをつけて区分されていた学科目を対応する講座に併合する場合が多く、また一学科目を一講座にした場合もあり、かならずしも学問領域の拡大による新しい概念の講座編成を意味するものではなかつた。学内に向けては、この改編の主たるメリットが研究費増であり、従来の講座運営の実態を変更するものではないことが説明されていた。

一九九二年度には、一九八八年に新設された学部新課程（教養系）の学生の卒業時を迎えて、その課程に対応する一五講座の増設を行った。また、それに伴い、教育学修士のほかに学術修士の学位を設けた。このとき、学内には新研究科あるいは新専攻の設置の強い要望があったが、教育学部の基盤充実という新課程の設置趣旨から言つて、文部省に対する理由説明に困難があること、また、大学設置審議会の教官資格審査に十分の用意がないことなどから見送られ、新講座は既設の専攻に組み入れられることになった。

一九九七年度には、総合教育開発専攻（夜間）の増設、既設一二専攻について大講座編成及びその昼夜開講制を実施した。この改編は修士課程設置以来の最大の改編というべきものであるとともに、現職教員の研修へ向けて大学院修士課程の機能を大きくシフトさせていく意味を持っている。次に項目をたてて、その経緯について若干の説明を加えたい。

四 夜間大学院（修士課程）の創設と大講座編成

国立の教員養成系大学・学部にて初めての大学院（修士課程）が本学に設置された後、同系の四九大学・学部（いわゆる新構想の教育大学を含む）のすべてに設置されるまでの三〇年の経過は必ずしも順調なあしどりではなかった。大学側における人的条件等の整備の遅れがあったとはいえ、義務教育教員の資質向上という政策目的にてらして早期に設置された修士課程の実態がかならずしも対応し得ていないという行政側の評価も、その原因のひとつであったと言われる。その点にかかわつて、初発である本学の修士課程がしばしば批判の対象になってきたことは事実である。たしかに、本学をはじめ先発の大学に

あつて、学生の意識においても指導する側の構えにおいても、教員の資質向上に対してよりも研究者養成の機能（少なくともその前段階の機能）に重点があつたことは否定できないところである。しかしながら、教員研修の理念的意味は別として、免許法その他教員の人事システムについての制度的措置がないままに現職者の職能形成の場として大学院の機能を用いる現実に乏しかつたことも事実である。

一九七二年に教育職員養成審議会は建議「教員養成の改善方策について」において、現職教員の研修を主目的とする大学院の創設を提案した。それを背景にした教員養成系大学・学部修士課程を置く政策意図は、一九七八年以降に相継いで設置された現職教育を主たる任務とするいわゆる新構想の三教育大学（大学院学生の受け入れは一九八〇年に兵庫教育大学で開始）に明らかになされたが、それに先立つて一九七六年に本学修士課程の各講座二名の学生定員に加えて現職教員一名が措置され、以後、教員養成系に新しく置かれる修士課程では学生定員の三割程度を現職教員に充てることが通例となる経緯にも示された。しかしながら、こついつた設置趣旨にもかかわらず、修士課程における現職教育の実状はなおそれに伴つていかなかつた。いわゆる新構想大学院を除く多くの研究科にあつて、現職教員の実員は一割に満たないという状況にあつた。とりわけ本学にあつては、入学定員二〇七名（その三分の一が現職者枠）に対して数名の現職者という実状が続ぎ、その目標に遠く及んでいなかつた。これには、送り出す立場にある行政側の支援条件が必ずしも十分でないことに加え、さらに、その障害を乗り越えてでも入学しようとする希望がまだ強くなつていない現職者側の事情があつただろう。言つてみれば、現職教育の促進という政策課題に対応するほどには現実の社会的要請が熟しておらず、そのことは修士課程修了者に対する教員需要が思つたほど高まらないことも重なつて、大学側において現職教育への

意欲を生み出せない原因となり、ひいては一般に大学院の設置そのものを促す外的条件のひとつを欠くことであつた。

今日、学校教育における解決困難な問題状況が社会的危機意識を産みだし、現職教員の資質向上に対する社会の現実的要請が強くなるにつれて、それに対応して現職教育の組織を整備すべき関心が本学内にも高まつてきた。従来、教員の資質を確保すべき養成・採用・研修の三段階のうち、大学は養成と研修にかかわるが、研修についてはこれまで十分な役割を果たしてこなかったことが、自覚的に議論されるようになってきた。さらに、大学改革の動きとあいまつて、学部教育の改善充実に連動しながら、大学院における研修機能を格段に拡充して行く形で結果的に教員養成系大学の機能をシフトしていく考え方が育つてきた。とはいえ、こういつた考え方だけでは理念的段階にとどまり、なおそれを学内組織の上で現実のものとすることは困難であつた。それを現実化するきっかけとして、ここにさらにもうひとつ、学部の学科目を修士講座へ転換するという本学固有の問題があつた。

一九九一年の大学設置基準の大綱化に伴つて、本学ではすべての科目を専門科目として編成し、教養教育を全学的に担当することになつたことにより、従来それを担当していた学科目をすべて講座に組み入れて教官組織を安定化させるために、修士課程の講座編成を改組することになつた。そのひとつの方向は従来の一・二専攻八七講座を思い切つて大講座化（一・二専攻一七講座）することによつて、もうひとつは、さらに一専攻を増やすことによつて学科目の組入れを図ることであつた。一九七八年度に行われた大講座化のことを先に述べたが、このたびはいわば第二次の大講座化であり、全学が修士講座による編成になることになる。だが、こういつた学内問題だけでは組織変更の理由として行政当局に認められ

る可能性は低い。ここに現職教育との結びつきが有効な意味をもつことになった。すなわち、増設の一専攻を専ら夜間開講、既設の一二専攻を昼夜開講とすることによって現職教育に対する積極的な踏み込みを示し、かくして組織の再編が新しい意味を賦与され、実現の運びとなった。

現職教員が本学の修士課程で学ぶ場合、現在の行政措置では少なくとも一年間の研修期間が保証されなければならぬから、そのままこの修士課程が勤務を続けながら研修する場とはなりにくい。結局は名ばかりで実のないシステムになってしまう。現職教育を現実に推進するためには、もう一歩踏み込んでいかなければならない。そのことから、夜間開講の大学院のアイデアが出てきた。需要調査（近郊の学校に勤務する本学卒業者を対象、一九九四年）を試みた結果、夜間大学院が設置された場合の入学希望者が多く見込まれ、現職研修の機関として期待されていることがわかった。とくに夜間大学院制度の実現を望む者が約半数もいること、さらに実現した場合すぐにも入学する意思のある者及び将来には入学したいと考える者をあわせておよそ三分の二の入学希望者がいることは、本学の夜間大学院の実現が単に母校のつとめというだけでなく修士課程をもつ機関として緊要の課題であることを認識させるものであった。

一九九七年に発足した夜間の大学院（修士課程）の基本は、専ら夜間に教育を行う「総合教育開発専攻」（今日的な社会的要請に対応する視点から、「多言語多文化教育」「環境教育」「教育カウンセリング」「情報教育」の四コースで構成）を新しい専攻として置き、さらに従来の一二専攻に昼夜開講のシステムを置いて夜間の授業を開いたことである。

初年度の選抜経過を見ると、志願者は総合教育開発専攻八二名（内、現職者四九名）、昼夜開講コ―

スの夜間受講者二九名（全員現職者）で、入学者は総合教育開発専攻三三名（内、現職者二四名）、昼夜開講コース二〇名であり、予想どおりの需要度が示された。また、第二年目の選抜経過及び第三年目の志願状況にも同様の傾向が明らかである。比較的若い教員から校長などの管理職まで幅広い応募があり、入学者の最高年齢は五三歳であった。また、入学してきた現職者たちの話によると、いまだ広報がゆきわたっていない状況にあり、かかれた需要がなお大きいようである。そのことに応えていくべき課題が残されている。

夜間大学院は修士課程設置以来三〇年の歴史の中で、とりわけ一九七六年に現職者枠の学生定員増以外の経緯において、つねに当大学の未解決問題のひとつであつてきた現職教育問題にかかわる試みである。それと同時に、今日のいわゆる少子化社会における教育学部問題を学部における教員養成機能の枠の中で処理するのではなく、研修機能の重点化によつて教育学部の機能を新たに広く捉え直していくための積極的な試みの一つでもあると言えよう。

五 研究科運営組織の変遷

大学院の運営組織について法令上の明確な規定はないが、全国的な通例として学部運営のための教授会とは別の機構をもつことから、本学でもそれにならば別個の組織によつて運営してきた。研究科の運営組織には、これまでにいくつの変更改があつた。基本的な意思決定の機関として研究科委員会があることには変わりはないが、構成には次のような変更があつた。設置時の規程によれば、研究科長及び研究所属の教授全員（当時、一九名）による構成となつてしたが、一九七九年の講座再編に伴つて、研

究科所属の教授から講座（分野）の④教授各一名に変更された。設置時の大学院研究科入学試験委員会は、左記の研究科小委員会の設置により廃止された。

第三企画委員会の提案を検討し、研究科委員会の運営のいつその迅速と充実を図るために、一九六八年九月、研究科小委員会が置かれ、各専攻所属教授一名ずつで構成された。第三企画委員会とは、その前年一二月に本学独自の学科制を実施することに伴う学内運営の基本的事項の審議のために置かれた五つの企画委員会の一つであり、大学院に関する事項を担当し、多くの提言を行った。なお、研究科小委員会は研究科の実務的側面を担当し、長期にわたって役割を果たしてきたが、左記研究科運営委員会の設置に伴って廃止された。

後発専攻の増設に関する配慮の必要から、大学院・学部間の緊密な連絡を保つとともにその充実を図るためという目的規定のもと、設置時に研究科委員会とは別に大学院委員会が置かれた。一九七九年の修士講座の再編整備によって大学院と学部とがほとんど同じ範囲のものとなったことにより廃止論も出たが、委員構成の一部手直しの上存続した。大学院委員会は一二専攻が揃うまでの増設にかかる作業、博士課程設置構想の作成、及び教養系対応講座の増設等の任務を果たしたが、一九九二年、博士課程調査委員会の設置に代わって廃止された。

教養系対応の講座増設により研究科委員会の規模が大きくなり、一方、研究科小委員会の処理能力に限界が生じたため、その中間的規模を持つ研究科運営委員会が一九九四年に設けられた。それまで月例的に開催されていた研究科委員会を年二回程度（学生選抜と修了認定）とし、常例的任務を運営委員会に委ねるとともに、小委員会を廃止した。しかし、新しく大講座編成になって、一九九八年度から研究

科委員会の構成を改め、それを元に戻して月例的な開催とし、別に学生選抜のための拡大研究科委員会を置いた。このように、近年のたび重なる改編に伴い、現在もその運営組織は忙しく変動している状況にある。

六 学生数の推移

設置後三〇年余の間に、本学修士課程には多くの者が志願し、入学し、修了していった。初年度は、既述のように、定員四〇名に対して志願者二〇名であったが、二年目は七六名に対して七二名、三年目は一〇六名に対して八七名と増加し、四年目以降には志願者が定員を超え、八年目すなわち一九七三年度以降は二倍近い倍率となり、また一九九三年度以降は概ね三倍前後の倍率で推移してきている。年を追うごとに志願率が高くなってきたことになる。それがどのような社会的需要によっているかについて今後分析していく必要があるが、大きくは、教員養成系学生の高学歴化とともに、本課程における専攻領域の拡大と多様化が進んできたことによると考えられよう。入学者数もそれに応じて増加し、一九九一年度には定員を超える数になっているが、これには本来外数として数えてきた留学生在が含まれ、それを差し引くと依然定員に満たない状態となっていた。翌一九九二年度に実施された教養系対応の講座増設の際には、この状態に配慮して学生定員増を行わなかった。そのことにより充足率は九〇%近くになり、さらに現在では留学生を除いて定員を超す状態になっている。なお、本研究科に留学生の入学があったのは一九七五年度の二名が最初であるが、その後徐々に増え、最近では一九九六年度の六七名、翌一九九七年度の五六名、一九九八年の六四名と六〇名前後の入学となっている。一九九八年三月までの

修了者は都合六〇三名を数える。

一方、修了者の進路動向については、修了時における進路決定には不確実で流動的な要素があるために年度記録をとること自体が困難であり、把握が難しい。『大学院修士課程の教育・研究条件 創設三〇年目の実状』(将来計画委員会、一九九六年三月)では、「教職」「研究職」「一般就職」に分けて、講座ごとの実状認識から把握を試みているが、それを参考としていくつかの動向をみる事ができる。講座によつてばらつきがあるが、第一に全体的にみて教職が最も多いこと、第二に他大学の博士課程への進学を経て研究職に就いた者の数がそれに次ぐが、初期(昭和四〇年代)に多く次第に漸減している講座の例が多いこと、第三に、近年(昭和六〇年以降)には一般就職が増え、進路の多様化がみられること、などである。さらに最近三年間の年度資料から平均すれば、四割程度の未報告を除いて、教職五・四％、一般就職三四・三％、進学一四・三％となっており、多様化が急速に進んでいると言えるだろう。それでもなお教職は多くを占めており、本研究科が教育界に果たしている役割は大きい。なお、修了者数は一九九八年三月修了までで、約四〇〇〇名の多数にのぼる。

本学修士課程は一九六六年の設置以来、すでに三〇年余を経、教員養成系大学に初めての大学院としての荣誉とともに責任をにない、相応の実績を挙げてきた。その経過を振り返り、みずからを点検して今後に備える時期にいたっている。その試みとして、「東京学芸大学における教育と研究の現状と課題 『東京学芸大学白書・一九九二』に基づく分析」(大学教育研究改善検討委員会・一九九四年三月)、及び前記『大学院修士課程の教育・研究条件 創設三〇年目の実状』の作業がある。今また、本学創立五十周年を機に次の調査が期待されることである。

第三節 大学院博士課程 連合学校教育学研究所

一 博士課程への願い

大学院博士課程が東京学芸大学連合学校教育学研究所として、一九九六（平成八）年四月に設置された。それは、本学が長い間追いかけてきた夢の実現であり、同時に、本学にとってのみならず、教員養成系大学・学部の方々の今後の展開にとってひとつの重要な契機となるであろう。しかし、ここにいたる道は文字どおり長い忍耐を伴うものであった。

古い記録としては、修士課程が設置されてまもなく、第三企画委員会（既述）の報告書（一九六八年度末）に、すでに博士課程の新設を含めて大学院の将来計画への期待が述べられているのがみえる。やがて学内の気運が次第に高まり、一九七四（昭和四九）年度概算要求の提出から大学として明確な態度で取り組みが始まることになる。その要求書に付された説明資料には「教育系大学・学部が真に大学としての機能を充実し発展するためには、学校教育及び教科教育に関する研究指導能力を有する後継者の養成を自ら実施する必要がある」と謳われ、学校教育学（三講座）と広義の教科教育学（五講座）による専攻構成が企画されている。その後、一九七七年度の要求においては障害児教育学専攻を加えて三専攻の構成とし、教科教育学専攻（初等教科教育学、中等教科教育学の二講座）をその主軸に置き、他の二つ（講座は専攻名と同じで、学校教育学と障害教育学講座のそれぞれ一講座編成）をこれに併設するものとして位置づけている。さらに一九七九年度要求では、教科教育学専攻も教科教育学講座の一講

座編成になる。このことは、同年度に修士課程がいわゆる「大講座」の名のもとに改編整備が行われた際、その趣旨のひとつに将来の博士課程設置に備えて大講座の長所を生かす教育研究体制の推進が謳われていたことと連動するものであったようだ。

これらの試みには、すでに今日の構想につながる要素が窺えるとともに、それに取り組んだ学内の真剣な態度が読みとれ、その熱気がいまさらのように伝わってくるように思われる。途中、一九八一年からの中断があるものの、その思い断ちがたく間もなく一九八六年度要求に復活し、設置までの実に二〇年余に及ぶ経緯があることはここに改めて評価しておくべき事実であろう。一九八一年度の中断は当時の学長阿部猛によって「博士課程の設置が新設の医学部等を除いては殆ど検討の対象外に置かれていること、他方、本学の主体的条件として、博士課程に盛るべき学問的な内容について十分なる討議はなされていないことよって、このままでは実現が困難である」と説明された。しかし、それは断念というより、態勢の立て直しの意味をもつものであり、そのことは直ちに「東京学芸大学博士課程構想に関する学長諮問委員会」が置かれ、鋭意検討に入ったことからみてとれるところである。一九八二（昭和五七）年三月に出された答申書には、このことの経緯にふれつつ、当時の考え方が冒頭次のように簡潔に記されている。

本学では昭和四九年度より継続して、広義の教科教育学に関する高度の研究者養成を目標として掲げ、博士課程の設置を概算要求してきた。しかし、この要求は実現に至らず、昭和五六年度には概算要求の提出を中断するのやむなきに至った。それは、目標とする広義の教科教育学とは何かについての概念規定、およびそれをなぜ本学で行わなければならないかについての理由づけなどの点

でなお不明確であったこと、さらには、このような目標の具体化の面では、既存の修士課程の全講座が参加するという総花的構想をとってきたことなどに大きな欠陥があると本学自らが判断したためである。しかしながら、教科教育学の学問的・社会的重要性、教科教育学の科学としての発展をとげつつある現状、さらには大学の内外における博士課程設置を必然とする機運の高まりなどに鑑みると、本学としては、この問題をそのまま放置すべきではあるまい。

学内では、一九八四年一〇月の教授会における将来構想委員会の中間報告によって構想の具体化が要望され、その作業が大学院委員会に委ねられ、翌一九八五（昭和六〇）年五月に構想の成案が得られるにいたる。いわゆる「六十年構想」である。従来の構想を精練した上で具体化し、さらに後期三年の課程であることを初めて明確にしたものであり、以後の重要な参考モデルとなった。

国立の教員養成系大学・学部における博士課程の設置問題は、最近にいたるまで政策上の日程にのぼることはなかった。国立大学における博士課程の教育学研究科は、いわゆる旧制大学の教育学部に置かれたもので十分とされてきたわけである。一九六六年に教員養成系大学・学部に初めての修士課程が本学に設置されたときに定められた大学設置審議会の教育学・保育部会の内規「教員養成系大学に設置される大学院に関する審査方針について」には、「教員養成系大学（学部）におかれる大学院は、当分の間、修士課程のみとするのが適当である」という項目がある。設置審議会の他の部会関連の諸規程等を見渡してもこの種の規定はなく、なぜここにだけこのような規定があるのか、行政当局にとってもその根拠は必ずしも明白ではないが、当時は教育学部への名称変更などにもかかわって、学部段階の整備に重点が置かれていたために直ちに博士課程の設置まではいかないという事情にあった、などと解釈され

ている。しかしながら、教員養成系大学の研究者養成能力に対する評価を定め得ぬまま、多分に戸惑いの現れがこういつた牽制的記述となったことは推測できることである。

しかし、本学に続いて兵庫教育大学、上越教育大学、大阪教育大学等による博士課程設置の概算要求が加わり、また大学審議会に大学院部会が特設され（一九八八年三月）、大学院施策が動きをみせる中、教育系大学への新しい行政的対応がみられるようになる。いざという動きがあつたときの準備を理由として、文部省では教員養成系大学・学部における博士課程の在り方について前もつての検討に入ることになり、日本教育大学協会（教大協）にその作業を促した。それを受けて、教大協に会長（本学学長）関四郎を委員長とする「大学院（博士課程）検討特別委員会」（一九八八年二月）が置かれ、その最終報告「教員養成系大学・学部を設置される大学院博士課程について」が一九九一年二月に出された。

この報告をさらに検討し、その具体化の方策を立てるために、文部省の教員養成教育改善調査等経費が本学に措置され、同年四月、「教員養成系大学・学部の充実・発展のための方策に関する研究（博士課程問題担当）」のためのプロジェクト（通称、博士課程問題研究会）が組織された。経費の措置に伴つて研究会は本学に置かれたが、実質的には教大協の組織として運営され、一九九四年三月に最終報告「教員養成系大学・学部を設置される大学院博士課程の在り方について」を提出した。

二 設置準備

本学では「六十年構想」の後しばらく新たな試みがなかつたが、上記教大協にかかわる動向と並行す

る形で一九九一年に学内の大学院委員会に小委員会を設け、本学としての構想案作りを再開した。本学の構想は教大協の検討経緯を踏まえ、それを基礎とするものであり、第一に、教員養成系大学ならではの特質を有すること、第二に、修士課程では実現できないものであること、を基本とするものであった。すなわち、ひとつは教科教育を中心とする学校教育の最前線の事象に関する学問的教育研究、もうひとつは研修機能よりも研究者養成を主たる任務とすることである。

翌年四月の大学院委員会において調査費要求の概算要求を行うことを決め、そのための小委員会を新たに置いて要求の資料となる構想案の作成を付託した。そこで成った構想案をもとに要求書が提出され、翌一九九三年度に本学と兵庫教育大学に調査費が措置され、ここによりやくひとつの段階を迎えることになった。調査費の措置に伴って、博士課程調査委員会が大学院研究科委員会に置かれ、従来の大学院委員会の作業を引きついだ。調査費の措置は三年間にわたって継続されたが、当初一大学の単独による方式のものから行政当局の意向を受ける形で連合大学院方式をとることになった。連合の組み合わせにはいくつかの方法があったが、本学では、南関東に位置する近隣の埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学と連合することが運営上合理的であると判断した。さらに本学の構想に基本的賛同を得た上で、改めて四大学による博士課程設置構想委員会が設けられ、そこにおいて本学構想が連合大学院構想として調整され、確認された。この構想は学長蓮見音彦の陣頭指揮のもとついに実を結び、一九九六年四月に連合学校教育学研究科博士課程が開設された。最初の概算要求から実に二年目の願いがここに実現したことになるが、この長さが決して世にありがちな惰性の意味をもたないものであることは、上述してきた経緯から明らかであろう。教員養成系大学が研究者養成の必要性と可能性をもつことについて理解

を得ることがこれほど困難であることについては、今後の教員養成系大学のありかたを見定めるために、改めてそのわけを問い直しておくべきであるように思われる。

三 連合学校教育学研究科の骨格

新設された連合学校教育学研究科の特徴をいくつか示せば、およそ以下のようになる。

① 各構成大学の修士課程とは独立の後期三年の修士課程であること。その理由として、第一に、修士課程が教員の資質向上を主たる設置目的としているのに対して、本研究科が研究者養成を主たる目的としているために現在の修士課程に積み上げられることは適当でないこと、第二に、本研究科が期待する教育教育学の研究には現職経験等を含む広い教育的素養が要求されることから、修士課程と分立した前後期五年の博士課程において専門性を狭くする傾向を避けなければならないこと、第三に、構成大学の修士課程は各教科に応じて専攻する形で多角的に構成されているために、教科教育学の確立をめざすべき本研究科の集約的統一的な構成に適合しないこと、等が挙げられる。また、このことよって他の教員養成系大学・学部は修士課程の学生にも研究の機会を広く提供することは、大きな現実的意味をもっている。

② 教科教育学中心であること。既設の教育学研究科博士課程に対する教員養成系大学・学部にふさわしい研究科の特質を教科教育学に求めることは必然である。しかし、今日の教育と教育学の状況にあつて、ややもすると伝達技術的な教科教授法として狭く理解されがちな教科教育を超えて、人間と教育との関係において文化資産をどのように再構成するかという視点、また、そのためには現行の教科枠を

も相対化できるような力が求められている。そういったことに対応する教科教育学概念の枠組みとして「広域科学としての教科教育学」を掲げた。

③ 複合的な指導システムであること。学生が希望する主指導教官のほかに二名の副指導教官が選定され、協力して指導に当たる。この三名は領域（教育学、教科教育、教科専門）や大学を異にする形の組み合わせになる。とくに広域科学の原理からして、領域間の協力は重要になる。

④ 連合大学院方式であること。当初、文部省には地域割の考えがあり、前記博士課程問題研究会に提示したが、それが困難であることにより連合方式に切り替えたようである。連合大学院は一九八五年に創設された農水産学系の先行例があるが、生産物の違いから大学によって研究対象に特質をもつこの分野と異なり、教員養成の領域で連合方式には難点があった。この方式をとることについて行政事情があったことは確かであるが、当方ではできるだけ連合の意義をポジティブにとらえ、層の厚い教官編成ができること、大学間の望ましい緊張関係があること、研究情報の交流ができること、を評価する形で構想した。

⑤ 研究者養成を主たる任務とすること。今日、大学院が一般に職能形成のための現職研修の機能をもつとされ、とくに教員養成系の場合にはそのことが強く求められることがある。本研究科設置に当たっても、その問題はしばしば議論されたが、本研究科を設置する緊急の必要性は教科教育学をはじめ学校教育の最前線の問題領域にかかわる研究者の養成にあるとし、現職研修機能は当面修士課程の拡充において期待されるべきものであるという考え方が維持された。

四 研究科の運営

本研究科の運営のための基本的な組織は以下のとおりである。

本研究科は連合大学院の方式をとっており、本学を基幹大学とし、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学を参加大学として、四大学によって構成されている。したがって、研究科の最終的な意思決定の機関である研究科委員会は四構成大学の代表によって組織され、その基礎に各大学の運営委員会が置かれている。また、入学試験のために各連合講座からの代表を加えた拡大研究科委員会を開く。さらに、管理者として研究科長が本学の教授から選任され、また、日常的な実務を処理するために一名の大学院専任教官が置かれている。

また、入学試験の実施、教官人事や論文審査にかかわる基礎的単位として、連合講座を運営するために連合講座会議が置かれている。その責任者として連合講座主任が任期二年で選任されるが、初めの二期すなわち一九九九年度までは本学から選出されることになっている。

五 残された課題

最後に、設置後の状況とその問題点について、若干のことを記しておきたい。

まず、入学者選抜状況は、初年度である一九九六年度の志願者一一八名、入学者二名(内、留学生二名)、二年目の志願者八六名、入学者一七名(内、留学生二名)、三年目の志願者九二名、入学者二一名(内、留学生一名)となり、志願者に変動があるが、入学者に対して三〜四倍、定員(二〇名)に対しては

四―五倍の応募であり、現時点では、既設のものとは比べて高い倍率となっており心配する状況ではないと思われる。入学した学生は主指導教官の属する大学に配置されているが、現在までのところ、本学への配置に著しく偏っており、連合方式の趣旨からできるだけバランスのとれた配置になることが望まれている。

学生指導については、旧来の研究科のように講座として指導するシステムでないために、主指導教官と学生が閉鎖的な指導関係になりがちであり、学生間の相互研鑽の場が少ないことが懸念される。また、副指導教官による指導の機会を適切に設けることが難しいようであり、副指導教官の選定のありかたとともに、今後検討が必要であろう。これらのことに対処する方途として、初年度から実施されている事業に合同ゼミナールがある。一年次・二年次の全学生（三年次は自由参加）と一年次の主指導教官を中心に、合同の研究討議、研究状況の公開（ポスターセッション）等を目的としている。初年度は富士山の富士緑の休暇村で、二年目及び三年目は都内の日本青年館で、いずれも一〇月に行われ、良い効果を挙げている。

本研究科は現職研修を主たる任務にするものではないが、教科教育学の構築の目的から現職経験を重視する。しかし、現職経験者が本研究科において研究に専念していくことを支援するための条件がきわめて不十分である。例えば、過年度の実績に基づいて配分されるといわれる奨学金も、新設研究科にとって非常に不利である。研究条件の整備が、今後の問題点のひとつとなる。

また、学生受け入れの入り口である選抜システムと修了していく者の進路の出口をどう整備するか、今後多くの工夫が求められるであろう。とくに出口については、課程博士の意味づけとその水準をどのように考えるか、さらに進路がどのように開かれていくか等、本研究科にとって未知のことが多い。

なお、本研究科に根元的な問題として、教科教育と教科専門にかかわるそれぞれの研究領域を相互にどのように関係づけるか、という課題が残されている。教員養成系大学・学部にあつて、教科教育と教科専門の関係のつけ方は古くて新しい問題であるが、「大学における教員養成」の精神からそれぞれに独立した役割をもっているという考え方には相応の根拠があると同時に、あえて教科教育学を新しく構築していこうとする意図をもって構想設置された本研究科において固有の意味があることも確かである。教科専門に対しては、深い学識に基礎づけられた立場から文化資産をどのように教育的に構成していくか、その役割が期待されているからである。とりわけ今日の文化や教育の困難な状況において、そういった教科専門の能力に対する期待は強く、本研究科設置の背景にはそのことがある。教育と文化の関係の再構築のための新しい情報の発信能力の形成が期待されている。だが、このことに研究科の内外にわたる一般的理解を得ることは必ずしも容易でない。今後に関われ続けていくべき課題であろう。

子ども人口減少期に関連するいわゆる教育学部改組問題としては、博士課程はやや位相の異なる位置にある。むしろ、教育学部改組問題の外庄は本学にも強まってきており、それへの厳しい対応が迫られていることは事実である。しかしながら、本学はそのことを単に受け身的に処理するのではなく、新しい可能性を開いていく契機を博士課程にみてきたことも確かである。博士課程は、その未設置が大学一般の中で教員養成系大学・学部が独り遅れてついでいく格差状況を象徴するものであったことから、大学としての基本的機能を獲得する意味をもつものであると同時に、その固有の理念についていえば、今日の教育現実の閉塞状況を打開すべき教育学の知の体系を構築していく役割を果たす責務を負うものである。今後本学がそのような知の体系の発信能力を備えていくべきとき、その基地として本研究科に期待される役割は大きい。

第三章 附属図書館施設・センター 附属学校のあゆみ

第一節 附属図書館

附属図書館のあゆみについては本学として特色ある事柄に重点をおいて記述することとした。

一 附属図書館の発足から小金井本館の完成まで

一九四九（昭和二四）年五月三十一日東京学芸大学の創設とともに附属図書館が設置された。附属図書館の本館が世田谷分校に、分館がその他の各分校に竹早分館、小金井分館、追分分館、大泉分館として設置され、調布分教場には調布分室が設けられた。

七月三十一日付けで初代附属図書館長が任命され、一二月一日付けで附属図書館事務長が発令された。当初掛長は本館の図書事務掛長一名のみであった。翌年一月に附属図書館の組織・運営・予算及びその他の重要事項を審議するための機関として図書館審議会が設置された。図書館審議会はその後一九五二年八月に大学管理機構の改組に伴い、図書専門委員会と改称した。

当時は市民の利用も多く、一九五一年度の統計（図書閲覧延人員調）によると世田谷本館では「一般公衆」（男一七七三人、女四二人）が、図書閲覧者総数の一割近い数を占めていた。一九五〇年四月一日制定の「東京学芸大学附属図書館規則」第五章第一五条のただし書きに「前項の利用に差し支えない

限り一般公衆のために開放することができる」との規定があるゆえんである。

世田谷本館の建物は、旧銃器庫を書庫、通路を雑誌書庫、旧剣道場を閲覧室・事務室としたものであった。閲覧室内の図書は開架式で自由に閲覧ができ、閲覧用目録は欧米式に辞書体目録・分類目録を編成していた。一方、小金井分館には一九五一年に木造二階建ての閲覧室・事務室が新築されたが、書庫はコンクリート造の旧兵器庫を利用した、小さな高窓だけの暗い建物であった。小金井分館の図書はすべて書庫に収蔵され、職員が出納する開架式であった。

大学の小金井地区への統合方針に伴い、調布分室及び追分・竹早・大泉の三分館は一九五一年から五年の間に年を追って小金井分館に統合された。統合により各分館等から移管された一〇万冊余りの蔵書（旧蔵書と称している）は師範学校時代からの蔵書が主であり、図書の分類方法や目録は分館ごとに異なっていた。これを統一し蔵書を利用しやすくすることが附属図書館にとつては大きな課題となった。

分館等の統合に当たって、追分分館の教育課程文庫のみは世田谷本館へ引きつがれた。教育課程文庫とは、一九四七年に米国政府から日本政府に寄贈された教育関係図書・教科書等のセットを基に、文部省が全国一機関に開設した米国教育文庫を嚆矢とする文庫である。本学では一九四七年初頭、追分分校の前身である第二師範学校女子部に米国教育文庫（American Education Library 略称 A.E.L.）として開設されたが、翌年七月に日本の教科書・学習指導要領が追加されて、従来の米国教育文庫は教育課程文庫（Textbooks and Curriculum Library 略称 T.C.L.）と改称された。一九四九年には世田谷分校に米国の新刊書が貸与され、アメリカ教育文庫（略称 A.E.L.）を設置している。世田谷分校では同年

一〇月、文庫の洋書二〇〇冊余りのリストを載せた収書通報及び「東京学芸大学YOUTO図書利用規程」を作成し、近隣の小中学校（一九校）、高等学校（一校）、大学（三校）に学長名で送付して文庫の利用を呼びかけている。アメリカ教育文庫は、のちに教育課程文庫に吸収された。ちなみに、現在この教育課程文庫は、小中学校の教科書は整理して閲覧可能であるが、その他の図書は分散したまま未整理の状態である。

蔵書は分館からの移管により数こそ多くなったものの、新制大学としてふさわしい内容に整備していることが求められた。そこで一九五九年、各研究室に依頼してそれぞれの関係専門分野に必要と思われる基本的な図書のリストをとりまとめ『基本図書目録』を作成した。この目録の完成により、一九六〇年から、購入のための基本図書費が計上され、以後学術雑誌バックナンバー・全集・叢書等を中心に未蔵資料の収集を進めることができた。また、別に各分野にわたる参考図書（辞典類等）を集めた『一般基本図書目録』も作成して、これに基づく収集にもつとめ、蔵書は次第に整備されていった。

小金井地区への統合に備えて、一九六一年三月小金井に鉄筋コンクリート造三階建一七六五㎡の図書館（現在の人文研究棟C号館の一部、以下旧館という。）が建設された。完成を機に四月一日、従来の小金井分館を本館に改め、世田谷を分館とした。小金井本館は七月に新しい建物に移転し、九月一日から閲覧業務を開始した。事務機構を本館三係、分館一係に整備するとともに、図書の購入・整理はすべて本館で行うこととした。書庫（八〇八㎡）は工事が遅れて九月末に竣工し、移転作業は一二月によりやく終了した。

本館としての体制が整うとともに、一九六二年六月から指定図書制度を開始した。指定図書制度と

は、教官が自分の講義に関連する必読図書を指定し、これを図書館に備えて学生の利用に供する制度である。すでに一九五〇年代から実施していた私立大学もあつたが、この頃は主として国立大学を中心に徐々に指定図書制度が試みはじめられていた時期であつた。初年度は新設科目「道德教育の研究」のための指定図書四八冊でスタートし、翌年には保健体育科目のための九八冊（一部複本を含む）が指定された。

二 附属図書館の統合から新館の完成まで

一九六四年三月、東京学芸大学は小金井地区に統合された。附属図書館は世田谷分館を統合し、一本化されて本館のみとなつた。図書専門委員会を図書館委員会と改称して附属図書館長の諮問機関に改め、三部制の各部から推薦された各二名の教官及び学校図書館学講座の教官一名による構成とした。また、事務組織を改正して管理係・整理係・閲覧係・参考係の四係に整備した。この時期に専任の参考係長が設置されたのは大規模図書館を除く国立大学では非常に早い方であつた。当初は係長一名の係であつたが、閲覧係の協力と整理係一名の兼務によりその後のレファレンス業務及び広報活動の基礎づくりをしていった。参考相談室の開設、利用者向け『参考図書の手引き』（不定期刊）の発行、松浦文庫の展示会開催、『附属図書館月報』及び『図書館案内』（年刊）の発行、新入生への図書館オリエンテーションの実施というように次々と図書館の活動を拡充した。一九六九年三月には『新入生のための一般教育読書案内』（年刊）の発行を開始するまでになつた。

『新入生のための一般教育読書案内』は新入生が受講する一般教育科目を対象に、その学習内容・学

習方法・参考文献等の執筆を授業担当教官に依頼し、附属図書館が一冊の冊子に編集したものである。本学のカリキュラムに対応した内容構成は、一般教育科目を学生が受講するに当たって非常に参考となるだけでなく、他の興味ある分野への読書案内としても役立つことから附属図書館の特色ある刊行物のひとつとなり、書名は変更したものの（後述）現在にいたるまで継続発行されている。この冊子に紹介されている図書は、可能な限り図書館に備え付けて利用できるようにしている。

大学の統合整備に伴い図書費も教官研究費の増加に連動して増額され、とくに一九六四年度及び一九六六年度は前年度にくらべて約六〇％増となった。本学の図書費は教官研究費の中から毎年一定の割合で充当されており、大学の規模に比較して図書購入費の占める割合が高いのが特徴となっている。

整理部門では一九六〇年からの非常勤職員による旧蔵書整理が進むなか、特殊文庫の目録発行を開始した。『松浦文庫目録』（一九六五年三月）、『望月文庫目録』（一九六七年三月）、『竹早文庫目録』（一九六八年三月）を相次いで発行し、引き続き一九六九年三月に『東京学芸大学逐次刊行物所蔵目録』を、翌年一二月には『東京学芸大学蔵書目録』第一分冊を発行した。逐次刊行物所蔵目録及び蔵書目録は研究室所蔵分をも含む目録である。『東京学芸大学蔵書目録』は第二分冊を一九七一年三月に、第三分冊を一九七二年一月に発行し、以後は年間受入図書を中心とする『東京学芸大学増加図書目録』として1から18までを、一九九一（平成三）年まで毎年継続発行した。

文部省は一九六六年度に必要な経費三〇〇〇万円を全国の国立大学一〇校・短期大学一校に配分することにより指定図書制度を実験的に実施した。本学附属図書館はこれまでの実績により一九六六年度及び六七年度の実験校の一つに指定され、本省からの合計八〇〇万円という当時としては巨額の配当経費を

受けて、一九六六年度は一年生の受講全科目を対象に約四四〇〇冊、六七年度は二年生の受講全科目を対象に約三〇〇冊が指定されて本学の指定図書制度は大幅に拡充した。これに伴い二階一般閲覧室の一部を仕切って指定図書室とし、指定図書の館外貸出を開始し、指定図書目録を発行した。一九六六年一月に文部省大学学術局大学図書館視察委員による附属図書館視察が行われた際の講評では、指定図書が本省の期待どおり活発に利用されていること、簡単な分類をして早急に利用できるようにしたこと等が評価されている。

(一) 紀要(研究報告)編集業務

本学の紀要は、一九四九年一月二〇日に『東京学芸大学研究報告』として第一輯が発行された。第八集までは、研究助成委員会の任務の一つとして、事務局の教務課で発行事務を行っていたが、第九集(一九五八年発行)から編集は図書館委員会に移行され、発行事務も附属図書館に移された。

大学の小金井地区への統合を機会に研究報告の編集及び出版に関する見直しがなされた結果、一九六五年七月二二日の代議員会において「東京学芸大学研究報告出版に関する委員会要項」が審議され、年末には学長に答申された。

翌年三月一九日に「東京学芸大学紀要出版規程」が定められた。編集は学科目等の部門ごとに構成する編集委員会に任せられ、出版は附属図書館長及び各部門の編集委員長をもって組織する出版委員会のもとに行われることとなった。名称も第一八集(一九六七年)から『東京学芸大学紀要』と改称し、従来に分冊方式を部門別に改めた。出版委員会に関する庶務は「当分の間、附属図書館がこれを処理する」

と規定されて以来、現在にいたるまで附属図書館が担当している。

(二) 新図書館の建設計画

旧館の建物は、蔵書数・利用者数の増大に伴い早くも手狭になり、一九六六年一月に実施された文部省による視察の際にも閲覧室及び事務室は早急に増築する必要があると指摘されていた。書庫の北面及び敷地東側への増築計画が何度か検討されたが、事務局の意向もあり図書館の「新営」について概算要求を行うこととなった。当時の学長から講堂及び教育研究センター併設の図書館構想が出され、一九七一年一月、学長の諮問機関としての附属図書館建設準備委員会が設立されて具体的な建設計画を立案するための審議が行われた。しかし図書館に講堂を併設することには図書館長が難色を示し、また、センターの併設ともども文部省の了解も得られず計画は翌年にもち越された。

一九七二年一月二日建設準備委員会は「図書館建設計画」を作成し学長に答申した。

「図書館建設計画」における一般方針の要旨は次のようなものである。

- ① 研究図書館と学習図書館の二つの機能を両立させる。
- ② 利用者優先を原則として、利用しやすく、親しみのある図書館にする。
- ③ 今後の大学教育、特に教員養成大学における教育・学習に視聴覚資料が大きな役割を果たすことを考慮して視聴覚関係施設を設ける。
- ④ 教育系大学図書館として、教育分野における専門図書館としての機能を発揮できるように配慮する。

⑤ 図書館業務全般にわたる機械化を前提とする。

これをもとに作成された設計要旨は次のようであった。

① 配置計画

敷地はキャンパスのほぼ中心に置き、主入口を西側にとって、講義室・研究室方向からのアプローチを容易にした。将来の増築に備え、東側に空地を残した。

② 平面計画

書庫には電動式書架を採用した。地階に書庫、一階・二階は学生・研究者の利用に重点を置き、三階に事務室、視聴覚ホールを設けた。図書館及び視聴覚ホールの利用者・職員の動線を考慮してエレベーター二基を設置した。

③ 意匠計画

利用者に魅力ある建物とするため、意識的に変化をもたせた。全般的に清楚な感じをもたせるため、外装に白色の小口タイルや発色アルミサッシを採用、正面にはカーテンウォールを取り入れてコントラストを強調した。

④ 構造計画

柱の間隔を東西七m・南北六mとし、モジュラー・プランニングを採用した。

(三) 新図書館の竣工

一九七三年三月工事契約が行われ、翌年三月に総面積六二四一²m²の、現在の建物である新図書館が竣

工した。総工費四億五六一五万円であった。

一九七四年八月二〇日、学長出席のもとに部内の開館式を行い、翌二日から自由閲覧室及び開架閲覧室の一部分を開館し、九月二日から全面的に開館した。開館記念式典は、改めて一〇月一八日に新装成った三階視聴覚ホールにおいて盛大に挙行された。

新図書館の特徴は、さらに種々あげることができる。

①地階を書庫としたが、完全地下とせず南北にドライエリアを設定したため、湿気をかなり抑える効果があった。

②三階建てにもかかわらずエレベーターを二基設置、一基は通用口と三階の事務室とを連結する業務用及び視聴覚ホールの利用者用として、あとの一基は、窓口・レファレンス・書庫・事務室と直結する運用面を考慮した職員用として、カウンターの内部に設置した。

③事務局棟との連絡のため、非常階段を兼ねて事務局側に外階段を設置した。

④職員の休憩室や会議室を設置した。(畳敷きの二室を含む休憩室は、規模の面で当時はほとんど前例がなかった。)

⑤書庫は全面的に電動集密書架とし、図書の収納力をできるだけ大きくした。

⑥カウンター・目録カードケース・雑誌架・閲覧机・椅子等利用者用の家具は、本学美術教育学科の助教教授が設計した。玄関ホール・ブラウジングルームに置かれた外国製の椅子も同助教教授の選定によるものであった。

三 新図書館における図書館活動の展開

新しい建物を得て図書館は活気にあふれ、附属図書館がうちだす計画は次々と実現し、まさに図書館活動の大展開期となった。

(一) 事務部課長制の施行

新図書館の建設計画を具体化し図書館の近代化を実現するため事務機構の整備に重点を置いて提出した概算要求が認められ、一九七五年四月一日、単科大学の図書館としては異例の事務部課長制が施行された。受入関係業務を担当する収書係の新設も認められ、整理課（総務係・収書係・目録係）、閲覧課（閲覧係・参考調査係）の二課五係体制が実現した。このとき若手の職員が何人が採用されたことは電子計算機導入の布石となった。

(二) 電子計算機の導入

図書館業務に電子計算機を導入することは新図書館計画の重要項目であった。その実現をめざして翌年の概算要求事項にあげるとともに、一九七五年五月館員による機械化検討グループを設置した。当時は自分たちの手でプログラムを開発せねばならず、グループは自主的に他大学図書館の電算化事例の研究やプログラミング研修を重ねた。

翌年一月図書館近代化設備費予算の内示を受け、導入する機種について検討した結果、沖電気工業(株)

製のOKITACシステム50/40に決定し、同年五月に契約のはこびとなった。図書番号及び利用者IDの読み取り方法としては当時開発されたばかりのバーコード方式を取り入れることとした。

諸準備が整い予定どおり一九七七年四月に電子計算機による貸出業務を開始した。初めは、端末に組み込まれた補助記憶装置を使用したオフライン方式による貸出・返却処理であったが、六月にオンライン方式による閲覧業務が稼働し、貸出・返却処理はもとより、貸出期間の延長、予約、特定図書の問い合わせ、利用者ファイル・チェック、返却予定日の修正等の電算機処理が実現した。

一九七七年四月一日に電算機担当の情報資料系の新設が認められ、事務組織が二課六係となって電算機にかかわる体制が一層強化された。同年七月には閲覧業務と並行して進めていた図書受入業務の電算化が実現した。これにより図書費予算の使用状況が画面で常に把握でき、会計処理上の必要書類及び指定図書目録等の出力が可能となった。受入業務の電算化は、国立大学においてきわめて初期に実現できた例として注目されるものであった。

次に雑誌受入業務の電算化を図るため九月に雑誌業務電算化検討グループを組織し、雑誌業務の現状分析、機械化対象業務の検討を開始した。一九七九年一月二二日の「東京学芸大学事務電算化推進規則」の制定に伴い、附属図書館ではこのグループを改組し、新たに雑誌処理業務プロジェクトチームを編成してシステム設計に当たった。念願の雑誌受入業務の電算化を開始したのは一九八一年八月であった。この結果雑誌受入業務に必要な帳票類の明細書・関係リストの作成、購入雑誌に関する金額計算、雑誌受付記録の自動編集・出力等が可能となった。

折しも、文部省は一九八〇年から国立大学附属図書館へのコンピュータシステムの計画的導入を開始

した。同年一月学術審議会は「今後における学術情報システムの在り方について」を文部大臣に答申、一九八一年四月から「学術情報センター設置調査」が実施され、学術情報システムの実現に向けて検討・準備がなされた時期であった。

(三) 全国国立教育系大学附属図書館協議会の活動

全国国立教育系大学附属図書館協議会は、一九六八年に本学附属図書館の提唱により創設された協議会である。なかでも一九七〇年に発足した同協議会の研究部会は、若手の職員を含めた実務担当者による研究・交流の場として今日にいたるまで重要な役割を果たしている。一九七五年八月に本学で開催した第六回研究部会では、教育系大学附属図書館に共通する課題の一つとして所蔵教科書の整理方法が議題として取り上げられ、教科書の標準分類法を制定する必要性について合意した。同年一〇月の同協議会総会で教科書分類法の原案作成のための小委員会の設置が認められた。本学から二名、宮城・愛知・大阪の各教育大学から一名ずつの計五名で構成された小委員会が検討を重ねて作成した原案は、二年後の一九七八年の総会においてようやく承認された。難産ではあったが、全国国立教育系大学附属図書館協議会が作成した教科書標準分類法として『大学図書館研究』（学術文献普及会発行）一四号（一九七九・九）に、経過報告とともに掲載されている。

また、同協議会は一九七六年八月、三日間にわたって参考業務研修会を本学で実施した。この研修会は本学の参考調査係を中心とする図書館職員が講師となり、教育系大学附属図書館の参考業務に必要な二次資料の使い方や利用方法を修得することを目的とし、演習を中心としたものであった。国立教育系

七大学の附属図書館から一五名が出席し、充実した研修会となった。

(四) 公立学校教員への公開

一九七七年五月、小金井市官公署連絡協議会が本学で開催された折、当時の小金井市長から市内の小中学校の教員に学芸大学の図書館を利用させてほしい旨の要望があつた。翌月改めて小金井市と附属図書館との話し合いがなされ、これを受けて館内では実現の可能性について検討を重ねた結果、翌年六月二十七日付け学長決裁による「小金井市立公立学校教員の東京学芸大学附属図書館利用実施要項」が成立した。七月一五日から小金井市立公立学校教員は本学図書館の閲覧・文献複写・参考調査が利用できるようになった。このことは新聞記事になり、「地元教師に図書館を開放」等として地方版で取り上げられた。しかし、物品管理法上の制約があり館外貸出が除外されたためか、当初の利用者は決して多くはなかつた。

一九八四年一〇月公立学校教員の範囲を「小金井市立」から「多摩地区」に広げるとともに、従来の教育委員会経由の手続きを廃止し、来館した利用者個人による利用願方式に改め簡素化した。さらに一九八六年七月「多摩地区公立学校教員」を「東京都公立学校教員」に改正し、同日付けで東京都教育委員会教育長宛にこの旨を通知し、教員の図書館利用を呼びかけた。この頃になると、学校の休暇を利用して教科書を研究するために来館する常連の教員も見られるようになった。

(五) 電気通信大学との閲覧業務共同処理システム

一九七〇年代中頃の国立大学附属図書館業務の電算化は、その図書館備付の専用機あるいは、大学内の大型計算機の共用によるものであった。本学に導入した電算機器構成の特色の一つは、通信制御装置をもち、他大学の端末機を通信回線でむすぶることであった。

当時、閲覧業務等の電算化を検討していた電気通信大学附属図書館が、近隣地区であることから本学への接続参加の意向を表明した。ほどなく両大学附属図書館関係者からなる調査研究会が設けられ、沖電気工業㈱の協力を得て両大学の共同利用方式によるシステムの開発が進められた。一九七八年五月一日、その結果が中間報告にまとめられた。七月に入り、文部省科学研究費補助金特定研究「大学図書館における情報処理トータルシステムの開発」におけるサブシステムとして、両大学附属図書館間の閲覧業務共同処理システムが調査・研究の対象となり、予算的な裏付けが得られることとなった。翌年九月作業を進めていくためにグループを結成し、システムの開発と実施に関する諸事項の検討・準備に着手した。一九七九年五月二二日、東京学芸大学附属図書館・電気通信大学附属図書館共同処理システム(略称ALPS 2)が正式に発足した。これにより、東京学芸大学附属図書館の電子計算機OKITACシステム50/40と、電気通信大学附属図書館の端末装置を電々公社特定通信回線で結合し、電気通信大学附属図書館の閲覧貸出業務がオンライン・リアルタイム処理で行われることとなり、以後このシステムは一九八六年三月まで継続した。

(六) 大型コレクションの購入開始

一九七八年九月九日付け文書で文部省から「昭和五三年度及び五四年度における外国圖書の収集計画について」の照会があつた。いわゆる文部省配当予算による「大型コレクション」購入計画に関する最初の照会である。『ドイツ教育学集書』及び『英国教育学文献集成』の購入計画を提出したところ予算が配当され、教育系大学にふさわしい大型の図書館資料を受け入れることができた。以後現在までに「大型コレクション」として当館に備え付けられた資料は次のとおりである。

- 一九八〇年度 フランス教育学集書
- 一九八一年度 ロシア・ソビエト教育研究雑誌コレクション
- 一九八三年度 ヘボンその他の外国人編纂による日本語・東洋語辞書集成
- 一九八四年度 欧米障害児教育基本文献集成
- 一九八五年度 双六コレクション 近代庶民教育資料
- 一九八九年度 一七 一九世紀フランス教育史コレクション
- 一九九三年度 ルドルフ・シュタイナー文献コレクション

(七) 「図書館資料選定事務要項」の制定

図書館資料の選定は、図書館を構成する重要な要素として図書館委員会の審議事項の一つとなつてい
る。基本的・専門的な図書に関しては図書館委員会で選定するとともに、学生用図書の選択は一九七一
年三月に設置された図書館資料選択委員会において行つていた。また、本学の目的や性格を考慮して総

合的な見地から図書館資料の選択を行うため「図書館資料選択基準要項」を定めてその指針としていた。

一九七五年事務部課長制施行による事務組織の改正に伴い図書館資料選択委員会の構成員に、図書館委員の中から先任者及び学校図書館学講座選出委員の五名、及び附属図書館の課長二名が加えられた。これに伴い前記の「図書館資料選択基準要項」を廃止し、図書館資料に区分を設けてその区分ごとに選択の事務処理方法を明文化した「図書館資料選択事務要項」を制定した。

一九七七年、設置根拠の面から従来の図書館資料選択委員会についての見直しが提唱され、同時に関連する選択事務要項も再検討することとなった。一九七九年度の図書館資料選択委員会は、新たに作成された「図書館資料選定事務要項(案)」に関する審議を重ね、一九八〇年二月一四日を最終回として同選択委員会を解散した。新しい「図書館資料選定事務要項」は図書館委員会の討議を経て、同年三月四日館長決裁で制定された。この要項は、図書館委員会において審議する資料区分の範囲をさらに明確にするものとなった。その上で学生用一般図書を選択を行うための図書館推選図書選書担当者会議を新たに設置するとともに、その基準となる「図書館推選図書選択基準」を制定した。以上、この時期に制定した図書の選定及び選択に関する規程類は、現行規程の基礎となっている。

(八) 指定図書制度実施要項の制定

一九七八年に「指定図書制度実施要項」を制定した。この実施要項は、指定図書の範囲及びタイトル数等を明確にし、また、事務処理上の手続きについても定めたものである。

附属図書館の指定図書制度は発足以来今日にいたるまで継続実施している。現状を記せば、授業を担当する全教官に指定を依頼しており、一九九八年度は全体の約四分の一の教官から指定についての回答を得て、現在は約二八〇〇冊の指定図書が開架閲覧室内に別置され、学生に利用されている。

(九) 修士論文の保管

本学大学院の修士課程は一九六六年に設置された。課程修了に当たり提出された修士論文は、一九六九年に教務補導部長の文書による依頼を受けて図書館で保管を開始して以来、附属図書館で原本を保管していた。一九七八年六月二十八日、学内の大学院研究科小委員会において、修士論文の閲覧は図書館または研究室で行うことが決定され、同日の大学院研究科委員会に報告された。しかし、図書館側としては、修士論文の「原本」を図書館で保管し、かつ閲覧させることは適当でないこと、また、保管・閲覧するための修士論文は大きさを統一して製本する必要があることを大学院研究科委員会に提案した。

一九八〇年九月二四日の大学院研究科委員会において修士論文の規格が定められた。また、修士論文の正本（原本）は審査終了後本人に返却し、大学に提出する副本二部のうち附属図書館で保管する一部については製本したものを提出することが定められた。一九八六年、附属図書館では修士論文を図書館資料として登録受入れることとした。ただし、館外貸出はせず、複写するには論文の筆者の承諾が必要となっている。初年度以来の本学の修士論文は、書庫内に保管している。

(一〇) 一九八〇(昭和五五)年度大学図書館職員長期研修の開催

文部省主催の大学図書館職員長期研修は、国公立大学の図書館職員を対象とする研修で、一九六四年に開始され、現在でも毎年開催されている長い歴史を持つ研修である。その中で一九八〇年度の研修は、文部省と本学附属図書館との共催により、八月四日から八月二三日までの三週間、本学を中心会場として開催された。研修は、講義、演習、他館の見学、と変化に富んだ日程が組まれ、事務部長以下館員総出で研修受講者への対応に当たった。三週間をともに通ぐす受講者の間には親睦の度が深まるのが常であるが、殊にこの年の受講者による同窓会は連絡が密で、会場を所属する大学の持ち回りにして、今でも毎年開かれている。

(一一) 「特別研究資料」の収集

一九八四年六月五日の図書館委員会で「図書館資料選定要項」が改正され、図書館資料の区分の一つに「特別研究資料」が新しく設けられた。特別研究資料は「図書館資料選定要項」において「わが国の教育制度その他教育関係の研究活動に必要な資料のうち、往来物、明治期の教科書等現行教育制度前の教科書、これらの研究書及び史料等で、特に価値の高いもの」と定義し、これらの資料を重点的かつ計画的に収集しようとするものである。

同年度からそのための購入予算枠を決めて計画的な収集を開始した。予算額は、一九八四年度に四〇〇万円、八五年度・八六年度に各三二〇万円が計上された。

特別研究資料として購入した資料の内容は、往来物、戦前までの教科書、師範学校関係図書、教育史

関係図書等であり、往来物の中には貴重なものが含まれている。受入整理後の特別研究資料は、「日本近代教育史資料」として、書庫に別置している。

(二二) 図書館所蔵資料展示会

附属図書館には教育関係の貴重な資料をもつ「望月文庫」及び「松浦文庫」がある。「望月文庫」とは、本学の前身の一つである東京府青山師範学校が、一九二六（大正一五）年に創立五十周年記念事業の一つとして師範教育に関係ある資料を集めたコレクションで、実業家望月軍四郎等の厚意によって設立した文庫である。一方「松浦文庫」は当時の九州帝国大学総長松浦鎮次郎を中心とする「教育史編纂会」が、一九三八年に『明治以降教育制度発達史』全一三巻を刊行後、会を解散するに当たってその資料を、やはり本学の前身の一つである東京府大泉師範学校に寄贈したものである。

「望月文庫」には、江戸時代の庶民教育に教科書として使われた往来物をはじめ、明治中期頃までの教科書を所蔵しており、「松浦文庫」にも明治初期の教科書がある。また、昭和二〇年代に文部省から寄託された前述の「教育課程文庫」には昭和二〇年代の教科書が大体揃っている。その上、現行教科書に関しては「図書館資料選定要項」で、初等中等教育において使用されている教科書はすべて購入することを規定している。

当時の館長から、教員養成系大学の附属図書館として、将来教員をめざす学生に歴代の教科書を知って置いて欲しいとの意向が出されたのを受けて、館内で教科書の歴史を中心とする「図書館所蔵資料展示会」を開催することとした。

第一回の展示会では、一九八四年一月六日から五日間、国語・数学関係の往来物及び明治以降の算数・数学教科書約三〇〇点を、図書館の一階ロビーを会場として展示した。解説及び展示目録は館報『図書館ニュース』の二三巻二号を展示会の特集号に充て、これに掲載した。また、期間中には展示会に関連する講演会を、図書館の視聴覚ホールにおいて開催した。

図書館所蔵資料展示会は本学教官の協力を得て、第二回以降毎年一月初旬の教育・文化週間にあわせて開催した。一九八七年度から展示期間を延長し、一九八九年度以降は本学の小金井祭の期間にもかかるように実施した。展示会は、国語、理科、音楽（唱歌）、社会科、美術、書写・書道、英語、家庭科と教科別に毎年実施し、学内外から好評を得ていたが、一九九二年度末に、展示会場としていた一階ロビーを閲覧室に改装したのを機会に、九年間の幕を閉じた。

(二三) 電子計算機の更新

一九八四年本学事務局に事務電算化推進協議会が発足し、部局別分科会の一つとして図書事務電算化分科会が設置された。一月二九日の第一回会合において附属図書館は事務電算化の実施事項を次のように想定し、報告した。

- ① 昭和六〇（一九八五）年度以降三年以内に実施する事項…… 図書・雑誌受入、図書・雑誌目録作成、貸出・返却、（参考業務としての）調査・回答、相互協力
- ② 同じく五年以内を実施する事項…… 利用者による目録検索
- ③ 具体化について鋭意検討を要する事項…… 蔵書点検

④当面電算化を見送る事項……全蔵書データの遡及入力

実施事項実現のためにも、一九七六年に導入した電算機は一〇年近く経過しており更新が必要であった。電算機の新システム計画については作業班を設けて検討し、一九八五年七月「東京学芸大学附属図書館新システム計画」をまとめた。関連各社からの提案書を館内の機種選定会議において検討した結果、ファコム・ハイタック（ハイタック本部）及び日立製作所の連名による提案（一部変更）に決定した。この提案は、とくに学術情報センターとの接続について今回の新システム計画の要件を満たすものであった。

一九八六年三月電算機はH I T A C L 470に更新され、三月二五日学術情報センターの目録システムと教育モードによるオンライン接続を行った。学術情報センターとの接続は全国の国立大学で一番目の早さであった。しかも、大型コンピュータを通さず、オフィスコンピュータをベースとしてDD Xパケット交換網を使用するV T S S方式による直接接続は本学附属図書館が最初であった。翌年六月一日に目録システムの接続方法を教育用モードに切り換え、書誌所在情報の学術情報センターへの登録業務を開始したが、この段階ではまだ大量の登録データについては磁気テープで同センターに送付し一括処理をしていた。

一九八七年四月一日、附属図書館事務組織を一部改正して目録係を目録情報係とし、電算機の管理・運用に関する事務を情報資料係から目録情報係に移行した。情報資料係は、担当していた相互利用に関する業務を中心とする相互利用係に改称された。

四 より良い図書館をめざして

一九八八年四月八日付けで国立大学附属図書館の課名変更が実施され、整理課は情報管理課に、閲覧課は情報サービス課となって、図書館が「情報」を扱う機関とするイメージが強調された。図書館業務はほとんど電算化されコンピュータに向かって仕事をする時代となった。図書館を利用する学生にとってもコンピュータを操作して情報を得ることが「カッコイイ」時代から「必要不可欠」の時代へと変わった。これからはより使いやすい図書館をめざして運営していく時期といえるであろう。

(一) オンライン利用者目録の運用開始

一九八六年三月に更新した電算機HITAC L470は、レンタル方式のため導入以来三年でまた更新の時期を迎えていた。更新を機会に利用者目録のオンライン化を実現するべく検討を重ねていたが、当時のレンタル料月額五〇万円の電算機では容量不足のため実現が難しく思案していた。

ちょうどこの頃、学内において一九八九年度情報処理センターの設置構想が計画されていた。情報処理センターの電算機システムにとっても学術情報センターとの接続は、今や不可欠な要素であった。そこで附属図書館は電算機システムの仕様書作成を情報処理センターとの共同作業によって進めることとした。一九八九年一二月情報処理センターが発足し、一九九〇年二月一日情報処理センター電算機のサブシステムとして、日本データゼネラルECLIPSE MV・2500DCシステムが附属図書館に設置された。

この間、附属図書館の事務用電算機は一九九〇年四月、従来のHITAC L470からHITAC M620/20に更新したが容量不足は解消されず、閲覧・受入業務は図書館の電算機で処理し、目録を中心とする学術情報センターとの接続による業務は情報処理センターの電算機経由で行うことに振り分けられた。

一九九〇年六月、新規受入図書を対象にオンライン目録の作成を開始、これに伴い中国語・韓国語・朝鮮語の図書及び視聴覚資料を除き、カードによる目録の作成を中止した。

六月一五日、利用者用端末五台（一階閲覧室内に四台、二階閲覧室内に一台）を設置してオンライン利用者目録（略称OPAC=Online Public Access Catalog）の運用を開始した。館内のほか研究室の端末からも学内LANを介してオンライン利用者目録が利用できるようになった。

(二) 国立大学図書館協議会シンポジウム（東地区）の開催

国立大学図書館協議会は、全国国立大学の図書館職員を対象とするシンポジウムを毎年開催している。第五回目（一九九一年度）のシンポジウムは、本学（東地区）と大阪大学（西地区）が当番館となり、「ILLシステムへの円滑な対応を目指して」を共通のテーマとして実施した。

この時期、学術情報センターは、国立大学図書館協議会学術情報システム特別委員会の『ILLシステムレポート』を受けてILL（Inter Library Loan 図書館の相互利用）システムの第一年次の開発を終え、一九九二年四月からの本格運用を前に、本学附属図書館を含む数館でモニターを行っていた。

附属図書館ではILLワーキンググループを設けてILLシステムの実施に向け検討を重ねていた。今

回のシンポジウムは、ILLサービスの実務レベルの課題や基盤整備について討議し、一九九二年度からのILLシステム運用への円滑な対応をめざすことを目的としていた。

シンポジウムは、一二月五日・六日の二日間、八王子市の大学セミナーハウスを会場として開催、四五名の参加者があった。本学からは、目録情報係長がILLローカルシステムの報告及び討議の助言者として加わった。

(三) 閲覧室の増設その他の施設・設備の改善

附属図書館の利用者は年々増え、座席数の不足は深刻な問題である。事務局からは図書館には無駄なスペースが多いのではないかと指摘を受け、一九九一年七月、館内に情報サービス課長を中心とする「図書館スペースの有効利用プロジェクトチーム」を結成、九月まで三回の協議を重ね、翌年一月、同プロジェクト報告(案)を作成した。この報告(案)を参考に一九九二年度一般設備費要求書を提出、一部分に予算がつき、一階ロビーを仕切つて三六^m三六座席の閲覧室の増設となった。

一九九三年度末には、補正予算により視聴覚資料利用室の機器(ビデオ再生装置、レーザーディスク再生装置、CDプレーヤー等)の整備・充実が図られ、また、身障者用トイレ及びスロープ、正面入口の自動ドアが設置された。

(四) 書誌データの遡及入力開始

一九九二年度から非常勤職員による書誌(目録)データの遡及入力を開始した。この結果、一九九三

年一月末で、オンライン利用者目録による検索可能図書は約一万二〇〇〇冊となった。非常勤職員による書誌データの遡及入力は第二期の三か年計画（一九九五～九七年度）で現在も継続しており、一九九八年三月末で入力冊数は三三万冊強となった。これは、本学全蔵書の三六・九％にあたるものである。

（五） 東京学芸大学創基百二十周年記念特別展の開催

一九九三年二月一日、本学の芸術館において東京学芸大学創基百二十周年記念のシンポジウムが盛大に催された。この日の記念行事に向けて教科書展も企画された。附属図書館は本学附属高校大泉校舎の教諭二名の協力を得て、芸術館の二階展示室を会場として、東京学芸大学創基百二十周年記念特別展を大々的に開催した。近世庶民教育資料としての双六、往来物、教科書等約一〇〇点を展示、色刷りの展示目録を作成して来館者及び関係者に配布し、好評であった。

（六） 電子計算機の更新

一九九四年二月、特定調達契約により、図書館事務用電算機の更新を行った。新システムは、ハードウェアは日立HITAC M840/20、図書館業務処理ソフトウェアは同社製のLOOKS/U（VOSK版）によって構成されたものである。

一九九五年三月六日には情報処理センター電算機の更新に伴い、図書館サブシステムのハードウェアはSUN SPARC server ほかに更新され、相互利用業務、情報検索業務、電子メール、電子掲示板との

接続等図書館の電算機による業務は著しく増大した。インターネットにより、国内外の情報を利用することも可能となった。また、情報処理センターの新システムにより、学内LANで接続されているどの端末からでも、オンライン利用者目録及びCD-ROMサーバに搭載されたデータベース(MARC及びPsiLine)の検索が可能となった。検索端末の台数も増設した。二四時間稼働のため、時間外及び土日・休日開館時にもオンライン利用者目録の検索が可能となった。

(七) 自己点検・評価と将来展望に関する報告書の作成

一九九一年の大学設置基準の改正に伴い、各大学は教育・研究、管理・運営、施設・設備等の自己点検・評価を求められることになった。本学における自己点検・評価に連動して、一九九四年六月附属図書館委員会の下に「附属図書館自己点検・評価と将来展望に関する小委員会」を設置した。附属図書館委員会委員から五名、図書館事務部から四名の計九名を構成員とする小委員会は協議を重ね、翌年七月に報告書(案)を附属図書館委員会に提出、委員会の承認を得て、九月に『総合学術情報サービスに向けて 自己点検・評価と将来計画』と題する報告書が完成した。

この間、教官及び学生対象のアンケート、留学生対象のヒアリング、学内外の関係者との懇談会等を実施した。また、本学の図書館学非常勤講師である建築家からの図書館施設への評価・提言も、この点検・評価にとつては貴重なものであった。

(八) 附属図書館施設の改修

自己点検・評価の結果を活かすことは附属図書館の課題となった。将来展望の実現をめざして要求していた予算が認められ、一九九五年一月から二月にかけて、二階閲覧室の改修工事を行い、視聴覚資料利用室の一段高くなっていた床を平らにし、間仕切りを撤去した。二階の展示コーナーはパソコン端末設置閲覧室とするために、二か所の入口をつけて間仕切りをした。

二月末にブックデイトクシヨン装置を正面入口に近接して移設した。これにより入口に近い螺旋階段から直接二階開架閲覧室へ行けるようにした。暮れも押し詰まった二月二十七日、学長をはじめ学内の関係者を迎えて、三階視聴覚ホール前のロビーで附属図書館改修披露式を盛大に挙行了た。

この改修工事の結果附属図書館は非常に使いやすくなった。改善内容を当時の『図書館ニュース』号外(一九九五・一二)により紹介したい(図3-1参照)。号外の中で今後の新しいサービスとして計画している事項については一九九六年三月に実施・公開する運びとなった。

(九) 大学図書館研究集会の開催

本学附属図書館は、全国的な組織である日本図書館協会における、大学図書館部会の一九九四年度及び九五年度の部会長館を引き受けることとなった。部会長館の主な役割は、日本図書館協会の当該年度の理事になること、及び当番館として、「大学図書館研究集会」を開催することである。

一九九四年九月一六日、国公立大学図書館協力委員会及び大学図書館部会の委員から成る一九九五年度「第一五回大学図書館研究集会」の企画委員会を設置した。企画委員会を開いている中で、一九九

図書館ニュース

号外 (1995.12)

平成8年1月8日(月)スタート

図書館2階の利用がより便利に!!

夜間・土日・休日でも2階の参考図書や雑誌などが利用できます

図書館の改修工事も皆様のご協力により順調に進み、当初の予定通り年末には完成する運びとなりました。来年1月8日(月)からは新たな館内施設のもとでサービスを開始いたしますので、どうぞご期待下さい。

今回の改修工事による主なサービス改善事項を紹介すると次のとおりです。

- ①夜間延長開館時や土曜・日曜・休日開館時にも、2階にある参考図書や学術雑誌および情報検索機器等が利用できます。
- ②2階の視聴覚資料利用室と閲覧室の間仕切りを撤去し、閲覧スペースを拡張しました。
- ③2階の閲覧席(南側)に利用者持ち込み用ノートパソコン等の電源・情報コンセントを整備しました。
- ④新着雑誌用書架を2階へ移動し、雑誌閲覧用座席を設置しました。
- ⑤1階の正面玄関からラセン階段を登って、直接、2階閲覧室に入れるようになりました。

また、今後の新しいサービスとして次のものも計画しております。

- ①今年度内に2階に多目的パソコン端末設置閲覧室を設けます。
- ②近い将来2階に教育系学術雑誌を集中的に配架する予定です。
- ③近い将来1階に文庫本・新書等を集中配架する予定です。

四年度に研究集会とは別に研修会を開く案が出され、一月四日附属図書館を会場として「大学図書館の広報活動」をテーマとする講演とワークショップを実施した。本学教官による「そこから見た大学図書館広報」と題する講演、及び他の二大学による事例報告を企画した。ワークショップでは多彩な方法による広報活動の実例が展示・実演・紹介された。なかでも学内LANやインターネットを使用したインフォメーションシステムは、いずれも始まったばかりの時期であったため、参加者の高い関心を集めるものとなった。

第一五回大学図書館研究集会は一九九五年九月二八・二九日の二日間、芸術館及び新三号館を会場に、「総合学術情報サービスへの展望」をテーマとして開催した。

本学学長ほかによる講演会に続き、次の分科会では事例報告・研究報告とこれに対する質疑応答が繰り広げられた。

第一分科会「ネットワークをベースにしたこれからの図書館情報システム」

第二分科会「総合学術情報サービスへの展開とマルチメディア情報」

特別分科会「大学図書館の災害対策を考える」

芸術館の一・二階では学術情報機器・図書館用機器・災害防止用機器の展示が行われた。全国一八七館から約三〇〇名が参加した一大イベントであった。

(一〇) 『研究活動一覧』 刊行に伴う本学教官著作物の収集開始

一九九五年三月に本学教官の『研究活動一覧 一九九〇～一九九四』が刊行された。附属図書館では

この刊行を企画した東京学芸大学将来計画委員会の自己点検・評価小委員会とタイプアップして、本学教官著作物の収集を行うこととなった。具体的には、教官が研究活動に関する調査用紙を提出する際に、用紙に記載された著作物（著書、論文の抜粋またはコピー、報告書、研究発表を記録した写真・ビデオ・カセットテープ、口頭発表のレジュメ等）の寄贈も依頼し、同委員会を経由して、附属図書館の資料として受け入れ、本学教官著作物としての収集を図るものである。

こうして受け入れた一九九〇年以降の著作物は、附属図書館で整理し、図書は開架閲覧室に配架し、その他の著作物は書庫に保管して利用に供されている。

(一一) 新入学生に対するオリエンテーション実施方法の変更と『新入学生のための一般教育読書案内』の書名変更

新入学生に対する附属図書館のオリエンテーションは、一九八四年以来、学部新入生の学科ごとのオリエンテーション会場（教室等）へ図書館員がそれぞれ出向き、『図書館利用案内』及び『新入学生のための一般教育読書案内』を配布して、図書館の利用方法を説明していた。一九九五年四月以降は館内ツアー方式に変更し、対象を大学院生・特別専攻科学生にまで広げて実施している。

本学のカリキュラム改訂により、一九九五年度から一般教育科目が廃止され共通科目が新設されることとなった。この改訂に伴い、従来の『新入学生のための一般教育読書案内』を、内容構成も改めて『共通科目のための読書案内』と改称した。この冊子と『図書館利用案内』は図書館のカウンターに常備し、新入学生以外にも必要な人が利用できるようにしている。

(一一) 授業期の日曜・休日開館及び開館時間の延長

本学附属図書館では一九九二年一〇月から授業期の土曜開館を実施しているが、日曜・休日にも開館することが文部省の推進するところとなり、一九九五年一月八日からの試行を経て、同年四月から本格実施にふみきつた。授業期の土曜・日曜・休日の開館時間は、現在のところ一〇時三〇分から一六時三〇分までである。

一九九七年度には、本学の教育学研究科修士課程に夜間の総合教育開発専攻が設置され、併せて既設の修士課程に昼夜開講コースが設置されることとなった。このため附属図書館では平日の開館時間の延長を図り、夜間の学生にもできるだけだけのサービスができるよう検討を重ね、一九九七年四月一日から授業期平日の開館時間を二二時まで延长了。パソコン端末設置閲覧室の利用時間も二一時三〇分まで延長し、また、夜間でも複写ができるようコイン式及びカード式コピー機を導入した。これらの改善により、学部学生にとっても夜遅くまで利用できる図書館となった。

(一二) 連合大学院学生及び単位互換受入学生の附属図書館利用

一九九六年四月連合大学院博士課程の誕生に伴い、四月三〇日附属図書館において構成四大学の附属図書館長が出席して連絡会を開催、「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学生の構成大学附属図書館の利用について(申し合わせ)」を取り交わし、同時に申し合わせの運用上の細目を定めた。これにより、学生が構成大学の附属図書館を利用する場合は、原則として学内利用者扱いで利用できること等が定められた。

また、一九九七年二月一三日に「多摩地区国立五大学単位互換に関する協定書」が合意されたことに伴い、この協定書に基づき単位互換により受け入れた学生も、本学の学生同様に附属図書館の利用ができるようにした。

(二四) ホームページの開設

一九九六年五月、附属図書館のホームページを開設し学内外に公開した。内容は、図書館からのお知らせ、図書館利用案内、図書館オンライン目録及びオリジナルデータベース等から成るものである。とくにオリジナルデータベースとしては、共通科目のための読書案内、望月文庫往来物目録・画像、本学紀要目次、双六コレクション、修士論文目録、購入雑誌目録を提供している。

(二五) 東京学芸大学学術情報委員会の発足

一九九六年一〇月三日「東京学芸大学学術情報委員会規程」が制定され、同規程により東京学芸大学学術情報委員会が発足した。附属図書館事務部が情報処理センター等関係部局の協力のもとに同委員会の会務を処理することとなった。これは一九九五年度将来計画委員会報告の中で設置することが提案されたもので、学内における情報基盤の整備や学術情報の総合的・計画的な運営機構の整備等を審議することを目的としたものである。第一回の委員会は一九九六年一月一日に開催された。

(一六) 開架書架の増設と学術雑誌の配列変更

一九九六年二月末に一階及び二階開架閲覧室に書架を増設した。従来一・二階に分散していた学術雑誌を二階に集中配架するのが主な目的であった。また、増設して収納冊数が増えた分、教育学関係とともに利用の多い心理学関係の雑誌を、書庫から引き上げて自由に閲覧できるようにした。同時に雑誌を探しやすくするため雑誌・洋雑誌に分け、配列方法を従来分類順から誌名順に変更した。雑誌の配列変更は書庫内の雑誌についても実施したため、一九九七年二月二六日から三月七日までの期間を臨時休館し、職員全員及び学生アルバイトを動員する大作業となった。なお、紀要類の配列変更を九月に行い、これをもってすべての雑誌の配列変更作業を終了した。

一階閲覧室の増設書架には文庫及び新書を集中配架した。

(一七) ブックディテクション・システムの更新

一九九七年三月末、設置後一年が経過して老朽化が進み誤作動が多くなっていたブックディテクション・システムを、更新した。新機種は、車椅子が通行できる幅があり、また、身障者の杖で出入り口がロックされないような工夫がされている。

(一八) 事務用電子計算機システムの更新

一九九七年度に事務用電子計算機システムの更新を行った。新システムは、ネットワーク対応型であり、ハードウェアはSun Ultra 2 Model 2170^r、図書館業務処理ソフトウェアはLIMEDIOから構成され

ている。今回の更新により、OPAC以外の大部分の図書館業務（資料の受入、目録から貸出まで）が本システムで処理できることとなり、とくに、書誌データの一元管理が実現したことは大きな改善であった。

（一九） 特別資料閲覧室の設置

一九九七年度に視覚障害者が学部入学することが決まり、これに対応するため一九九六年度末に、共同学習室の一室に日本語音声読書機、英文音声読書機及び情報検索用機器を備えて、視覚障害者のための特別資料閲覧室を設置した。

（二〇） 科学研究費補助金研究成果公開促進費によるデータベースの形成

一九九七年度に科学研究費補助金の交付を受け、現在教育史関係データベースの作成を行っている。その概要は、附属図書館が所蔵する特殊文庫「望月文庫」（教育史）、「松浦文庫」（教育行政）及び「瀬川文庫」（教育哲学）の所収資料を中心とした、明治期以降の教育史及び関連分野の図書の書誌情報データベース、及び貴重資料である往来物、双六の画像データベースを作成する、一九九九年度までの三年の事業計画である。

なお、一九九七年度は、書誌情報データベースとして一万冊、画像データベースとして望月文庫往来物から三〇〇冊を入力した。

東京学芸大学附属図書館は全国国立教育系大学附属図書館の中心的存在としてのあゆみをたどってきた。図書館資料も教育関係に重点をおいて収集してきた。だが、学科目が多岐にわたることに加えて、教養系の設置以来さらに幅広い分野の専門的資料も要求されている。座席数の不足、書庫の狭隘、研究室図書の返戻等の面から、より広いスペースも必要となっている。また、定員削減による職員の不足は事務の省力化だけでは追いつかないほどの限界に近づいており、図書館サービスの維持に深刻な影響を及ぼしつつある。設置母体の東京学芸大学の今後の在り方とともに附属図書館がかかえる問題は山積している。

《参考文献》

- 東京学芸大学『東京学芸大学一覽』昭和二六年度 一九五一年
文部省教育課程文庫『教育課程文庫のしおり』一九五二年
東京学芸大学附属図書館『年次報告』一九五六―一九九六年
東京学芸大学創立二〇周年記念会『東京学芸大学二十年史 創基九十六年史』一九七〇年
東京学芸大学教務補導部『教務補導部だより』第三五号 一九七四年六月
松田上雄「戦後の大学図書館の歩み」『日本の科学者』第一五巻第七号（一九八〇年七月）
岩猿敏生ほか共編『新・図書館ハンドブック』雄山閣 一九八四年
大学図書館実務研究会編集『大学図書館実務必携』ぎょうせい 一九九二年
学術研究情報研究会編『学術研究情報ファイル』第一法規（加除式）

第二節 施設・センター

一 省令施設と学内施設

大学には、さまざまな施設やセンターがある。「施設」の一般的意味では、あらゆる建物は施設であるが、ここでいう「施設・センター」は、基本的には、英語で言えば *institute* に当たる教育研究機関で、専任の所属教官が配置されているか、それに準じる位置づけを与えられている施設を指す。

附属図書館は、大学に附置されている重要な全学共同利用施設であるが、この範疇からはずれる、あるいははずして考える。附属図書館は、その設置上の位置づけが別格であり、戦後の学制改革で新制国立大学が発足したとき、大学の教育研究を支える不可欠の施設として、国立学校設置法（一九四九年五月三一日制定）によつて、「国立大学に、附属図書館を置く」（第六条）ことが定められた。東京学芸大学の附属図書館も、大学とその歴史を同じくしている。

東京学芸大学には、現在、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、海外子女教育センター、保健管理センター、留学生センター、情報処理センター、有害廃棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設の九つの施設・センターがある。しかしそれらの施設・センターの設置の形態、性格は一様ではない。まず、大学に附置されている施設・センターと、教育学部附属の施設・センターとに分けることができる。さらに、省令施設と学内施設の違いがある。省令施設は、文部

省令に基づいて設置され、専任の所属教官等が配置されている施設・センターであり、学内施設は、学内措置で設置されている施設であつて、本来は、所属教官が配置されていない。留学生センターは、一九九八年四月に省令施設として設置されたが、九三年一月に学内施設として設置された留学生教育研究センターが実績を重ねて、省令化が認められたものである。また、情報処理センターは学内施設であるが、学内LANの敷設によつてその業務がさらに増大したことを踏まえ、学内措置として助教一名が配置されている。

国立学校設置法第五条に「国立大学の学部及び大学附置研究所に、文部省令で定めるところにより、附属の教育施設又は研究施設を置く」とあり、国立学校設置法施行規則（昭和三九年四月一日、文部省令第一一号）第二〇条に「第一四条第二項に規定するもののほか、別表第六のとおり、学部附属又は研究科附属の教育施設又は研究施設を置く」として、その別表六のなかに東京学芸大学教育学部附属の教育施設及び研究施設が記されている。それが、特殊教育研究施設、環境教育実践施設、教育実践総合センターである。すなわち、これら三つの施設・センターは、教育学部附属施設であり、省令施設である。あとの六つは、大学に附置されている施設であり、そのうち海外子女教育センター、保健管理センター、留学生センターの三つは省令施設、残りは学内施設である。海外子女教育センターは、東京学芸大学に設置されているが、同時に全国共同利用の教育研究施設である。

二 東京学芸大学教育研究所

戦後、師範学校時代末期の一九四七年、文部省通牒により、各師範学校に「教育研究所」を置くこと

が奨められ、新制大学発足後、それらの研究所は師範学校を母体にして創立された大学に引きつがれた。東京第一、第二、第三師範学校にはそれぞれ教育研究所が設置されており、師範学校が廃止された一九五一年に東京学芸大学教育研究所として統合された。しかし、その組織・活動の正式の記録は残されていない。おそらく校内施設であったと思われる。その活動を窺わせるのは、刊行された一二冊の年報だけである。ただ、『文部時報』第八三九号（一九四七年四月一〇日発行）に、同年三月一七日付で学校教育局長が師範学校長に宛てた通牒が掲載されている。

新教育の進展を図る目的で、師範学校に教育研究所を開設することが望ましく左記事項御了知のうえなるべくこれを新年度から実施するようお奨めする。

記

教育研究所は、教育の目的・内容・方法、及び教育調査・教育測定等についてその原理と実践とにわたって研究し、その研究と実證的成果とをもつてあまなく教育にたずさわるものに対して有益な指導と助言とをなし、それによって教育の地についた進歩発達を図ることを目的とする。

参考（実施案の一例）

一 教育研究所は各学校の現職員をもつて組織し運営する。二 教育研究所には所長、主事、所員、書記等を置き、その他は実状に応じて適宜これを設ける。三 教育研究所には委員会を設けることが望ましい、委員には、所員のほか、地方において現に教育行政にたずさわるもの、現職教員及び一般有識者等の中から適当な人を選んで委嘱しその協力賛助を得る。四 教育研究所の事業内容としては、おおむね次のようなものが考えられる。1 民主教育の理論及び方法の研究 2 学習方

法の諸形態の検討 3 教科課程、日課表、教材、教師用指導書、教科書等の研究 4 児童、生徒の自治活動 5 各種教育測定及び調査 6 学校行事の新設計 7 教具、教育設備の研究 8 研究会、研究講座、ワークショップの開設 9 実証者の巡回指導、巡回講座、実験学校、模範学校の指導、社会教育について 五 教育研究所の開設に際しては、所員の担当部門を一般に公表し、あまなく教育にたずさわるもの及び一般の教育に関心をもつものに、ここで便宜を与えるようにし、この機能をかっぱつに發揮することが望ましい。研究部門の分け方として新制小学校、中学校の教科を考慮に入れること。

備考 1 将来この研究所に対しては、その研究と施設とについて相当額の予算をもつように努力する予定であるが、さしあたり昭和二二年度においては現行の学校定員と学校経費との範囲内で運営してほしい。同窓会教育会等の密接な協力等も期待される。2 開設の後は開設要領を報告してほしい。

一九五三年七月、東京学芸大学教育研究所第一年報「道德教育」が創刊されている。奥付によると、同年七月一〇日発行で、発行元は、学芸図書株式会社。巻頭に東京学芸大学教育研究所年報編集委員会名の序が付されているが、委員会の構成、委員名はわからない。以後、六四年、第一一年報まで順次刊行され、七〇年に第一二年報が出て、その活動は終わっている。第三年報、第四年報のはしがきには、おそらく編集委員会を代表して、それぞれ末尾に括弧入りで尾崎廐四郎、鈴木治の名前があり、第五年報「情操教育の問題」には、はしがきの代わりに倉沢剛「問題の提起」と、編集委員会（神蔵重紀）のあとがきがある。第六年報にいたって、その序に東京学芸大学教育研究所長という役職名が現れ、奥付

の発行者も同研究所代表者に変わっている。同年報から第八年報までは村上俊亮、第九、第一〇年報は高坂正顕が研究所長をつとめている。第六年報には川口廷のあとがきがあるが、その後の年報にはあとがきはない。

第一〇年報にいたって初めて、巻末に東京学芸大学教育研究所・研究メンバーが記されている。研究協議会委員長として三浦義雄（東京学芸大学附属竹早小学校長・幼稚園長）、研究運営委員として、委員長佐藤正ほか、大学、附属小学校、附属幼稚園の教官の名前がある。第一一年報には、東京学芸大学教育研究所所長・東京学芸大学学長高坂正顕、教育研究所運営委員長望月久貴のほかは、執筆者のリストしか記載されていない。両年報とも、奥付には、それまでの発行者名に代わって、編者として同研究所年報編集委員会名が記されている。

最終年報となつた第一二年報には、委員名簿はなく、研究委員長堀内敏夫の編集後記がある。それによると、同年報「教授・学習過程の分析・総合に関する研究」は、「二年継続による大学・附属校教官の協同研究の成果」であり、原稿の執筆は一九六七年度に完了していたが、国庫による出版は、従来の第一一年報までの手続きでは、会計法規上の不備があるとのことで刊行が遅れ、六九年にいたりようやく予算支出及び出版手続きの目的が立って、七〇年三月に刊行されたものである。編著者は研究所、発行者は学長兼所長鎌田正宣、印刷者は株式会社古澤。

以上が、研究所年報から窺われる東京学芸大学教育研究所の活動のすべてである。年度ごとに研究テーマを決めて大学と附属学校・園の教官が共同研究を行い、その成果を年報として発表するのが、その活動内容であつたと思われる。出発時から、文部省通牒の参考（実施案の一例）にあるように、所長や

所員等、あるいは編集委員会のほかに研究組織が置かれていたのかどうかはわからない。『東京学芸大学二十年史』（一九七〇年）によれば、「この研究所は専任所員と固有の予算をもっておらず、教官や教諭が本務の傍ら研究所の仕事に参加し、予算も学内操作による捻出によってまかなわれていたために不十分であった。」第一〇年報刊行時（一九六三年）には研究協議会と研究運営委員会が、また第一二年報（一九七〇年）のときには研究委員会があった。『二十年史』編集の時点で、同研究所は「ほとんどその機能を停止して」いたようであるが、正式にいつまで存続したのかは判然としない。他の教育系大学、例えば大阪教育大学や京都教育大学では、現在も教育研究所から「研究所報」あるいは「所報」が刊行されている。

三 教育学部附属施設・センター

（一） 附属特殊教育研究施設

東京学芸大学の現在の施設・センターのなかで最も早く設置されたのは、教育学部附属特殊教育研究施設で、心身障害児を対象とした特殊教育の基礎的研究と臨床的研究を目的として、一九六七年四月一日に設置され、一九九七年に創立三十周年を迎えた。実際には、その歴史はさらに、一九六三年一月、言語障害児の治療教育の方法論的基礎を研究することを目的として設置された言語指導研究施設に遡ることができる。

言語指導研究施設は、基礎部門、診断部門、指導部門の三部門で計画されたが、最初は一部門（基礎部門）だけで発足した。スタッフは教授併任の施設長のほか、教授一、助教授一、助手一、事務官、事

務員各一で、建物は「古い木造平屋建ての長屋を改造し、施設長室、第一・第二研究室、実験室、事務室」(『東京学芸大学二十年史』、第六章第二節)の五室であった。一九六六年四月に、第二部門(診断部門)が増設され、翌六七年四月、精神薄弱児教育研究部門の増設を機に、特殊教育研究施設と改称した。また、施設名の改称と合わせて、従来の第一・第二部門の名称をそれぞれ基礎研究部門、言語障害児教育研究部門に改めた。

特殊教育研究施設は、基礎研究部門、言語障害児教育研究部門、精神薄弱児教育研究部門の三部門九名体制で出発し、一九七〇年四月に、情緒障害児教育研究部門を加えて四部門構成となった。さらに三年四月、それまでの障害別の小部門構成を教育診断部門と治療教育部門の二大部門構成(施設長(兼任)のほか、教授六、助教授六、助手一の二三名)に改組拡充し、診断・評価と治療教育を有機的に統合する研究体制を整えて今日にいたっている。

現在の各部門の研究活動の概要は以下のとおりである(『東京学芸大学特殊教育研究施設要覧』に拠る)。

教育診断部門

行動診断学研究

障害児・者の発達過程と障害の発現機序の解析、およびそれに基づく教育診断・評価技法の開発を行う。

1 中枢神経メカニズムの解明

2 感覚・知覚過程および学習・思考過程の解析

- 3 構音・言語能力の発達過程の解明
 - 4 構音・言語能力の診断・評価法の開発
- 人間関係学研究

障害児・者を対人関係の障害という視点から診断し、その発現・障害・発達に関する研究を行う。

- 1 遊びにおける母子相互交渉の発達に関する研究
- 2 認知発達に及ぼす対人相互交渉の機能の解明
- 3 仲間との相互交渉に関する生涯発達研究

治療教育部門

発達援助学研究

障害児・者の発達過程に適合した治療教育方法の開発を行う。

- 1 早期療育カリキュラムの開発
- 2 日常生活・社会的技能に関する指導法の開発
- 3 運動機能の生涯発達と指導法の開発
- 4 言語・コミュニケーション指導法の開発

心理臨床学研究

心因的・気質的障害の発生過程の解明、およびそれに基づく心理的・環境的治療技法の開発を行う。

- 1 心因的および気質的な障害の発生機序の解明と治療技法の開発
 - 2 初期親子関係の形成過程の解明
 - 3 家族内の人間関係と障害支援メカニズムの検討
 - 4 保育・教育機関への適応過程の解明
- 障害工学研究

障害児・者の診断・評価 治療教育過程への基礎的・臨床的アプローチにおける工学的手法の適用に関する研究を行う。

- 1 認知・言語発達とその障害のメカニズムに関する実験的検討
 - 2 認知・言語発達障害の補償に関する工学のおよび臨床的研究
 - 3 教育工学的手法を用いた診断・評価法および治療教育プログラムの開発
 - 4 診断・評価 治療教育過程に関する情報データベースの構築
 - 5 教育現場および関連専門機関との情報ネットワーク・システムの構築
- 障害福祉学研究

障害児・者についての教育、福祉に関する社会的システム、制度および生活の質的向上に関する研究を行う。

- 1 地域ケア・システムの開発と実践研究
- 2 障害児の交流教育に関する研究
- 3 特殊教育諸学校・学級の教育課程および教育環境に関する研究

4 学校卒業後の生活に関する研究

5 障害者の老後に関する研究

この間、同研究施設は、数多くの共同研究、シンポジウム、日本特殊教育学会年次大会での自主シンポジウム・ワークショップ等の研究活動を積み重ね、さらに障害児・者の診断・評価と治療教育に関する免許法認定公開講座や、恒常的な発達障害相談、附属養護学校での発達障害相談等の実践的な活動を展開してきた。わが国の障害児教育の基礎的・臨床的研究に対する貢献は多大なものがある。所属教官は、研究活動と併せて、連合学校教育学研究所博士課程、教育学研究所修士課程、特殊教育特別専攻科及び学部の授業担当・論文指導のほか、都道府県教育委員会からの委託研究生の受け入れと実践研究・論文指導等の教育活動も行っている。同施設はまた、『特殊教育研究施設研究年報』、『研究生研究報告』、『特研ニュース』（年二回）を定期的に刊行している。研究年報は、一九六六年三月に創刊した『言語指導研究施設紀要』を二号まで出したあと、六七年四月、特殊教育研究施設として新たに発刊したのに伴い、翌年三月に改めて『特殊教育研究施設研究紀要』を創刊（四号まで）、七二年に『特殊教育研究施設報告』に改題（四三号まで）、さらに現在の二大部門体制になったのを機に、九四年に『特殊教育研究施設研究年報』を創刊したものである。

戦後の教育改革で、日本国憲法（一九四六年一月三日公布）に規定された国民の「教育を受ける権利」と「教育を受けさせる義務」（第二十六条第一項及び第二項）に基づき、教育基本法（一九四七年公布）は、「九年の普通教育を受けさせる義務」を定め、同時に公布施行された学校教育法は、六・三・三・四の学校教育体系のうち小学校と中学校及び盲・聾・養護学校の小・中学部を義務教育とした。学校

教育法はまた、それと併せて、小学校と中学校の設置義務を市町村に課し、小・中学部を含む盲・聾・養護学校の設置義務を都道府県に課した。義務教育制度は、小学校については一九四七年度から即時実施され、中学校については学年進行で実施されたが、盲・聾・養護学校に関しては翌四八年度より小学部一年生から学年進行で実施されて、五六年度に完成した。この間、「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」(一九五四年)の制定、中央教育審議会「特殊教育ならびにへき地教育振興に関する答申」(五四年)等があり、その後続いて「公立養護学校整備特別措置法」(五六年)が制定され、中央教育審議会「特殊教育の充実振興についての答申」(五九年)が出されて、一九五〇年代半ば頃からようやく特殊教育の整備が本格的に始まった。一九七二年には文部省の「特殊教育拡充整備計画」が策定されている(渡部昭男『特殊教育』行政の実証的研究』法政出版、一九九六、参照)。

東京学芸大学では、一九五三年に二年課程の聾学校教員養成課程(五五年廃止)、六〇年に特殊教育教員養成課程(聾教育専攻、養護学校教育専攻)、臨時養護学校教員養成課程(七三年廃止)、六八年に特殊教育教員養成課程に言語障害児教育専攻、六九年に臨時肢体不自由児教育教員養成課程(七三年廃止)、七三年に臨時情緒障害児教育教員養成課程(八三年廃止)が設置された。また、七三年には特殊教育特別専攻科(精神薄弱教育専攻)、翌七四年に大学院修士課程に障害児教育専攻が設置されている。こうした状況のなかで一九六三年に附属言語指導研究施設が設置され、六七年に改組拡充されて附属特殊教育研究施設が発足したのであった。

他大学では、愛知教育大学(一九七二年)、福岡教育大学(八七年)に障害児治療教育センター、上越教育大学(八七年)、兵庫教育大学(九〇年)、岐阜大学(九三年)、広島大学(九五五年)に障害児教

育実践センター、北海道大学（七八年）に乳幼児発達臨床センター、九州大学に発達臨床心理センター（八六年に設置された障害児臨床センターを九五年に改組改称）が設置されている。以上の八大学のセンターと附属特殊教育施設の研究機関は、一九九七年三月に国立大学障害児教育関連施設・センター連絡協議会を結成し、情報交換や公開講演会、公開講座を開催している。関連の施設・センターが教育系大学・学部にならざるが故に設置されていないのは、一九七一年に大規模な国立特殊教育総合研究所（久里浜）が設置されたからであろうか。

（二） 附属環境教育実践施設

附属環境教育実践施設は、野外における環境教育及びそれに関する基礎分野の研究・教育を行うとともに、学生等の実習・実験の場として利用に供し、環境教育の推進を図ることを目的として、一九九四年六月二四日に設置された。実際には、一九八七年五月二日に設置された附属野外教育実習施設を前身としており、環境教育の重要性が世界的に認識されるなかで、その教育研究事業を基本的に継承しつつ、同施設を改組拡充して、環境教育の研究と実践に関する新たな事業の展開を図ったものである。施設長（兼任）のほか、教授二、助教授一、技官一から成り、二〇名余りの兼任教官を加えて、六つの研究部門体制でその事業を展開している。

野外環境教育研究部門

環境教育の理念と教育方法の研究開発

1 自然と人間との歴史的関係とその教育方法

2 キャンプなどの野外生活、自然や文化遺産などの野外観察とそれらの教育方法

3 野外における自然・文化体験と児童の心身の発達との関係

環境教育の施設・設備の研究開発

1 学校園・児童公園などの人工的な小自然

2 児童教育園・緑地公園などの人工的な中自然

環境教育における現職教育のあり方に関する研究

生業生態研究部門

生業生態に関する環境教育教材の研究開発及び提供

1 土壌・水・地質・岩石など非生物的自然

2 農林業の体験学習

3 農的環境を活用した環境教育の方法、開発

生活文化と生業生態に関する自然科学的・社会科学的基础研究

1 土壌と農林業、農法

2 農村経済社会及び農村景観、農村計画

3 土地利用の変遷の把握

種及び遺伝資源保存研究部門

種及び遺伝資源の保存に関する環境教育教材の研究開発及び供給

1 栽培植物・近縁野生種の遺伝的多様性の保存・維持（雑穀類については約一萬系統の種子

を保存)

- 2 野生生物種の多様性と系統保存
- 3 生物教材の系統保存・育成管理・供給方法
- 4 ビオトープの開設と活用
- 5 植物さく葉標本庫の維持管理

ドメスティケーションの民族植物学的研究

- 1 栽培植物・雑草の地理的起源と伝播の生態学的研究
- 2 植物利用・食文化の文化人類学的研究

エコミュージアムの研究

- 1 通学圏エコミュージアム
- 2 農山村エコミュージアム
- 3 学校園・教育農場の整備・管理

都市生態研究部門

都市生態に関する環境教育教材の研究開発及び供給

- 1 都市公園・都市農地・緑地
- 2 動物園・植物園・生態園
- 3 都市計画・建造物・町並み保存・人間行動

都市生態に関する自然科学及び社会科学的基础研究

1 都市生態における動物・植物

2 都市生態における物質とエネルギー

地域の学習素材と支援システムを生かした環境教育に関する研究

環境教育教材研究部門

環境教育教材の研究開発に関する情報収集と分析

1 文書資料の利用法

2 文化財・標本資料など

3 教材開発についての情報解析

環境教育情報の整理と国内外への提供方法

1 環境教育情報の出入窓口の開設・維持

2 データベースの作成とWWWサーバ（インターネット）での公開提供

3 テレコミュニケーション、コンピュータ通信・マルチメディアの活用

インターネットの養成カリキュラムの開発

高地生態研究部門

高地生態に関する環境教育教材の研究開発と供給

1 国立公園・国定公園・国有林野などの大自然

2 原生自然における野外研究路

高地生態に関する自然科学及び人文科学的基礎研究

- 1 高地におけるワイルドライフ
- 2 高地における地質・土壌・地形・物質エネルギーなどの非生物
- 3 自然災害・人為災害

東京学芸大学の母体となった師範学校にはそれぞれ農場があったが、大学が小金井に統合される過程で、種々の改廃があった。一九四九年、大学創立時に、第一師範学校の農場は廃止され、五一年には青年師範学校調布農場が廃止になって、その代替として、世田谷農場が設置された（六一一年廃止）。五三年には第三師範学校農場とともに小平農場が廃止され、そこに小平寮が建てられた。東久留米農場は、六三年、その一部に雄迎寮が、六五年には附属養護学校が建ち、その後附属養護学校高等部の設置に伴って廃止された。その間五四年に小金井農場が設置され、東久留米農場の代替として拡充されて、八〇年に管理棟が新営された。そして八七年、学内施設であった小金井農場を改組し、附属野外教育実習施設が省令施設として新設され、九四年、改組拡充されて、今日の附属環境教育実践施設となった。

本学に野外教育実習施設が設置されるにいたった背景には、幼少年期における自然体験の欠如が自然の恩恵や生命の尊厳についての認識を低下させ、それが今日の青少年の精神生活に深く影響していることが憂慮され始めたということがあったであろう。直接的には、いじめや非行等、いわゆる教育荒廃が深刻化するなかで、そうした教育問題をどう克服するかを含めて、「二一世紀への教育」のあり方を検討するために発足した臨時教育審議会（一九八四―八七年）の「教育改革」に関する第一次～第四次答申が、自然学習体験の重要性を指摘したことが、その背後にあったと思われる。同時に、一九七〇年代に入って国連を中心に議論が始まった地球環境問題が、その後世界的な緊急・重要課題となり、学校教育

育における環境教育の必要性が広く認識されるなかで、一九九四年、野外教育実習施設の事業を継承しつつ、事業内容を拡大して、環境教育実践施設が発足したのであった。

他大学の関連施設・センターとしては、早い時期に設置された信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設（一九六六年）のほかは、京都教育大学附属環境教育実践センター（九二年）、奈良教育大学附属自然環境教育センター（九四年）、滋賀大学附属環境教育湖沼実習センター（九五年）、附属湖沼実習施設（七六年）を改組）、宮城教育大学附属環境教育実践研究センター（九七年）等、いずれも一九九〇年代になってから設置されている。これらの機関は、東京学芸大学環境教育実践施設に事務局を置いて、国立大学環境教育施設等協議会を組織している。

附属環境教育実践施設は、野外教育実習施設の時代から、日本の環境教育研究を先導し、一九七四年から環境教育研究会を発足させ、一九九〇年には日本環境教育学会を創立した。また、児童を対象とした大学公開講座「子どものための冒険学校」、成人のための大学公開講座「野外における環境教育」、公開セミナー「環境教育セミナー」等の事業のほか、一九九二年から、文部省主催の「環境教育担当教員講習会」の企画と運営を引き受けており、また同年から始まったやはり文部省主催の環境教育フェアにも参加協力している。さらに、一九九四年四月にアメリカのゴア副大統領の提唱で始まった「グローブ（GLOBE = Global Learning and Observations to Benefit the Environment）」と呼ばれる「環境のための地球学習観測プログラム」の日本における中央センターの役割を引き受けている。これは、「全世界の幼児・児童・生徒、教師および科学者が相互に協力しながら、全世界の個々人の環境に関する意識の啓発、地球に関する科学的理解の増進、理科教育においてより高い水準へ到達するための援助となる

ことを目的として環境観測や情報交換をおこなう、学校を基礎とした国際的な環境科学および環境教育のプログラム」(『東京学芸大学環境教育実践施設事業報告 野外における環境教育』第八号)である。併せて、それを推進するための、同プログラムの「モデル校指定事業」も展開し、二一の中学校をモデル校に指定して、それら及び諸外国との連絡調整等を行っている。

同施設はまた、教材植物遺伝子資源の系統保存を行っており、世界各地から収集された、キビ・アワ・ヒエ等を中心に、日本の系統保存センターの役割を果しているほか、雑穀研究会の事務局を置き、国内外の研究機関と連携して研究プロジェクトを推進している。

同施設は、教官が個別的に、学部 of 共通科目(総合学芸領域)環境系の授業及び教養系(自然環境科学、文化財科学)専門科目、夜間大学院(修士課程総合教育開発専攻環境教育コース)あるいは連合学校教育学研究科博士課程の教育研究指導を担当する等、学部・大学院の教育活動をも分担しているが、研究活動においても、研究報告『環境教育研究』の刊行、学内特別経費や科学研究費等による共同研究事業のほか、学術上の国際交流事業も活発に展開している。一九九五年一月には、日本環境教育学会との共催で、環境教育アジア太平洋国際シンポジウム「アジア太平洋各国における環境教育と国際協力」(於「麻布グリーン会館」を、九八年二月には同施設を中心にした東京学芸大学国際シンポジウム組織委員会主催で、国際シンポジウム98「地球時代の環境教育——国際比較研究を通して共通課題を探る——」(於「国立オリンピック記念青少年総合センター」を開催し、同年三月には、平成九年度工本スコノジャパン アジア・太平洋地域環境教育セミナー」(於「国連大学」)でも重要な役割を果たした。このセミナーは次年度からは環境教育実践施設が実質的に企画・実施することになっており、同施

設は、国内的にも国際的にも、引き続きわが国における環境教育の中心的な機関としての役割が期待されている。

(三) 附属教育実践総合センター

附属教育実践総合センターは、一九九七年四月に設置された。その限りでは新しいセンターであるが、実際には、一九七一年四月に設置された附属教育工学センターと七六年五月に設置された附属教育実習研究指導センターの二つのセンターを統合再編し、両センターの事業をそれぞれ継承しながら、教育臨床あるいは教育相談や学校改善にかかわる事業を加えて、広く教育実践に関する研究・開発・指導等を相互に関連させつつ展開できるように、拡充を図ったものである。「大学及び附属学校との緊密な連携を図りつつ、教育実践に関する総合的な研究・開発・指導を行い、もって、教員養成及び現職教育の推進を図ることを目的とする」(同センター規程)。センター長(兼任)のほか、教授三、助教授三、客員教授二、事務官二から成り、七〇名ほどの兼任教官(学部・附属学校)を加えて、三部門七分野でその事業を展開している。

教育実習研究指導部門

教育実習研究調査分野

- 1 教育実地研究の意義・目標、評価基準等、教育実地研究の理念に関する研究
- 2 カリキュラムと教育実地研究の有機的関連を図る研究
- 3 教育実習に関する内外資料の収集・調査と学外関連機関との交流

教育実習指導実践分野

- 1 教育実地研究生に対する指導・相談・助言および指導方法等の改善と支援
- 2 教育実地研究指導計画の策定と円滑な実施

教育臨床開発指導部門

教育臨床研究指導分野

- 1 問題を持つ児童生徒と保護者への直接援助
- 2 そのための教育臨床心理学に関する研究

教育臨床コンサルテーション分野

- 1 教育問題解決のための学校・教師への援助
- 2 教育委員会との連携と学校・教師への支援

学校改善分野

- 1 学校システムの改善と教育カリキュラムの充実に関する研究
- 2 附属学校や地域の教育関連機関との協力による学校教育の支援

教育工学研究開発部門

教育工学基礎分野

- 1 システム科学に基づく教育研究
- 2 授業システム、学習システム、教師の意思決定システム等、システム・アプローチを用いた教育事象の研究

情報教育ネットワーク分野

1 学校教育における教育情報の在り方とその背景・影響等に関する研究・指導

2 人間科学的、社会科学的、技術科学的側面からの解明

附属教育工学センターは、一九七一年、教育内容・教育方法の改善に関する教育工学的研究の推進を図ることを目的とする学内共同利用施設として設置された。以来、同センターは、大学及び附属学校に先端的な各種教育工学基礎システム、教育システム、授業シミュレーション・システム、文献情報システム等を開発導入し、授業研究、カリキュラム・教材開発研究、教育情報の収集等の活発な事業・研究活動を展開して、学校教育の実践的研究に多大の成果をあげ、また、教授・学習過程の研究、授業スキルの研究、教育実習の研究、教育機器の活用力・教育データ解析能力の育成等を通じて、教員養成教育における実践的能力の形成に貢献してきた。この間、同センターは、国立大学教育実践関連センター協議会及び日本教育工学共同センター協議会の中核センターとして、教育実践・教育工学の分野において全国的・国際的に指導的な役割を果たしてきた。国際的な事業としては、とくに、ユネスコによって行われているアジア太平洋地域の発展のための教育開発事業APEID (Asia Pacific Educational Innovation for Development) の一環として、教育工学東京セミナー／ワークショップを、一九七六年以来ユネスコ国内委員会、教育工学センター連絡協議会、東京学芸大学 APEID 事業委員会と連携しつつ、本学を会場として実施し、そのこと報告書 (*Final Report of the Asia and the Pacific Seminar on Educational Technology*) を刊行している。同事業は、九七年度から第六期を迎えている。九八年度に始まった、衛星放送の利用によるSCS (Space Collaboration System) 事業も、主体は東京学芸大学

CS事業実施委員会であるが、実務的には、教育実践総合センターが教育工学研究開発部門を中心に行っている。同部門はまた、大学公開講座のほか、ビデオ教材制作講習会等、教育工学センター時代からの各種講習会も継続して行っている。

教育工学センターは、全国の国立教育大学・学部では、大阪教育大学に一九六八年に設置されたのが最も早い。七一年に本学のほか、北海道教育大学と福岡教育大学に、翌年、岐阜大学と京都教育大学にと、その後七九年熊本大学まで、二三の教育大学・学部に次々に設置された。しかし時代の変化のなかで、同じ七九年、大分大学に教育実践研究指導センターという新しいタイプのセンターが設置されたのを皮切りに、それまで教育工学センターが設置されていなかった教育学部に、同名の新センターが設置され始め、既設の教育工学センターも順次改編され名称変更された。その間、大学院修士課程における現職教員の研修を主たる目的として設置された兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学にはそれぞれ教官定員七名から八名の、規模の大きい学校教育研究センター（八〇、八三、八四年）が設置されている。一九九六年、福島大学、千葉大学、広島大学の三大学の教育実践研究指導センターは、いじめや不登校等に関する教育相談をその事業内容に加えて、規模を拡大改組し（新規増定員一、学内の振替定員一、客員教授一）、教育実践総合センターとなった。翌九七年には、本学と愛知教育大学、山口大学が、さらに九八年には、宮城教育大学（授業分析センターを教育臨床総合研究センターに改組）、静岡大学、岡山大学、愛媛大学に設置されている。通常の規模は、教授二、助教授二、客員教授一であるが、本学の場合は、教育工学センター（助教授一、助手一）と教育実習研究指導センター（教授一、助教授一）の二センターの改組拡充であったので、新規増一、振替一を含めて、教授三、助教授三、客員

教授二の規模となっている。

附属教育実習指導センターは、教育実習について専門的な研究を行い、その内容及び方法の改善を図るとともに、学生の教育実習の指導に当たることを目的として、一九七六年五月に設置された。以来二〇年、同センターは、教育実習の理念に関する研究、本学カリキュラムと教育実習の有機的関連に関する研究、年間延べ三三〇〇人にのぼる学生の教育実習指導計画の策定と事前事後指導及び単位認定、教育実習に関する内外資料の収集・調査、国内・国外の他機関との研究交流を行ってきた。とくに、教員養成課程における教育実習指導のあり方の実践的な指導をとおしてさまざまな実証的研究を行い、附属学校及び関係協力学校の支援のもとに、大きな成果をあげてきた。この間、同センターはまた、日本教育大学協会全国教育実習部門の代表校、東京地区教育実習研究連絡協議会の運営委員大学として、全国及び東京地区の教員養成系大学・学部にあつて指導的な役割を果たしてきた。教育実習研究指導センターが設置されていたのは本学と岡山大学だけであつたが、岡山大学においても、それは九八年に教育実践総合センターに統合された。

教育実習研究指導センターは、一九九六年に創立二十周年を迎えたが、この間同センターは、「教育実習の改善に関する研究」第一集、第二集（一九七七、七八）、「教育実習研究指導センター研究紀要」第一三集、第二〇集を発売し、また、八二年から教育実習を中心にさまざまなテーマでシンポジウムを企画実施してきた。これらの事業は、教材資料の編集とともに、新センターにおいても、教育実習研究指導部門が継続して行っている。

教育実践総合センターの新しい事業をになう教育臨床開発指導部門には、東京都教育委員会及び東京

都教育研究所から客員教授を迎えて、教育委員会や公立学校との連携を図りつつ、教育相談（保護者・児童、及び教師対象）、教員養成大学フレンドシップ事業（親子サマーキャンプ事業、ワンデーキャンプ事業、教育問題シンポジウム）、カリキュラム改革調査研究経費による関連事業（海外サマーキャンプ事業、その成果に関する研究及びシンポジウム）、教師のための電話相談や教師のためのコンサルテーション業務を広く展開し、それぞれの事業に多くの参加者を得て、好評を博している。

四 大学附置省令施設

(一) 海外子女教育センター（全国共同利用施設）

東京学芸大学海外子女教育センターは、国立大学設置法施行規則（文部省令）第二〇条の四の二（「東京学芸大学に、海外子女教育（帰国子女教育を含む。以下この条において同じ。）に関し、教育の内容、方法等の実際的調査研究及び開発、専門的研修その他必要な専門的業務を行う全国共同施設として、海外子女教育センターを置く。」）に基づき、一九七八年四月に設置された。「海外子女教育（帰国子女教育を含む）」に関し、専門的な調査・研究を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の実際的調査研究に従事する者の利用に供することを目的（同センター規程第一条）とし、当初は、センター長（兼任）、教授一、助教授二、事務官一を以て発足した。その後、八〇年に講師一の新規増があり、八五年にその振替による教授二、助教授二の四名体制、さらに九〇年に教授一が措置されて、教授三、助教授二の五名体制となった。事務官も、八一年、九〇年、九五年にそれぞれ一ずつ新規増があり、四名体制となった。九八年に創立二十周年を迎える。

一九六〇年代以降、日本経済の急成長と国際協力関係の進展に伴い、海外に長期在留する日本人の数が急増し、彼らに同伴する学齢期の子どもたちに対する教育が大きな教育課題として認識され始めた。政府は、六五年度に、海外子女教育に関する資料の作成配布を開始し、国立大学附属学校に特設学級を設け、「海外勤務者子女教育研究協議会」、「海外勤務者子女教育対策連絡会」を発足させた。六七年度からは、東京、名古屋、大阪、神戸の各地区一〇校を「海外勤務者子女教育協力校」として委嘱して、帰国子女の学習・生活適応に関する研究を行い、その後協力校の数を増やしていった。また、六六年度からは、在外教育施設で使用する教科書は、国が一括して買い上げ、海外に在留する義務教育年齢のすべての日本人子女に在外公館を通じて供与することになった。

一九七三年七月、衆議院外務委員会「海外子女教育等に関する小委員会」は、海外子女教育の重要性にかんがみ、国の施策として在外教育施設の整備拡充、教員の増員及び待遇改善等、六項目につき有効適切な助成措置をとるべきことを決議し、関係各省はこの決議に沿って海外子女教育の一層の充実強化につとめることになった。翌七四年五月、中央教育審議会は「教育・学術・文化における国際交流について」の答申を行い、国際性を培い、国際理解を深める観点から、海外子女教育振興の重要性を強調し、日本人学校及び補習授業校に対する助成、通信教育の充実、帰国後の受け入れ体制の整備等を行うべきことを提言した。それを承けて、政府は、七五年、一七名の有識者から成る「海外子女教育推進の基本的施策に関する研究協議会」を設置し、同協議会は翌年四月、「海外子女教育推進に関する基本的施策について」報告書を出した。さまざまな課題について具体的提言を行ったその報告は、その後のわが国の海外子女教育の指針を示すものとなった。

その報告の中に、専門的な調査研究を推進する研究センター設置の提言がある。

帰国子女を含む海外子女教育を推進するに当たっては、海外子女教育に関する基礎的な研究調査が不可欠であり、海外子女教育の実態に関する調査統計資料の整備及び海外子女教育に関する実証的な調査研究を推進するとともに、これらの調査研究を推進する上で中心的な役割を果たす研究センターの如き組織の設置を検討するなど調査研究体制の整備、充実を図る必要がある。

特に、在外教育施設において現地の実状に即した教育指導を行うための教育課程及び指導方法の改善、帰国子女に対するバイリンガルによる指導方法及びその有効性に関する研究開発等は早急に実施する必要がある、これらの研究調査を推進する体制の確立についても併せて配慮すべきである。

こうした提言を踏まえて、文部省は、七七年に予算要求を行った。その趣旨は、「在外教育施設の教育課程及び教育方法に関する実践的研究並びに教材指導資料等の開発研究を進めるとともに、海外子女教育の専門的研究を実施し、さらに各日本人学校に基幹要員として配置される国立学校教官の在籍校として海外子女教育推進の中枢的役割を果たす施設として、東京学芸大学に海外子女教育センターを設置する。」というものであった。以上が、本センター設置にいたる背景と経緯である（「海外子女教育センター設置の背景と意義」『海外子女教育研究』創刊号、一九五四年一月、「東京学芸大学海外子女教育センター」『海外子女教育史』財団法人海外子女教育振興財団、一九九一年二月、参照）。

センターの運営については、センターの管理運営に関する基本方針、教官人事、予算等の重要事項の審議には運営委員会が、また、センターの研究・事業計画その他の運営には、学外の学識経験者を含む

運営協議会が、それぞれ当たっている。研究や各種の事業は、センター長と五名の専任教官が中心となり、十数名の学部・附属学校教官から成る兼任所員とともに、二六名の共同研究員（在外教育施設派遣教員）、七名ほどの協力アシスタントの協力を得て行っている。研究体制は、基礎研究分野、臨床研究分野、教育情報分野の三分野で展開していたが、九四年度からは、国際教育分野、教育文化分野、言語文化分野、教育課程分野、発達臨床分野の五分野体制とし、九八年度からは総合領域分野を加えて六分野としている。

国際教育分野

地域研究を踏まえた現地理解教育に関する研究

国際環境教育協力に関する研究

教育文化分野

帰国子女教育課程・教育方法の調査研究

国際理解教育のカリキュラム開発

帰国子女のライフコース研究

日本における異文化間教育の体系化・理論化に関する研究

言語文化分野

言語間適応プログラムの研究

在外教育施設における外国語教育プログラムに関する研究

教育課程分野

補修授業校の学習指導のあり方に関する基礎的研究

諸外国の学校カリキュラムに関する比較研究

海外子女教育教員養成カリキュラムの開発

発達臨床分野

海外における日本人子女の認知・発達に関する調査研究

帰国子女及び在日外国人子女の認知・発達過程に関する調査研究

総合領域分野

在外教育施設における交流教育の運営とカリキュラムの開発のための調査研究

低学年児童を主たる対象とした日本語カリキュラム開発とその外国人子女日本語指導への応用

同センターは、毎年六月、在外教育施設への派遣を希望する教員を主たる対象として、国際社会で活躍できる素養を身につけることを目的とした講演や、在外教育施設の概要、派遣教員の使命、在外教育施設における教育指導の実践事例等の講義を内容とした海外子女教育セミナーを開催し、九四年からは、それとほぼ同じ内容のセミナーを、首都圏以外の道府県でも、サテライト・セミナーとして開催しているほか、在外教育施設教員国内研修会、さらに創設以来「海外子女教育を考える」をテーマとして行ってきたシンポジウムを、創立十周年を機に「国際教育シンポジウム」と名を改め、隔年で開催してきた。また、専任教官は個別に、学部・大学院（修士課程・博士課程）の教育研究活動にも参画している。定期刊行物としては、機関紙『海外子女教育研究』（月刊）、『海外子女教育センター研究紀要』（年刊）、『在外教育施設における指導実践記録集』（年刊）等を刊行している。それらは、二〇年に

及び同センターの研究成果であり、重要な意義を有している。なお、『海外子女教育研究』は、九八年度より同センターホームページ上にて刊行している。

こうして、同センターは、海外子女教育の教育・研究活動の国内における国立の唯一の拠点として、海外に学ぶ日本人子女及び帰国子女の教育に関する多様な研究教育活動を展開してきたが、近年の外国人子女の急増に伴い、日本に在留する外国人子女教育に関する教育内容・方法等の調査・研究、カリキュラム・教材開発、教育カウンセリング等の新しい事業の展開が同センターに期待されている。

(二) 保健管理センター

東京学芸大学保健管理センターは、国立大学設置法施行規則第二九条の三（次に掲げる国立大学に、学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設として、保健管理センターを置く。）に基づき、一九七一年四月に設置された。六七年の文部省令で順次設置が始まり、現在は九九の国立大学中八九大学に置かれている。そのほか同様の機能を持った施設が置かれている大学が、名古屋大学（総合保健体育科学センター）等三つある。

本学の保健管理センターは、所長（兼任）、教授一、助教一、技官（看護婦）二、非常勤職員一から成り、教官室一、診察室一、処置室一、相談室一、検査室一、教室一、休養室一などの施設と、医療機器、医学・心理学関係の専門図書のほか、視聴覚教材を備えている。保健管理センター規程は、①学生の健康診断及び健康相談、②学生の精神衛生に関する業務、③学生に対する健康診断の事後措置等、健康の維持増進についての必要な指導助言、④学内の環境衛生及び伝染病についての指導助言、⑤学内

の保健計画の実施、⑥保健管理の充実向上のための調査研究、⑦その他必要な業務を行うことを定めている。具体的には、身体と心の健康相談、学業・性格・人間関係・進路就職上の悩み等の生活相談、定期及び随時の健康診断、理学的検査、その他、応急措置、救急箱・医療機器等の貸与、診断書の発行等のサービス、さらにエンカウンター合宿、公開セミナー、公開講座等の教育活動、精神保健学、臨床心理学、精神医学の立場から、学校保健、教育病理、精神病理等に関する研究活動を行っている。

(三) 留学生センター

東京学芸大学留学生センターは、一九九八年四月に、国立学校設置法施行規則第二〇条の三(一)国立大学に、当該大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行なう施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、別表第七の二のとおり、学内共同教育研究施設を置く。こゝに基づき、省令施設として設置された。センター長(兼任)、教授四(振替一、新規増二)、助教二(振替一、新規増一)を中心に、一五名の兼任教官の協力を得て、留学生の教育・指導等に当たっている。

本学は、この間、一九九三年一月に、学内的に留学生教育研究センターを設置し、本学における外国人留学生に対して、日本語・日本文化に関する教育、修学・生活上の指導助言を行い、また教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムを作成したり、必要な情報を得るための指導も行ってきた。九八年一月の実績で、キャンベラ大学(オーストラリア)、西シドニー大学(オーストラリア)、北京師範大学(中華人民共和国)、東北師範大学(同上)、浙江大学(同上)、北京体育師範学院(同上)、新羅大学校(大韓民国)、南ソウル大学校(同上)、全南大学校(同上)、公州大学校(同

上)、カーセジ大学(アメリカ合衆国)、ポールステイト大学(同上)、トリア大学第 学部(ドイツ連邦共和国)、国立東洋言語文化研究院(フランス共和国)、ラジャバト大学(タイ王国)等と学術交流協定あるいは学生交流協定を締結しており、さらに数大学と締結の予定である。留学生は、二四か国から、大学院レベル(博士課程、修士課程、研究生、教員研修留学生等)二四五名、学部レベル五四名、合計二九九名が学んでいる。留学生センターの設置に伴い、九八年一〇月からは、本学においても日本語予備教育を開始している。留学生センターは、これまで九九の国立大学のうち、北海道大学をはじめ二三大学に設置されていたが、九八年度に新たに本学と琉球大学に設置された。東京外国語大学と大阪外国語大学には、留学生日本語教育センターが置かれている。

五 学内施設

(一) 情報処理センター

東京学芸大学情報処理センターは、一九八九年一二月に、その前身のデータ・ステーション(八二年設置)を改組し、全学共同利用の学内施設として設置された。以来、同センターは、学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育そのほか学内の情報処理の推進に資することを目的として、本学の情報処理の中枢としての機能を果たしてきた。九五年には、コンピュータ・システムの全面的な更新が実現し、ワークステーションを中心とした分散処理システムへと移行して、その機能を大幅に強化した。一二〇台の端末を設置した研究教育用システム、学術情報センターの図書館ネットワークに参画する図書館サブシステム、入学試験情報処理を主目的とする事務用システムが動いており、九三年度の予

算で完成されたキャンパス情報ネットワーク（全学LAN＝GARNet）は、學術情報ネットワーク（SIGNET）を通してインターネットに接続され、本学のワークステーションから国内・国外のコンピュータに直接接続が可能になっている。九九年二月には次の機種更新が予定されており、一層の機能強化が期待される。

情報処理センターは学内施設であり、省令施設ではないため、専任教官・事務官等が制度的に措置されていない。そのため同センターは、学内的に教官を配置する等の体制整備を前提として出発したが、その後諸般の事情からそうした体制が整備されぬまま、センター長（併任）と十数名の兼任所員によって運営され、事実上、きわめて少数の兼任教官の献身的な奉仕活動によってその機能を維持してきた。九五年、学内ネットワークの完成に伴い、同センターの利用者が急増し、センターの仕事量も格段に増大した。

今日の高度情報通信社会にあつては、教育研究情報及び教育研究支援情報が飛躍的に増大・多様化し、その適切な利用の可否が大学における教育研究の質を大きく左右しかねない。また、教育職員免許法の改正により、二〇〇〇年度入学生から、教員養成のカリキュラムにおいて、情報教育が必修化される。こうした状況のなかで、本学情報処理センターの果たすべき役割とその重要性は極めて大きく、その活動を十全に行うことのできる体制整備が急がれており、九八年一月の教授会で、学内的に助教授一名を同センターに配置することが承認された。事務体制については、八九年から九五年度途中までは附属教育学センターの事務部が兼務していたが、LANが整備された九五年六月から、主任一名、非常勤職員三名の体制となった。

将来計画としては、助教授一の定員措置のある「総合情報処理センター」等の省令施設化をめざすことが必要であるが、現在、国立大学の情報関連の省令施設としては、東京大学をはじめとする旧七帝大に、全国共同利用施設としての大型計算機センターが置かれているほか、情報処理教育センター（北海道大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学）、教育用計算機センター（東京大学）、総合情報メディアセンター（京都大学）、学術情報処理センター（筑波大学）、情報科学センター（九州工業大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学）、総合情報処理センター（弘前大学ほか二十数大学）で、設置されている大学は、九九の国立立大学のうち、合わせても三分の一を少し超えた程度である。総合情報処理センターは、理工系の大学から順次措置されつつあり、教育系の大学にとつては、一般的にはまだ厳しい状況にあつて、本学独自の将来計画が求められている。九六年秋、本学に学術情報委員会が発足し、同委員会がかかわつて、情報処理センターの本格的な将来計画の策定が検討されている。

(二) 有害廃棄物処理施設

東京学芸大学有害廃棄物処理施設は、本学が教育研究上の実験・実習等を行うことによつて排出する実験廃液等の有害廃棄物を処理するために、一九八〇年四月に、学内施設として設置された。「廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令」及び「水質汚濁防止法施行令」の一部改正により、七四年一月一日から、大学も「水質汚濁防止法」でいう「特定事業場」として法的規制の対象となつたことに伴つて設置されたもので、八二年四月、小金井市（公共下水道管理者）により、「下水道法」でいう「除

外施設」として認可された。

実験・実習によって排出された有害廃棄物は、適正に処理することにより、校外排出を防止するため、「東京学芸大学有害廃棄物取扱規程」及び「東京学芸大学有害廃棄物取扱細則」に基づき、各学科・研究室等、及び附属学校において責任を持って分別・貯留し、所定の期日に処理施設に搬入して処理している。処理施設には施設長を置き、有害廃棄物処理施設委員会が運営と対策に当たり、維持・運営の事務は事務局施設部企画課が担当している。

有害廃棄物は「取扱規程」によって定義されているが、九五年二月一〇日より、下水道法施行令における排水水質の基準が厳しくなった。無機系廃液処理、有機系廃液処理、有害固形廃棄物処理を行っているが、機能の拡充とともに、事後処理から予防へ向けて、啓蒙活動と安全教育の徹底が求められている。

(三) 放射性同位元素総合実験施設

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（RI施設）は、本学における放射性同位元素（ラジオアイソトープ）を用いた研究や教育を行うことを目的として、一九八四年七月、法令に基づき、科学技術庁の許可を受けて、学内共同利用施設として設置された。六六年に設置された放射性同位元素研究室（七八年、放射性同位元素総合実験研究室と改称）を前身としている。

ラジオアイソトープの使用は障害をひきおこすことがあるので、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、「電離放射線障害防止規則」等の各種法令によって厳しい規制を受けており、

安全確保のため、詳細な学内規程を設けて、施設利用者の健康管理・教育訓練等が行われている。利用者は年度ごとに、所定の手続きを経て登録しなければならない。実験施設には施設長を置き、管理運営の重要事項については運営委員会が審議し、業務従事者の安全管理と放射性同位元素の管理については安全委員会が当たっている。

北海道大学をはじめとする理学部を有する総合大学には、アイソトープ総合センター等の省令施設が置かれている。本学の施設は、学内施設ではあるが、教育系大学のRI施設としては最大級の規模を有し、実験設備も充実している。現在、放射線業務従事者として登録されている教官は一七名、学部学生及び大学院生は合計約九〇名である。研究内容は、植物生理学等の生物系、原子物理学や陽電子を利用した物性物理学等の物理系、放射化分析を利用した考古学資料・文化財に関する研究等の化学系を含めて多岐にわたり、使用する放射性同位元素の種類も多種多様である。しかし近い将来に予想される施設の老朽化対策や、科学技術の進展に伴う新しい実験設備の導入等、多くの課題を抱えており、将来計画が必要である。

第三節 附属学校

はじめに

本学には幼稚園から高等学校まで、一一の附属校（一三の校・園舎）が設置され、約六三〇〇人の園児・児童・生徒が在学し、約三五〇人の教職員が、日々教育と研究に取り組んでいる。

附属学校の目的は「その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部又は学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるものとする」（『国立学校設置法施行規則第二七条』）と規定されている。また学内的には、「附属学校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、それぞれの教育を行い、学部・大学院などにおける児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び学部の計画に従い、学生の教育実地研究に当たることを目的とする」（『東京学芸大学附属学校部・附属学校規程第三条』）と規定されている。要約すれば、附属学校の目的には、学部・大学院における研究を附属学校において実際の指導に取り入れること、その結果を学部・大学院の教育研究に生かしていく実験・実証校としての役割、学部の教育計画に基づいて教育実習を指導する教育実習校としての役割、一般の公立学校と同様に普通教育を行う公教育の役割が課せられているといえよう。

しかし、これらは、あくまでも、附属学校に共通する目的と性格であり、各校には、このような規定

ではとらえきれない伝統と特徴があることはいうまでもない。

以下、伝統ある各附属学校・園の沿革をたどりつつ、その特徴を論じ、あわせて各校がかかえている今日の課題を明らかにしていきたいと思う。

一 附属高等学校

(一) 附属高等学校

沿革

附属高等学校は、一九五四（昭和二九）年四月に、附属中学校卒業生を受け入れて、中学校教育と高校教育の「接続」のあり方を実践的に研究する学校として設立された。発足時は二校舎（竹早・世田谷）一学年各二学級であったが、一九六〇年には三校舎（竹早・世田谷・下馬）に統合され、編成は一学年六学級に増設された。一九六四年に大学の小金井への移転完了により、現所在地の全施設を継承し、翌年には、一学年八学級に編成増設されて現在にいたっている。

この間、一九七五年にはタイ国留学生を受け入れ、翌年からは、海外在学経験者 いわゆる「帰国子女」の受け入れを開始し、国際化時代に対応する教育体制を整備してきた。また、一九九一年以降コンピュータ室の設置、インターネット設備の充実など情報化時代に対応する教育体制の整備にも努力している。

附属高等学校は、大学教育学部に附属する高等学校として、設置以来、高校教員をめざす学生の教育実習の指導にあたる一方、高等学校教育の教育内容・方法の改善をめざす実践的研究を積み重ねてきて

いる。

特 徴

附属高等学校は、創設当初より固定観念にとらわれない自由な教育の場を志向してきた。当初は、教育条件は不備ながら、「自由な校風」をもつ学校としてスタートした。その後、施設・編成の整備と附属高校を取り巻く状況の変化、具体的には、東京都の高校教育の方針変更、「学校群制度」の導入などによって、附属高校の性格も変化してきている。すなわち、高校入学事情の変化により、本校にはより学力優秀な生徒が集まるようになり、これに伴って、卒業生の進路状況も変化して、「進学校」の特性が色濃くなってきた。

しかし、この点については、周囲から誤解されていることも少なくない。一、三の弁明を試みることにしよう。

附属高校は、当初より受験本位の教育指導はしていないのである。

教科の学習指導においては、生徒の自主的な学習を重視する探究的な教育指導に心がけてきた。さらに、教科以外の指導「特別活動」及び「生徒指導」に力を入れてきた。附属高校は、「学校行事の多い学校」として有名である。学校暦には、①文化祭・体育祭・水泳大会・球技大会などの体育的事業、かるた大会・講演会などの文化的行事等の「全校的行事」のほかに、②林間学校・スキー学校・遠足・修学旅行等の「学年行事」、さらには、③現代劇・古典劇鑑賞（国語科）、地理実習・社会見学実習（地歴・公民科）、理科野外実習・プラネタリウム見学（理科）、マラソン記録会（体育科）等の「教科による校外指導」など多彩な教育活動が組み込まれている。これらの教育活動は、長年の改善と工夫を

経て洗練されたものが多く、学校生活を豊かにしている。このこと自体が「研究と教育の成果」でもある。

また、附属高校では、発足当初より、入学年次ごとに「期生」と呼称し、教官・生徒関係の「三年間の連続性・一体性」を大切にしている。このことは、本校の教育活動の「伝統」形成に大きく寄与しているといえるだろう。

課題と展望

附属高校は、学業と諸行事を統合した学校暦に象徴される「古風」と、時代の課題を先取る「新風」とを併せもっている。しかし、進学競争が加熱する社会状況のなかで、附属学校も、その影響を受けざるを得ない。本校としては、このような風潮に乗って、いたずらに進学実績だけを競うのではなく、これまで蓄積してきた高校教育の「品位」を大切にしながら、新たな状況に対応していくことが必要である。

(二) 附属高等学校大泉校舎

沿革

一九七四年一〇月、帰国生を対象とした高校として設置された。日本の海外進出の結果、海外での教育と日本の教育とのちがいが、具体的に進学問題として浮上してきたのである。教育課程や語学の問題から、常に受け入れ校があればすむような事柄ではないのである。それゆえ、問題点の発掘や、その教育のあり方を探索するための実験校として設置された。

組織上は、既設の附属高校（世田谷）の分校の形をとっているが、その独自の目的を追求する必要から、事実上は独立の学校として運営されてきた。プレハブ校舎（一教務室・二教室）に教員七名、生徒八名でスタートし、現在では、一学級一五名で、一学年四学級の編成である。したがって、現在でも生徒数が二〇〇名弱の「小さな学校」である。

この間、新校舎の新設（一九八〇年）、情報処理教室の整備（一九八八年）などがなされてきたが、創設二二年目を迎えた現在でも、きわめて粗末な施設・設備という状態から脱却できていない。しかし、海外体験をいかしながら自立を図る「帰国生」の努力、指導にあたる教職員の熱意と研究心、国際感覚を備えた保護者の協力、関係諸機関からの支援を結合して、独自の「帰国生教育」のスタイルを築き上げてきた。

特 徴

研究面においては、一九八六年以来、研究協議会を開催して、その成果を報告しているが、テーマを示しておく。

第一回 帰国子女の視点を探る

第二回 新時代をひらく教育課程の開発

第三回 帰国生と表現

第四回 情報化社会に主体的に生きる資質・能力の育成をめざして

また、一九八八（昭和六三）年 一九九〇（平成二）年度には、研究開発学校の指定を受け、「国際理解教育をすすめるための教育課程の開発」の研究に取り組み、大きな成果をあげた。さらに、一九九

六年・九七年度には、高等学校教育改革推進研究協力校に指定され、探究科及び外国語科における技能の成果による単位認定についての教育効果について研究を行っている。

教育上の特徴をあげれば、次のとおりである。

- (一) 少人数制による、個への対応を考慮した授業
- (二) 国際的資質の伸長を意図したグローバルな視点に立つ教育
- (三) 二学期制による学習・学校生活の構成（年二回の編入・転校生受け入れ）
- (四) 科目選択の多様制、探究科やその他科目の開設で、生徒の興味や関心に配慮する
- (五) 「日本語」の取り出し指導等生徒の学習実態に応じた個別指導、教育機器の活用等による授業方法上の特別な配慮と工夫

(六) インターナショナル・スクールとの交流等を取り入れた特別活動

以上のような特徴をもつ教育指導により、帰国生の適応教育のみならず、海外体験を生かした独自の人格形成に寄与し、それなりの成果を得ている。卒業生は一〇〇〇名ならずであるが、さまざまな分野に進出し、さらに、在外体験を生かして国際的に活躍している者も多い。

課題と展望

本校が対象にしている帰国生の実態は、わが国の国際化の進展状況・わが国の教育の実状等の社会情勢とも密接に関連しているため、時代とともに多様化している。したがって、指導体制も、これらに即応していかねばならないだろう。

当面は、帰国生のみ限定した教育の場であるが、将来的には門戸を開いた学校として広く人材の育

成に当たるべきだとの視点から、将来計画を進めている。

また、本校が「高等学校」段階の教育をになっていることから、附属高校（世田谷）との連携についても再検討する必要がある。

一 附属養護学校

沿革

養護学校は、一九五三（昭和二八）年、当時附属竹早中学校長であつた川口延の努力によつて、発足の第一歩をふみだしたといえよう。特殊学級設置の必要性を痛感していた川口は、文部省と相談し、一九五三年九月五日に特殊学級開設準備委員会を結成した。翌年四月一日付けで小学部高学年クラスの開設認可を得た。五月三〇日に、第一回生を募集したところ、四〇名の応募があり、六月一五日に男子七名、女子三名が入学した。いわゆる「若竹学級」のスタートである。一九五五年から、中学部と小学部低学年のクラスが増設された。

一九六〇年、全国に先駆けて、養護学校教員養成課程が、東京学芸大学と広島大学に開設された。これに対応して、それまでの特殊学級は小学部三クラス、中学部三クラス編成となり附属養護学校に昇格、独立することとなった。そして、中学部卒業をもつて社会自立をめざしたが、なお十分に対応できない者も出たため、教育期間延長の試みとして、高等部一クラスが、一九六二年度に認められることとなった。

一九六六年にいたつて、高等部の実績が認められ本科制が許可された。この頃、施設が手狭となつて

いたので、東久留米の農場用地への移転を行った。翌年には待望久しかったプールが完成した。

一九六九年一〇月五日、十五周年記念として川口延作詞、中田喜直作曲による校歌がつくられた。

一九七四年、創立二十周年にあたり、一月二六日に、皇太子、同妃殿下（現 天皇、皇后）を迎えた。この頃、東京都は、全国に先駆けて、障害の程度によって就学の猶予や免除を行っていた状況を止揚し、全員就学へ向けて動き出しており、本学も、義務教育化に対応しようとしていた。一九七五年、幼稚部が認可され、ここに幼稚部より高等部までの一四年間の一貫体制が敷かれることとなった。

一九八九（平成元）年、IBMから生徒指導用のコンピュータ〇台の寄贈を受け、器機を利用した実践研究が行われることとなった。一九九二年には、マルチメディアパソコンを導入し、文部省器機利用研究校の指定を受け授業の効率化にも取り組んだ。一九九四年六月一五日、創立四十周年式典を、学芸大学の芸術館で挙行了た。

特 徴

附属養護学校の特徴は、障害が重い児童・生徒にも対応し、個々の力に応じた社会自立・参加をめざす教育実践のあり方を求めて努力を続けていることである。そのための研究の一端を示しておこう。

開校まもない一九五五年度に「精神薄弱児の数概念について」と題する研究を発表し、続いて「理科的教材」（一九五七年度）、「音楽教育」（一九五八年度）、「体育教育」（一九六二年度）、「図工指導」（一九六四年度）と、指導法に関する研究を行った。

東久留米移転を機会に「教育資料の収集・保存・利用法」と題する研究を行い、移転に伴う資料の散逸を防ぎ、以後も、必要な資料は継続して保管し、今日にいたっている。

一九六九年度から七六年度にかけて、「自己実現をめざす精神薄弱児の指導はいかにあるべきか」とのテーマで、教育課程の改訂と指導法の探求をめざした研究を継続して行い、本校のカリキュラムの基盤をほぼ整備した。

一九八九年度より、教育科学に基づいた「個に応じた指導と日々の授業実践はいかにあるべきか」を求めて研究を継続している。

課題と展望

創立四十周年を機会に、東京学芸大学障害児教育学科と附属特殊教育施設と附属養護学校の三者で検討を重ねた結果、次のような観点を持って、附属養護学校を運営しようと努力している。

- (一) 自力の力を育てる教育の創造と課題
 - (二) 新時代をひらく実験校
 - (三) 教育の原点といわれることの検証
 - (四) 生涯教育の観点からの学校教育の見直し
- 課題は多く重いが、日々の実践のなかでひとつひとつ解決していかねばならない。

三 附属中学校

(一) 附属世田谷中学校

沿革

附属世田谷中学校は、一九四七年四月に、東京第一師範学校附属中学校として発足した。当初は一学

年三学級編成で、専任の教官はただ一人であり、校舎は下馬の旧附属小学校での仮住いであった。

一九五二年に現在の深沢の地に移転、開校以来ほぼ五〇年、さまざまな苦難をのりこえ約八〇〇人の卒業生を送り出してきた。彼らの、政界、経済界、学界、芸能界における活躍はめざましいものである。若き日の希望に燃えて入学した生徒達は、熱意あふれる教職員の指導をうけ、ときわ木の緑深い学舎において、真理の扉をうちたたいている。

特 徴

一九五八年三月、道徳教育研究発表会が行われた。主題は「道徳教育計画の樹立」である。この年創立十周年の記念祝賀会を開いた。一九六五年から一学年四学級編成、一九七二年に木造から鉄筋コンクリートの校舎となり現在にいたっている。

一九九二年に「生徒を伸ばす教科指導の工夫」を、一九九六年には「二一世紀を豊かに生きる力を育てる」をテーマに、公開研究協議会を開催した。教職員と生徒が一致協力して行った研究発表会は、ともに三〇〇人を超える参加者があり、附属校における教育・研究のあり方を具体的に示したものととして高く評価された。何故に成功したのか。教育実験校、実習生受け入れ校としての使命をはるかに越えて、教育と研究の本来的なあり方を追求しようとする教職員の意欲と情熱がそれを可能にしたのである。附属世田谷中学校における教育の特徴をもっともよく示すものに、二・三年生を対象とする選択学習がある。一九九二年度の場合は、「ことば探検」「心身の健康」「多摩川流域の人間と自然」など一テーマが設定された。生徒達は、自己の興味にしたがってテーマを選び、教官の指導を受けつつ、調査・研究を共同で行い、その成果をレポートやビデオにまとめあげる。野外調査や図書館での事前の情

報蒐集など長期にわたる準備が要請される。選択学習の成否は、参加生徒と指導教官のチームプレーにかかっている。指導教官が、生徒の個性を尊重しつつ、かれらの学習意欲をいかに引き出すかが重要なポイントである。

生徒達は、教科学習だけでなく、生徒会活動やクラブ活動によっても成長する。生徒達の豊かな感性は、秋の芸術発表会でいかに発揮される。美術制作の展示作品や、ユニセフ募金活動のためのパザールのユニークな企画など、教官の思惑をはるかに超えて独創的である。生徒達の考案した「バザーン」と押し寄せる「バザーの波」というコピーは感性の汪溢そのものである。

課題と展望

本校は、教育目標として「個性的で人間性豊かな人格をつくる」「創造性豊かな人間を育てる」「敬愛の精神にあふれた人間を育てる」を掲げ、教育課程を編成して実践研究を積みあげてきた。混迷する教育現場において、このような教育目標を追求することは、ますます重要な課題となるであろう。

教職員は、今後とも、つねに生徒の個性を尊重し、生徒が創造性豊かな人間に成長してくれることを願って、真剣な取り組みを続けていくであろう。

(二) 附属小金井中学校

沿革

附属小金井中学校は、一九四七年四月一日に東京第二師範学校男子部附属中学校として、北多摩郡小金井町貫井七八〇番地に創設された。三学級のうち一学級を豊島区池袋二丁目一一五〇番地の同附属小

学校内に置いた。ナデシコの花を校章として制定した。

一九四七年四月二六日第一回入学式（第一学年三学級）を行い、六月に若竹会（PTA）を設立した。早くも翌年五月には、小金井教室で教育実習生の受入れを開始している。実習生は一二名であった。一九四九年三月、生徒会誌を創刊。四月、全学年三学級となった。五月、国立大学設置法による東京芸大学の設置に伴い、東京芸大学東京第二師範学校小金井附属中学校と改称した。一九五〇年三月一八日第一回卒業式、卒業生は一三五名であった。このとき同窓会を設立した。一月木造二階建校舎四教室（一一六坪）竣工、一九五一年四月国立学校設置法の一部改正による東京第二師範学校の課程廃止に伴い、東京芸大学附属小金井中学校と改称、このときより主事を廃止し、校長を置くこととなった。一九五五年九月校旗を制定し、翌年三月には「私たちの歌」を発表、一九五七年四月池袋教室を小金井に統合、全学年三学級となる。一九六〇年鉄筋三階建校舎を起工した。一九六四年より第一学年四学級となり、一九六六年四月には、全学年四学級となり、同年一一月に創立二十周年記念式典を挙行了。一九九三年六月に武道場竣工、翌年四月に運動場の整備が完了し、現状に近い状況となった。

特 徴

本校の特徴は研究活動に如実にあらわれている。以下、その研究テーマをあげておこう。一九五三年「指導内容の要素分析と学習指導法」研究発表会。一九六三年「中学校における教育研究のひとつのあり方」研究発表会。一九七〇年・七一年「教科の特質とその展開」研究協議会。一九七四年「教授学習過程と評価」研究協議会。一九七八年「新しい学校像をめざした教育課程の研究」のうち「クラブ活動」研究協議会。一九八二年「教科」の研究協議会。一九八九年「教育実地研究生指導のカリキュラム

とその実践」研究協議会。一九九三年「生徒ひとりひとりの個性、創造性を生かし、相互に高め合う教育課程の研究」研究協議会。一九九七年「自己学習力の育成をめざした学習指導の研究」。

課題と展望

一九九六・九七年度に、附属小金井中学校を中心に、小金井地区における「教育実践研究開発センター」構想をうち出し、「教育実地研究」の研究を基礎として、初任者研修、現職教育をも視野に入れた「教育実地研究」の研究と実践とを提言した。課題実現のためには、学部・センター教官との連携が必要である。

(三) 附属大泉中学校

沿革

附属大泉中学校は、一九四七年四月に東京第三師範学校附属中学校として発足した。当初は、小学校の四教室を仮校舎とした。一九五五年に、学芸大学大泉分校が閉鎖され、このあとに、中学校校舎を移転させた。小中一貫教育をめざして研究をつみかさねたが、時代の要請を受けて、一九六五年四月には、帰国子女教育学級を併設した。帰国生と一般生との相互交流と相互啓発が、大泉中学校の最も大きな特徴である。一九九三年一月には、「帰国子女と一般生との相互交流をめざす教育方法の研究 帰国生の発言力を生かすデイベートの実践」をテーマに研究協議会を開催し、大きな成果をあげた。

特徴

附属大泉中学校は、過去約三〇年間にわたって海外帰国子女を受け入れ、その間に、五〇〇人以上の

生徒を教育した。その成果を生かして、最近では、生活歴が異なる多様な生徒たちが、お互いの考え方や、価値観を認め合う土壌を育てるために、帰国生と一般生との相互交流の場を設立し、相互啓発を促す実践研究を推進している。とくに、九三年の研究協議会では、帰国生の発言力を生かすことに着目して、ディベートを中心に、学年単位で実践し発表した。そして、ここでの成果を基礎に、ディベートを含めた「表現力」に焦点を合わせ、相互啓発を促す教科指導の内容と方法の実践研究に取り組みつつある。さらに、合科学習、総合学習及び横断的カリキュラムなどの可能性を探ろうとしている。

課題と展望

東京学芸大学は、附属学校のあり方も含めて将来構想を全体として検討しているが、大泉地区は、小・中・高（大泉校舎）・養護学校を含めた地区全体の再開発を検討している。海外からの帰国子女を受け入れて教育してきた経験を生かし、異文化体験を経た帰国生と一般生との両者が在学するという学校環境の中で、国際理解教育、情報教育、環境教育など社会的要請に対応できる教育をめざして、本校の教職員は、日夜努力を続けている。

(四) 附属竹早中学校

沿革

附属竹早中学校は、一九四七年四月に東京第一師範学校女子部附属中学校として発足した。当初は、東京都文京区久堅町一八、附属小学校内にて授業を継続した。翌四八年四月に、東京第二師範学校助教の太田善磨が、女子部附属中学校主事となって、学校運営が軌道にのり始めた。東京学芸大学附属竹

早中学校と改称したのは、一九五一年四月のことであった。一九五〇年一〇月以来進めていた竹早中学校の校舎が完成したのは、五三年六月のことである。一九五四年四月、附属竹早中学校と附属追分中学校（前身は東京第二師範学校女子部附属中学校）とが併合され、東京学芸大学附属中学校と改称された。校舎は旧竹早中学校があてられた。一九六〇年四月に、附属中学校は再び附属竹早中学校と改称された。一九六九年から七〇年にかけて校舎の全面改修工事が行われた。一九七六年からは海外帰国子女を受け入れている。一九九七年体育館等の新築が完成した。

特 徴

本校における教科教育の授業時数は、基本的に学習指導要領に示す時間数の上限をとっている。教科や特別活動、学校行事等の教育活動全体のなかで、課題遂行能力をもった生徒を育成するために、教職員の努力が日夜続けられている。卒業研究を行うことは、本校の特徴と言つてよい。選択学習の趣旨を生かしつつ、長年の自由研究の伝統と成果の上に立つて、生徒達は一人一テーマでレポートを完成させるのである。

課題と展望

表現力を身につけ高めることは、個性の伸長、情報活用能力、自己教育力等の育成、豊かな感性を發揮するための基本である。このような視点に立つて、研究主題を「表現力豊かな生徒の育成をめざして」と決定し、一九九八年度の公開研究発表のための努力が日夜つみかさねられている。竹早地区の合同研究として、幼・小・中異校種間の教育の適切な接続を行うため、「心身の成長・発達に即した幼・小・中一貫教育のカリキュラムの開発」のテーマのもとに研究が進められている。

四 附属小学校

(一) 附属世田谷小学校

沿革

附属世田谷小学校の源泉は、一八七六（明治九）年三月に当時の内幸町一丁目に関校された東京府小
 学師範学校附属小学校にさかのぼる。同年一月に、東京府師範学校附属小学校と改称、ペスタロツチ
 の教授法に依拠する授業が行われ、教生指導と授業法の研究が続けられた。一八九九年三月に、東京市
 小石川区竹早町に新校舎を建てて移転したものの、一月二日未明に原因不明の出火により全焼し
 た。

明治三〇年代、教育界において師範学校と附属小学校の存在が大きく注目され始めた。東京府は、師
 範学校の拡充を意図して、男子師範学校の大規模化と女子師範学校の創設を図った。赤坂区青山に男子
 師範学校が開校したのは、一九〇一年四月であり、附属小学校も青山の新校舎に移転した。竹早町の校
 舎などは新設された女子師範学校の附属小学校として転用された（この附属小学校が、現東京学芸大学
 附属竹早小学校の前身である）。一九〇八年一月に、東京府青山師範学校附属小学校と改称した。大
 正から昭和初頭にかけて、総計九九の実験的研究やクレオン画指導など、実践的研究が行われ注目をあ
 びた。

一九三六年四月、世田谷区下馬三丁目到新校舎が完成して移転が行われた。附属小学校の新校舎は、
 鉄筋三階建、全館スチーム暖房という近代的なものであった。一九四一年に、東京府青山師範学校附属

国民学校と改称した。太平洋戦争の激化に伴い、東京空襲が予想されるにいたり、一九四四年八月、長野県松本市外浅間温泉に学童の集団疎開が行われた。

一九四九年に東京の四師範学校を統合して東京学芸大学が発足したのに伴い、東京学芸大学東京第一師範学校世田谷附属小学校と改め、ついで、一九五一年に、東京学芸大学附属世田谷小学校と改称した。この年、大学整備という大方針のもとに、深沢の地への移転が計画された。幾多の問題や障害に対処し、これらを解決しながら、無事に全校が移転を完了したのは、一九五七年四月のことであり、全児童が深沢校舎で学習を開始した。

一九六六年昭和天皇・皇后を迎えて、創立九十周年の記念式典を挙行し、一九七六年には、皇太子・同妃（現 天皇・皇后）を迎えて創立百周年の記念式典を挙行、一九九六年には創立百二十周年を祝う会を行った。

特 徴

一九四八年、新しい教育実践にふさわしい新カリキュラムの構成を計画し、その基礎的研究に着手した。この新カリキュラムは、いわゆる経験型のカリキュラムであつて、これを生活経験学習と称した。学習の中核とした生活経験とは、児童の日常生活に密接したものであり、児童の日常生活を克明に分析して、真に価値あるものを精選して単元を構成し、それを問題解決法によつて学習するものであつた。基礎学習を強化することを主張したところに特色があつたといえよう。一九五二年に、教育課程に関する研究についての文部省の実験学校となり、以後三か年にわたつて研究を継続した。まず、教育目標を「最大の自己実現」、「最大の社会奉仕」、「民主的人格の基礎培養」の三つにしぼり、これを実現するため

に、基礎・問題解決・実践の三課程を立て、基礎課程は「国語と算数」・「音楽と図工」・「家庭」・「体育」の四群に分け、問題解決課程は理科と社会を中心とした単元学習とし、実践課程は、随時活動・行事・クラブ活動・奉仕活動・日常規律の五群に分けて研究を続けた。この全体計画の基本構想は経験型であり、その原型は、一九四九年の経験カリキュラムに見ることができる。

一九八〇年に「人間性豊かな子どもを育てる教育課程の創造」と題する研究を行い、一九八七年には「学校・家庭・地域の連携に関する研究」を行った（文部省委託）。一九八九年以降、相互に啓発し、自らの生活をつくりあげる子どもを育てる教育課程の創造をめざして研究が行われている。

課題と展望

本校は、研究実験校として、各時代のそのとどきに先進的な試みを実践してきた。本校は自然環境に恵まれ、教職員の情熱が児童の多様な活動をささえている。しかし、今後の少子社会にむけての教育を考えるとき、より個性的で多様な学習を保障することが必要であり、教室内外での活動がいま以上に追求されねばならない。さらに、校舎施設の設備の老朽化対策とともに、教職員の質・量両面での充実を図っていく必要がある。

(二) 附属小金井小学校

沿革

一九五九年四月一五日、第一学年を二学級七九名、教職員六名という陣容で、開校式が行われた。木造校舎だった附属小金井中学校の東端の二教室を借りて授業が行われていた。このような悪条件からの

第3節 附 属 学 校

スタートであったが、小学校の鉄筋校舎はしだいにできあがり、一九六一年には七学級となり、一九六三年には、附属豊島小学校から児童が移転し一九学級となった。のち、毎年増級して、一九六六年には、現在と同じ各学年四学級、全二四学級の姿となっている。しかし、本校の前身は、きわめて複雑でかつ興味深い。以下、それらを書きとめておこう。

一九一一年四月に、東京府豊島師範附属小学校が師範学校に続いて、現池袋駅西口公園の地に開校された。以後、研究教育活動が続ける一方、一九三四年臨海施設「至楽荘」を千葉県鵜原に、一九三六年には東久留米に林間・農場施設「成美荘」を、翌三七年には箱根に山の施設「一宇荘」を建設し、それらの施設を活用した特色ある教育活動を行ってきた。綴り方・理科・算術・地理・体育等の教育研究はみるべきものがあつた。戦争による教員不足に対応して第二師範学校に女子部が新設されたことにより、豊島師範男子部附属国民学校と改称した。

戦後、土曜日は復興活動の日として校庭の防空壕の整地をしたり、校舎内外の整備などを行っていた。しかし、新しい教育方法の模索も始まり、一九四七年には「新しい各科学習指導の研究」を発表した。一九四九年に「小学校の学習計画と指導」を発表したあとは、三年ごとに「児童の発達の再検討と指導法の研究」・「児童の問題点と教科指導」・「考える子どもを育てるために」・「教える教室」を発表した。これらは、思考力の育成を中心として学習指導法の改善についての研究である。ここには、他に追いつかない、穏健で具体的、全教科に通じる、という附属ならではの研究の特色がみられる。一九五七年には、東京学芸大学の教育研究所との共同主催で、「情操教育の問題」の研究発表会を開催している。

一九五八年、大学当局によって附属小金井小学校への統合の方針が決定されたが、この方針が附属豊

島小学校に伝えられたのは二年後の一九六〇年のことである。しかし、保護者はこの方針を納得せず、ハリストを含む移転反対運動がおこった。結局移転することになるのだが、沿革史、卒業生台帳、校旗、制服制帽、校歌等を継承することを要望しさまざまな曲折ののち、一九六三年に小金井の新校舎へ児童が移籍し、翌年三月末をもって移転完了、閉校となった。それに伴って、一部の児童は、竹早、世田谷、大泉小学校に移籍し、そこで卒業をむかえた。

一方、女子部附属国民学校は、一九四五年四月、栃木県湯津上村の寺で集団疎開生活をしていた本郷追分小学校の児童を継続してむかえ、現地で開校した。戦後の男女共学制の実験や新教育研究、社会科教育への貢献により注目をあびた。一九四八年には、社会科教育への貢献を認められてCIEより表彰を受け、さらに、ガイダンスの実験校として指定を受けることとなった。一九五六年に、東京学芸大学の教育研究所との共同主催で「学習の能率化」の研究発表会をもった。校外学習としては、神奈川県走水での臨海学園、蓼科高原での林間学園を毎年実施した。

大学の附属学校の整理統合方針の決定に伴い、閉校に反対を唱える保護者には、小金井小学校を母校とすることを説得し、一九五九年度からの新入生の募集はストップし、一九六一年度より在校生の大多数は竹早小学校に移籍することとなった。

特 徴

前述のような、複雑な経緯を経て成立した小金井小学校は、豊島・追分両附属校の伝統と校風を受けつぐこととなった。

創設期の小金井小学校の運動場は広くて草深く、休み時間が終わって児童を呼び集めるのに苦労した

とか、「殿様バツタ」を追いかけているうちに、いつの間にか理科の学習につながったとか、校庭のタ
ンポポが国語学習の教材になったとか、地下道を探検した三年生が大学の自然館から顔を出したとかと
いった逸話が残されている。一九六三年に陸上自衛隊に整地作業を依頼し、現在のようないやしい運
動場になったのである。

しかし、大変であったのは、二つの学校から新しい一つの学校をつくっていくプロセスにあったとい
っても過言ではない。制服一つをとってみても、両方の学校の制服がぶつかることになる。その結果、
低学年男子は追分小の開襟型で、三年生以上は豊島小の詰襟型とする折衷案で落ち着くこととなった。
このように、学校の歴史の長さや規模の大きさなどの違いによるこだわりや競争意識がなかったと言
い切れない。一つの学校として、相互の理解を図り、両者の融和を見るまでには、それなりの時間が必
要であった。しかし、それも時の流れとともに次第に払拭されていった。

研究においては、開校当時は校舎増築、教育課程の編成に力を注いだだが、低学年しかいなかったこと
もあって、「子ども一人一人を生かす」こと、すなわち「個人差に応じた指導はいかにしたらよいか」
を問題として模索した。やがて、研究課題は、「低学年のランドセル廃止と家庭学習の研究」、「発展性
を伸ばす基本的能力の指導に関する研究」、「発展学習」、「発展的学習能力の評価の研究」へと広がり結
実していった。一九七六年からは能力開発重視の反省に立って、「豊かな人間の育成をめざす教育課
程」、「実際指導」、「評価」の研究を進めるようになった。一九八六年には、生涯学習の見地から、必要
な基礎的基本的事項をしつかりと身につけるための学習指導法を追求して、「自ら学ぶ力が育つ学習」、
「感じ 動き 高める子」についての研究を進めた。一九九六年からは「ともに生きる子どもも育つ学

校」をテーマにした研究に取り組んでいる。

附属小金井小学校の研究は、全体テーマのもとに各教科、領域において具体化を図っていくというスタイルをとっている。学校週五日制をにらんだ教科再編や横断的指導・総合的指導に対する要請や、学校生活と家庭生活との調和的指導はいかにあるべきかといった根本問題にも応えようと努力を続けているのが現状である。

課題と展望

附属小金井小学校は、東京学芸大学キャンパスに立地し、もともと若く、もともと大きい附属小学校として、国内外からの教育視察が多い。二〇〇人以上の教育実習生を受け入れることはもちろんのこと、授業参観に来校する学生の数は年間で延べ二〇〇〇人を超えている。附属小学校に期待される役割は、今後ますます重くなっていくであろう。

(三) 附属大泉小学校

沿革

本校は、一九三八年一月に、東京府大泉師範学校附属小学校として文部大臣より認可され、九月には、東京市板橋区東大泉に開校した。一九四一年東京府大泉師範学校附属国民学校と改め、一九四三年に国立に移管、東京第三師範学校附属国民学校と改称した。第二次世界大戦の激化に伴い、校地付近に焼夷弾が落下するようになった。このため、一九四五年一月、第四学年以上が群馬県勢多郡新里村に集団疎開し、ついで、三月に第三学年が、四月には一・二学年の児童が疎開生活に入った(同年一〇月

に、全学年が疎開地より引き上げている。

一九四七年に、東京第三師範学校附属小学校と改め、翌年には、文部省実験学校に指定された。一九四九年に東京学芸大学東京第三師範学校大泉附属小学校と改称、「生活カリキュラム」と題して研究発表を行い、『小学校カリキュラムの構成』として刊行した。一九五一年四月に、東京学芸大学附属大泉小学校と改称、一九五六年より、小・中一貫九か年教育の研究を開始した。一九六四年附属豊島小学校から、児童三〇一名が入校した。この年には、老朽化した木造校舎の改修（第一期工事）が始まり、一九六六年一〇月から改修二期工事が開始された。この間、教職員一同は附属学校としての理想的な学習環境づくりのプランづくりに熱中した。一九六八年七月に、第二期増築工事が完成し、一月には、三十周年記念式典が挙行された。翌年二月に、「国際理解の教育」に関する研究発表会を開催し、続いて、海外帰国子女教育学級（第四学年）を開設した。一九八八年には「ある程度適応できた」帰国児童の一般学級への混入交流教育についての試みを行った。一九九四年には、大泉地域（小・中大泉校舎）の将来構想についての検討を開始した。

特 徴

附属大泉小学校のシンボルは菊である。菊に象徴される気品と、驕慢をみずから戒める心と、ねばり強くまことを貫く精神が教育目標である。

本校は創立以来、教科研究の学校としてではなく、カリキュラム研究の学校として存在感を示してきた。学校教育を横断的に捉え、子どもにとっての学校のあり方を探追して来たとも言えよう。

豊かな人間性の育成をめざして、一九七七年から九二年にかけて、「豊かな人間性の育成」・「自己学

習の育成」と題して公開研究会を開催した。一九九三年からは、豊かな学力の育成をめざして研究を重ね、全国公開研究会を行っている。

課題と展望

一九八六年より取り組んできた「自己学習能力の育成」の研究成果を土台に週五日制を視野に入れ、社会の変化に対応できる学校としてあゆんできた。そして、最近は文部省の研究開発学校として、新しい学力観・豊かな学力の育成をめざした研究を展開している。これは、新しい学力育成の場として、総合学習の展開を図り、帰国子女教育をも取り込んだ体験重視のカリキュラム開発である。学びの体験的・個人的学習を大切に、何をどのように学び、いかに生きるか、このことを今後とも研究課題として追求していきたい。

海外に出かける人々（例えば派遣社員）の年齢がさがり、帰国子女の低年齢化が問題とされている。加えて、外国人子女の増加に対するカリキュラム研究の成果が要請されている。国際交流教育のもととなる基礎的研究を、大学の海外子女教育センターと連携しながら、大泉地区の将来展望を構築していきたい。

(四) 附属竹早小学校

沿革

附属竹早小学校の源泉は、一九〇〇年に文京区小石川四丁目に開校した東京府女子師範学校附属小学校にもとめることができよう。当時の訓導は八人、児童数は三五八人であった。

一九一五（大正四）年に校歌が定められ、一九二一年には、後援会がつくられ、制服が定められた。この年に、児童自治会の組織が設定されたことは特筆すべきことであろう。一九三七年に校舎が木造から鉄筋三階建てに改築された。一九四一年東京府女子師範学校附属国民学校と改称、太平洋戦争の激化に伴い、一九四四年九月には、三年生以上の児童が宮城県加美郡中新田町へ集団疎開をした（翌年一月まで）。一九四九年、名称を東京学芸大学東京第一師範学校女子部附属竹早小学校と改め、さらに、一九五一年には東京学芸大学附属竹早小学校と改めている。

一九六一年、附属追分小学校の四・五・六年生（六学級）二七三名が集団移籍し、教官七名も就任した。以後三か年、二学級ずつ卒業し、教官は小金井小学校へ配置換えとなった。一九六七年、大型改修工事が行われ、スチーム暖房、給食用リフトなどが新設され、近代的校舎とたたえられた。一九九〇年には創立九十周年記念式典が挙行され、記念歌「いちようの木」が制定された。一九九五年には、百年準備委員会が発足している。

特徴

創立当初から、「誠」の一字を校訓に掲げ、時世の推移、思想の変転にもかかわらず、今日にいたるまで「誠」の精神を貫いて教育に当たっている。教職員が児童や保護者に接するとき、また、教職員同志の間においても、常に「誠」を具現化するような努力が積みかさねられてきた。

一九四八年に、文部省の実験学校として、全校あげて体育科の研究発表を行い、成果を『小学校体育の計画と実践』にまとめた。一九六四年から一九六八年にかけて「指導内容の基本化とその学習過程」の主題のもとに研究が進められたが、これは、一九六八年に公表された改訂小学校学習指導要領の基本

方針「基本的事項を精選し、指導の徹底をはかる」の具現化であった。

附属竹早小学校では、学習の仕方を身につけ、みずからの意志で学習を持続させる子どもを育てることを課題として研究を進めている。一九八九年～一九九一年には、文部省開発学校の委嘱を受け、幼・小連携を軸にした実践を継続して発表し、一九九三年以降は、「学びの場をひろく」のテーマのもと、幼・小・中の連携を見通すなかで、自己教育力の育成を図る教育課題の開発につとめている。

課題と展望

教職員は、総合活動を核とし、子どもの学びたいという欲求をエネルギーとした教育の展開をめざして努力を続けている。新築成った中学校に続いて、現在進行中の校舎建築の完成が待たれている。このことは、児童・生徒の日常生活の正常化、幼・小・中の連携を図る教育実践の具現化促進のためにも、竹早地区全体の悲願である。

五 附属幼稚園（小金井園舎・竹早園舎）

沿革

本園舎の歴史は、一九〇四年五月、東京市小石川区竹早町の東京府女子師範学校に設置された附属幼稚園までさかのぼる。保育室は同校附属小学校の一隅を借りた。初代の保母は、のちの鈴木貴太郎の夫人タカである。一九三三年に、同校寄宿舎東寮跡に移転した。一九四三年四月、師範教育令が改められたに伴い、東京第一師範学校女子部附属幼稚園と改称した。第二次世界大戦の激化により翌年八月には、「戦時非常措置」として休園となった。再開されたのは一九四六年四月である。一九四九年七月、

学制改革により、東京学芸大学東京第一師範学校附属幼稚園と改め、一九五一年に、東京学芸大学附属幼稚園と改称、主事は園長と呼ばれるようになった。

一九五七年四月、東京学芸大学の小金井統合に伴い、三〇名の幼児が小金井分校内に移った。小金井地区の幼稚園運営は、附属小金井小学校校長が園舎主任として、これに当たった。一九七〇年から三年保育が開始され、一九七二年三月には小金井園舎が新築された。一九七九年一月には、東京学芸大学附属特殊教育施設と提携して、軽度の障害児の保育を試み、八二年四月から軽度の障害児一名を定員として募集することとなった。現在は、五歳児二学級、四歳児二学級、三歳児一学級の教育が行われている。

特 徴

本幼稚園が、附属幼稚園として、大学の研究と学生の教育実地研究の場としての使命をもっていることは掲言するまでもない。さらに、大学と共同、または自主的に幼児研究及び教育研究を行い、それを実証し、その成果によって、わが国の幼稚園教育の発展の糧としようとしている。

このような使命を達成するための、最もふさわしい性格を備えた幼稚園であるために、小金井園舎においては、「入園を志願する場合、家庭から当園まで、徒歩または通常の交通機関をつかって、幼児の足で三〇分以内で通園できる」ことを条件に発育調査と抽選によって入園を決定している。これは、園児の知能や家庭の事情に関係なく、一定地域内住民の縮図を示すよつな編成をめざすための試みである。

竹早園舎においては、隣接する附属竹早小学校の教育目標、内容と密接な連絡をとりつつ教育と研究

を展開している。

課題と展望

本園の教育は、いろいろな個性をもつ子ども達の交流を通して、豊かな人間理解を根底とする社会性の芽生えを培うことを基本としている。

小金井園舎の第一回卒園生は、ホールに身の丈ほどの木もある木製の積み木が置いてあったことを記憶しているという。「積み木遊びは、私達を夢中にさせました。大きな家やトンネルが出来上がると、童話の世界の主人公になったような気がしたものでした」とのべている。人間理解と社会性の芽生えの統一をここにみることができよう。本園は、幼児が主体的に行動できる環境を通して、自主性・創造性を育て、健康・明朗で個性豊かな民主的人格の芽生えを培うことを目標として、日夜努力を続けている。

おわりに

昨今、学校教育の場において、多様かつ深刻な問題が激発し、学校・地域社会における真剣な取り組みが行われている。一方、文部省は、五〇〇〇人にのぼる教員養成系大学の学生定員の削減を打ち出しているが、このことは、少子化に伴う問題とともに、附属学校のあり方にも深く関連していることは揚言するまでもないところである。本学の附属学校においては、一九九二年一〇月の学長蓮見音彦の「大学の当面する問題について」と題するコメントを附属学校への警鐘であると真剣に受けとめ、将来構想委員会を発足させ、対応について議論を重ねてきた。その結果四地区（世田谷地区・小金井地区・大泉地区・竹早地区）の特徴を生かした将来構想が作られつつある。しかし、なお、附属学校の縮小・合併

などの声が聞かれることも事実である。しかし、重要なことは、極論に走る前に、日本の教育において、国立大学の附属学校が果たして来た役割を歴史的にたどり、いま、いかなる使命を持つ必要があるのかを冷静に検討することであろう。このことは、来るべき二一世紀の教育のあり方とも深くかかわっているといえよう。

二一世紀を豊かに生きるために、教育の分野から、どのような貢献ができるのであろうか。

二〇世紀は、絶えまない戦争の世紀であり、大量生産と大量消費がくりかえされ、ついに、深刻な環境破壊という事態に直面した。このような現実社会を直視すれば、来るべき二一世紀は、人間と自然とが共存し、共生できる調和のとれた社会であらねばならない。人間と自然とが共生できる社会を創出していくことが必要なのである。国際化、環境、情報の学習とともに、それにもまして、人権と平和の学習が重要なテーマになるのではなからうか。

激動する現代社会において、価値観はゆれ動き、教育現場も混迷を続けている。今日ほど教育とは何か、教育と研究の関連は、いかにあるべきかが切実に問われている時代はないのではなからうか。

附属学校の使命は、現実が提起する課題をしつかりと受けとめ、教育の将来像を展望しつつ、教育と研究のあり方を創造的に追求し、つねに課題解決の方法を発信し続けることにあるのではなからうか。

第四章 同窓会のあゆみ

第一節 師範学校時代の同窓会

一 七杉会の結成

東京学芸大学同窓会の原型は、一八八六（明治一九）年の師範学校令の年に卒業生有志十数名による「七杉会」の結成から始まったといえる。七杉会とは、わが身（三）と世（四）のために、杉の樹のごとくすくすくと伸びようとの願いをこめた命名という。七杉会は、教育に関する相互研究を主軸として活動を展開し、各種の研究会、展覧会、講習会、童謡大会、夏期大学等を主催した。

二 東京府師範学校同窓会の誕生

一八八九年、東京府師範学校は内幸町から東京市小石川区竹早町の新築校舎に移転し、翌年、七杉会は東京府師範学校同窓会と会名を変更した。一九〇〇年二月に東京府女子師範学校の設置の府告示が出されたことにより、東京府師範学校より東京府女子師範学校が独立したため、それぞれ独自の同窓会をもつようになった。同年九月、東京府師範学校は竹早町から赤坂区青山北町の新校舎に移転した。当時の東京府師範学校校長瀧澤菊太郎は、その後、一九二五（大正一四）年までの二五年の長きにわたって

校長をつとめ、生徒及び卒業生の指導に当たったので、この間の同窓会活動はとくに活発化した。一九二四年には彼の二五年間勤続祝賀会が同窓会主催のもと盛大に実施された。また、彼が死去した一九三三（昭和八）年には立派な同窓会葬が行われた。

三 東京府女子師範学校同窓会

一九〇二年四月、東京府女子師範学校の第一回卒業生二四名が誕生した。そこで、将来増加する卒業生相互の親睦を図るため、また永く母校との連絡関係を保つため、同窓会を組織しようという考えがこれら卒業生の中に芽生えていたが、人数が少ないため、時機を待っていた。

その頃、姉妹関係にあった東京府立第二高等女学校では卒業生も一年早く出て、その人数も多いところからすでに同窓会が成立していた。また、附属小学校卒業生の間にも同窓会はすでにあった。そこで、連合同窓会を開こうと言う議論が諸方よりもち上がり、同年二月、三校連合同窓会大会が東京府女子師範学校で開催されたのが、東京府女子師範学校の第一回同窓会の創設とされる。

翌年、第二回卒業生三四名が新たに入会した。第二回同窓会大会は、東京府女子師範学校単独で開催され、東京府女子師範学校同窓会規則も評議決定された。

一九〇六年四月、第五回卒業生五二名が新たに入会、同窓生の数も増加したので、もはや連合同窓会大会を開く必要も少なくなり、また開催する場合も多人数のための会場の確保が難しくなったので、これ以降は同窓会は独立して開催することになった。一九一〇年二月一八日には東京府女子師範学校同窓会会報第一号が発行された。

第1節 師範学校時代の同窓会

大正時代の同窓会の会合は、すべて女子師範学校の中で行われ、総会も講堂で開かれた。卒業式で、会長木内キヤウ（第二回卒業生）から卒業の祝辞を受けた新卒業生達は彼女に対する強い信頼と尊敬から同窓会への入会を申し込んでいる。彼女は、東京府女教員会・女教員修養会などにおいても主導的立場にあり、一九三五年には、竹早会（女子師範学校同窓会）の協力を得て海外に教育事情視察旅行を行っている。

明治時代に誕生した同窓会が今日まで順調な発展を遂げることができたのは、彼女の母校に対する強い愛情と献身によることが多いと思われる。一九六四年一月、彼女は永遠の眠りについた。

最近の東京学芸大学は国際化が進み、世界の各地から多くの留学生を学生、教員研修生、研究生等として受け入れるようになってきた。東京府女子師範学校の卒業生の一人であった下条芳枝から一九九六年一月、東京学芸大学に寄付された奨学寄付金「学生交流推進助成金」一〇〇〇万円は、留学生交流の国際推進及び厚生補導の促進を図るために運営され、現在までに、キャンベラ大学、北京師範大学、釜山女子大学（現、新羅大学）、南ソウル産業大学（現、南ソウル大学）、西シドニー大学、ピアース大学等との学術交流・学生交流協定締結の実現のために貢献している。当時の卒業生が、母校の発展



東京府女子師範学校同窓会会報第1号

を強く願っていた気持の一端を窺い知ることができる。

竹早会は、一九四三年、東京府女子師範学校が青山師範学校と合併したため、東京第一師範学校同窓会に合流した。

四 東京府立師範学校同窓会

一九〇八年一月、東京府豊島師範学校設置の府知事告示に伴い、東京府師範学校は東京府青山師範学校（以下青山師範学校と略称）と改名された。一九一二年三月に東京府豊島師範学校（以下豊島師範学校と略称）が新しく卒業生を出すことになったのを機に、すでに同窓会活動を続けていた青山師範学校同窓会を、東京府立師範学校同窓会と改称し、東京府女子師範学校（以下女子師範学校と略称）及び豊島師範学校の卒業生も会員として迎え入れた。しかし、各師範学校同窓会は独自の同窓会活動を引きついでいった。

一九二〇年七月には時の文部大臣から社団法人として認可され、会名を社団法人東京府立師範学校同窓会と変更した。

新しく卒業生を出した豊島師範学校では、一九一八年に挙行された創立十周年記念祝賀会の際の卒業生会が前身となって、一九二二年に、同窓会・撫子会が発足した。

当時の同窓会活動の例として、玉川上水で殉職した会員松本訓導の追悼講演会、大震災罹災会員のための活発な救援活動などが挙げられる。東京府立師範学校同窓会の機関誌『初等教育』は月刊誌として、第三種郵便物の認可を受けている。その内容は教育問題を主としているが、ときには政治評論的記

事も掲載され、会員だけでなく全国的に販売された。

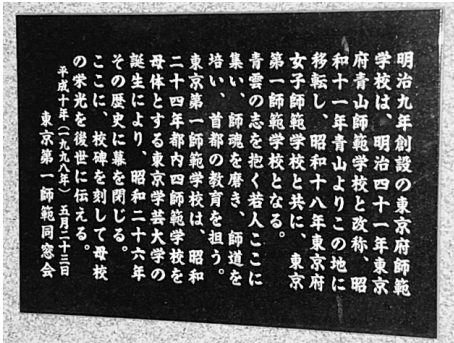
とくに、二代理事長の時代には原宿三丁目に一九〇余坪の土地を購入し、木造二階建ての事務所を建設した。数名の事務員を常勤させて、『初等教育』の編集、出版、夏休み帳の発行等事業部の活動は盛んであり、同窓会の黄金時代を迎えた感じがする。残念なことに、これらの貴重な資料は、戦禍により事務所が消失し、『初等教育』の発行も停止せざるを得なくなつた。

このとき同窓会に関する貴重な資料も同時に灰燼に帰し、その後同窓会員の連絡も十分にとれず、経済的にも同窓会の運営はしばらく危機的状态に直面したため、東京府立師範学校同窓会最後の理事長橋本健太郎の苦悩の日々が続いた。

五 戦時中の同窓会

一九二七年には短期現役兵の制度が施行され、一年現役が五か月に短縮された。翌年、豊島師範学校同窓会撫子会では、同窓会誌として『撫子』を創刊した。東京府立師範学校同窓会としては教育被疑事件に連座した会員の救援など、事態に即応した各種大事業も実施されている。

一九三六年四月に青山師範学校が東京都世田谷区下馬町の新築校舎に移転したのを機に青山師範学校同窓会（青山会）が設立された。同年は、たまたま青山師範学校創立六十年にあたるので、記念事業や施設拡充のため、青山師範学校同窓会会員は月俸の割ないし二割の募金に応じたが、このとき、豊島師範学校同窓会会員も心分の協力をしている。記念事業の一つとして、元青山師範学校校長瀧澤菊太郎及び元青山師範学校校医詫摩武彦の台石付胸像が、現在の附属高等学校校地内に建設された。両氏の胸



瀧澤菊太郎・詫摩武彦の胸像と東京第一師範学校跡地碑

像は、その後、附属高等学校のテニスコート設置のため取り外された。一九九七年、同窓会会員から、世田谷の学校跡地に東京青山師範学校・東京第一師範学校跡地碑建立及び一度は取り外された両氏の胸像の再建のための募金運動が、東京第一師範学校同窓会を中心に進められた。しかし、胸像が国有財産であったものを廃棄処分した関係上、大学側の経費負担が困難であった。

幸い、この募金運動には多くの同窓生の賛同が得られ、一九九八年五月二三日、東京学芸大学附属高等学校講堂前広場に、東京青山師範学校・東京第一師範学校跡地碑の建立及び両氏の胸像の再建が実現され、除幕式が行われた。

一九三八年四月に東京府大泉師範学校が開校した。一九四〇年には、皇紀二六〇〇年記念校地緑化事業のために青山師範学校同窓会は、当時の教職員、生徒児童とともに募金に協力した。その結果が、附属高等学校内に今なお立派な緑地として残っている。同年は、豊島師範学校では創立三十周年記念式典が開かれ、創立三十周年

年記念式歌がつくられている。

一九四一年四月から各師範附属小学校はすべて附属国民学校となる。同年一二月太平洋戦争に突入し戦時色は一層強くなり、このあとしばらくの間は活発な同窓会活動はできなかつた。

一九四三年四月に師範教育令が改正されたため、師範学校は官立専門学校になった。その結果、東京府青山師範学校は東京府女子師範学校を合併して東京第一師範学校と改称、世田谷に男子部、竹早に女子部を置くことになり、東京府青山師範学校及び東京府女子師範学校の同窓会は東京第一師範学校同窓会と改称した。東京府豊島師範学校は東京第二師範学校に、東京府大泉師範学校は東京第三師範学校にそれぞれ改称し、それぞれ独自の同窓会活動を行った。

同年九月には各師範学校は卒業が半年繰り上げとなり、九月から一二月にかけて三師範学校の男子学徒は出陣した。同年一二月に東京第二師範学校に女子部設置が公示される。戦況は厳しさを増し、各師範学校生は勤労報国団を結成、年間勤労動員された。

六 同窓会活動の再開

一九四五年八月に、太平洋戦争が終結し、青年師範学校同窓会の合併を機に、新時代にふさわしい組織と体制を整え、東京師範同窓会と改称、再起を待つことにした。

一九四三年に東京第一師範学校に合併されてからも、綿々として引きつがれてきた青山会（青山師範学校同窓会）と竹早会（女子師範学校同窓会）は、一九四七年に再び合併して、新たに第一師範学校同窓会となった。戦後の荒廃の中で同窓生達は再び東京に戻って同窓会活動を再開した。第一師範学校同

窓会幹事長に青戸藤平（青山会幹事長）、副幹事長に松本柳子（竹早会幹事長）がそれぞれ推薦された。幹事長の「幹事会は世田谷校舎、竹早校舎の交代とする」という発言に象徴されるように、男女平等が実践された。この配慮を女子師範学校同窓生は高く評価している。この間、東京第一師範学校教官の長竿慎と山崎道夫は、同窓会参与として母校との連絡に当たった。

一九五一年三月、女子師範学校同窓会では師範学校としての卒業生最終のときを迎えたため、新たな竹早会を発足、会長に東京第一師範学校同窓会副幹事長 松本柳子が推薦された。このとき以来、春の竹早会は五月三日、秋の竹早会は一月初旬に催して、互いの青春の日の回想と、得難い友情をあたためている。なお、女子師範学校同窓会の大行事の一つであった体育ダンス講習会は時勢の波に消えたが、観劇会は今も引きつがれている。

第一師範学校同窓会の会報は、その後順調に発行された。研究奨励費の制度も一九六六年まで継続された。この頃、観劇会は恒例事業となる。

一方、第二師範学校同窓会（撫子会）では、一九五八年一〇月、五十周年記念式典が盛大に行われ、記念誌が刊行されている。

第二節 東京学芸大学同窓会

一 東京学芸大学同窓会の誕生

一九五一（昭和二六）年三月、師範学校最後の卒業生と東京学芸大学最初の修了生を同窓生として同時に迎えるに当たり、一元化した母校の将来と、首都東京における義務教育担当者として新会員の重大使命を痛感し、二年間の研究と検討を経て、一九五三年三月、東京学芸大学同窓会が発足した。これに先立ち、同年二月一日午後、理事会、評議会の決議を経て、文部大臣宛提出した定款変更認可申請書とともに、東京都教育委員会に進達願が提出された。

一九五三年六月二六日、時の文部大臣から認可され、会名を社団法人東京学芸大学同窓会と改めた。発足当時の同窓会役員は、第一師範学校から一名、第二師範学校から九名、第三師範学校から三名、青年師範学校から四名、学芸大学から九名で構成されていたことからわかるように、新しい時代にふさわしい同窓会としての配慮が窺える。同窓会には庶務部、会計部、事業部、調査部及び連絡部が置かれた。

事業部は、師範学校同窓会の時から活発な活動をしてきた。東京学芸大学の行事の後援、総会も会費が少なかったため事業部の収益をもって充当していた。一九五三年の予算書によると、収入の部の約二割以上を事業収益に依存していた。

当時の事業部の活動の概要を以下に示す。

(一) 夏休みと冬休みのテキスト発行

師範学校同窓会のときから、同窓会関係の熱心な研究家の執筆による夏休みと冬休みのテキストが、日本教材社（東京都豊島区池袋）より発行されており、この印税が同窓会の基金に繰り入れられ、同窓会運営の維持に大きな役割を果たしてきた。

(二) 日本リクリエーション株式会社と提携

修学旅行の幹旋、社会科移動教室の運営、観光事業の計画、記念写真、記念アルバムの製作などを営んでいる日本リクリエーション株式会社（東京都中野区氷川町）が良心的で、営利を主目的としていないこと等により、同窓会としては理事会に諮り推薦している。

(三) 竹早教員養成所

一八八八（明治二一）年一〇月に芝公園内の共立幼稚園内に創立された東京府教育会附属幼稚園保母講習所は、東京府教育会が一九二六（大正一五）年一月に東京府と東京市が合併したために社団法人帝都教育会附属幼稚園保母講習所と名称が変更されたのを機に、竹早町の東京府女子師範学校内に設置されることとなり、校名を帝都教育会附属保母伝習所と改称し、教室も女子師範学校内に移転した。

東京府教育会経営時代は、所長に教育会長の貴族院議員松平頼寿が就任、実際の経営は女子師範学校長が当たっていたが、竹早町に移ってからは、所長は歴代の女子師範学校長が兼任し、実際の運営は附属小学校主事または教諭が当たり、経済面においても独立採算制をとっていた。

第2節 東京学芸大学同窓会



学校法人竹早学園 竹早教員養成所

一九四三年、師範学校が国立となり女子師範学校は第一師範学校の女子部となった。東京都教育会附属保母伝習所は夜間部だけの学校であったので、第一師範学校女子部の教員を主とし、青山、豊島両師範学校の教員が講師として協力した。

一九四九年四月、東京都教育会が戦争協力団体として解散を命じられたため、東京師範学校同窓会が経営を引きづくことになり、名称も竹早教員養成所と変更することになった。

東京師範学校同窓会は、一九五三年六月付けで文部大臣より東京学芸大学同窓会と名称変更が認可されたが、竹早教員養成所の経営は従前どおり引きづくことになった。その後、文部省より教員養成機関の設置経営者は学校法人とするよう指導があった。学校法人の認可には独立校舎の条件があったため、竹早町に土地を購入した。

一九五七年一月、学校法人竹早教員養成所が認可されたので、東京学芸大学同窓会の経営から独立して、学校法人竹早教員養成所の経営となった。同年四月から、修学年限二か年で昼夜間授業の二部制となり、新校舎も竣工した。

一九六三年一〇月には、創立七十五周年記念式典が挙行された。その二年後には、学校法人竹早教員養成所を、学校法人竹早学園とする組織変更が認可された。一九七八年には、創立九十周年を

迎え記念誌『教員養成九十年 竹早教員養成所のうつり変わり』が刊行された。

東京学芸大学同窓会発足当時は、母体会 一師同窓会、撫子会、大泉会、青松会（青年師範）の師範出身者が主に本部・支部の役員となり会を運営した。東京学芸大学同窓会事務所は一九五七年の七月より、世田谷区下馬町の東京学芸大学から、文京区竹早町の竹早教員養成所内に移転し、理事長及び書記が常勤することになり、同窓会の活動の拠点ができた。

一九六四年、東京学芸大学は小金井への統合を完了し、教員養成大学として面目を一新して、名実ともに充実した姿で出発することになった。同窓会はこの統合完了を祝し、記念事業として永久に残る記念物を寄贈し、母校に対する親近感を高めるとともに同窓会の伸展強化を図りたいと考え、特別臨時会費の名目で募金を呼びかけた。多くの賛同が得られ、統合記念として植樹造庭の目録が贈呈された。



東京学芸大学創立15周年統合完了
記念に同窓会が植樹した樺

当時の同窓会理事長久保田伍郎は、「（中略）願わくば本大学存続の限り、本大学の隆昌とともに伸びゆく記念並木の偉大な姿に成長繁茂することを切望し、同窓会もいよいよ伸展強化が実現されることを念ずるものである。」と述べている。翌年、造園計画がまとまり附属図書館前に樺が植樹された。樺は今では期待どおり大樹に成長し、四季おりおりの変化をみせ、憩いの場を提供している。

一九六九年には東京学芸大学が創立二十周年を迎えるにあたり、一九六七年九月、創立二十周年記念会が

第2節 東京学芸大学同窓会



東京学芸大学創立20周年記念会館

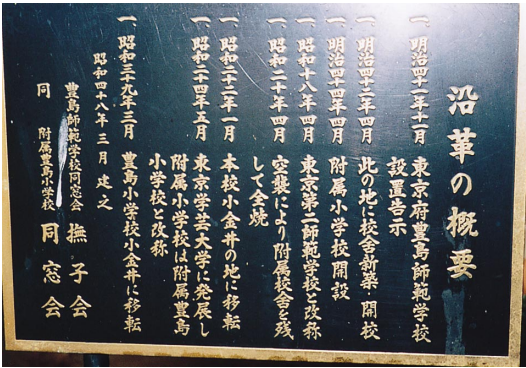
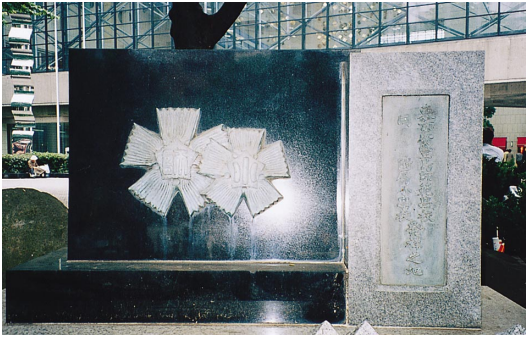


記念碑「青山師範学校の跡」

発足した。記念事業として、式典行事及び功労者表彰、記念誌の刊行と記念会館の建設が計画された。このため、同窓会は旧師範学校出身者と東京学芸大学卒業生が一体となって、この記念事業推進の中心となり、大学当局とともにこの大事業の実現を願い募金運動を積極的に開始した。応募額が目標に達しないため、計画を一部変更して建設に取りかかり、長期計画で募金が集まり次第増築することになった。記念会館は、「東京学芸大学創立二〇周年記念会館」と名づけられ、一九七三年に完成した。

一九七二年は、学制領布一〇〇年の年である。その記念すべき年に記念碑「青山師範学校の跡」が、

た。 青山師範学校卒業生、附属小学校卒業生が主となって、青山通りにある青山児童館敷地内に建立された。
 一九七三年、豊島師範学校（第二師範学校）卒業生ならびに附属小学校の卒業生、恩師の協力によって、記念碑「東京府豊島師範学校・同附属小学校 発祥の地」が池袋西口公園内の母校跡地に建立された。



東京府豊島師範学校・同附属小学校 発祥の地



母校仰慕の碑

一九七〇年代後半になり、同窓会役員数も徐々に増え、それとともに一般会員の自覚も高まってきたため、会員相互の親睦も深まるとともに研修による資質の向上も積極的に図られ、同窓会活動は活気に満ちてきた。一九七六年には、同窓会の校長・教頭名簿の発行が始まった。

一九七八年には第一師範学校女子部竹早会は、旧女子師範学校跡地である東京学芸大附属竹早中学校内に、記念碑「母校仰慕の碑」を建立した。

一九八二年には青山師範学校六十周年記念幻の映画が、同窓会の有志によって四七年ぶりに発見された。一九八八年一月、東京府豊島師範学校創立八十周年・東京第二師範学校女子部開校四五年を記念し、記念式典・祝賀会が母校ゆかりの地に建つ東方会館で実施されるとともに、記念誌『撫子八十年』が刊行された。

一九九〇（平成二）年三月までに、東京第一師範学校最後の卒業生がすべて勇退することになった。このような歴史的・画期的な時期に臨んで、師範教育二二〇年の回顧による締めくくりと二一世紀に向けての新しい出発の礎石となる同窓会誌『師範教育百二十年の歩み』が同年一〇月に刊行され、翌年の六月一日には、百二十周年記念式典・祝賀会が八芳園において盛大に実施された。

二 東京学芸大学同窓会研修の特質と課題

東京学芸大学同窓会組織の特色は、第一は母体会 一師同窓会、撫子会、大泉会、青松会 の師範出身者を基礎としていること、第二は教員養成を中心とする東京学芸大学卒業生との合同組織であること、第三は卒業生の多くが東京都内の公立学校の教師をしていることである。

同窓会としては教師の資質向上のために種々の研修が必要であることを重視し、そのため、一般会員の研修の拡充、教師としての成長段階に応じた研修、東京都の管理職選考に対応した諸準備や指導主事受験者等の指導者の養成のための研修等を企画した。幸い、母体会の中には、東京都はもちろんのこと、全国的にも指導的な立場の先輩に恵まれていたので、これらの人々の指導を受け、東京学芸大学卒業生が東京都の教育界で十分に活動できる基盤ができた。

一九七七年には「東京学芸大学同窓会会員研修実施要項」を作成することができた。その大綱は、①中央研修（全般的に集中して行う）と②ブロック研修（八地区にブロック研修センターを置いての研修）の二つに分けて目的に応じて実施する。さらに、対象に応じて①一般研修（全会員を対象）、②特別研修（管理職、指導主事を希望する者を対象）及び③現任研修（現に管理職指導主事等の職にある者を対象）の三つに分けて実施した。このほか、母体会でも独自の研修会が実施されたが、一般会員にも門戸は開放されていた。

一九八〇年には、個人研修用テキストとして『獅子』が完成した。その発刊に際し、当時の理事長は、「馬を水際まで引くことが出来ても、水を飲ませることは出来ない、の語のように、要は、各人の積極的自主的な精神にかかっている。天は自ら助くる者を助く、と言う。あくまでも各人のやる気が先決である。それには、日々の教育実践が意図的であり、意欲的であって、児童生徒の成長を希求して止まないところに源があると思つ。」と述べている。

『獅子』の刊行は今日まで引きつがれているが、その内容は年ごとに充実し、研修方法にも年々改良が加えられている。一九九七年には「論文研修会」「一日研修会」「面接研修会」「特別講演会」等多く

の研修事業が行われた。

三 東京学芸大学同窓会名簿の発行

東京学芸大学同窓会会報一号（一九五四年三月）に、各支部の結成整備と名簿作成についての記事が掲載されている。当時は支部が結成されていない地区が多々あったため、理事長以下各理事は、地区を分担して支部組織強化に努力を払ってきた。その間、会報は順調に発行され、会員名簿作成と支部強化の関連性についても議論されてきた。

一九五六年には各理事、支部長の要望もあり、役員会において名簿作成事業が正式に採り上げられた。会員名簿の編集作成に当たって、調査部を中心とする会員名簿作成委員会が編成された。「東京学芸大学同窓会名簿」第一版は、各支部長、会員名簿作成委員の努力の結果、同年一二月に発行された。

「東京学芸大学同窓会名簿」は、主として東京に在職する教育関係者を中心として隔年ごとに作成されてきたが、それは母体会及び東京学芸大学の卒業生の多くが東京の教育界に就職しているという状況下にあつては当然の帰結であつた。全卒業生の状況の把握ができなかつたために、名簿の巻末には東京学芸大学卒業生の全氏名を卒業年次ごとに掲載してきた。この名簿は教育者を主とした同窓生の名簿とはいえ、それなりの評価を得てきた。

卒業生の多くが東京都の教育界で活躍する東京学芸大学同窓会は、活発な教育活動を展開し、その名簿も着実に編集刊行されてきた。しかし、本学の出身者の中には東京都の教育界以外で活躍する卒業生も、創立当初から少なくなかつたし、各界でめざましい成果をあげる人々も数多くいるところから、こ

れらの人々を含めた卒業生全体の組織の重要性もかねてから指摘されていた。

とくに、近年のわが国の少子化に伴う教員需要の動向は、東京学芸大学学生が抱いていた東京都の教員として活躍するという希望を達成することが難しい情勢になってきた。この結果、より幅広い卒業生の組織を作る要請が高まってきた。

東京学芸大学卒業生全体の名簿を作成するという、東京学芸大学として初めての仕事は、元東京学芸大学学生部長を初めとする関係者によって進められ、これに当時の東京学芸大学同窓会理事長の理解と協力が得られて一九九六年ようやく実現することができた。これを機に、従来の形での東京学芸大学同窓会名簿は発展的解消をすることになるものと思われる。

四 東京学芸大学教育研究会の発足と『學藝』の発刊

東京学芸大学同窓会会報一二号（一九六〇年三月）に、東京学芸大学教育研究会設置の構想が詳しく記載されている。

この構想の実現のために、一九五九年秋の総会に「研究会結成」が提案され、満場一致で可決された。関係者は同窓会及び先輩の援助を得る一方、東京学芸大学とも緊密な連絡をとり、その指導のもとで具体化を進めていった。そして、主体となる研究会のもとに、まず、国語、社会、算数、理科の四分科会を早急に発足させる努力をした。

その結果、一九六〇年五月に東京学芸大学教育研究会は多くの会員の出席のもとに盛大に発足することができた。来賓の祝辞、各研究部長の報告のあとに行われた東京学芸大学教授倉沢剛の「デューイの

教育思想をめぐる米国と日本の動き」と題する講演は、教育に対する視野を広めたばかりでなく、聴衆に深い感銘を与えた。

当時の研究会の事務局長は「如何に発会が盛大であっても、この研究会は、私たちが育てなければ誰も育ててくれないという事、これが今後の研究会の課題だ」と思う。その意味から同窓会会員一人ひとりが積極的に研究会に参加し、固い団結の下、明日の東京都の教育のために一歩でも前進していただきたいと思う。事務局員一同、何でも大いにやるつもりで頑張っている」と会報一五号に記している。

一方、東京の北区には、校長・教頭も含めた教育研究団体としての育教会があり、師範時代の同窓会の先輩の多くが幹部として北区の教育のために活躍していたほか、東京学芸大学になってからの卒業生の会としての春秋会が一九五六年頃に結成されていた。ここでは教科別、問題別研究部があり、それぞれ活動をしていた。

東京学芸大学同窓会教育研究会は、機関誌を通じて会員の研究の交換、各自の向上そして結集を図ろうと、一九六二年春以来研究会誌の発行を企画し、翌年の四月に研究機関誌『學藝』が発刊された。

表紙の題字は東京学芸大学書道科教授田邊萬平によるが、彼は以下のように語っている。

学芸大学は草刈大学ではない。先年中国人が「東京学芸大学」の封筒裏をみて、「学芸大学」を「草刈大学」と思ったそうである。芸は草を刈る義である。藝の原義は植物を種えることである。

よって、原義の上からも、伝統ある造形美の上からも旧字体によって揮毫する。

創刊号は東京学芸大学教官の随筆及び研究論文のウエイトが大きかったが、第二号では会員による随筆が多く紹介されている。さらに、母校の教官が学園内における研究的雰囲気盛り上げるため、一九

五九年に設立した全教官を対象とする教官研究懇話会の活動状況についても詳しく紹介されている。同年、秋の同窓会総会で「研究会結成」が提案され、満場一致で可決している事実より考えて、当時の東京学芸大学の教官の研究に対する意欲が卒業生にも大きな影響を与え、研究会が順調に発足したと思われる。

『學藝』の中では、会員の研究報告も数多く紹介されるようになり、日常の研究会に集まらない会員も機関誌を通じて研究内容を知ることができた。会長は、同窓会理事長、事務局長には春秋会の歴代の会長の中から、田村豊が選ばれた。予算は、会員の会費、同窓会からの援助、その他によった。この研究会誌は、「東京学芸大学同窓会教育研究会」の機関誌として三号まで出されてきた。第三号のグラビアは、東京学芸大学創立十五周年記念に、同窓生が統合記念に寄付した櫓で飾られている。

また、『學藝』は、当初から全会員に配布したいと願ってきたが、当時の会長はじめ会員の理解により、四号からは東京学芸大学同窓会機関誌に変わり、この号より実質ともに同窓生を結ぶ橋となった。八号からは、内容的にも同窓会誌として一層充実してきた。一九七三年に発行された一〇号では、東京学



東京学芸大学同窓会教育研究会機関誌『學藝』

芸大学創立二十周年記念会館が同窓会の寄付で建設されたことが紹介されている。

東京学芸大学卒業の会員が増加する一方で、母体会の会員の占める割合は減少していった。当時は同窓会の主要な役員は母体会の会員によって占められていた。彼らは、東京学芸大学同窓会の将来を考えたととき、東京学芸大学卒業の会員の意識と連帯感のあまりの弱さについて危惧していた。そこで、一九八二年、東京学芸大学との連絡会を計画、意見交換の場を持った。当時の東京学芸大学学生部長が『東学大キャンパス通信』で、同窓会の活動や大学との協力体制について採り上げたことを、同窓会として高く評価し、今後の発展の一石となるものとしてその意を強くしている。

同窓会としても、急激な社会情勢の変化に対応していく必要性を痛感し、総会記念講演の演題には配慮が感じられる。とくに、平成の時代に入ると、教育に関する社会問題が深刻になってきた。一九九〇年の総会記念講演は、龍源寺住職松原泰道師による「心を育てる教育」というように時代を先駆けるものであった。

同窓会として教育に対する期待と意気込みは強く、平成時代の総会記念講演では教育に関する比率が高くなっている。以下に一九八二年以降の記念講演の演題と講演者名を示す。

一九八二年 「最近の国際情勢と日本」 NHK解説委員長 山室英男

一九八三年 「新時代のエネルギーと基本を培う教育」新エネルギー総合開発機構理事長 稲森

力

一九八四年 「日々は道場」東京学芸大学初代学長 木下一雄

一九八五年 『啐啄同時』に想う」東京都教育委員会教育長 水上 忠

- 一九八六年 「これからの教育の展望と教師の役割」 文部大臣 海部俊樹
- 一九八七年 「忘れられない先生方」 作家 田中澄江
- 一九八八年 「国際化時代に生きる日本人の育成」 前NHK解説委員長 岡村和夫
- 一九八九年 「外国人の見た日本人」 上智大学教授 ウイリアム・カリ
- 一九九〇年 「心を育てる教育」 龍源寺住職 松原泰道
- 一九九一年 「湾岸戦争後の世界情勢」 NHK解説委員長 岡村和夫
- 一九九二年 「教育の重要課題とその背景」 目黒区教育委員会教育長 伊藤一郎
- 一九九三年 「『ゆとり』と日本人」 東京学芸大学学長 蓮見音彦
- 一九九四年 「オーケストラの秘密」 作曲家 山本直純
- 一九九五年 「学校教育の果たすべきこと」 千代田区教育委員会教育委員 横山安宏
- 一九九六年 「東京都の学校教育の課題と二一世紀」 東京都教育委員会教育長 市川 正
- 一九九七年 「夢を追いかけて」 スポーツキャスター 栗山英樹（一九八四年東京学芸大学卒）

五 東京学芸大学学生後援会の誕生

東京学芸大学陸上競技部では、東京箱根間往復大学駅伝競走に一九五五年一月の第三一回大会より一九六一年の第三六回大会まで連続七回出場してきた。その後は二三年振りで一九八四年に再度出場している。初期の頃は母体会の各師範学校のOBから援助を得ていた。

同窓会としては、母校の発展を願い、その育成を図ることが崇高な使命であると考え、例年、大学祭

等の大学側行事、また学生の体育面等、多面的な活動に対し援助を行ってきた。一九五八年の第三四回大会出場るとき、駅伝後援募金が呼びかけられ、集められた寄付がすべて母校の競技部に贈呈され、選手達を激励した。このとき、沿道在住の会員各位やわざわざ箱根まで出かけて声援を送った会員も少ない。

このことが発端となり、同年三月、同窓会役員と大学側で準備委員会を開き、同年六月、ようやく東京学芸大学学生後援会が発足した。規約にもあるように、学生の福利厚生、保健衛生、サークル活動、就職等の後援事業を行うものとしている。

翌年、同窓会からの援助は二〇万円から二五万円に増額するとともに、学生後援会の支出内訳に、箱根駅伝参加援助という項目を明記することになった。その後、発行された会報の中で箱根駅伝の報告は大きく採り上げられていることから、同窓会としては、箱根駅伝参加への期待が大きかったことが感じられる。

一九八〇年になって、後援会会費の支出内容が設立当初とは大分変わってきたことについて、同窓会から適正な支出の希望が提案された。以後、東京学芸大学学生後援会の予算書及び決算報告書が再び『學藝』に紹介されるようになった。ちなみに一九九七年度の予算書によると、同窓会から支出される学生後援会賛助金は六〇万円である。

六 新時代の東京学芸大学同窓会

一九八八年は「教育改革元年」といわれ、教育課程改善を初めとし、新テストの導入のほか、文部省

生涯学習局の新設などが閣議決定された。しかし、教育改革の主体であるべき教育現場の学校自体の教育の改革は思うようには進行しなかった。

当時の理事長は、次のように述べている。

いくら行政的措置が先行しても、真の教育改革にはならない。真の教育改革は、現場にたずさわ
る教師一人ひとりが子どもを幸福を実現できる教師になることである。教育改革元年は、改革の原
点に立って出発すべきである。

同年の評議員会で定款の一部補正が決定され、翌年、昭和天皇の崩御とともに、平成の時代を迎えた。
これを機に東京学芸大学同窓会も、一九八九年より、理事長以下全役員が東京学芸大学卒業生会員と
なり新しいスタートが切られ、完全に母体会の手から独立することが可能になったのは、一九五三年に
東京学芸大学同窓会が発足以来、母体会諸先輩の指導、尽力によるものである。一九八九年一月、こ
れら母体会の先輩に感謝する会が新高輪ホテルで盛大に挙行された。

ようやくここに、「東京の教育は、学芸大学卒業生で」という念願が実現をみるにいたった。それ
は、全国幼稚園長会会長に江橋照雄（一九五五年卒）、全国連合小学校長会会長に上田幸夫（一九五三
年卒）、そして全日本中学校長会会長に井上輝夫（一九五五年卒）がそれぞれ就任したことに示され
たが、このことはさらに、東京の教育はもとより全国の教育をリードするまでにいたったことも意味
している。

東京学芸大学の卒業生の中で、教育界以外で活躍している人々が、この頃から、『學藝』にも登壇す
るようになった。その一端を示すものとして平成になってからの記事「教育評論」の題名と執筆者名を

以下に示す。

- 一九八九年 「情報化時代と子ども達」 北区赤羽台西小学校教諭 猿谷公恵（一九六四年卒）
- 一九九〇年 「豊かな人間性の復活『思いやり』の心を育てる」 前千代田区立錦華小学校校長 栗岩英雄
- 一九九一年 「学力について考える 学校としてのコンセンサス」 同窓会監事 市川貞男（一九五一年卒）
- 「情報社会と教育」 アナウンサー 山崎典子（一九六二年卒）
- 一九九二年 「忘れ得ぬ教育者の想い出」 (株)現代人社代表 坂田 登（一九五九年卒）
- 一九九三年 「ビジョン作り」 (株)パイオニア技術担当副社長室部長 岩下 隆（一九五九年卒）
- 「教育のいまとこれから」 学習研究社 肥後貞夫（一九六〇年卒）
- 「スポーツと体育」 山陽放送 山田信和（一九六八年卒）
- 一九九四年 「商売繁盛」 コジマ取締役社長 小島恒雄（一九六五年卒）
- 「卒業して二五年」 日刊スポーツ印刷社 小西 進（一九六八年卒）
- 一九九五年 「外から見た教育」 北海道新聞社 金田昌男（一九六五年卒）
- 「大卒後一昔分の自分史」 フジテレビ 横井克裕（一九八六年卒）
- 一九九六年 「東京学芸大学の当面する課題」 東京学芸大学学長 蓮見音彦
- 「私はこうして若者ときあつて来た」 信越放送 窪田 晃（一九六二年卒）
- 一九九七年 『卒業生名簿』 雑感」 (株)ホテルKSP代表取締役社長 大隈幸子（一九五八年卒）

そのほか、『學藝』七〇号には左記に示すような一般企業等で活躍している同窓生の一部が紹介されている。

前田正二（一九六〇年卒） 岩手放送取締役

井口保子（一九六二年卒） ラジオ日本

小俣雅子（一九七五年卒） 文化放送

川内敏枝（一九七八年卒） ニッポン放送

金子修介（一九七八年卒） 日活映画監督、ブルーリボン監督賞、SF大賞等受賞

篠田節子（一九七八年卒） 作家、直木賞候補作「カノン」、他著書多数

竹下文子（一九七九年卒） 児童文学作家、路傍の石幼年文学賞受賞

八朔友二（一九八一年卒） 劇団ふるさと

平井信行（一九九一年卒） 日本気象協会

七 東京学芸大学同窓会の展望

東京学芸大学は、一九九九年に創立五十周年を迎えるまでに発展してきたが、社会情勢、とくに教育界においては、予想もしなかった急激な変化によりこれまでになかった厳しい状況下に置かれている。大学としてもその状況を乗り切るいろいろな工夫がなされ対処されている。

同窓会としても、初心に還ってこの厳しい状況に望む強い姿勢について、当時の理事長は『学藝』六八号で次のように述べている。

(中略) 東京学芸大学同窓会が今こそ、その原点に立ちかえって、教育の再生、教育の信頼回復のために立ち上がることが強く求められている。学校間や校種のちがいが、あるいは世代を超えて山積みする教育の課題解決をめざして絆を固め、連携を深めなければならぬ。そのことが、ひいては東京都の教育界をはじめとする我が国の教育の活性化の原動力になるのである。

また、東京学芸大学卒業生の活躍に対する評価について、その一面をあらわすものが『學藝』六九号に紹介されている。その一部を以下に示す。

(一) カレッジマネジメント七八の第三回「大学別満足度調査一九九六」の記事では、東京学芸大学は学習院大学に続いて第二〇位に初めて顔を出している。

(二) 週刊ダイヤモンド社の「役に立つ大学九六年ランキング」の情報では、左記に示すように「総合ランキング」で東京学芸大学は、一〇〇校中第一五位に評価されている(昨年は第九七位)。全国一一の国立教員養成系大学で一〇〇校の中にランクされているのは東京学芸大学のみである。

役に立つ大学 一九九六(『週刊ダイヤモンド』一九九六年四月一六日号より)

(一) 総合ランキング(一〜二〇位)

- | | | | | |
|---------|-----------|---------|----------|----------|
| ① 京都大学 | ② 一橋大学 | ③ 早稲田大学 | ④ 慶応義塾大学 | ⑤ 大阪大学 |
| ⑥ 神戸大学 | ⑦ 東京大学 | ⑧ 九州大学 | ⑨ 上智大学 | ⑩ 東北大学 |
| ⑪ 北海道大学 | ⑫ 名古屋大学 | ⑬ 同志社大学 | ⑭ 東京工業大学 | ⑮ 東京学芸大学 |
| ⑯ 千葉大学 | ⑰ 東京外国語大学 | ⑱ 筑波大学 | ⑲ 大阪市立大学 | ⑳ 関西学院大学 |

(二) 潜在能力ランキング(一～二〇位)

- ① 京都大学
- ② 一橋大学
- ③ 東京工業大学
- ④ 大阪大学
- ⑤ 東京芸術大学
- ⑥ 東京大学
- ⑦ 神戸大学
- ⑧ 早稲田大学
- ⑨ 東京学芸大学
- ⑩ 東北大学
- ⑪ 北海道大学
- ⑫ 九州大学
- ⑬ 慶応義塾大学
- ⑭ お茶の水女子大学
- ⑮ 東京外国語大学
- ⑯ 電気通信大学
- ⑰ 上智大学
- ⑱ 筑波大学
- ⑳ 国際基督教大学

- (三) 大学でよく勉強している(一～二〇位)
- ① 京都大学
 - ② 東京大学
 - ③ 一橋大学
 - ④ お茶の水女子大学
 - ⑤ 東京工業大学
 - ⑥ 大阪大学
 - ⑦ 神戸大学
 - ⑧ 東北大学
 - ⑨ 九州大学
 - ⑩ 津田塾大学
 - ⑪ 名古屋大学
 - ⑫ 東京外国語大学
 - ⑬ 筑波大学
 - ⑭ 東京学芸大学
 - ⑮ 北海道大学
 - ⑯ 電気通信大学
 - ⑰ 上智大学
 - ⑱ 名古屋大学
 - ⑳ 国際基督教大学

- (四) 創造性がある(一～二〇位)
- ① 京都大学
 - ② 早稲田大学
 - ③ 東京工業大学
 - ④ 慶応義塾大学
 - ⑤ 東京学芸大学
 - ⑥ 大阪大学
 - ⑦ 一橋大学
 - ⑧ 神戸大学
 - ⑨ 東京芸術大学
 - ⑩ 電気通信大学
 - ⑪ 東京大学
 - ⑫ 東北大学
 - ⑬ 九州大学
 - ⑭ 北海道大学
 - ⑮ 上智大学
 - ⑯ 名古屋大学
 - ⑰ 同志社大学
 - ⑱ 大阪市立大学
 - ⑳ 関西学院大学

- (五) 個性的だ(一～二〇位)
- ① 東京芸術大学
 - ② 京都大学
 - ③ 早稲田大学
 - ④ 東京学芸大学
 - ⑤ 国際基督教大学
 - ⑥ 東京外国語大学
 - ⑦ 東京商船大学
 - ⑧ 上智大学
 - ⑨ 慶応義塾大学
 - ⑩ 北海道大学
 - ⑪ 電気通信大学
 - ⑫ 大阪大学
 - ⑬ 信州大学
 - ⑭ 東京大学
 - ⑮ 一橋大学
 - ⑯ 筑波大学
 - ⑰ 東京工業大学
 - ⑱ 九州大学
 - ⑳ 神戸大学

(六) 精神的に自立している(一〇二〇位)

- ① 早稲田大学
- ② 京都大学
- ③ 東京芸術大学
- ④ 北海道大学
- ⑤ 神戸大学
- ⑥ 一橋大学
- ⑦ 東京工業大学
- ⑧ 大阪大学
- ⑨ 九州大学
- ⑩ 九州大学
- ⑪ 慶応義塾大学
- ⑫ 東京商船大学
- ⑬ 同志社大学
- ⑭ 明治大学
- ⑮ 国際基督教大学
- ⑯ 電気通信大学
- ⑰ 名古屋大学
- ⑱ 中央大学
- ⑲ 東京学芸大学
- ⑳ 信州大学

(七) 大器晩成である(一〇二〇位)

- ① 京都大学
- ② 東京大学
- ③ 一橋大学
- ④ お茶の水女子大学
- ⑤ 東京工業大学
- ⑥ 大阪大学
- ⑦ 神戸大学
- ⑧ 東北大学
- ⑨ 九州大学
- ⑩ 津田塾大学
- ⑪ 名古屋大学
- ⑫ 東京外国語大学
- ⑬ 筑波大学
- ⑭ 東京学芸大学
- ⑮ 北海道大学
- ⑯ 電気通信大学
- ⑰ 上智大学
- ⑱ 名古屋工業大学
- ⑲ 電気通信大学
- ⑳ 国際基督教大学

このデータからは、東京学芸大学の学生は個性的で、創造性があり、潜在能力にも優れ、よく勉強をし、焦らず地道に努力する大器晩成型である人物像が浮かんでくる。

彼らが来るべき二一世紀を力強く生き抜き、人類の発展のために活躍してくれることを期待したい。同窓生の中には、国際化に伴い、多くの留学生も含まれる。その中には、さらに他大学に進学し、博士の学位を取得したり、日本に帰化し、定住して母国と日本の発展のために活躍している者も少なくないが、現段階ではこれらの正確な情報が得られていないのが実状である。

今後、同窓生の絆が一層広がり、一人ひとりの詳細な活躍状況を知ることができるとを願っている。東京学芸大学同窓会としては、将来に対しての推測が難しい社会情勢下の中で多くの課題を抱えてい

るが、できる限りの準備をして臨んでいる姿勢がいろいろな面から感じられる。

東京学芸大学同窓会のさらなる発展を祈る。

参考文献

- 東京学芸大学創立二十周年記念会『東京学芸大学二十年史 創基九十六年史』 一九七〇年
- 東京学芸大学同窓会『東京学芸大学同窓会会報』
- 東京学芸大学同窓会『學藝』(第一号)第三号は東京学芸大学同窓会教育研究会発行)
- 東京第一師範同窓会『師範教育百二十年のあゆみ』日本教育新聞社 一九九〇年
- 撫子会記念事業実行委員会編『撫子八十年』撫子会 一九八八年
- 竹早学園『教員養成九十年 竹早教員養成所のうつり変わり』 一九七九年
- 東京都立教育研究所『東京都教育史』第三卷 一九九六年
- 東京学芸大学陸上競技部獅友会創設三十周年記念誌編集委員会『獅友』 一九八八年
- 朝日新聞社『週刊朝日百科 日本の歴史 一〇三』 一九八八年
- 東京女子師範同窓会『東京女子師範同窓會會報』第一号 一九一〇年
- 東京学芸大学同窓会『獅子』東京学芸大学同窓会研修用テキスト
- 東京学芸大学学生会部『キャンパス通信』一六三号 一九九六年七月

補章 大学前史

第一節 戦前期の教育界と師範学校

(一) 明治初期の師範学校

わが国の近代学校制度を創始した「学制」(一八七二年)は、「教員ノ事」として、その第四〇章に「小学教員ハ男女ヲ論セス年齢ニ〇歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其ノ任ニ当ルコトヲ許サス」と規定した。しかるにここにいう師範学校は、学制発布に先立つこと二か月、湯島旧昌平黌の建物を使って開校した官立の師範学校一校が存在するのみで、当然のことながらその卒業免状をもつ者はまだ一人もいなかった。この師範学校がその第一回卒業生一〇名を教育界に送り出すのは、翌一八七三(明治六)年七月のことである。このときの状況を、この学校の沿革史は、以下のように記録している。

当時、学制既に発布せられて小学校は全国到る所に設立せらるゝ際なれば、小学校の経営、新教育の実施に関する知識を有するものを求むること甚だ急にして、各府県相競ひて本校卒業生を聘し、小学授業の方法を伝習せしめんとした。是等卒業生の地方に聘せられて後は、何れも自ら小学校の教授に従事することなくして、専ら小学教員養成の任に当たった。

(東京文理科大学・東京高等師範学校『創立六十年』)

後述するように、東京学芸大学の前身のひとつである青山師範学校の源流となる「教則講習所」が、その最初の講習所掛として迎えた三等訓導林多一郎、そしてその後任である二等訓導金子尚政は、いずれもこの第一回卒業生であった。

官立の師範学校はその後、一八七三年に大阪と宮城（仙台）に、七四年に愛知（名古屋）、広島、長崎、新潟の各大学区本部に設置され、各師範学校では師範学校卒業免状をもたないものに学業試験の上小学校訓導の証書を与えて小学教員を供給した。

（二） 府県立師範学校の設置と教員免許の法制化

しかし、これらの官立師範学校は、愛知、広島、新潟が一八七七年に、大阪、長崎、宮城が七八年に廃止され、以後小学校の教員養成は、府県立師範学校を設けて行うというしくみが全国的に展開するのである。全国の師範学校が同一の基準で規制され、定型化されていくのである。一八七九年九月「教育令」が公布され、学制の強制力は失効し、一時は各府県自由化のきざしがみえたかに思われたのもつかの間、翌八〇年一二月に公布された「教育令ノ改正」は、全国各地の教員行政を統一的支配下に置くことをめざすものであった。教育令の「各府県ニ於テ八便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ」が、「各府県八小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ」と変えられ、同時に小学校教員は官立公立の師範学校卒業証書をもつ者であることが原則とされた。また、師範学校卒業証書をもたない者について、「教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ」を、「府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ」に変更して、教員免許制による統制の道を開いたの

である。なお、教育令は一八八五年八月再度改正され、その際師範学校卒業証書の原則は外され、「文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」に統一される。

免許状授与の実際については、一八八一年一月「小学校教員免許状授与方心得」（同年七月改正）が通知され、また免許状についての単独の規定も、中学校、師範学校については一八八四年八月、小学校教員については八六年六月に制定されている。

このようにこの時期、資格、採用、俸給など教員制度の組織化が進められたのであるが、それと並んで教員の内的資質についても統制が及んだ。教員を教育の事業に専念させ、国家行政の低位機関に組み込むのが重要な課題となってきたのである。一八八一年六月公布の「小学校教員心得」がその第一弾であり、「学校教員品行検定規則」（一八八一年七月）がその第二弾である。前者は、「軍人勅諭」（一八八二年）の教員版ともいうべきもので、この国の小学校教員たる心構えを子細に教説するものであり、その後のわが国小学校教員のメンタリテイ形成に深遠な影響を及ぼすことになる。

明治一〇年代を通じて、教員養成が短期の速成養成から、長期の本格養成に主軸を移していたとはいえ、正規の資格ある教員は乏しく、講習と検定試験による現職教員の「改良」も重要な課題であった。一八八三年八月文部省は「小学教員改良ニ付講習所又ハ督業訓導設置ノ事」を各府県に通達した。東京府でも八四年七月「小学督業規程」（この年三月の文部省通達で督業訓導の名称は小学督業と変更された）及び「小学校教員講習規則」を定め、現職教員の資質改良事業に取り組んだ。

(三) 師範学校令の制定と教員養成制度の整備

一八八六年に制定された師範学校令、そしてそれを受けて定められた諸規則は、わが国戦前期における教員養成制度形成過程の出発点に位置するものであつて、それがそのまま完成されたのではない。この期間、すなわち一八九〇年から一九〇七年の師範学校規程制定にいたるおよそ二〇年間において、そのたび重なる修正、改正を経て、わが国戦前期の教員養成の基本的性格が形作られるのである。帝国憲法の発布、市制・町村制の実施、第一回総選挙と第一回通常議会の開会、そして教育勅語の発布というように一八八九〜九〇年は日本全土を巻き込む国家形成のスタートの時期に当たる。ちょうどこれと軌を一にして一八九〇年小学校令が改正され、これから構築されるべき国家主義体制をになう国民（臣民）を育成する国家主義教育の枠組みが示されたのである。

この改正小学校令は教員の資格制度を定めて、新たな教育体制に備えての教員制度の整備を求めている。翌一八九一年に、小学校教員検定、同任用解職進退、職務服務、懲戒、正教員准教員の別など一連の小学校教員制度の整備を図る諸規則が定められた。そしてその翌年には、師範学校令を受けて定められた諸規則の抜本的改訂がなされ、一八九三年四月より実施されることになったのである。このときの改訂は、その後一八九七年、師範学校令に代わる師範教育令が公布されたのちも効力を失うことなく、部分的修正は加えられながらも師範学校規程に組み込まれ、わが国戦前期における教員養成の基本的あり方を決定するものとなったのである。

(四) 師範学校規程の制定と師範教育体制の拡充

一九〇七年四月一七日「師範学校規程」が制定され、翌年四月より実施されることになった。その直接の契機は、一九〇七年三月「小学校令改正」に伴い尋常小学校の修業年限の六年制化（これは同時に義務教育年限の二年延長でもある）が、翌一九〇八年より逐年実施されることへの対応にあったが、それにとまらず、従前の師範学校に関する諸規則をまとめて、ひとつの規程に整備統合する趣旨をもつて制定、公布の運びになったものである。

これによって、一八九二年改正、制定になる学科及其程度、生徒募集規則、卒業生服務規則、簡易科規程、あるいはその後制定された「私費生規則」（一八九七年）等を含む一連の関連規則はこの師範学校規程に吸収統合されたのみならず、本科第二部の新設、予備科の整備など新たな内容が組み込まれた。一八八六年の「師範学校令」を起点として、一八九二年の一連の諸改正を経て、一八九七年制定の「師範教育令」を基盤とする師範学校体制がここに確立、整備され、以後一九二五（大正一四）年四月の大改訂（予備科の廃止、本科第一部の修業年限五年制）まで続くことになる。

(五) 師範学校規程の改正と師範教育の変容

第一次大戦後、臨時教育会議の答申にも促されて、高等教育の機会は格段に広がった。それに併行する形で、中学校、高等女学校への進学者も大正期半ばから急増した。さらに、もうひとつの中等教育機関である実業学校も、一九二一年の改正によりかつての甲種、乙種の種別がなくなり、尋常小学校卒業で入学する者と高等小学校卒業で入学する者との区別は、入学後の修業年限による違いだけになった。この

頃は、第一次大戦後の好景気、師範学校はただでさえ募集難に直面していたが、このような学校制度上の落差によって時代の流れから取り残される危惧が関係者に広まっていた。

こうした背景に促されて、一九二四年一二月、文政審議会が設置され、師範教育の改善充実についての諮詢がなされた。諮詢案は、現行の予備科を本科の中に含め、本科第一部を五年制とすること、すなわちその入学資格を高等小学校二年修了程度にして、高等小学校に直結させ、本科第二部については男子の修業年限を一年に統一し、さらに本科の他に本科卒業者を入学資格とする修業年限一年の専攻科を置く、というものであった。この時期師範教育関係者の中には、師範学校を専門学校の程度に昇格させること、あるいは本科第二部を本体とする方向への改革を望む声もあり、また審議会での議論にもなったが、同月同審議会は、そうした改革を時期尚早とし諮詢案そのままを可とする答申をした。そして翌年四月に師範学校規程が改正され、予備科の廃止、本科第一部五年制の発足、専攻科の設置が実施に移されたのである。

さらに六年後の一九三一（昭和六）年には、文政審議会の答申を受けて再び師範学校規程の改正があり、本科第二部の修業年限は二年に延長され、また師範学校によっては、第一部または第二部だけの単独設置が認められることになる。

さらに戦時下の一九四三年、師範教育令が改正され、師範学校を官立とし、中等学校修了者を入学資格とする専門学校の一種に位置づけたのである。そして敗戦後の新教育制度で、専門学校の多くが新制大学になると並行して、師範学校は各国立大学教育学部、あるいは学芸学部になる。

第二節 東京府における師範学校の成立と発展

(一) 「教則講習所」の呼称について

東京学芸大学の歴史は、一八七三（明治六）年四月、府庁構内旧町会所長屋跡に教則講習所を開設したことに始まる。これがのちの東京府小学師範学校として再出発し東京府師範学校、東京府立尋常師範学校、そして東京府立青山師範学校、官立東京第一師範学校に引きつがれ、第二次世界大戦後東京学芸大学に連なる源流となるものである。この講習所の名称についてのちの関連文献は「小学（校）教員講習所」「小学講習所」「教員講習所」「小学教則講習所」「教則講習所」等さまざまな呼び方を使用している。これらさまざまな呼称が典拠とする原資料は、次の二つに絞られる。一つは、「文部省年報」で、二つは、「東京府史料」¹⁾である。文部省年報は、一八七三年の第一年報では「小学講習所」、一八七四年の第二年報に収める東京府下学校巡視状況では「教員講習所」という異なつた呼び方をしている。他方、東京府史料（学校一）には、一八七三年四月付けの公文書が収められているが、その中に講習志願者募集や、講習卒業免状の雛型、あるいは講習所規則が筆写されている。それらは、（東京府）講習所、教則講習所、あるいは小学教則講習所という表現を使っている。おそらく当初はただ「講習所」というのが公式の名称であつたと思われる。文部省年報は、その実際の形態を伝えるために、「小学…」「教員…」とし、志願者募集や講習所規則は、講習内容を明示して「教則…」「小学教則…」の形容を冠したと考えられるのである。

(二) 講習所から師範学校へ脱皮する動き

「講習所」はその名のとおり現職教員を対象とした教則の講習を主たる目的に設置されたものである。それが教員を養成するための機関たる師範学校への移行は、明治一〇年代を通じてなされることになる。その出発点が「東京府小学師範学校」の開校である。一八七五年一月に着工した新築工事が終わって、開校式がとり行われたのは、翌七六年三月一〇日のことである。「東京府史料(学校三)」に収録されている開校式典挙行に関する文書によれば、開校式はかなり盛大に行われたようである。同日午前一〇時より、知参事、学務課官員、本校教員・生徒、各公立学校教員、学区取締などが参席し(「赤飯凡百五十人前」とある)、それぞれの祝辞があつて、師範生徒五名による模範授業もとり行われた模様である。同年同月、各区戸長に対して附属小学を開設し、満六歳から一〇歳までの幼年生徒六〇名を募集することになったので志願者はこの日(一〇日)までに申し出るように通達し、文字どおり「師範学校」を本格的に発足させたのである。

開校に先立つ一八七五年一月府知事より文部省へ提出され、一二月二日そのまま認可された設立伺には、学校位置(第二大区一小区内幸町一丁目一番地)、学校名称(東京府小学師範学校)、学科(小学師範学科)、教則に続けて登第生徒試験規則、登第生徒通則、私学教員通則、附属小学通則、登第生徒及私学教員教場規則、附属小学教場規則等の諸規則、それに加えて教員四人の履歴、学校費用の見積が綴られている。

(三) 速成養成に追われた明治一〇年代前半

一八七六年三月に開校した東京府小学師範学校は、まもなく同年一月には東京府師範学校と校名を改称する。その理由は「当府小学師範学校将来中学師範学科及女子師範学科ヲモ教授為改候見込二付」(同年一月二三日 文部省へ進達)とされている。しかしその後中学師範学科が設置されることはなかった。また女子師範学科は一八七七年二月の学則制定で設置されたが、それが「小学師範」を「師範」に変更しなければならない理由とするにはいささか不自然である。その理由づけはともあれ、講習の機関から、れつきとした師範学校への拡充をめざす意欲が窺えて興味深い。校名改正後の翌七七年二月制定の学則には、告示と題する前文を用意して以下のように宣言している。

本校八府下中小学校二教授法方ノ模範ヲ示シ併テ其師範タルヘキ者ヲ陶成スルノ処ナリ、抑モ師範学校ノ称タル蓋シ儀型ノ義ニシテ、即チ法則ヲ他校ニ表示シテ模擬準拠セシムルノ謂ナリ、凡ソ此校ニ入ル者ハ此意ヲ体認シ、黽勉以テ学業ヲ勤メ恭儉以テ品行ヲ正クシ、苟モ本校ノ名ニ背クノ挙動アル可カラス、夫レ教育ハ国家盛運ノ元素ニシテ、護国ノ法遂生ノ道皆是ヨリ出サルハナシ、然レハ則チ之力教師トナル者其責任ノ重キ豈敢テ一日モ忽諸スヘケンヤ、宜ク比学則ヲ恪守シ各自本分ノ義務尽サンコトヲ要ス

(「東京府史料、学校四」)

一八七九年教育令、八〇年教育令の改正、そして八一年の師範学校教則大綱の制定と中央の教育政策には大きな動きがあったが、東京府の教員養成には、さほどの進展はみられなかった。府会の開会や、師範学校費の地方税拠出制が引き金になって、府立師範学校廃止論さえ唱えられるほど、明治一〇年代前半のそれはむしろ不振、停滞の状況にあった。一八七九年六月には女子師範生の養成を停止、一八七

七年来開校されていた師範分校もこの年六月をもつて閉校となつた。一八八〇年東京府学事年報は「東京府師範学校生徒養成ノ定員及其方法八前年二異ナルナシ、但師範生ノ養成ハ暫ク之ヲ停メ、一期速成生ノ学資一ヶ月金二円ヲ増加シテ三元ト為セリ」と記している。一八七九年中、五月と十一月の二度にわたつて『東京日々』ほか三紙に新聞広告を出して速成生の募集をした。⁽²⁾速成生さえも思うように集まらないのでその支給額を増やし、代わりに本格養成の師範生を停止して、その費用に充てたのである。⁽³⁾一八八〇年九月に、一期、二期速成生教則を改定したが、それは同年一月府が制定した「公立小学教員採用試験法」の教科目に対応させたまでのことで、速成生養成に別段の進展があつたわけではない。

さて、一八八一年八月に公布された「師範学校教則大綱」は、全国の師範学校における教育内容を初めて統一的に定めた画期的な規定であつたが、東京府師範学校でこれに基づく「東京府師範学校規則」を決定し、郡区役所、戸長役場、学務委員に達したのは一八八三年三月のことである。この規則が教則大綱を東京府師範学校の実状に即して具体化したものであることは言うまでもない。第一章総則の第一条「本校八府下小学校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所ナリ」は、教則大綱第一条にいう「師範学校八小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス」を受けて、その表現に若干の変更を加えたものである。従前の学則に「本校八府下中小学校ニ教授法方ノ模範ヲ示シ併テ其師範タルヘキ者ヲ陶成スルノ処ナリ」と告示していたのと比較すれば、この規則制定によって、東京府の小学校教員の養成機関としての性格づけが確定されたことがわかる。

(四) 「師範学校令」の発布に伴う新体制の発足

かくして明治一〇年代前半の速成養成中心の時期を脱して、徐々に中等科、高等科教員の本格養成へ移行しつつあったが、そのままなく、一八八六年四月勅令「師範学校令」が発布され、新たな再編を迫られることになる。文部省は師範学校令の具体化策として、同年五月「尋常師範学校学科程度」、「同生徒募集規則」、「同卒業生服務規則」、同年六月「同男生徒学資給与要項」、七月「同使用教科書」を定め、さらに八八年八月「同設備準則」、八九年一〇月には「同女生徒二課スヘキ学科程度」をも定め、尋常師範学校における教育の細部にいたる規則を次々に打ち出した。もはやそれまでのように中央で大枠を定め、細部は個別師範学校で決めるというのではなく、文部省が定める諸規則は、直接個別師範学校の諸教育課程を縛るようになったのである。

東京府師範学校では、これらの新制度を実施すべく、早速に諸規定の改訂にとりかかっている。まず一八八六年一〇月までに、学科及其程度実施の方法（学科程度配当表を含む）、学科課程細目、及び使用教科書の選定を定めている。八七年一月には校名を「東京府尋常師範学校」と改称し、同年一〇月東京府尋常師範学校細則、一一月に同校則、及び入退学規程を定めている。ただその学科課程、校則、入退学規程などいずれをみても、文部省が用意した範型がほとんどそのまま再現されていることが確認されるのである。

(五) 校名の改称と校舎の移転

一八九七年、師範学校令に代わって師範教育令が実施に移されたことに伴って、翌一八九八年四月よ

り、校名は再び東京府師範学校の名称に戻った。またこの時期、東京府（尋常）師範学校は二度の校舎移転をしている。最初の移転は、本校創設以来の地である内幸町を離れて、小石川区竹早町へのそれで、一八八九年八月のことである。移転の理由は、ひとつに師範学校令のもとで要求される施設の諸整備、拡充にとつて、従前の府庁構内では手狭にすぎたことにあつたが、おそらくより決定的な理由は府庁それ自身がその土地を明け渡して、鍛冶橋へ移転することに決定したことである。

二度目は師範教育令公布後、一九〇〇年八月〜〇一年四月のことで、竹早から赤坂区青山北町の新校舎への移転である。今回の移転の理由は、ひとつに師範教育令のもと、新たに師範学校生徒定員が改められて男子生徒の定員が増えたこと、それに加えて、師範教育令の公布によつて各府県に設置される師範学校の数が一校もしくは数校とされ、また同年一二月公布の訓令第一二号「公立小学校及尋常師範学校施設二関スル件」が、「一箇以上ノ尋常師範学校ヲ設置スル場合ニ於テ女生徒ノ員数一学校ヲ構成スルニ足ルヘシト認ムルトキハ男女ニ依リテ学校ヲ別ニスルコト」と定めたので、東京府では、別に女子師範学校を設置することにし、その校舎をどうするかが問題となつたのである。そしてその解決策として、現在の師範学校校舎をそっくり新設の女子師範学校とし、男子師範学校の敷地を別途新たに求めることにしたのである。

(六) 東京府女子師範学校の開校

かつて東京府小学師範学校時代の一八七六年一二月に初めて女子師範生徒を募集し、一八七八年、七九年に卒業生を送り出したが、七十七年七月より女子の募集を停止した結果、一八八〇年以降女子師範生

徒を置くことはなかった。それよりこの方府下の小学校女子教員は、検定試験の合格者、女子高等師範学校の卒業生（一八九五年三月まで小学師範学科が存置されていた）、あるいは府立高等女学校（一八八八年設置）の師範科（補習科）卒業生によって供給されていた。

事情は一八九七年師範教育令の公布による師範学校拡充（定員増加）をきっかけに変化し、加えて先に触れた男女により学校を別にする方針が決定されたことよって、女子師範学校が設置されることになった。東京府では、一九〇〇年六月「東京府女子師範学校生徒募集細則」を制定し、同年七月、八月生徒を募集（補充募集を含む）し、入学試験を行い、九月五日から授業を開始した。最初の生徒募集は第一学年に三〇名、入学志願者九六名のうち、三五名が入学許可された。第二学年入学者は府立高等女学校第三学年修業中で、教員志望の者二八名が入学を許可された。なお、独立の女子師範学校は同年に大阪府、新潟県にも新設されたが、この三府県が全国に先がけ開校したもので、以後全国各県に開設されていく。従来の男子師範学校附属小学校は、そのまま女子師範学校附属小学校として引きつがれ、また一九〇四年六月には、これに加えて附属幼稚園が開園した。⁴⁾

(七) 東京府豊島師範学校の開校

『東京教育雑誌』（旧『東京府教育会雑誌』（第二〇三号）一九〇六年二月）には、翌年度東京市内に新たに小学校が一二校開校の予定であるが、これに対する教員の供給が不足しているので、市学務委員会は新たに師範学校を増設する建議を府に提出したという記事がある。翌一九〇七年の『東京府学事第三五年報』は、「…男子師範学校一校ヲ増設シ、尚男子師範学校二部生ヲ置クノ計画ヲ立テ」てい

ると報じている。さらに翌一九〇八年の、『同第三六年報』は以下のように述べている。

小学校本科正教員ノ不足ハ学齡児童ノ増加ト共ニ愈々甚キヲ加工前述ノ計画（一種、二種の講習科を開設したこと 引用者注）モ當僅ニ其ノ一班ヲ補フニ過キササルヲ以テ男子師範学校ノ増設ヲ画成シ明年度ヨリ之力開校ヲ為シ得ルニ至レリ

一九〇八年一月一日、府は「東京府豊島師範学校ヲ北豊島郡巢鴨村字池袋ニ設置シ明治四二年四月ヨリ開校ス」と告示し、東京府に第三番目の師範学校が設立されることになった。これと同時に、それまでの東京府師範学校は「東京府青山師範学校」と校名を改称した。東京府に第四番目の師範学校（大泉師範学校）が開校するのは一九三八（昭和一三）年四月のことであるから、それまでのおよそ三〇年間東京府の教員養成はこの二男子師範学校と一女子師範学校の三校体制で続けられることになる。

開校する豊島師範学校は、すでに前年一九〇八年二月制定の「東京府師範学校学則」にのっとりて運営されることになる。一九〇九年一月、青山師範と合同で、本科第一部、予備科の生徒募集を行い、同年四月豊島師範には本科第一部第一学年生九三名、予備科生七七名が入学した。四月一七日から、本科、予備科各二学級で授業を開始したが、新校舎はまだ建築中（すべての建物、施設が完成するのは、一九一一年一月）で、落合村の東京同文書院の建物を借用しての開校であつたといふ。⁽⁵⁾その後、一九一一年度に本科第二部を設置するとともに、附属小学校を開校し、翌一九一二年一月から本科二部生二七名の教生実習を実施した。同年三月本科第二部第一回卒業生を、翌一九一三（大正二）年三月に、本科第一部第一回卒業生五二名を送り出した。また時期は前後するが、一九一二年四月からは、第二種講習科も開設するなど、その府立師範学校としての体制を確立していった。

(八) 本科第二部の発足

「師範学校規程」がわが国師範教育史にもたらした最大の革新は、本科第二部の開設である。中学校、高等女学校卒業を入学資格とするこの課程は、当初その修業年限を一年間（女子については当初から、男子については一九一五年の改正で、二年間もありうるとしていた）としていたが、のち一九一七年の改正で二年間と定め、そして一九四三年師範学校が専門学校のひとつに位置づけられ、入学資格はすべて中等教育修了となり、さらにいえば、戦後の新制大学に昇格するその出発点にも位置するものである。

東京府では、新規程施行と同時に（一九〇八年四月）、男子師範学校で本科第二部の授業が始まり、続いて一九一一年四月に女子師範学校と新設の豊島師範学校にも開設され、授業を開始した。第一回二部生の生徒募集は一九〇八年二月二日付けでなされている。実際の志願者は五六名で、選抜試験の結果入学者は三三名であった。入学志願者のうち四一名は中学校卒業生、一五名はその他の者（「師範学校規程」第五条には、「中学校ヲ卒業シタル者又八年齡十七年以上ニシテ之ト同等ノ学力ヲ有スル者」とあり、「東京府師範学校学則」第二三条には、「本科第二部入学志願者ニシテ中学校ヲ卒業セサル者ノ学力檢定八中学卒業ノ程度ニ依リ其ノ学科目ニ就キテ之ヲ行フ」とある）で、入学者のうち、前者が三〇名、後者が三名であった。同年の本科第一部の入学志願者、入学者（いずれも予備科よりの進学を除く）は、二五九名、二九名とあるから、第二部の発足直後の人気はいまひとつであった。ちなみに翌年度は、志願者一〇九名、入学者四〇名と、定員を確保できるだけの十分の志願者を集めた。⁽⁷⁾

この青山師範学校における第二部のその後の経緯を簡単に触れておけば、一九一五年から二〇年まで

生徒募集を停止し、一九二一年四月に復活し、翌二年より二学級に編制、そして二五年には三学級へと拡大することになる。

(九) 東京府大泉師範学校の開校

一九三八年四月、東京府立では第四番目(男子では三番目)の師範学校となる東京府大泉師範学校が開校した。これは本科第二部のみの単独設置校として、わが国師範教育史上初めての試みであった。一九〇七年四月制定当初の師範学校規程第二条は、「本科ヲ分チテ第一部及第二部トス、但シ第二部八土地ノ状況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」と定めていた。一九三一年一月、本科第二部の修業年限を一年から二年に延長するとともに、この条項は「本科八之ヲ第一部及第二部トス、但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得」と改められた。

本科第二部の修業年限を一年延長することによつて、義務教育修了後から計算して、中学五年プラス本科二年の計七年となり、その修学期間は、第一部の高等小学校二年プラス本科五年と、まったく対等に位置づけられ、従来本科第一部を本体、第二部をその補充的措置とする位置づけに変更を加えたのである。このことは必然的にその設置に関して、本科第一部は必置、第二部は土地の事情によつて置かなくてもよいとする従来の規程にも手直しを要請することになった。文部省はこの改定の趣旨を説明する訓令の中で、本科第一部及び第二部の「両者ヲ併セ置クヲ本則」とし、「特別ノ事情アル場合ニ限り文部大臣ノ認可ヲ受ケ」いづれか一つを置かないこともできることにしたと述べ、とくに第二部の単独設置については、くれぐれも慎重でなければならぬと強調していた。⁽⁸⁾しかるに、このたびその第二部単

独設置になる初めての師範学校が東京府に開校することになったのである。一九三八年一月二五日、東京府はその告示第五〇号において、以下のように東京府大泉師範学校の開校を通知した。

東京府大泉師範学校ヲ東京市板橋区東大泉三一五番地ニ設置シ、其ノ生徒定員ヲ四百名児童定員ヲ五百六十名ト定メ、昭和十三年四月ヨリ開校ス、但シ開校ニ至ル迄ノ仮事務所ヲ豊島区池袋二丁目一一五〇番地豊島師範学校ニ置ク

(東京都立教育研究所『東京都教育史資料総覧』第二巻)

同日付けで、本科第二部第一学年二〇〇人の生徒募集を告示し、二月一日より入学願書の受付が開始された。第一回入学試験は三月二二日から四日間⁽⁹⁾にわたつて実施され、五五六名の入学志願者に対し、一六五名の合格者が同月二九日に発表された。四月一日、第一回入学式が行われ、一六四名の第一回入学者の授業が開始されたのである。

また附属小学校は、一九三八年九月より尋常科第四、五学年を四学級に編制して授業を始め、翌三九年四月からは、尋常科第一―第六学年一二学級、及び高等科第一、二学年二学級に編制し、すべての学年をそろえて授業を開始した。

なお、この大泉師範学校が最初の専攻科生を募集するのは一九四一年度からである。本科第二部の二年間に専攻科の一年間を加えた三年間を一貫したものにすれば、一九四三年度から実施されることになる。専門学校レベルの新制師範学校本科の入学資格、修業年限とまったく同等のものがこの時点ですでに用意されていたことになる。女子にかかわる本科第二部単独設置はこの後一九四〇年度設置の北海道女子師範学校の例があるが、男子については、新師範学校制度発足までほかに例はない。

(一〇) 新制師範学校の発足と新師範学校規程

一九四三年三月六日付け勅令第一〇九号によって師範教育令の改正が公布され、同年四月一日より施行されることになった。一八九七年一〇月に制定された旧師範教育令の全面的改正である。同月八日付けで一九〇七年制定の師範学校規程も廃止され、新しく師範学校規程が制定された。

この改正によつて師範学校はすべて都道府県立から、官立に移管された。東京では一九四三年七月一日より都制が施行されることになっていたが、府立から都立に変わる前、すなわち同年四月一日をもって府立各師範学校はそれぞれ東京第一師範学校男子部及び女子部（旧青山師範、女子師範）、東京第二師範学校（旧豊島師範）、及び東京第三師範学校（旧大泉師範）として再出発することになった。そしてこの新師範学校は新年度からの生徒募集を機して全国五六校一律に始動することになる。生徒募集及び入学試験に関する事項は、新年度の開始を待たず、一九四三年一月二日付け文部省国民教育局長発各地方長官宛の通牒「入学選抜考査要項」を通じて、あらかじめ告示されたのである。

新年度になつて東京の第一、第二、第三それぞれの師範学校が開校式、入学式を挙行している。東京第一師範学校においては、四月六日の午前男子部の、同日午後女子部の開校式を催している。『青山学報』（第六巻第一号、一九四三年四月二五日発行）には、この式典での学校長式辞や、来賓の文部省国民教育局長告辞が紹介されている。新制第一回の男子部入学式については同報第六巻第二号（同年五月二五日発行）に紹介されており、その記事から新制度最初の入学試験を合格して入学したのは、本科九四名、予科八〇名で、本科入学者にはこれとは別に普通科三年（青山師範では、新師範教育令に備えてすでに一九四二年度から、これまでの本科第一部一・三年を普通科、四・五年を本科と区分してい

第2節 東京府における師範学校の成立と発展

た)を修了して進学する者一三〇名がいたことを知ることができる。翌四四年四月には、東京第二師範学校にも新たに女子部が設置された。

(一一) 官立東京青年師範学校の開校

改正師範教育令が公布されてはば一年後の一九四四年二月、再度師範教育令の改正が行われ、その「第三章 青年師範学校」が追加され、一九四四年度から青年師範学校制度が発足することになった。同年三月二三日、師範学校規程とは別に、新たに青年師範学校規程が定められ、同年四月一日より施行され、青年学校教員養成所規程は廃止された。

改正師範教育令によれば、青年師範学校の修業年限は三年、入学資格は中学校ないし高等女学校卒業程度で、先に改訂をみた師範学校の場合とまったく同様である。しかるに東京府立青年学校教員養成所(一九二〇年、東京府立農業教員養成所の名称で、青梅の府立農林学校に付設され、以後東京府立農業補習学校教員養成所、東京府立青年学校教員養成所と改称し、一九四三年七月一日都制施行により、東京都立青年学校教員養成所となる)においては、すでに一九三九年度から修業年限三年制を実施しており、一九四二年三月にはその三年制最初の卒業生を出し、同年二月には修業年限短縮による繰り上げ卒業で、その第二回目の卒業生を送り出していった。東京都においてはこの青年師範学校の発足は、それまでの都立青年学校教員養成所の本科が、そっくりそのまま官立東京青年師範学校に引きつがれたといふことができる。従来の臨時養成科と青年学校女子教員臨時養成所とはひとつに統合され、新たな東京都立青年学校教員養成所として再出発することになった(修業年限一年、一九四七年三月三十一日廃

表補 1 全国の師範教育と東京府立師範学校略年表

	中央教育界の動き	東京府立師範学校の動き
1872 (明治 5)	東京に官立師範学校設置、学制頒布	
1873 (6)		教則講習所開設
1876 (9)		東京府小学師範学校開校 東京府師範学校に改称
1879 (12)	教育令施行 (学制失効)	
1880 (13)	教育令の改正	
1881 (14)	小学校教員心得公布、師範学校教則大綱	
1886 (19)	師範学校令制定	
1887 (20)		東京府尋常師範学校に改称
1897 (30)	師範教育令公布 (師範学校令に代わって)	
1898 (31)		東京府師範学校に改称
1900 (33)		東京府女子師範学校設置
1907 (40)	師範学校規程制定 (第一部、第二部制発足)	
1908 (41)		東京府豊島師範学校設置 東京府師範学校は東京府青山師範学校に改称
1918 (大正 7)		青山師範に附属商業補習学校開校 豊島師範に附属農業補習学校開校 東京府立農業教員養成所設置
1920 (9)		
1925 (14)	師範学校規程中改正 (第一部 5 年制発足)	
1931 (昭和 6)	師範学校規程中改正 (第二部 2 年制発足)	
1938 (13)		東京府大泉師範学校設置 (本科第二部のみ)
1939 (14)	傷痍軍人東京小学校教員養成所開設 東京特設小学校教員養成所開設	
1943 (18)	師範教育令改正、新師範学校規程実施	官立東京第一、第二、第三師範学校に再編
1944 (19)	師範学校規程改正	東京青年師範学校開校 東京第二師範学校女子部開設
1949 (24)	国立学校設置法施行	東京学芸大学発足

第2節 東京府における師範学校の成立と発展

止)。

一九四九年五月三十一日、「国立学校設置法」の公布と同時に東京学芸大学が発足した。同大学は、世田谷分校（東京第一師範学校男子部）、小金井分校（東京第二師範学校男子部）、大泉分校（東京第三師範学校）、竹早分校（東京第一師範学校女子部）、追分分校（東京第二師範学校女子部）の五分校と、調布分教場（東京青年師範学校）から成る学芸学部のみを単科大学に組織された。旧制の四師範学校（六校舎）は、そのまま各分校に存置され、最後の卒業生が去る一九五一年三月をもって廃止されることになった。

第三節 師範学校の生活

一 学科課程と生徒

(一) 学科課程の推移と卒業生

本節では、戦前期の師範学校で、どんな生徒たちが、どんな生活を営んでいたか、その移り変わりを素描することにした。資料編(資料一〇八)の「東京府師範学校卒業生の推移」は、『東京府青山師範学校一覽』(一九〇九年二月)に収録してある卒業生の名簿によって、明治期の卒業生数を学科課程の種類別に整理したものである。これに明らかのように、一八八三(明治一六)年までの卒業生には、「速成生」、「一期予科生」、「一期速成生」、「二期速成生」、「師範学科」、「女子師範学科」、八四年から八六年までは「初等科」、「中等科」、八八年から九八年までは「尋常師範学科」ないし「師範学科」、そして九五年から並行して「簡易科」の課程修了者があることがわかる。

前節でのべたように、東京府師範学校では一八八三年三月、「師範学校教則大綱」(八一年八月公布)に基づき、「東京府師範学校規則」を制定した。この年までの卒業生は、「師範学科」卒一四名(入学することなく、試験だけで卒業証書を授与されたものである)を除き、速成生、それも六か月以下の短期養成になるものがほとんどである。八四年から八六年までの「初等科」と「中等科」は、この「東京府師範学校規則」を適用された卒業生である。八七年に卒業生がいないのは、「師範学校令」(一八八六年公布)の実施によって、修業年限が一律四年に延長されたことによる。八八年から九八年までの「尋常

「師範学科」は、この「師範学校令」下の卒業生である。九八年以降の「師範学科」は、「師範教育令」(一八九七年公布)下の卒業生である。

一八九二年七月、それまでの「尋常師範学校ノ学科及其程度」は大幅に改正された。その第四条に、「土地ノ状況ニ依リ尋常師範学校ニ簡易科予備科小学校教員講習科及幼稚園保母講習科ヲ置クコトヲ得」と定め、同時に「尋常師範学校簡易科規程」が定められ、翌九三年度から実施されることになった。東京府では、尋常小学校正教員不足解消のため、早速一八九三年四月より、東京府尋常師範学校に簡易科を設置し生徒を募集したのである。修業年限は「簡易科規程」により二年四か月とされているので、この第一回卒業生が一八九五年に出たのである。しかし、一九〇七年に制定された「師範学校規程」で、簡易科は廃止されたので、この科の卒業生は一九〇八年をもって最後となった(ただし、一八九八年度から募集を停止しており、一九〇一年度からは本科第二学年修了者で四年修了の見込みがない者に、さらに四か月以上不足の学科を教授し、実地授業を課して、簡易科卒業を認めるという措置をとっていた)。

(二) 予備科・講習科・専攻科

予備科は、前述の「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正によって、その設置を認められたものであるが、東京府では一八九五年四月「東京府尋常師範学校予備科規程」を定め、同年五月から開設したものである。この予備科設置の目的について、『東京府学事第二三年報』(一八九五年)は以下のように記している。

生徒八從來本府下在籍ノ者ノミニ限ラスシテ他府県下在籍ノ者亦少カラサリシカ、他府県下在籍ノ者八卒業後永ク府下小学校ノ教職ニ従事スル能ハサルモノ少カラサルヲ以テ、將來ニ於テハ專ラ府下在籍ノ者ノミニ限リテ入学ヲ許サンコトヲ欲スルモ、府下在籍者ノ入学ヲ志願スル者ハ其数甚多カラスシテ、其学力等入学ノ格ニ合フ者ハ特ニ少シトス、是本年予備科ヲ新設シタル所以ニシテ、府下在籍者中尋常師範学校ニ入学セントスル者ニシテ学力等未タ十分ナラサル者ハ、先ツ予備科ニ入りテ入学ニ必要ナル学力等ヲ取得シ、然ル後容易ニ入学スルヲ得シメ、漸次生徒八府下在籍者ニ限ルヲ得、卒業ノ後皆永ク府下ニ留リテ教職ニ従事スルニ至ラシメンコトヲ期スルナリ

(東京都立教育研究所『東京都教育史資料総覧』第三巻)

修業年限は、初め五月一日から翌年三月三十一日までとしていたが、九八年の改訂で二年とし、さらに一九〇三年制定の「東京府師範学校学則」で一年とした。一九〇八年度からは、改正小学校令が施行され尋常小学校は六年、高等小学校は二年ないし三年となった。また同年より師範学校規程が実施され、予備科の入学資格は高等小学二年修了程度、本科第一部の入学資格は、予備科修了または高等小学三年修了程度とされたが、すでに明治三〇年代から本科進学者の大半を予備科修了者が占めていた東京府師範学校では、この点での大きな変化はなく、一九二五(大正一四)年四月の師範学校規程改正によって、本科第一部五年制が実施されるに伴い廃止されるまで続いたのである。

「講習科」も先の「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正によって定められた「小学校教員講習科」がその始まりであるが、以後一九四三(昭和一八)年の「師範教育令」改正時まで各種の講習科が開設され、あるいは現職教員の学力向上を目的に、あるいはまた正格教員の供給を目的に続いてきたものであ

る。東京府では、一八九三年四月「小学校教員講習科規程」を定め、同年六月東京府尋常師範学校に、現職教員の学力補充を目的にして、小学校教員定期講習科を開いたのがその最初であるが、一八九九年からは尋常科正教員養成を目的として「第二種小学校教員講習科」（一九〇一年から「乙種講習科」と改称）を開設した。一九〇七年「師範学校規程」が制定され、「小学校教員免許状ヲ有スル者ニ必要ナル講習」、ないし「尋常小学校教員タラントスル者ニ必要ナル講習」をするため小学校教員講習科を設置することができると定めた。

東京府は翌一九〇八年二月二〇日付け府令で「師範学校第一種講習科学則」、及び「師範学校第二種講習科学則」を公布し、その一週間後にはそれぞれの講習生の募集を告示した。第一種講習科は、「尋常小学校本科正教員タラントスル者」の養成を目的にして、講習期間二か年、毎週教授時数三四時間とし、その入学資格は尋常小学准教員免許状を有する者、または同等の学力を有する者とした。これに対して第二種講習科は、「小学校教員免許状ヲ有スル者ニ必要ナル講習ヲ為ス」ことを目的にし、講習期間一か年、毎週教授時数一八時間とし、「小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員又八小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者」を入学資格にするものである。資料編（資料一〇九）の「第一種講習科、第二種講習科修了者数（一九〇八―一九四一）」は、第一種及び第二種講習科の学校別修了者数の推移を整理したものである。

専攻科は、一九二五年の改正で新たに設置されたものである。一九二六年二月一日、東京府男子師範学校専攻科生の初めての募集が告示された。遅れて四月一七日には女子師範学校専攻科生の募集も告示された。募集人員は、青山師範、豊島師範、女子師範それぞれ四〇名である。告示によれば、応募者

資格は男女とも「師範学校ヲ卒業シタル者又八検定ニヨリ小学校本科正教員ノ免許状ヲ得タル者」としている。選抜試験は男子が三月二四日、女子が四月二七日各学校で、学科試験、口頭試験、身体検査に ついて行うとしている。志願者の数は、男子で募集人員をやや上回ったものの、女子では募集人員に満 たず、実際の入学者も募集人員をかなり下回る結果となった。翌一九二七年度には男子で募集人員を二 倍に増やしたが、実際の入学者は大幅に定員を割っている。一九二八年度以降は、三三年を例外として 男子師範各四〇人、女子師範三〇人の募集に定着しているが、志願者の数が募集人員を上回る年度は少 なく、とくに女子でその傾向が強かった。女子師範では一九二六年度の募集から、選抜試験の方法、内 容についての記載が、男子師範では一九二八年度の募集から学科試験の科目指定の記載が省かれている のは、あるいは志願者を集めるため試験の方法を緩和させる措置だったかもしれない。

しかし志願者の数がこれで増えた形跡はみられない。不人気の原因はむしろ別の所にあつたと思われる。第一にまず学資である。一九二六年の募集では男子は毎月（八月を除く）一五円以内、女子は一三 円以内支給としていた。その額は男子では二〇円（一九二七年）、三〇円（二八、三〇年）と増額され たが、三一年からは二四円に減額されている。女子では同じく一八円（一九二七年）、二四円（二八、 三〇年）、と増額されたが三一年から二〇円以内に減額されている。一九二六年度本科卒業生の初任給 が東京では五五円であつた。すでに小学校教員の職にある者にとって、収入が現在の給料の半額以下に 減るとあつては、二の足を踏んだに相違ない。第二は服務期間が一年間付け加わることである。そして 第三には、こうしたマイナスをカバーできるだけのメリットが専攻科を修了することにあつたかどうか である。この時期ちょうど大恐慌に見舞われ、雇い主である市町村財政は苦しいときである。質がいい

からといって高い給料を払ってでも専攻科修了者を採用しようという地方は少なく、むしろ敬遠する方が多かったであろう。

二 生徒募集と入学者

(一) 貸費生制度の移り変わり

貸費生の制度は古く、すでに一八七五年末起草の「登第生徒通則」には、附属小学の生徒を教授するものに、上等生月三元、中等生二元五拾銭、下等生二元の学資を支給するとある。この条項は、一八七六年四月付けでの「師範生徒通則」の第四条としてそのまま引きつがれていた。その部分が同年一月、八条から成る東京府小学師範貸費規則として独立、条文化された。第一条に「貸費入学者ヲ願フ者ハ……」とあり、「貸費生徒」という種別が設置されることが示され、在学期間は一年三か月、毎月四円を貸与され、卒業ののち三年間府下小学校に従事、その間一円ずつ償却すれば貸費の残額(二四円)は免除するという仕組みである。この貸費規則はほぼそのままの内容で、一八七六年二月制定の「学則第七章 師範生徒貸費規則・付女子師範生貸費規則」に位置づけられ、一八七七年六月の通則改正でも小さな変更はあるが、その「第七章 男子師範生学資給与規則、女子師範生給与規則」に受けつがれている。

一八七七年一〇月制定の予科生通則は「生徒在学中ハ学資ヲ補助シ卒業ノ後一期予科生ハ一ヶ年二期予科生ハ三ヶ年府下小学教員ニ従事スヘシ……」(第三条)と定めた。当初一期生へは一円、二期生へは三元(別に出身郷区から一円)支給されたが、七八年から一期生は二元とされた。八〇年四月に一期生

も二期生同様三円に増額し、八三年二月に現行の速成生が卒業するまで続けられた。八四年度については、初等師範生はすべて自費とし、中等・高等師範生については「品行善良学力優等者二限り寄宿費トシテ」、中等師範生六〇名のうち四〇名に一人当たり月二円二五銭、高等師範生二〇名のうち一五名に一人当たり月三円二五銭支給することで承認された模様である。⁽¹⁰⁾ なお八五年七月現在の生徒数報告によると、初等科二人はともに私費生、中等科では公費生七人、私費生九人、全体で公費生が三三人、私費生が五〇人となっている。⁽¹¹⁾

一八八六年公布の師範学校令は、その第九条で「師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ」と定め、同年六月文部省は「尋常師範学校男生徒学資支給要項」を通達し、第一項として生徒の学資は、食物、被服、日用品、修理及湯浴、一週間手当の五種目を上げ、以下の項でその具体的な品目、支給方法を定めた。八八年八月には、「尋常師範学校設備準則」の別冊の中で、生徒に給与されるべき衣服、日用品、貸与されるべき品目を指定した。九一年一月に先の五種目を、食物、被服、雑費の三種目に整理し、その支給方法については府県知事が定めることに改訂した。師範教育令では私費生を置くことも可としたが、この大枠は踏襲された。一九〇七年「師範学校規程」の制定によりその第五九条「公費生ノ員数、支給スヘキ学資、及其支給方法ハ地方長官之ヲ定ム」の規定だけになり、先の三種目の指定を含めて、全国一律の規制はなくなった。

東京府尋常師範学校では、右の支給要項に基づき、一八八七年制定の細則の中に、「第六章 給与品及貸与品」を設け、ほとんど要項どおりの内容を定めている。また一八九一年の文部省訓令を受けて、九三年「尋常師範学校生徒学資支給方法」を定め、生徒学資として、食料、被服、雑費の三種目を支給

すること、被服九種の指定とその支給方法、雑費として被服の洗濯修繕、湯浴、用品料六〇銭、薬代、及び貸与する物品（机、書棚、硯、椅子、寝具、ランプなど）を定めている⁽¹²⁾。

九五年から予備科が設置され、本科と区別して、その予備科規程（一八九四年）で「予備科生徒ノ学資八弁弁トシ在学中授業料トシテ毎月金八拾銭ヲ其月五日マテニ納付セシム」としたが、二年後には授業料の徴収はしないことになり、さらに九八年「予備科生徒学資補助規程」を定め、その第一条で「学校長ニ於テ予備科生徒ニシテ学資ヲ補助スルノ必要アリト認ムル者ニハ一人ニ付一ヶ月金三円ヲ支給スヘシ」とした。一九〇三年の（女子）師範学校学則改正で、「本科生徒ニハ学資トシテ食費、被服費及雑費ヲ給シ、予備科生徒ニハ学資トシテ食費及雑費ヲ給ス」（第二八条、女子師範では第二四条）、「学資給与ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム」（第二九条、同第二五条）とし、翌一九〇四年二月「師範学校生徒学資給与貸与ニ関スル規則」を制定し、男子、女子、予備科、本科一括して、食費、被服、雑費の支給、貸与品などについて定めた。一九〇八年の学則制定によって、予備科男子に「食費及雑費」、本科第一部男女に「食費、被服及雑費」、本科第一部に「被服及補給金」を支給するとした。また前記師範学校規程第五九条を受けて、学則制定と同時に「師範学校生徒学資給与貸与規程」を定めたが、その内容は一九〇四年の同規則とほとんど変わらなかった。なお、女子師範学則で「予備科在学中ハ総テ私費」としているが、男子についても、一九一六年三月の府令を受けて学則が改正され、「第二二条ノ二予備科生徒ニハ学資ヲ給セス、但シ…」の条項がつけ加えられた。

(二) 一種生と二種生

一八七七年六月府当局は、第七〇一一大区の区戸長、学区取締宛通達で村落師範生志願者の募集を指示した。郷村に居住する満一八歳以上の下等小学修了者より教員志願者を募り、試験の上入学させ修学期間一〇か月を経てその地の小学校に勤務させるといふものである。これがのちに二期予科(速成)生として制度化されたものである。のち「尋常師範学校生徒募集規則」(一八八六年)第二条で、募集生を二種に分け、第一種を「郡区長ノ推挙ニ係ルモノ」、第二種を「直ニ師範学校ニ願出タルモノ」と定め、同「卒業生服務規則」(同年)第二条に「郡区長ノ薦挙ニ係ル生徒ハ卒業証書受得ノ日ヨリ五箇年間其郡区長指定ノ小学校ニ奉職スルノ義務ヲ有スル」と定めたこの制度の原型が、すでに明治一〇年代初頭から存在したことは注目されてよい。

一八九二年の同改正では、ただし書きとして第二種の生徒は募集しなくてもよいことが追加された。これは一種生優先の方向をさらに進めた方策だと解釈してよいだろう(この募集方法の規定は一九〇七年制定の「師範学校規程」まで変更されることはなかった)。同規則(一八九二年改正)第六条を受けて、東京府で「尋常師範学校生徒募集細則」を制定したのは一八九五年八月のことである。その第一条は以下のように規定された。

尋常師範学校ニ於テ募集スヘキ生徒ノ内第一種 郡区長ノ薦挙ニ係ル者 八本府下二本籍ヲ有シ
 現ニ其郡区内ニ住居スル者、第二種 直ニ尋常師範学校ヘ願出ツル者 八本府下二本籍若クハ全戸
 寄留籍ヲ有スル者ニシテ共ニ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

ここで一種・二種の区別は本科生についての定めであるが、一九〇五年一月男子・女子を統合して制

定された「師範学校・女子師範学校生徒募集細則」では、予備科生についての定めに代わり、さらに一九〇七年の改正で、一種生は予備科入学のときから一種生である者だけに適用されることになった。一九〇三年の学則で、予備科の定員は八〇名（本科一学年の定員と同数）とされ、入学志願者の資格条項にあった「本府下二本籍ヲ有シ若クハ全戸寄留」の限定も緩和された。そして実際に本科入学者の大半が予備科出身者になった一九〇五年の段階で、一種生の選抜は予備科入学時だけに適用することにしたのである。

一九〇八年二月二〇日、「東京府師範学校学則」と同時に「師範学校生徒募集規程」が制定され、その第四条は次のように定められた。

第一種生ニシテ東京府師範学校学則第十四条若八東京府女子師範学校学則第十二条ニ依リ適当ト認メタル者ハ各都市毎ニ其ノ入学者定数ニ達スルマテ成績ノ順序ニ依リテ入学ヲ許可シ、定数ニ超過シタル者ハ第二種生トシテ之ヲ処理ス。東京府師範学校学則第十四条若八東京府女子師範学校学則第十二条ノ選抜試験ヲ行ハサル場合ニ於テ都市薦學生ノ数其ノ入学者定数ニ超過シタル場合ハ都市長ニ於テ第一種生タルヘキ者ヲ選定ス

（東京都立教育研究所『東京都教育史資料総覧』第二巻）

これらの規定によつて、その入学者選抜の手順を整理すれば以下のようになる。まず志願者が入学者定員を超えた場合は、①第一種生（都市薦挙による者）、第二種生（一般募集）別々に検定試験順位表を作成し、まず第一種生についてその各都市ごとの定員まで選抜する。それで師範学校各科の入学者定員が埋まればこれで入学許可者が確定する。②もしまだ定員に余裕があれば、次に第二種生からその成

續順に選抜し、入学者定員まで埋めて入学許可者を確定する。次に師範学校各学科への志願者の数がその定員にいたらない場合(すなわち、入学者選抜の学力検査を行わない場合。ただし、実際には補欠募集を行つて、こうした事態を回避していたと思われる)は、各郡市長がそれぞれの郡市の入学者定数まで選抜し、入学許可者を確定する。

それでは実際のところ一種生と二種生の割合はどうなっていたのだろうか。表補 2 に、一八九一年から九七年までの入学者について、一種生・二種生別の人数を示した。この七年間における入学者計一九一名に占める一種生入学者(三五名)の割合は二二・四%である。また、一八九三年度の入学状況についてみると、一種生入学志願者一九名に対して、仮入学者は三名、二種生入学志願者八〇名に対して、仮入学者二四名となつて⁽¹³⁾いる。一種生の合格率は二種生の半分ではない。中央当局の第一種優先の方針にもかかわらず、この時期、東京府では学力優秀な郡区長薦挙による師範学校志願者を集めるのは相当困難であつたことが推測される。

大正期の入学試験に関する書類を綴つた資料⁽¹⁴⁾によれば、一九一六年の予備科受験生では、第一種生一一三人、第二種生二〇五人、一九一七年のそれでは、それぞれ一〇七人、二二一人となつて⁽¹⁴⁾いる。あるいは、一

表補 2 第1種生・第2種生別入学者数(本科)

(人)

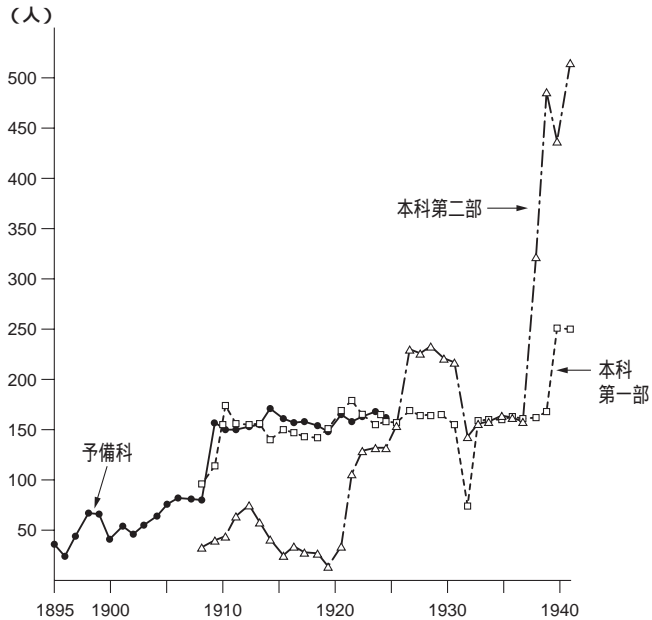
	1891 (明治24)	1892	1893	1894	1895	1896	1897	計
第1種生	7	4	3	8	5	0	8	35
第2種生	15	22	24	18	18	30	29	156
計	22	26	27	26	23	30	37	191

出典)『東京府学事年報』(各年度)、『東京府教育会雑誌』、第24号(1891年4月)

九一四年度の本科第一部卒業生（一九一五年三月）について、第一種、第二種別の員数が計上されている。「師範学校卒業生配置予定案」という資料⁽¹⁵⁾によれば、卒業予定者一九四名中、第一種生九一名（青山三一、豊島三〇、女子三〇）、第二種生一〇三名（青山一九、豊島三八、女子三六）となっている。「師範学校生徒募集規程」は、なるほど郡市薦挙による第一種生を優先して入学させるべく規定し、また早くより予備科を設置するなどして、本府出身者の入学を優先する方策をとってきた。しかし実際のところ、その志願者そして入学者は相変わらず第二種生が多数を占めていたということを、これらのデータは示している。

(三) 生徒募集と入学者の推移

一九〇九年豊島師範学校が開校して以来、東京府男子師範生徒は、青山師範、豊島師範一括して生徒を募集し、入学者は成績順の奇数番号と偶数番号により両校に振り分けるといふ方式がとられていた。それが一九二〇年度から、青山師範、豊島師範の両校がそれぞれ単独で生徒募集するようになった。創立後一〇年たつて豊島師範学校の基礎固めもほぼメドが立ったとの認識によるものである。もともとこれは予備科（及び本科第一部）についてのことであり、本科第二部については、一九一五年度以来青山師範学校では募集停止しており、一九二一年度にその募集を再開するまで、東京府男子師範本科第二部生募集は、実質的に豊島師範学校の単独募集であった。また先に触れたように、明治三〇年代後半より東京府の師範学校では本科第一部の入学者は予備科修了者をもって本体とし、本科第一学年の生徒募集は、予備科修了者をもって満たし得ない場合に限られていた。



図補 1 東京府立男子師範学校予備科・本科第一部・第二部別入学者数の推移
(出典 『東京府統計書』各年度による)

から青山と同数の三学級一二〇人と、第一部生八〇人を超える数を募集するようになった。

図補 1は、男子師範学校入学生数の推移を、予備科、本科第一部、本科第二部に分けて示したものである。これを見ても大正の後半期から第二部の入学者数が急増し、昭和初期には第一部生を圧倒して

この本科第二部生の募集数は、大正期の後半から急増していることが注目される。青山師範では、募集再開後の一九二一年度、まず四〇人を募集した。翌年には本科第一部と同数の八〇人(二学級)に増やし、さらに一九二五年度には一二〇人(三学級)に増やして、一学年では第一部生を超える三学級となった。豊島師範では、一九二〇年度まで一学級四〇人の募集であったが、一九二〇年度に二学級八〇人とし、第一部生と同数になり、さらに一九二六年度

いることがわかる。一九三一年の減少は、この年から第二部二年制が実施されたための措置によるものであり、また一九三八年の急増は、この年から本科第二部だけの単独設置として大泉師範学校が開校したことによる。

三 授業と学校行事

(一) 明治後半期の学校生活

明治後半期の二〇数年間を通じて、師範学校生たちの学校生活は明治前半期と比べて大きくその様相を変えていた。校舎の新築と移転などに伴う空間的構造はもとより、その学校生活の時間的構造においても、一定のパターンに型どられてきたのである。一八八六年東京府制定の「学科及其程度実施方法」では、「学年八九月一日ニ始まり翌年七月十五日ニ終ル…」とし、一日の始業時間と終業時間を九月、四〇六月は午前八時から午後三時まで、一〇月から翌年三月までは午前九時から午後四時まで、七月は午前七時から正午までと定めていた。また休業日は、日曜日と土曜日午後、大祭日祝日、夏期休業を七月一六日〇八月三一日、冬期休業を一二月二五日〇一月七日としていた。一八八九年には学年を「四月ニ始まり翌年三月三一日ニ終ル…」と改正した。さらに九一年には、学期制を採り入れ、一年生から三年生については、第一学期、四月八日〇七月一五日、第二学期、九月一日〇一二月二五日、第三学期、一月八日〇三月三一日の三学期制とし、四年生については、第一学期、四月八日〇一月一〇日、第二学期、一月一日〇三月三一日の二学期制とした。また新たに春期休業（四月一日〇同七日）が追加された。一九〇三年制定の学則は、学期の区切りに手直しを加えた程度でほぼ従前の規程を踏襲してい

る。ただ、これまでであった始業、終業の時間の定めが姿を消しているのが注目される。一九〇八年から新しい学則及び学則施行細則が実施されたが、大きな変化はなく、この頃現在の学校のそれと同様のサイクルが定着したと推測される。

週間授業時数は予備科で三時間、本科で三四時間という「師範学校規程」別表の定めがあり、東京府立師範学校でもこれに合わせた授業時数を学則に定めている。本科の三四時間とは、月々金の五日間が六時間、土曜日が午前だけの四時間ということであろう。各学年ごと、授業科目ごとの所定週間授業時数に従って、授業科目が曜日と時限に割りふられ、一週間の時間割が作成されていた。これもまた現在の高校までの学校段階で普通にみられる形態である。ただ四年生のときには、毎週三四時の教育実習がおよそ一五週間課される。つまり年間四〇週のうち、まる一日を附属小学校で教生として過ごす週が三分の一を超えていた。また後述の本科二部生については、別の時間割配分がなされ、年間を一五週、一〇週、一五週の三期に分けて、各学科目の毎週授業時数が組まれていた。教育実習についてみると、第二期に毎週八時、第三期に毎週一六時とあるので、ある曜日は一日中（六時間）、ある曜日は（おそらくは土曜日）二時間というような時間割配分をしていたものと思われる。

（二） 第一部と第二部

一九〇八年四月、師範学校規程が実施され、東京でも男子師範学校で本科第二部の授業を開始した。続いて一九一一年四月には、女子師範学校と一九〇九年新設の豊島師範学校にも開設され授業を開始したことは前節で触れた。では、こうして発足した第二部生の実態はどうだったのだろうか。第一回入学

第3節 師範学校の生活

生三三人の年齢をみると、一七歳一人、一九歳四人、二〇歳八人、二一歳六人、二二歳から二五歳各三人、二六歳一人、二八歳一人で、平均年齢にして二二歳である。他方この時期在学中の本科一部生のそれは最低が一五歳、最高が一九歳、平均年齢は一七歳である。そしてもうひとつの重要な違いは、二部生はすべて通学生であり、他方予備科及び一部生はすべて寄宿舎で集団生活を営んでいたことである。

これまでの師範学校が、この新種の師範生たちをどうみていたかについて興味深い記録が、『創立六十年青山師範学校沿革史』に収録されている。要点のみ紹介すると、第一に一部生との折合については、二部生は一部生に接近したがっているが、一部生は二部生を「寧ろ敬シテ遠「サ」クルノ風」があり、学校側としては、無理に交流させるよりも、単純で淡白な交際の状態にしておくのがよいと判断している。第二に操行について、当初懐いていた懸念はなく、「豫想外ニ良好ニシテ極メテ少数ノ者ヲ除ケバ真面目ニシテヨク規律ヲ守リ又従順ニシテ熱心ニ勉強スル風アリ」と述べている。第三に学力については、概して一部生に比べやや劣る。しかしこれは一つに「実施後日尚浅ク志望者少クシテ選擇不十分ナルニモ因ルベケレドモ、亦中学ト師範学校トハ学校ノ性質上教授學習方針ヲ異ニスルニモ因ルナルヘシ。之ヲ従来ノ経験ニ徴スルニ僅ニ一ケ年間ニ於テ普通ノ学力ヲ整理補充シ教員トシテ必要ナル新学科ヲ授ケ教育實習ヲモ課セントスルハ極メテ困難ニシテ到底十分ナル成績ヲ挙ルコト能ハザルガ如シ」と記している。そして最後にその教育実習について、「非常ニ興味ヲ有シ熱心ニ真面目ニ研究スルヲ以テ其成績ハ練習ノ短キ割合ニハ意外ニ良好ナリ。然レドモ学力ノ不十分ト、練習不足トノ為ニ概シテ言ヘバ第一部生ニ比シ稍劣レルガ如シ、殊ニ教師トシテノ見識整ハズ自信ノ念乏シキハ最モ遺憾トスルトコロナリ」と評価を加えている。

(三) 大正末・昭和前期の師範学校生活

治安維持法及び普通選挙法制定(一九二五年)と、廬溝橋事件(日中戦争の始まり、一九三七年)へと連なる大正末から昭和前期になると、比較のおだやかで自由な空気に包まれていた大正期に比べて、師範学校規程の全面改正が二度も行われ、師範学校の生活にはあわただしい雰囲気が出てくる。

一九二五年師範学校規程が改正され、予備科が本科第一部第一学年に組み込まれ、本科第一部五年制が実施された。そして一九三一年再度師範学校規程の改正が実施され、本科第二部の修業年限が二年に延長された。先にみたように、東京府の師範学校では、本科第一部の入学者はそのほとんどが予備科修了者であり、本科第一部からのストレート入学は、予備科修了者で定員を満たせない場合の補欠募集の色彩が強かった。したがって、本科第一部の入学資格がかつての予備科入学資格に代わり、予備科が本科第一学年に組み込まれたことは、予備科・本科を合わせた五年間の教育課程にさほどの変化をもたらすものではなく、この移行は比較的すんなりと実行されたと言える。これに比べて、一九三一年の本科第二部の改正は、修業年限を一年延長して二年にしたこともあって、大きな変化があった。基本的には従来一年間で済ませていたものを二年間に伸ばし、各科目二倍の時数に増やす方針が採られているが、その内容は第一部四、五年年の必修科目及び授業時数とほぼ同等の扱いがなされている。この結果、本科第一部生が、高等小学校の二年間と師範学校本科の五年間計七年間に対し、本科第二部生は、中学校の五年間と本科二年間の計七年間となって、その修学年数は全く同等、普通教科の学力ではむしろ第二部生のほうが優れているという状況さえみられた。

先にみたように、すでに大正末期以来、入学者数、卒業者数において二部生は一部生を上回ってい

た。加えて二部二年制が実施され、在籍生徒数も二倍になり、一部生との差が縮まって（女子師範では一九三五年度逆転して二部生の方が多くなった）、従来の一部を本体とし、二部を補充のための短期速成とする構造はすでに崩れかけていた。そしてこの教育課程の改定により、その養成課程の内容もほとんど同等のものになったのである。このような実情を踏まえて師範学校を二部本体と捉えれば、その入学資格においてすでに高等師範学校、専門学校と同等であり、その修業年限が一、二年足りないだけ、それも専攻科を含めて考えるなら、専門学校の水準に十分達していた。のちに実現する専門学校への昇格はすでに時間の問題であった。一九三八年、全国に先がけて第一部を置かない第二部だけの大泉師範学校が開設されるのは、このような状況を踏まえてのことであった。

（四） 学校行事

この時期はまた、種々の学校行事が頻繁に催され、心身の鍛練に動員された点でも注目される。青山師範学校では、朝礼（一九二五年一〇月から）、孔子祭（一九二七年九月）、松陰神社参拝（同年一月）、靖国神社参拝（一九二七年四月）等この時期に始まり毎年の慣例とされるようになった。¹⁶運動会は春と秋の二回行われ、その実施には校長を会長に全校総力を挙げて取り組んでいる。

修学旅行、遠足、臨海水泳、校外参観などの校外教授もこの時期、いずれの師範学校でもしばしば行われている。本科第一部が五学年、第二部が二学年あるので、学校の年間行事の常連である。中でもこの時代の特色を映し出しているのは、修学旅行である。青山師範学校では一九三五年度から第一部五年生が満鮮（現在の中国北東部及び韓国、北朝鮮）方面に旅行することになった。豊島師範学校では本科



東京第一師範学校本科『学級日誌』(昭和18、19年度)

二年生(第一部五学年、第二部二学年)を対象に、一九三四年度から始められ、その名称も「皇軍慰問鮮満視察旅行」と呼んでいる。一九三八年度の旅行日程をみると、五月一六日東京駅を出発して伊勢神宮・檀原神宮参拝 京都 下関 (玄界灘) 釜山 京城 吉林市 新京 ハルピン 奉天 大連を訪ねて船で神戸港に着き、六月四日に東京着、計一九日間の大旅行である⁽¹⁷⁾。

女子師範学校でも一九三四年から第一部四年生が関西經由で朝鮮・満州へ旅行に行くようになってい。一九三九年度は一部・二部生共に一五日間の満州朝鮮旅行に出かけており、出発前にその準備のために作成した文集『萌え出づるもの』、そして旅行終了後の報告文集『拓かれし旅』が史料として残されており、当時の雰囲気⁽¹⁸⁾を伝えている。

戦時下の師範学校生活を伝える資料に、東京学芸大学附属図書館が所蔵する『学級日誌』(東京第一師範学校本科一年五組、一九四三年度。同本科二年五組、一九四四年度)がある。日誌は、一九四三年四月一五日の入学式から始まり、途中数日の欠頁はあるが、翌四四年九月九日まで記されている。この一年半にわたる学級日誌は、この間東京の師範学校で何が行われていたのか、その実態をつぶさに伝えてくれる。表補 3 に整理したのは、その日誌に記されている各時

第3節 師範学校の生活

限の授業科目名から一週間の時間割に再構成したものである。月、火、木、金が七時数、水、土が六時数、週当たり時数合計四〇時数で、新師範学校規程に定められた基準どおりである。各科目の配當時数も基準に合っている（「物理」「化学」「習字」「器楽」等の科目名の表現が師範学校規程と違っている）。といつても日々の授業がこのとおり行われていたわけではない。授業内容の欄を見ると、「研究」という名目の自習時間になっていたり、学校行事でつぶれたり、訓練や勤労働員に代えられることが頻繁にみられるのである。例えば四月の日程をみると、一五日が入学式、一六日は皇居と靖国神社に参拝、一七日は講堂訓話の後明治神宮参拝と、連続して三日は全日授業はない。翌週水曜の二二日には松陰神社参拝と行軍、土曜日二四日は靖国神社例大祭で全日授業なし。翌週火曜日には第一・二限を費やして校内の神殿（一九三八年七月、修養道場「思齋館」の中に設けられたもの）に参拝、そして二九日（金）は天長節の儀式で授業はない。四月の日程のおよそ半分が行事に使われている。

また六月についてみると、一日（火）の七時限全校戦技で府立高等学校まで駆足、四

表補 3 東京第一師範学校本科一年の時間割（一九四三年度）

土曜	金曜	木曜	水曜	火曜	月曜		
教練	修公	農業	武道	数学	器楽	第二時	第二時
地理	生物	農業	教育	教練	修公	第三時	第三時
国語	図画	体操	国語	音楽	教育	第四時	第四時
衛生	農業	工作	数学	漢文	国語	第五時	第五時
特修	工作	化学	習字	生物	歴史	第六時	第六時
特修	心理	心理	体操	特修	物理	第七時	第七時
	歴史	武道		特修	物理		

（出典、東京第一師範学校本科一年五組『学級日誌』、東京学芸大学附属図書館所蔵）

日（金）五時限講堂訓話に続き、六・七時限閲兵分列予行、翌五日（土）第三・四時限山本元帥国葬の儀式、訓話、第五・六時限は前日と同じ閲兵分列の予行、八日（火）全校戦技として校庭でマラソン、一〇日（木）第七時限別基本訓練、一四日（月）第三・四・五時限査閲予行、一六日（水）第五・六時限校庭、舎外の清掃、一七日（木）は全日査閲予行、そして翌一八日（金）教練査閲が雨天の中で実施されている。二四日（木）は校外教授で帝国博物館の見学、二八日（月）と二九日（火）は一泊二日の奥多摩・御岳旅行、翌三〇日（水）は一日中陸上戦技大会である。

四 寄宿舎生活と校友会

（一） 寄宿舎生活

師範学校での生活において、寄宿舎生活はきわめて重要な部分を占めていた。青山師範では、すでに内幸町時代の一八八四年に新寄宿舎を落成していた。その後一八八九年に竹早、一九〇〇年に青山、そして一九三六年に世田谷下馬へと、校舎の移転とともに寄宿舎も新築され移転した。寄宿舎生活に関するまとまった規則は、すでに一八八七年の「尋常師範学校細則」に第八条から第五五条にわたってかなり細かい規定がなされている。竹早に落成した寄宿舎は、二階に寝室があり八人部屋が一二室用意されていたというから九六人は収容可能であった。一八九二年までは生徒の数がこれ以下であったため問題なかったが、九三年に神奈川師範から二二名が転入して、収容しきれず、学校の近くに民家を借用して仮宿舎としたという。青山移転で新築された寄宿舎は四〇〇人の舎生を収容するほどの大規模なものであった。実際、一九〇七年六月現在の数字では四〇九人の舎生がいた。

師範学校成立の当初から、生徒は寄宿舎に入るのが一般的であったと思われるが、一八八六年以前は修業年限が短く、舎生の出入りが激しく、寄宿舎生活の期間が半年や一か年と短かった。師範学校令以後修業年限が四年間に延長されたので、寄宿舎での教育、訓練はことさらその重要性を増してきた。また明治二〇年代まではその人数はせいぜい一〇〇人程度で、おのずとつくり出される集団生活の秩序に任せる部分が多かったが、同三〇年代以降の舎生数の膨張に加えて、「生徒ハ総テ寄宿舎ニ寄宿セシム」(一九〇三年の学則)方針を確定したこともあって、寄宿舎での生活は、それ自体が師範教育の重要な対象となったのである。

しかしその一方で、明治三〇年代の後半から私費生も入学するようになり、また一九〇八年から第二部生が新たに入学して来るようになり、「私費生徒ニ限り通学セシムルコトアルヘシ、本科第二部生徒ハ総テ通学セシム」(一九〇八年の東京府師範学校学則。ただし女子師範の学則では「予備科及私費生徒ニ限り通学セシムルコトアルヘシ」としている)と、その全員収容の方針に手直しを加える動きもでてきた。この弾力化の流れはその後一九一一年に、二部生にも寄宿させることができるとし、大正期になると、予備科、本科第一部についても「特別ノ事情アル生徒」は通学させることができることとした。

一九二〇年九月、青山師範学校では新たに「通学規程」が制定せられた。本人及び保証人の希望によつて、本科第一部第三年以上の者は自宅、「又ハ之二準ズベキ場所」(同細則には、「親戚、兄弟姉妹、恩師知人、保証人等宅」を例示している)より、本科第一部第二年以下の生徒は自宅より通学することができるとし、他方で本科第二部生及び講習科生徒についても、本人の希望により寄宿舎に入ることが

きるとしたものである。その実情を一九二〇年八月現在の調査でみると、本科生二九六人中通学生はわずか一人、休学中の八人を除く二八七人が寄宿舎に入っていた。予備科生七四人も全員が寄宿舎で暮らしていた。また、一九二四年六月現在の調べによれば、予備科生では通学生一七人、寄宿生六三人、本科第一部生ではそれぞれ七九人、二三六人、本科第二部生では二六人、四六人となっている。⁽²⁰⁾通学生は予備科で五人に一人、第一部で四人に一人、第二部で二人に一人という状況である。この規程によって、いくらか通学生が増えたとしても、第一部では寄宿するのが普通であった。第二部生では逆に寄宿生が増えてその半数程が寄宿することになったのである。つまりこの規程によって、師範学校における寄宿生活の比重が減少したとは推測できない。むしろ寄宿舎生活の意義が強制的集団訓練の場から、自主的共同生活の場に変容せんとする姿を示していると思われる。

豊島師範学校でも、この通学許可制が一九二二年一〇月から実施された。しかし、一部生は寄宿舎、二部生は通学との原則はその後も維持されていた。ただ東京府女子師範学校の場合、同じく一九二〇年に通学許可制をとった（一九〇八年の学則は、予備科生及び本科私費生に限り通学を認め、本科公費生は全寮制と定めていた）結果、寄宿生の数が減り、一九二五年度の報告では、在籍生四六一名中寄宿生一三二名（一部生一一七、二部生一五）、通学生三二九名というように、通学がより一般的になったことがわかる。⁽²¹⁾

しかし、昭和初期になると軍国主義の流れを受けてであろう、師範学校の経営と生徒指導の組織化が進められる。豊島師範学校ではとくに校長成田千里（一九三二年七月着任）のもとで、寮生活における人格形成を重視して、通学生をなくし、生徒全員を寮生とする、学寮の改革が実施された。それまでの

第3節 師範学校の生活

一部・二部の区分に代えて、一部一〜三年を予科、一部四・五年と二部を本科とする生徒編成をとり、寮生活もこれに合わせて、予科寮（「剛健寮」）と本科寮（「柔順寮」）に分離独立させ、フアーザー・システムと呼んで、全職員が学寮一室ことに指導者を割り当てた。ほかに教生のための寮（「忠愛寮」）や、舎監室兼応接のため「大成寮」をつくり、生徒相互、あるいは生徒と教師の親睦の用に供した。また校長成田は、生徒が課外に自由に運動ができるように第二グラウンドをつくるとともに、学校を離れて、合宿研修の施設を三荘建築した。千葉県鵜原に海の道場「至楽荘」（一九三四年七月竣工）、北多摩郡東久留米に田園の道場「成美荘」（一九三六年八月竣工）、そして箱根駒ヶ岳山麓に山の道場「一宇荘」（一九三九年七月竣工）を開いたのがそれである。⁽²²⁾

こうした改革は、従来の師範型を打ち破る気宇広大な構想、その意味で一面「新教育」であったのは確かだが、他面アジアに君臨しようとする軍国主義化の流れとも歩みをともにしていた。同様の傾向が青山師範学校でも指摘できるであろう。こちらは一九三六年一月一日、創立六十周年の式典と同時に、世田谷下馬に新校舎を落成し、新築落成の記念式典を盛大に催している。学寮も新装なって、下級生用の大寄宿舍、上級生用の小寄宿舍に分けて、従来とは異なる寄宿舍生活を編制した。大寄宿舍では団体生活の秩序・規律の訓練を、小寄宿舍では家族的親和や個人的指導を重視する方針になるもの⁽²³⁾である。他方女子師範学校も老朽化した本校、寄宿舍の改造の時期を迎えていた。一九三二年以来五か年計画で、体育館、本校、寄宿舍の順に改築に着手し、一九三七年二月二四日落成式を催している⁽²⁴⁾。建物の改造期間中、授業や寮生活も転々とし、生徒たちの気分もせわしく時代の流れに取り込まれていったことが推測される。

(二) 校友会の組織化と発展

師範学校生活でもうひとつ注目すべきことは、校友会の活動である。青山師範学校の場合、校友会の前身として一八九八年発会になる「尚武会」という組織があった。一九〇二年に改正された規約をみると、その第一条に「身体ヲ強健ニシテ氣ヲ養フヲ以テ目的トス」とあるように、体育系の活動を組織したものであった。このときは剣術、柔術、機械体操、ロケットニス、ベースボール、端艇の六部で構成されていた。

一九二〇年四月、尚武会の名称を「校友会」に改め、その目的、及び構成の一新が図られた。一九二四年一月刊行の「東京府青山師範学校校友会会則」という冊子に収められている「校友会規約」の第一条には「身体ヲ強健ニシテ思想ヲ堅実ニスルヲ以テ目的トス」とあり、撃剣、柔術、器械体操、庭球、蹴球、競技、学芸、図書の八部で構成する（同、第三条）とされている。さらに一九二七年現在の同規約では「本校教育ノ精神ヲ体シ心身ノ修養錬磨ヲ図リ堅実ナル校風ヲ振策シ兼テ會員相互ノ交情ヲ醇ウスルヲ以テ目的トス」とされ、総務、剣道、柔道、庭球、蹴球、競技、体操、図書、学芸、音楽、弁論の一部に拡張されている。⁽²⁶⁾ 校友会全体の事務、会計を担当するほか、運動会、遠足、学芸会等の行事を企画運営する総務部が設置されたことや、体育系のほかに学芸、音楽（一九二五年）、図書（一九二四年）、弁論（一九二五年）等の文化系の部が大正期の後半期に次々に独立していったことが注目される。なお、一九二六年三月に校友会誌『校友』が創刊になったことも付け加えておきたい。

他方、豊島師範学校の場合、すでに開校の翌月（一九〇九年五月）発足し、一九一三年五月に『校友会誌』が創刊されている。当初、蹴球、野球、庭球の三部で発足したが、同年中に柔道、剣道、徒歩、

学芸の各部が結成されている。一九一六年に弓術部、一八年に水泳部ができています。その目的を「校友会規則」にみれば、「本会八心身ヲ鍛へ知徳ヲ磨キ併せて會員相互ノ情誼ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス」と規定し、むしろ青山師範に先んじる進展を示していた。一九二二年の部構成をみると、柔道、剣道、競技、蹴球、庭球、野球、講演、美術、音楽の九部から成り、やはり文化系の部が独立し、盛んになっていった様相がみられるのである。ただし昭和戦時下これらの校友会は「学校報告団体体制確立方」「学校報告団ノ隊組織確立並其ノ活動ニ関スル件」「学校報告団体組織編制要項」（いずれも一九四一年八月八日）を受けて、各学校報国際隊に再編されることになる。

【注】

- 1 府県史料『東京府史料』二六・二七（学校）（国立公文書館 内閣文庫所蔵）
- 2 青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 3 東京都立教育研究所『東京教育史資料大系』第五卷 一九七一年
- 4 東京都立教育研究所『東京教育史資料総覧』第二卷 一九九二年
- 5 豊島師範学校『沿革 東京府豊島師範学校創立三十周年』一九四〇年
- 6 東京府『東京府統計書』一九〇八年
- 7 文部省『文部省年報』明治四一年度
- 8 文部省編『師範教育関係法令の沿革』一九三八年
- 9 第三師範学校『創立十周年東京第三師範学校沿革史』、大泉師範学校第二回卒業生『双泉』一九八五年、東京府『東京府統計書』一九三八年

- 10 東京都立教育研究所『東京教育史資料大系』第五卷 一九七一年、青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 11 青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 12 青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 13 東京府『東京府学事年報』一八九三年
- 14 東京学芸大学附属図書館所蔵『入学試験二関スル書類』一九一七年二月
- 15 東京都立教育研究所『東京教育史資料大系』第九卷 一九七四年
- 16 東京府青山師範学校『校報』一九二五年～一九三二年（東京学芸大学附属図書館所蔵）、青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 17 記念事業実行委員会『撫子八十年』一九八八年
- 18 東京府女子師範学校『萌え出づるもの』『拓かれし旅』（東京学芸大学附属図書館所蔵）
- 19 青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 20 青山師範学校『東京府青山師範学校沿革史』一九三〇年
- 21 女子師範学校『東京府女子師範学校・東京府立第二高等女学校施設要覧』一九二五年十月
- 22 記念事業実行委員会『撫子八十年』一九八八年
- 23 青山師範学校『創立六十年青山師範学校沿革史』一九三六年
- 24 東京学芸大学『東京学芸大学二十年史』一九七〇年
- 25 東京府師範学校『東京府師範学校一覽』一九〇三年三月
- 26 青山師範学校『東京府青山師範学校一覽』一九二七年

年 表

年 表

年	学 内	学 教育界の動き	外 世 相
一九四五	教員養成カリキュラム研究に着手（四月） 東京第一師範学校、大学に於ける教育学科の力 リキュラム」作成（一二月）	文部省「新日本建設の教育方針」発 表（九月） 第一次米国教育使節団報告書（三 月） 文部省「新教育指針」配布（五月） 教育刷新委員会設置（八月）	日本国憲法公布（一 月三日）
一九四七	「米国教育文庫」開設（第二師範学校女子部）	文部省が「学科課程案の研究につい て」通牒とともに、「大学に於ける教 育学科のカリキュラム」を各師範学 校に配布（一月一八日） 教育大学創設準備協会全国大会開催 （二月二五日） 文部省「学習指導要領一般編 試案 」発行（三月） 教育基本法・学校教育法公布・施行 （三月）	日本国憲法施行（五 月三日）

年	学 内	学 外	
		教育界の動き	世 相
一九四八	<p>「米国教育文庫」を「教育課程文庫」に改称（七月）</p> <p>教育指導者講習（IFEL）第一期を開催（一〇）一二月、以後一九五一年の第八期まで</p>	<p>新制小・中学校発足（四月）</p> <p>教育刷新委員会が「学芸大学」構想を建議（五月）</p> <p>文部省「大学設置委員会」設置（一二月）</p> <p>新制高等学校発足（四月）</p> <p>文部省「新制国立大学実施要綱」発表（六月）</p> <p>教育委員会法公布（七月）</p>	<p>国連総会「世界人権宣言」採択（一二月）</p>
一九四九	<p>東京学芸大学開学（四年課程）一部と二年課程Ⅱ（二月）（五月三二日）</p> <p>初代学長に木下一雄就任（五月三二日）</p> <p>第一回入学試験実施（六月）</p> <p>第一回入学式（七月一八日）</p> <p>開学式（一一月二七日）</p> <p>『東京学芸大学研究報告』刊行開始（一一月）</p>	<p>教育職員免許法・文部省設置法・国立学校設置法公布（五月）</p> <p>日本教育大学協会発足（一一月）</p>	
一九五〇	<p>履修基準暫定案作成</p>	<p>国立大学協会発足（七月）</p> <p>教育職員免許等審議会答申（一一月）</p>	<p>朝鮮戦争始まる（六月）</p>
一九五一	<p>東京第一・第二・第三・青年師範学校及び調布</p>	<p>政令改正諮問委員会「教育制度の改</p>	<p>サンフランシスコ対</p>

年 表

	<p>分教場廃止（三月）</p>	<p>革に関する答申」（二月）</p>	<p>日講和条約・日米安全保障条約調印（九月、一九五二年四月発効）</p>
<p>一九五二</p>	<p>「東京学芸大学カリキュラム」発行・実施（四月） 特別教科（書道）教員養成課程（四年課程）設置（四月）</p>		
<p>一九五三</p>	<p>追分分校廃止（三月） 聾学校教員養成課程（二年課程）設置</p>	<p>中央教育審議会設置、教育刷新審議会廃止（一月） 教育職員免許法改正により課程認定制度導入（七月）</p>	<p>NHKテレビ本放送開始（二月） 民間テレビ放送開始（八月）</p>
<p>一九五四</p>	<p>学芸専攻科（教育専攻、芸術・書道専攻）設置（四月） 附属高等学校設置（四月）</p>	<p>教育職員免許法改正により教員免許取得基準大幅改定（五月）</p>	
<p>一九五五</p>	<p>竹早分校・大泉分校廃止（三月） 「東京学芸大学カリキュラム」第一次改訂（四月） 二年課程廃止（四月）</p>		<p>自由民主党結成し保守合同（一月） 「三種の神器」 冷蔵庫・洗濯機・テレビ</p>
<p>一九五六</p>	<p>第二代学長に村上俊亮就任（一〇月二二日）</p>	<p>「大学設置基準」制定（一〇月） 地方教育行政の組織及び運営に関する</p>	<p>「太陽族」</p>

年	学 内	学 外	
		世 相	教育界の動き
一九五七	附属幼稚園小金井園舎設置（四月）		る法律により教育委員会制度が公選制から任命制に（一〇月）
一九五八		ソビエトが人工衛星打ち上げ成功 インスタントラーメン発売	中央教育審議会答申「教員養成制度の改善方策について」（七月） 小・中学校学習指導要領改訂告示「国家基準」化（一〇月）
一九五九			
一九六〇	「初等教育学科」を「初等教育教員養成課程」に、「中等教育学科」を「中等教育教員養成課程」に改め、「特殊教育教員養成課程」（聾教育専攻、養護学校教育専攻）を設置（四月） 臨時養護学校教員養成課程設置（四月） 学芸専攻科に保健体育専攻設置（四月） 附属養護学校設置（四月）	安保闘争	
一九六一	附属追分小学校閉校（三月） 特別教科（美術・工芸）教員養成課程設置（四月）		

年 表

一九六二	<p>第三代学長に高坂正顕就任（一月一〇日） 特別教科（音楽）教員養成課程設置（四月） 附属養護学校高等部設置（四月） 附属言語指導研究施設設置（一〇月）</p>	<p>教育職員養成審議会建議「教員養成制度の改善について」（一月） 中央教育審議会答申「大学教育の改善について」（一月） 文部省通知「教員養成大学学部課程・学科目（案）作成について」（七月）</p>	<p>TVAニメ「鉄腕アトム」</p>
一九六四	<p>世田谷分校、小金井分校を廃止し、大学・附属図書館を小金井地区へ統合完了（三月） 附属豊島小学校閉校（三月） 学芸学部を第一部、第二部、第三部に改組（四月） 大学院設置構想検討開始（七月）</p>	<p>「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」により国立教員養成系大学・学部は「課程学科目制」に（二月）</p>	<p>東海道新幹線開通 東京オリンピック開催（一〇月）</p>
一九六五	<p>東京学芸大学大学院設置準備委員会による調査検討開始（二月） 特別教科（保健体育）教員養成課程設置（四月） 家永教科書裁判始まる（六月）</p>	<p>教育職員養成審議会建議「教員養成のための教育課程の基準について」（六月） 教育職員養成審議会建議「教育職員免許法の改正について」（二月）</p>	<p>名神高速道路開通</p>
一九六六	<p>『教育文化』創刊（教育文化刊行会発表）（二月） 『東京学芸大学研究報告』を『東京学芸大学紀要』に改題（三月）</p>		

年	学 内	学 教育界の動き	外 世 相
一九六七	<p>「学芸学部」を「教育学部」に改称（四月） 「学芸専攻科」を「教育専攻科」に改称し、教 育専攻廃止（四月） 特別教科（理科）教員養成課程設置（四月） 大学院教育学研究科（学校教育専攻、数学教育 専攻、理科教育専攻、英語教育専攻）修士課程 設置（四月） 「東京学芸大学カリキュラム」第二次改訂（四月） 「附属言語指導研究施設」を「附属特殊教育研 究施設」に改組・改称（四月） 幼稚園教育教員養成課程設置（四月） 大学院教育学研究科に国語教育専攻、社会科学教 育専攻、音楽教育専攻設置（四月） 第四代学長に鎌田正宣就任（十一月一〇日）</p>		
一九六八	<p>特殊教育教員養成課程に言語障害児教育専攻設 置（四月） 大学院教育学研究科に美術教育専攻、保健体育 教育専攻、家政教育専攻設置（四月） 事務局、部制に組織変更（四月一日）</p>	<p>小学校学習指導要領改訂告示「教 育内容の現代化」（七月）</p>	
一九六九	<p>臨時肢体不自由児教育教員養成課程設置（四</p>	<p>中学校学習指導要領改訂告示「教</p>	<p>大学紛争激化</p>

<p>一九七〇</p>	<p>月) 特別教科(数学)教員養成課程設置(四月) 教育専攻科芸術・書道専攻を音楽専攻、美術・ 工芸専攻、書道専攻に改組・改称(四月) 『東京学芸大学二十年史』刊行(三月)</p>	<p>育内容の現代化(四月) 教育職員養成審議会建議「国立の教 員養成大学・学部附属学校のあり 方について」(十一月)</p>	<p>米国アポロ一号が 月面着陸成功(七 月)</p>
<p>一九七二</p>	<p>附属教育工学センター設置(四月) 保健管理センター設置(四月)</p>	<p>中央教育審議会答申「今後における 学校教育の総合的な拡充整備のため の基本的施策について」(六月)</p>	<p>大阪で日本万国博覧 会開催 カップラーメン発売</p>
<p>一九七三</p>	<p>特殊教育特別専攻科(精神薄弱教育専攻)設置 臨時養護学校教員養成課程及び臨時肢体不自由 児教育教員養成課程廃止(三月) 臨時情緒障害児教育教員養成課程設置(四月) 教育学部を第一部、第二部、第三部、第四部に 改組(一〇月) 第五代学長に太田善麿就任(十一月一日) 初めて博士課程設置の概算要求(七月)</p>	<p>「特殊教育拡充整備計画」(四月) 教育職員養成審議会建議「教員養成 の改善方策について」(七月)</p>	<p>「日本列島改造論」 ク 第一次オイルショック</p>
<p>一九七四</p>	<p>大学院教育学研究科に障害児教育専攻設置(四 月)</p>	<p>文部省新構想の教員養成大学等に関 する調査会「教員のための新しい大</p>	

年	学 内	学 外	
		教育界の動き	世 相
一九七五	<p>附属高等学校大泉校舎設置（四月） 附属図書館新館開館（九月）</p> <p>大学院教育学研究科に技術教育専攻設置（四月）</p> <p>附属養護学校幼稚部設置（四月）</p>	<p>学・大学院の構想」（五月）</p>	
一九七六	<p>附属教育実習研究指導センター設置（五月） 教育専攻科音楽専攻、美術・工芸専攻、保健体育専攻廃止（五月）</p> <p>大学院教育学研究科に現職教員枠の増員措置（四月）</p>		<p>ロッキード事件</p>
一九七七		<p>小・中学校学習指導要領改訂告示「ゆとりと充実」（七月）</p>	
一九七八	<p>全国共同利用施設海外子女教育センター設置（四月）</p>	<p>中央教育審議会答申「教員の資質能力の向上について」（六月）</p>	<p>TVゲーム「スペースインベーダー」</p>
一九七九	<p>大学院教育学研究科の第一次大講座化（四月） 「東京学芸大学カリキュラム」第三次改訂（四月） 第六代学長に阿部猛就任（十一月一日）</p>	<p>養護学校義務制実施（四月）</p>	
一九八〇	<p>有害廃棄物処理施設設置（四月） 博士課程設置概算要求の中止（七月）</p>		

一九八一	データステーション設置（四月）		
一九八二	臨時情緒障害児教育教員養成課程廃止（三月）	中央教育審議会教育内容等小委員会「審議経過報告」「自己教育力の育成」（一一月）	
一九八三		教育職員養成審議会答申「教員の養成及び免許制度の改善について」（一一月）	
一九八四	放射性同位元素総合実験施設設置（七月）	臨時教育審議会設置（八月）	
一九八五	第七代学長に関四郎就任（一一月一〇日）	臨時教育審議会第一次答申（六月）	つくば科学技術博覧会開催
一九八六	博士課程設置概算要求の復活（五月）	臨時教育審議会第二次答申（四月） 臨時行政改革推進審議会答申で国立教員養成学部の設定見直しを提言（六月）	中二生「葬式」っこいじめ自殺事件
一九八七	附属野外教育実習施設設置（五月）	文部省「国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議」による報告「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について」（七月） 臨時教育審議会第三次答申（四月） 臨時教育審議会第四次答申（八月）	

年	学 内	学 外	
		教育界の動き	世 相
一九八八	<p>教育専攻科廃止（三月）</p> <p>国際文化教育課程、人間科学課程、情報環境科学課程、芸術課程設置（四月） 教員養成課程を「教育系」、新課程を「教養系」と呼称</p> <p>カリキュラム改訂（四月）</p>	<p>大学審議会設置（九月）</p> <p>教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策について」（二月）</p> <p>教育職員免許法改正により教員免許制度を大幅に改定（二月）</p>	<p>リクルート事件</p>
一九八九	<p>「データステーション」を「情報処理センタ」に改組・改称（二月）</p>	<p>小・中・高校学習指導要領改訂告示「生活科」新設（三月）</p>	<p>昭和天皇崩御（一月）</p> <p>中国天安門事件（六月）</p> <p>国連「児童の権利に関する条約」採択（十一月）</p> <p>米ソ冷戦終結、ベルリンの壁崩壊（十二月）</p>
一九九〇	<p>教育系カリキュラム改訂</p>		<p>女子高校生校門圧死事</p>

年 表

一九九一	聾学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、言語障害児教育教員養成課程を障害児教育教員養成課程に改組（四月） 第八代学長に蓮見音彦就任（一月一日）	大学設置基準改正（七月）	件
一九九二		学校週五日制を毎月第二土曜日のみ実施（九月）	
一九九三	『東京学芸大学白書 教育と研究の現状一九九二』刊行（三月） 留学生教育研究センター設置（学内措置）（一月）	文部省「大学改革の推進状況」発表（五月）	Jリーグ開幕 皇太子御成婚（六月） 細川連立内閣発足（八月）
一九九四	『東京学芸大学白書 附属学校の現状一九九三』刊行（三月） 「附属野外教育実習施設」を「附属環境教育実践施設」に改組・改称（六月）	「児童の権利に関する条約」国内発効（五月）	愛知県西尾市いじめ自殺事件
一九九五	『研究活動一覽一九九〇～一九九四』刊行（三月） 「東京学芸大学カリキュラム」第四次改訂（四月） 「学生センター」開設（一〇月）	学校週五日制を毎月第二・第四土曜日実施（四月）	阪神・淡路大震災（一月） 地下鉄サリン事件（三月）
一九九六	大学院連合学校教育学研究所（学校教育学専	生涯学習審議会答申「地域における	0 157猛威

年	学 内	学 界の動き	世 相
一九九七	<p>攻) 博士課程設置(四月)</p> <p>附属教育実践総合センター設置(附属教育工学センター及び附属教育実習研究指導センターを改組)(四月)</p> <p>大学院教育学研究科に総合教育開発専攻(夜間課程)設置(四月)</p> <p>大学院教育学研究科の講座組織の変更・第二次大講座化 昼夜開講制開始(四月)</p> <p>第九代学長に岡本靖正就任(十一月一〇日)</p>	<p>生涯学習機会の充実方策について(四月)</p> <p>第一五期中央教育審議会第一次答申</p> <p>「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 「生きる力」と「ゆとり」(七月)</p> <p>政府・与党の財政構造改革会議で文相が国立大学教員養成課程の入学定員を三年間で五〇〇〇人削減すると表明(四月)</p> <p>第一六期中央教育審議会第二次答申</p> <p>「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(六月)</p> <p>教育職員養成審議会第一次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」(七月)</p>	<p>神戸連続児童殺傷事件</p>
一九九八	<p>副学長設置(四月)</p> <p>留学生センターを省令施設として設置(四月)</p> <p>事務組織の大幅改編(四月)</p>	<p>第一六期中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために」(六月)</p> <p>教育課程審議会答申「幼稚園、小学</p>	<p>長野オリンピック、パラリンピック開催(二、三月)</p> <p>和歌山毒入りカレー</p>

		<p>校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(七月)</p> <p>第一六期中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(九月)</p> <p>生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(九月)</p> <p>大学審議会答申「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」(一〇月)</p> <p>教育職員養成審議会第二次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」(一〇月)</p> <p>幼稚園・小学校・中学校の新学習指導要領告示(一二月)</p>	<p>事件(七月)</p>
--	--	---	---------------

編集後記

編集委員会副委員長 原 聰 介

一九九六年三月一八日の第一回編集委員会からはば三年に及びます。ずいぶん長くかかりましたが、ようやく本になりました。

委員会ではまず勉強会をしようということになり、創立前後の事情を聞き取ることからはじめ、森元直良氏、杉浦昭撰氏、土馬健司氏に事務サイドから当時の苦勞話をうかがいました。また、第一期卒業生の上田勝三氏からは、学生の立場から見た開設当時の印象を語ってもらいました。さらに、座談会「同窓会活動・学生群像を語る」では各世代の方から自由な発言をいただきました。

こういった経験談を興味深くうかがい、討論を重ねていく内に、心情的な意味も含めて共通理解を深めることになったのですが、そうすればするほど、編集委員が自ら執筆せざるを得ないという羽目に陥ったのは皮肉なことでした。実を言えば、編集委員会は、当初、記念誌の性格、構成、経費、執筆者など、基本的な段取りをつける役割のもりであったのですが、いざ別に執筆依頼することになると改めて共通理解が必要であるということになり、そうなるともう一度同じ経過を辿ることになってしまいました。ついに覚悟を決め、編集委員の執筆分担に加えて、総括の役割で附属図書館側から議論に加わってきた岡本靖正館長（当時）と木村隆子氏、さらに教員養成史研究の立場から教育学科の濱田博文氏に参加を願って執筆態勢に入ったわけです。

編集方針の基本については巻頭の竹内委員長の記事にあります。実際に執筆を進めて行くに当たって、いくつか統一的に処理しておく事項が生じました。ここにそれを記して読者の了解を頂きたいと思

います。

・時期区分については、沿革の基本的部分（第一章第一節、第二節）以外の記述に当たっては必ずしも適用しない。

・大学全体の流れを描くことに重点を置くため、各学科・研究室の紹介はしない。また、個人名をあげることをできるだけ避け、同窓会関係を除き、基本的には学長名にとどめる。

・表記は読みやすさに配慮しつつ、できるだけ一般的な用法に従うように務める。年号は西暦を基本とし、各節の初出箇所などで、必要に応じて一九四九（昭和二四）年のように示す。

通史編はできるだけコンパクトで読みやすいものにということでしたが、落とせない事実が多く、だいぶ分厚なものになってしまいました。それでも執筆者には涙をのんでもらい、多くの話題を割愛せざるを得ませんでした。こういったいわばこぼれ話を何かの形で公にできればと願っています。

また、通史編をできるだけスリムにして多くの資料を資料編へ、ということでしたが、これもいざ作ってみようとする膨大なものになることがわかり、どの辺で収めるか、悩ましいことになりました。したがって、ここでもやむなく大鈿をふるわなければならなくなりました。取捨選択に苦労しましたが、本学自体の歴史の筋道と同時に、わが国の教員養成史を表現するものであることがわかるように、という視点から選んだつもりです。さらに立ち入って調査を希望される場合には、本学附属図書館に資料を保管してありますのでご利用ください。

この記念誌は多くの方々の支えによってできたものであります。とりわけ事務局の方々にはわずらわしい資料調査の求めに応じていただきました。編集事務は附属図書館の五味照明、木村隆子の両氏の的確な作業に多くを負っています。また、株式会社ぎょうせいにはできるだけよい本に、という誠意ある努力をいただきました。（一九九九年三月）

編集委員会名簿

委員長	竹内 誠	名誉教授
副委員長	原 聰介	教授・第二部
委員	佐藤和彦	教授・第一部
委員	宮腰 賢	教授・第一部
委員	陣内靖彦	教授・第二部
委員	遠藤節子	名誉教授
委員	岡崎恵視	教授・第三部
委員	小林志郎	教授・第四部
委員	永島惇正	教授・第四部
総括	岡本靖正	附属図書館長（一九九六・三丁九七・一一）
総括	水田 徹	附属図書館長（一九九七・一一～現在）

執筆分担

() 内は現職

序章 時代と社会背景

陣内靖彦(教育学科教授)

第一章 学部のおゆみ

第一節 教育界と東京学芸大学

濱田博文(筑波大学教育学系講師)

第二節 組織・建物・環境

永島惇正(健康・スポーツ科学学科教授)

第三節 教育課程

宮腰 賢(言語文学第一学科教授)

第四節 学生生活

小林志郎(美術学科教授)

第五節 教職員の研究と生活

岡崎恵視(理科教育学科教授)

第二章 大学院・専攻科のおゆみ

原 聰介(教育学科教授)

第三章 附属図書館 施設・センター

附属学校のおゆみ

第一節 附属図書館

木村隆子(附属図書館)

第二節 施設・センター

岡本靖正(学長)

第三節 附属学校

佐藤和彦(人文科学科教授)

第四章 同窓会のおゆみ

遠藤節子(名誉教授)

補章 大学前史

陣内靖彦

年表

濱田博文



デザイン 杉崎静雄

東京学芸大学五十年史 通史編

一九九九年三月三十一日 発行

編集
東京学芸大学創立五十周年
記念誌編集委員会

発行
東京学芸大学創立五十周年
記念事業後援会

〒八四八〇二

東京都小金井市貫井北町四 一 一
東京学芸大学内

印刷
株式会社 きょうせい

無断複製を禁ず